

平成18年度政策の実績評価における目標

総合食料局

- 「食品産業の競争力の強化」
- 「主要食糧の需給の安定の確保」

消費・安全局

- 「食の安全及び消費者の信頼の確保」
- 「望ましい食生活の実現に向けた食育の推進」

生産局

- 「国産農畜産物の競争力の強化」
- 「環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換」

経営局

- 「意欲と能力のある担い手の育成・確保」
- 「担い手への経営支援の条件整備」

農村振興局

- 「農地、農業用水等の整備・保全」
- 「都市との共生・対流等による農村の振興」

林野庁

- 「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」
- 「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」

水産庁

- 「水産物の安定供給の確保」
- 「水産業の健全な発展」

国際部

- 「食料・農業・農村に関する国際協力の推進」
- 「農林水産物・食品の輸出の促進」

政策評価結果書（案）

平成 年 月 日

実績評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	食品産業の競争力の強化	
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：総合食料局流通課、食品産業企画課 関 係 課：総合食料局食料企画課、食品産業振興課、消費流通課	
政策分野の全体 の目指す姿	国民に対し、安全で安心な食料の安定供給を確保するため、食品産業の競争力の強化を図る。	
重点的に取り組むべき課題 (課題ごとに目指すべき姿)	目標 (政策の有効性に関する指標 / 政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標・データ
個々の食品企業の自由な 経済活動を基本としつつ、 食料の安定供給を確保する 観点から、食品産業の経営 基盤の強化や流通の効率化 等に資する取組について一 定の支援を行うことにより、 食品産業の競争力の強化を 図る。	<p>食品製造業の経営基盤の強化 食料産業クラスターの取組による 食品製造企業の活性化</p> <p>食料産業クラスターに参画してい る食品製造企業の製品出荷額等が前 年実績を上回るかどうかを基本とし つつ、景気や需給等の動向を踏まえ 総合的に判断する。</p> <p>食品流通の効率化 卸売市場の整備や、ユビキタス・ コンピューティング技術、電子商取 引の活用など先進モデルの提示等を 通じた食品流通の効率化</p> <p>食品流通業における労働生産性の 向上等に関する指標値が実績を上回 るかどうかを基本としつつ、景気や 需給等の動向を踏まえ総合的に判断 する。</p> <p>【用語解説】 「ユビキタス・コンピューティング技術」 いつでも、どこでもコンピュータが 使える情報技術のこと。 この技術を活用し、身の回りの様々 な物に電子タグを埋め込み、その情報 を読み取ることにより、必要な情報を 入手することが可能となる。</p> <p>21世紀新農政2006（平成18 年4月4日食料・農業・農村政策推進 本部決定）で示された「東アジア食品 産業活性化戦略」については平成19 年度より目標を設定</p>	<p>食料産業クラスターに参画してい る食品製造企業の製品出荷額等に 関する抽出調査等</p> <p>飲食料品卸売業・小売業の労 働生産性に関する統計等</p>

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	食料・農業・農村基本計画 第3の1の(5)食品産業の競争力の強化に向けた取組
目標年度	-
目標値	-

[政策分野の全般的考え方（必要性）]

食品産業は、農水産業と消費者の間に位置し、食料の生産から消費までの段階において食品の品質と安全性を保ちつつ、安定的かつ効率的に消費者に供給するとともに、消費者ニーズを生産者に伝達する重要な役割を担っている。また、地場産業として、雇用の場を提供するなど、地域経済において大きなウェイトを占めている。

輸入食品との競合が激化する中で、食品産業の「食」と「農」の架け橋としての機能が十分発揮されるよう、農水産物生産から消費に至るコスト縮減、健康及び食の安全に対する消費者ニーズに応えた新商品・新技術の開発・導入等により、競争力の強化を図ることが重要である。

一方で、時代の要請として、食品産業の事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用に対する配慮が求められている。

[政策分野の目標設定の考え方]

食品産業は、生産サイドと消費サイドの間に立って食料の安定供給という国民生活にとって欠くことのできない役割を果たしている。その役割が引き続き十全に果たされるよう、食品産業の競争力の強化を通じ、食料の安定供給や供給コストの縮減、地域経済の活性化、国産農産物の供給先としての機能の向上、消費者利益の増進を図ることが課題となっている。このため、政策分野の目標として、「食品製造業の経営基盤の強化」及び「食品流通の効率化」を設定する。

目標 食品製造業の経営基盤の強化

多様化・高度化する消費者ニーズ、国際化の進展等の中、消費者の多様な需要に的確に対応した安全な食料の安定供給という食品産業の役割を強化するため、地場の農産物、人材、技術等の地域資源を活用するなど特色ある取組を実施する食品企業の創出・実践を支援することにより、食品製造業の経営基盤の強化を図ることが重要である。

目標 食品流通の効率化

国民生活を営む上で最も基礎的な物資である食品を安定的かつ効率的に消費者に供給するため、卸売市場の整備、集出荷・流通システムの高度化等や食品小売業の物流に係る共同化等の活性化対策を推進し、食品流通の効率化を図ることが重要である。

[目標値の算出方法／達成状況の判定方法]

目標 食品製造業の経営基盤の強化

[達成状況の判定方法]

食料産業クラスターに参画している食品製造企業の製品出荷額等が前年実績を上回るかどうかを基本としつつ、景気や需給等の動向を踏まえ総合的に判断する。

(主な参考指標)

食料産業クラスターに参画している食品製造企業における製品出荷額等（抽出調査）

目標 食品流通の効率化

[達成状況の判定方法]

食品流通業における労働生産性の向上等に関する指標値が過去の実績を上回るかどうかを基本としつつ、景気や需給等の動向を踏まえ総合的に判断する。

(主な参考指標)

・飲食料品卸売業の労働生産性の向上

「飲食料品卸売業の1人・1時間当たりの販売額」、「卸売市場における卸・仲卸業者従業員1人当たりの取扱金額」

「商業統計、商業販売統計(経済産業省)」、「毎月勤労統計(厚生労働省)」等を基に推計

・飲食料品小売業の労働生産性の向上

「飲食料品小売業等の1人・1時間当たりの販売額」

「商業統計、商業販売統計(経済産業省)」、「毎月勤労統計(厚生労働省)」を基に推計

実績評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

目標 食品製造業の経営基盤の強化

【基本データ】

食料産業クラスターに参画している食品製造企業の製品出荷額

目標 食品流通の効率化

【基本データ】

食品流通業の労働生産性

飲食料品卸売業者 1 人・ 1 時間当たり販売額の推移 (単位 : 円)



資料 : 「商業統計、商業販売統計 (経済産業省) 」、「毎月勤労統計 (厚生労働省) 」を基に算出

注 1 : 1 人・ 1 時間当たりの販売額 = 販売額 / (従業員数 × 年間労働時間)

注 2 : 統計データは、暦年値を使用している。

飲食料品小売業者 1 人・ 1 時間当たり販売額の推移 (単位 : 円)



資料 : 「商業統計、商業販売統計 (経済産業省) 」、「毎月勤労統計 (厚生労働省) 」を基に算出

注 1 : 1 人・ 1 時間当たりの販売額 = 販売額 / (従業員数 × 年間労働時間)

注 2 : 統計データは、暦年値を使用している。

(基本データの内訳)
飲食料品卸売業者 関係

(単位:10億円、人、時間)

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
商業販売額	92,819	86,807	85,365	84,456	83,210	84,817	84,368
従業員数	907,081	907,081	875,333	851,699	849,996	840,646	837,283
年間労働時間	1,913	1,932	1,928	1,903	1,926	1,910	1,883

資料:「商業統計、商業販売統計(経済産業省)」、「毎月勤労統計(厚生労働省)」を基に算出

注1:「従業員数」は、パートアルバイト8時間換算値を基に常用雇用指数により推計

注2:「年間労働時間」は、実労働時間数を年間換算し使用

飲食料品小売業者 関係

(単位:10億円、人、時間)

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
商業販売額	43,390	41,828	41,444	40,766	40,820	40,345	40,022
従業員数	2,144,919	2,226,426	2,304,351	2,366,568	2,404,433	2,450,117	2,486,869
年間労働時間	1,488	1,481	1,454	1,392	1,384	1,392	1,398

資料:「商業統計、商業販売統計(経済産業省)」、「毎月勤労統計(厚生労働省)」を基に算出

注1:「従業員数」は、パートアルバイト8時間換算値を基に常用雇用指数により推計

注2:「年間労働時間」は、実労働時間数を年間換算し使用

【参考データ】

卸売市場における卸・仲卸業者の労働生産性

青果・水産卸売業者従業員1人当たりの取扱金額の推移

単位:万円/人



1人当たり取扱金額 = 取扱金額 / 従業員数

(内訳)青果・水産卸売業における取扱金額及び従業員数の推移

(単位:億円、人)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
青果	取扱金額	22,729	22,519	22,232	22,232	21,321
	従業員数	10,545	9,889	9,639	9,156	8,949
水産	取扱金額	28,011	27,204	26,290	25,384	24,481
	従業員数	7,911	7,659	7,414	7,204	6,925

資料:総合食料局流通課調べ

注:取扱金額は消費者物価指数で修正している。青果は、生鮮野菜・果物の各ウエイトで加重平均している。

青果・水産仲卸業者従業員 1人当たりの取扱金額の推移

単位: 万円/人



1人当たりの取扱金額 = 取扱金額 / 従業員数

(内訳) 青果・水産仲卸業における取扱金額及び従業員数の推移

(単位: 億円、人)

		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
青果	取扱金額	16,336	16,157	16,079	15,728	15,018	13,888
	従業員数	25,309	25,359	26,164	26,228	26,079	24,073
水産	取扱金額	17,891	17,189	16,651	15,790	15,203	14,692
	従業員数	29,806	29,204	28,706	27,717	27,180	26,287

資料: 総合食料局流通課調べ

注: 取扱金額は消費者物価指数で修正している。青果は、生鮮野菜・果物の各ウエイトで加重平均している。

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 価 結 果
目標 食品製造業の経営基盤の強化	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">目標値、実績値、達成状況</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">本年度の達成状況</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">政策目標を達成するための政策手段の有効性</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">改善・見直しの方向</div>
目標 食品流通の効率化	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">目標値、実績値、達成状況</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">本年度の達成状況</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">政策目標を達成するための政策手段の有効性</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">改善・見直しの方向</div>
総合的な所見 (各局政策評価担当課長)	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】

実績評価(政策手段シート)

政策分野	食品産業の競争力の強化
------	-------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
目標	食品製造業の経営基盤の強化	食料産業クラスター推進事業費	競争力のある高付加価値食品の供給を図るため、地域における食料産業クラスターの形成(食品産業・農業・関係業種による連携構築(ネットワークづくり)を推進し、地域食材を活用した新商品開発や需要の創出、市場開拓の支援等を実施	国内農業者等と契約による原料調達を行っている食品製造業(事業所)の割合:60%以上(21年度)	609	
	食品産業経営基盤強化対策事業費		・実態調査に基づいた企業の優良事例の収集・分析 ・CSR経営が遅れている中小食品企業を主として、直面している課題や企業間取引での問題点について、アンケート調査を実施し取りまとめる。	食品産業の健全な発展(食品企業における行動規範策定状況100%(19年))	16	
	外食産業総合調査研究事業費		外食産業の経営環境、産業構造等基礎的データの調査、分析及び公表	-	14	
	緊急事態等対応事業費		緊急時対応実態調査、緊急時対応マニュアル策定、緊急時対応の円滑化を図るため施設整備等に係るコスト及び経費構造の解析を実施した上で事業者へ普及	緊急時における外食事業者の経営安定(緊急時においてマニュアル等の活用度:100%(緊急時発生年度))	19	
	大豆備蓄対策費補助金		一定数量の備蓄大豆の保管寄託及び第三者機関による定期的な確認、不測事態発生時の供給体制についての周知の徹底	-	533	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	大豆製品流通調査事業費	大豆製品製造業者、卸売業者、大豆製品納入業者等の大豆に対する実態調査及び製品成分分析結果の公表	-	10		
	外食産業原産地等表示対策事業費	外食事業者が原産地表示を適切に行うために、パンフレット・マニュアルを作成するとともに、外食事業者団体において、表示の有識者の育成や指導・相談会を開催。	全国展開をしている大手外食事業者(ファミリーレストラン、ハンバーガー店、牛丼店)における原産地表示の実施率が概ね100%	29		
	食料安定供給対策基本調査等事業費	食品産業分野全体にわたる生産・出荷等の基礎的データの調査やPOS情報等の活用による食品産業需給動向の把握、海外の穀物等の需給動向の把握・分析	-	23		
	特定農産加工資金	特定農産加工業者等の行う経営改善に対する金融措置(農林漁業金融公庫)	-	-		
	新規用途事業等資金	特定農林畜水産物の新規用途の採用等の事業に対する金融措置(農林漁業金融公庫)	-	-		
	食品流通改善資金のうち食品生産製造提携事業施設	食品製造業と農林漁業との連携に対する金融措置(農林漁業金融公庫)	-	-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	食品安定供給施設整備資金	食料の安定供給の確保に資する事業への金融措置(農林漁業金融公庫)	-	-	-	
	日本政策投資銀行融資 産業活力再生支援	事業再構築等に必要な施設整備、設備廃棄等への金融措置(日本政策投資銀行)	-	-	-	
	日本政策投資銀行融資 地域産業立地促進	地域産業の体質強化に必要な施設の整備への金融措置(日本政策投資銀行)	-	-	-	
	日本政策投資銀行融資 新産業創出・活性化	創業、新規事業分野開拓に関する事業への金融措置(日本政策投資銀行)	-	-	-	
	中小企業新事業活動促進法に係る経営革新資金、異分野連携新事業分野開拓資金	中小企業の行う経営革新、異分野連携新事業分野開拓に関する事業への金融措置(中小企業金融公庫等)	-	-	-	
	特定農産加工業経営改善臨時措置法	特定農産加工業者等の経営の改善の促進	-	-	-	
	中小企業新事業活動促進法	中小企業の経営革新、異分野連携新事業分野開拓等による事業活動の促進	-	-	-	
	産業活力再生特別措置法	経営資源の有効活用による産業活力の再生	-	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	所得税・法人税(共通)		(1)食品産業の試験研究費が増加した場合の特別控除 (2)穀物サイロ、冷蔵倉庫等原材料の安定供給に資する設備投資に係る割増償却 (3)特定農産加工法に基づき事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除 (4)産業活力再生法に基づき事業革新設備を取得した場合の特別償却 (5)中小企業新事業活動促進法に基づき事業基盤強化設備(機械・装置等)を取得した場合等の特別償却又は税額控除 (6)産業活力再生法に基づく設備廃棄等に伴う欠損金の繰戻しによる税の還付	-	-	
	登録免許税		産業活力再生法に基づき行う会社設立・分割の登記に係る税率の軽減措置	-	-	
	不動産取得税		産業活力再生法に基づく事業再構築等のための営業譲渡に係る軽減措置	-	-	
	固定資産税・都市計画税		倉庫等原材料の安定供給に資する施設投資に係る軽減措置	-	-	
	特別土地保有税		特定農産加工法に基づく経営改善計画の事業の用に供する土地に係る非課税の特例	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	事業所税		(1)特定農産加工法に基づく経営改善計画の事業に供する事業所に係る軽減措置 (2)中小企業新事業活動促進法に基づく経営基盤強化に供する事業所に係る軽減措置	-	-	
食品流通の効率化	強い農業づくり交付金のうち 卸売市場施設整備対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央卸売市場の計画的な施設の整備 ・ 地域の特性を活かした中央卸売市場の再編に係る施設の整備 ・ PFI法の適用を受けて行う卸売市場の施設の整備や市場機能の強化等に資する施設の整備 ・ 地方卸売市場が地域拠点市場として取り組む他の卸売市場との統合又は連携に必要な施設の整備に対し支援 	効率的な市場流通(目標年度における取扱数量の増加率等)	40,506百万円の内数	
	卸売市場整備新基本方針実施状況実態調査事業		効率的な流通システムへの転換等に関して取組の遅れている中央卸売市場に対し、取組の進んでいる他市場や市場外流通における実態を示すことにより、同様の取組を促し、市場関係業者の経営強化を推進	卸売市場施設の資本ストック当たりの市場流通量(対前年同水準の確保)(各年度)	17	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		物流管理効率化新技術確立事業	生鮮食品物流業務の実態調査・分析及び電子タグを活用した効率的作業プロセスの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・物流コスト4分の1程度削減可能な青果物の効率的物流システムモデルの実証と課題の整理(17年度) ・物流コスト4分の1程度削減可能な水産物等の効率的物流システムモデルの実証と課題の整理(18年度) ・上記課題を踏まえた物流コスト4分の1程度削減可能モデルの構築(卸売市場で活用できる実用モデルを開発する)(19年度) 	95	
		卸売市場連携物流最適化推進事業	地方又は大都市近郊の卸売市場の集荷力向上を図るとともに、出荷者の出荷コストの軽減や消費者に対する鮮度の高い地域農産物の供給機能の向上等を図るため、産地、卸売市場、実需者等地域の流通関係者による物流最適化のための連携手法と共同集荷等の連携した取引システムに基づく最適な物流システムのための実証試験を実施	食品流通従事者1人・1時間当たりの食品販売額及び外食販売額の対前年比が過去5年間の平均増減率を上回る(各年度)	65	
		食品専門小売等構造改善推進事業	食品専門小売店等に対して、経営相談、教育研修等の実施、構造改善計画の検討会等の支援、人材育成マスターバンクの整備・活用	食品流通従事者1人・1時間当たりの食品販売額及び外食販売額の対前年比が過去5年間の平均増減率を上回る(各年度)	72	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	食品流通高付加価値モデル推進事業	食品小売業者や商店街振興組合等が生産者・産地と連携して、地域農水産物を活用したブランド化、オリジナル商品開発等 付加価値の向上を図るモデル的取組を支援	食品流通従事者1人・1時間当たりの食品販売額及び外食販売額の対前年比が過去5年間の平均増減率を上回る(各年度)	41		
	商物分離直接流通成果重視事業	卸売市場における、電子商取引の導入による生産者から小売業者等へのダイレクト物流の仕組みの開発・実証を通じ、取引業務や物流コストの縮減等を図るモデル的取組を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・電子商取引を導入する中央市場の数: 40~50% (22年度) ・モデル地区での電子商取引の取扱量シェア: 10~25% 	145		
	物流コスト改革推進調査事業	モーダルシフトやクールコンテナの効率的利用などにより、青果物等の長距離輸送におけるコスト低減の仕組み作りの可能性などを調査・検討する。	-	13		
	米流通高度化事業	消費者及び実需者のニーズに的確に対応した米流通の確保を図るため、精米工場における品質・工程管理の向上や米穀販売業者の人材育成を実施	-	31		
	生鮮食料品等小売業近代化貸付制度	食品小売業の近代化等に必要な施設の整備(国民生活金融公庫)	-	-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		食品流通構造改善貸付金	生産者と食品販売業者の連携に必要な施設、卸売市場・食品販売業者の近代化に必要な施設等の整備(農林漁業金融公庫等)	-	-	
		日本政策投資銀行融資 地域経済振興枠	<ul style="list-style-type: none"> 卸共同流通ターミナル、食品商業基盤施設及び輸入促進高度化施設とその関連施設の整備 食品の流通機能の高度化及び高品位流通設備の整備 (日本政策投資銀行) 	-	-	
		卸売市場法	卸売市場の整備を促進するとともに、卸売市場の適正かつ健全な運営を確保	-	-	
		食品流通構造改善促進法	食品流通部門の構造改善を促進し、食品に係る流通機構を合理化するとともに、流通機能を高度化	-	-	
		流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的で環境負荷の小さい物流の実現	-	-	
		中心市街地の活性化に関する法律	中心市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		所得税・法人税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県地方卸売市場整備計画に基づき地方卸売市場の整備を行う場合の事業用資産の買換・交換の譲渡所得の課税の特例 ・ 食品流通構造改善促進法に基づく食品商業集積施設整備事業のための土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 	-	-	
		登録免許税	卸売業者等が合併等を行った場合の登記税率の軽減措置	-	-	
		固定資産税・都市計画税	食品流通構造改善促進法の構造改善事業を行う地方卸売市場の業務用家屋及び償却資産の課税標準の特例	-	-	
		特別土地保有税	卸売市場の土地及び附帯集団売場等、食品販売業近代化事業等の事業の用に供される土地に係る非課税の特例	-	-	
		事業所税	卸売市場関係業者に係る軽減措置	-	-	
		不動産取得税	食品流通改善資金の貸付に係る施設の整備に係る軽減措置	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
その他	事業活動に伴う環境への負荷の低減	食品資源循環形成推進事業費	食品リサイクル法に基づく再生利用等の実施率目標を達成した事業者を適正に評価するため、第3者機関による認証事業の仕組みやルールを検討	食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率を52%に向上(18年度)	28	
		容器包装リサイクル法制度円滑化推進事業費	容器包装リサイクル法制度見直し内容についての普及啓発を行うとともに、ただ乗り事業者対策の強化、事業者及び消費者へのリターナブル容器の利用推進、中小零細が多い関連事業者に対する容器包装の排出抑制等の取組の促進等	-	56	
		日本政策投資銀行融資 廃棄物・リサイクル 事業支援	廃棄物・リサイクル施設整備への金融措置(日本政策投資銀行)	-	-	
		食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	食品廃棄物の排出抑制と食品循環資源の再生利用の推進	-	-	
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルの推進	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		所得税・法人税(共通)	(1)公害防止設備に係る特別償却 (2)特定フロン等を使用しない代替設備への転換の推進に係る特別償却 (3)再商品化設備等に係る特別償却 (食品循環資源再生) (4)公害関係における特定の事業用資産の買換・交換の場合の譲渡所得の課税の特例	-	-	
		固定資産税・都市計画税	公害防止施設、廃棄物再生処理施設の整備(空びん、食品循環資源再生)に係る課税標準の特例措置	-	-	
		事業所税	(1)公害防止用施設の課税標準の特例措置 (2)産業廃棄物処理等事業者用施設の課税標準の特例措置	-	-	

政策評価結果書（案）

平成 年 月 日

実績評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	主要食糧の需給の安定の確保	
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：総合食料局計画課、食糧貿易課 関係課：総合食料局食料企画課、消費流通課、生産局農産振興課	
政策分野の全体の目指すべき姿	主要な食糧である米麦の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国経済の安定に資する。	
重点的に取り組むべき課題（課題ごとに目指すべき姿）	目標 (政策の有効性に関する指標 / 政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標・データ
1. 消費者への米の安定的供給の確保を図るとともに、米政策改革を着実に進めることにより、需要に応じた売れる米づくりを推進する。	<p>備蓄運営等消費者への米の安定的供給</p> <p>不作時（作況98以下）においては消費者への主食用等供給量（平成18／19年の需要量844万トン）の確保</p> <p>平常時・豊作時（作況99以上）においては市場のニーズに応じた買入、売渡を通じ、回転備蓄を基本とした適切な備蓄の運営（適正備蓄水準：100万トン程度）</p> <p>需要に応じた売れる米づくり</p> <p>農業者や産地が、需給・価格情報等の市場のニーズを踏まえ、自らの販売戦略に即して行う需要に応じた売れる米づくりへの取組の進展や意識改革の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a 都道府県、地域段階における生産目標数量の配分要素 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、地域段階における生産目標数量の配分について、一律的配分から販売戦略要素を用いた設定の割合が前年より増加すること b 情報提供の体制 <ul style="list-style-type: none"> ・JA等による地域レベルでの情報提供の実施率が、前年より高くなるとともに、その伝達頻度も増加すること c 需要に応じた米づくりの取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ・地域水田農業ビジョン（“分野別評価（目標値と実績値の推移）”）シートに用語解説において、需要に応じた米づくりの取組が前年より増加すること d 流通の多様化 <ul style="list-style-type: none"> ・従来の流通ルートより新たな流通ルートによる販売が、前年に比べて増加すること e 豊作時における、過剰米の適切な区分出荷 	「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で策定する平成18／19年（18年7月から19年6月）の主食用等の需給見通し

	<ul style="list-style-type: none"> ・豊作による過剰米については、短期融資の仕組みを活用し、出来秋の段階で市場から隔離（区分保管）されること 	
2. 国内産麦について需要に応じた良品質麦生産を推進する。	民間流通を通じた需要に応じた良品質麦生産の推進 指標：小麦の需要と生産のミスマッチ率を基準値より低減する。 (基準：直近3ヶ年(平成15～17年度)の平均11.6%)	生産者団体等に対する民間流通麦の契約状況の聞き取り調査

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	食料・農業・農村基本計画 第3の1の(6) 食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障 2の(5)のア 多様な経営発展の取組の推進
目標年度	-
目標値	-

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

米は、我が国の食生活においては、国民の主食として日本型食生活の根幹を担い、国民の供給熱量全体のうち約4分の1（平成15年）を占めている。また、生産面においては、基幹的な土地利用型作物として水田営農体系を構成している。

麦は、米に次ぐ国民の主要食糧として、日常生活において、パン・めん・菓子・味噌・押麦など多様な用途で使用され、国民が摂取するカロリーの約12%を供給するなど食生活において大きな役割を果たしている。また、生産面においては、水田作地帯における転作作物、北関東・北九州等の水田営農における裏作作物、北海道の大規模畠作経営における輪作作物となっており、わが国の土地利用型農業の基幹作物として位置付けられている。

以上のように米麦は、主要食糧として、国民生活及び農業生産上重要な位置付けを有していることから、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）に基づく措置及び関連施策を適切に実施することを通じて、米麦の需給の安定の確保に努めている。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

米については、平成14年12月に米政策改革大綱を決定し、米を取り巻く環境の変化に対応して、消費者重視・市場重視の考え方方に立った需要に応じた米づくりの推進を通じた水田農業経営の安定と発展を図るとともに、米の需給の安定を図っているところである。今次改革は生産のみならず流通等にわたるものであることから、政策分野の目標として、生産・流通及び備蓄の各項目について目標を設定する。

目標 備蓄運営等消費者への米の安定的供給

米は国民の主食としての位置付けを有していることから、政府は、食糧法に基づき、米の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米を備蓄として保有するとともに、備蓄の円滑な運営を図るため、買入れ・売渡しを行うこととされている。

このため、不作等により供給が不足するような事態において消費者への安定的供給の確保が図られるよう、政府は食糧法に基づく「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で策定する主食用等の需給見通しを踏まえた備蓄運営の基本方針に即して、市場のニーズに応じた銘柄の買入れ・売渡しを通じ、回転備蓄を基本とした適切な備蓄運営（適正備蓄水準：100万トン程度）に努めることが重要である。

目標 需要に応じた売れる米づくり

米については、価格・食味・栽培方法などに対する消費者ニーズが多様化し、これにきめ細やかに対応した安定的供給の必要性が高まっている。このような米を取り巻く環境の変化に対応し、水田農業経営の安定と発展を図っていくためには、多様なニーズを起点とし、需要ごとに求められる価格条件等を満たしながら、安定的供給が行われる消費者重視・市場重視の考え方方に立った、需要に応じた米づくりに取り組んでいく必要がある。

このような考え方を基に平成16年度からは、需給調整対策、生産構造対策、流通改革等が本格的にスタートし、地域水田農業ビジョンの実現や需要に応じた米づくりの体制整備に向け、地域関係者が一体となって取り組んでいるところである。

平成18年7月には、経営所得安定対策等実施要綱を農林水産省として省議決定し、「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、農業者・農業者団体が国等行政から提供される需給に関する情報や市場シグナルを基に、自らの販売戦略に即して、主体的経営判断により需要に応じた生産に取り組む姿である「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム」に、平成19年産から移行することが決定しており、この円滑な実施に向けて、今後、更なる意識改革、取組の徹底を図る必要がある。

具体的には、担い手への重点化、有機・特別栽培米の取組、一等米比率等、戦略的な要素を重視した生

産目標数量の配分手法や、農業者に対する販売状況や価格動向等の情報提供体制の確立等を目指す必要がある。

目標 民間流通を通じた需要に応じた良品質麦生産の推進

国内産麦については、現在、その全量について民間流通しているものの、生産量が増加した一方、依然として実需者が求める品質や生産性に十分に応えられる状況とはなっておらず、食料・農業・農村基本計画の中でも、品質・生産性の向上を図ることが課題とされている。このため、国内産麦については以下の考え方で目標を設定する。

国内産麦については、民間流通制度の下、流通面から良品質麦生産が推進されるよう、生産者と実需者の連携・協力を通じ、需要に応じた良品質麦の生産・流通を計画的に推進することが重要である。

このため、民間流通の指標として、小麦について現状値よりミスマッチ率を低減することを目標値として設定する。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 備蓄運営等消費者への米の安定的供給

達成状況の判定方法

不作時においては消費者への主食用等供給量（平成18／19年の需要量844万トン）の確保

平常時・豊作時においては、市場のニーズに応じた買入、売渡を通じ、回転備蓄を基本とした適切な備蓄の運営（適正備蓄水準：100万トン程度）

目標 需要に応じた売れる米づくり

達成状況の判定方法

a 都道府県、地域段階における生産目標数量の配分要素

都道府県、地域段階における生産目標数量の配分について、一律的配分から販売戦略要素を用いた設定の割合が前年より増加すること

b 情報提供の体制

J A等による地域レベルでの情報提供の実施率が、前年より高くなるとともに、その伝達頻度も増加すること

c 需要に応じた米づくりの取組状況

地域水田農業ビジョンにおいて、需要に応じた米づくりの取組が前年より増加すること

d 流通の多様化

従来の流通ルートより新たな流通ルートによる販売が、前年に比べて増加すること

e 豊作時における、過剰米の適切な区分出荷

無利子短期融資の仕組みを活用して、出来秋時における過剰米の区分出荷を促し、国内主食用米等の需給に影響を与えることなく適切に処理されること

評価にあたっては上記のa～dの視点を基本とし、豊作時においてはeの取組状況を加味して、総合的に評価を実施する。

目標 民間流通を通じた需要に応じた良品質麦生産の推進

ア 基準値及び算出方法

基準値：11.6%（直近3ヶ年（平成15～17年度）の平均）

算出方法：

ミスマッチ数量 = 販売予定数量が購入予定数量を超過している数量（産地別銘柄別）
+ 購入予定数量が販売予定数量を超過している数量（産地別銘柄別）

ミスマッチ率 = ミスマッチ数量 ÷ 販売予定数量

イ 達成状況の判定方法

実績値が基準値を下回ればA、実績値が基準値を上回ればCとする。

実績評価（目標値と実績値の推移）

目標 備蓄運営等消費者への米の安定的供給

【目標値と実績値の推移】

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で策定する主食用等の需給見通し
 ・平成18／19年（18年7月から19年6月）の主食用等の需給見通し（18年7月策定）

(単位:万トン)

		全体需給	うち政府米
平成18年6月末在庫量	A	260	77
平成18年産米生産量	B	833	40
供給量 計	C=A+B	1,093	117
需要量	D	844	40
平成19年6月末在庫量	E=C-D	249	77

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

（注）政府備蓄水準の考え方については、学識経験者、生産者団体、消費者団体及び流通業者からなる備蓄運営研究会において、10年に一度の不作や、通常の不作が2年続いた事態等を想定して、100万トン程度が適切とされたところである。

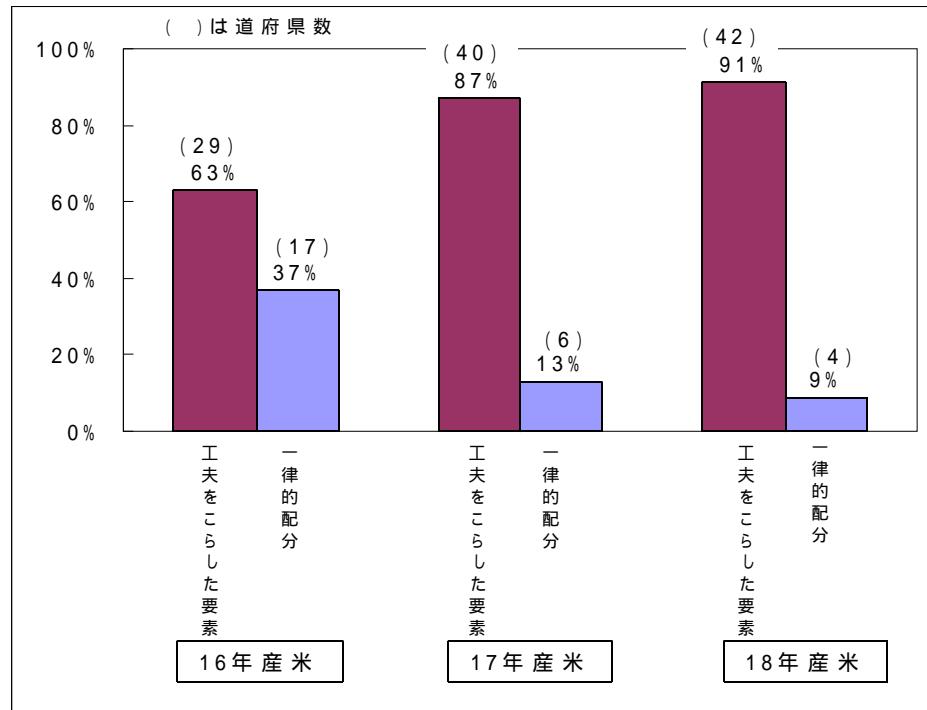
目標 需要に応じた売れる米づくり

【目標値と実績値の推移】

a. 都道府県、地域段階における生産目標数量の配分要素

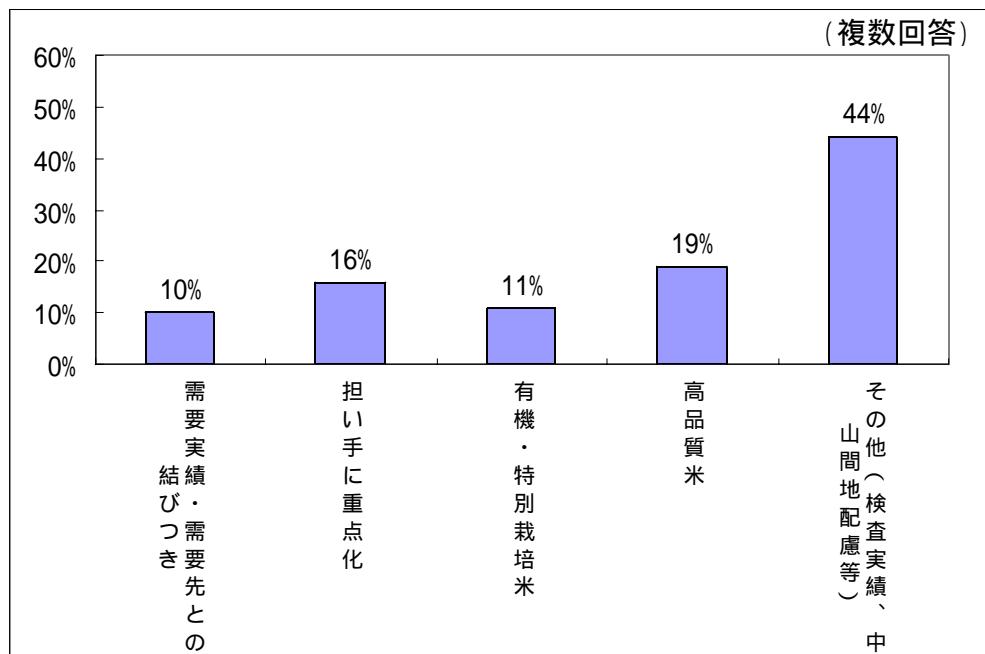
- ・ 需要に応じた米づくりに向けた都道府県段階での取組状況

(表1) 都道府県から市町村への生産目標数量の主な設定手法 (18年2月現在)

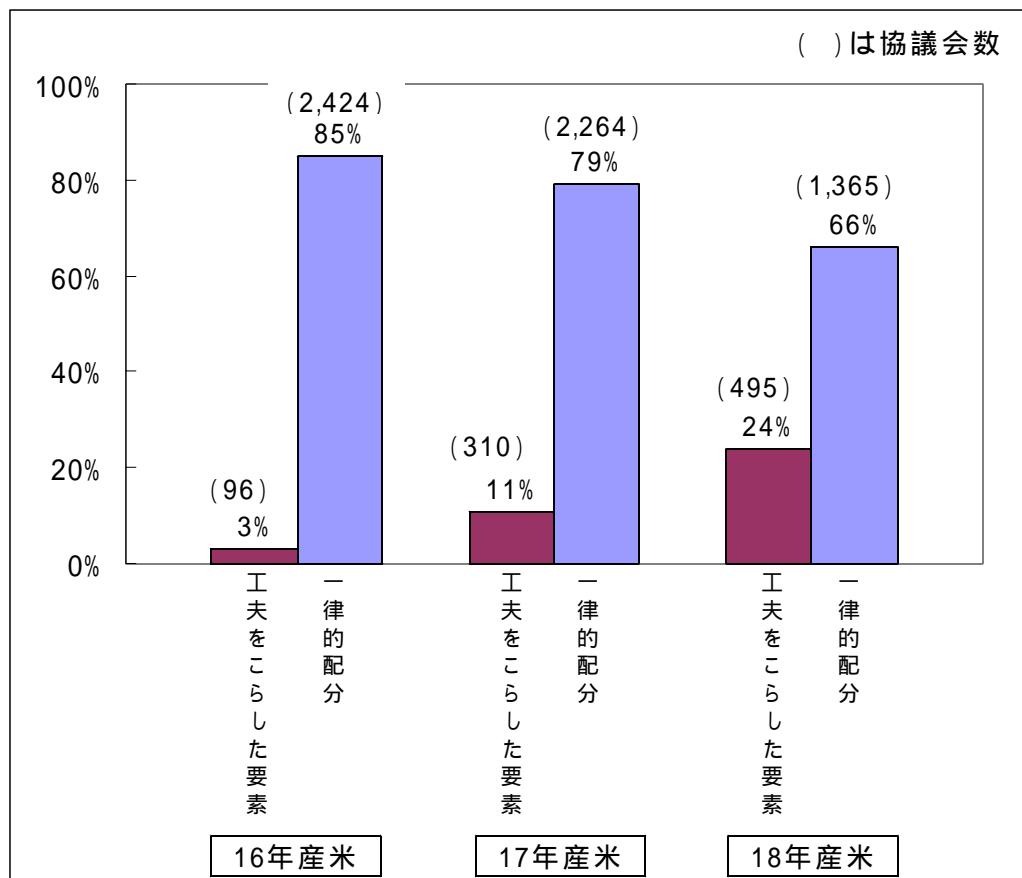


資料：農林水産省調べ

(表2) 表1の18年産米における具体的な工夫をこらした要素の内訳 (18年2月現在)

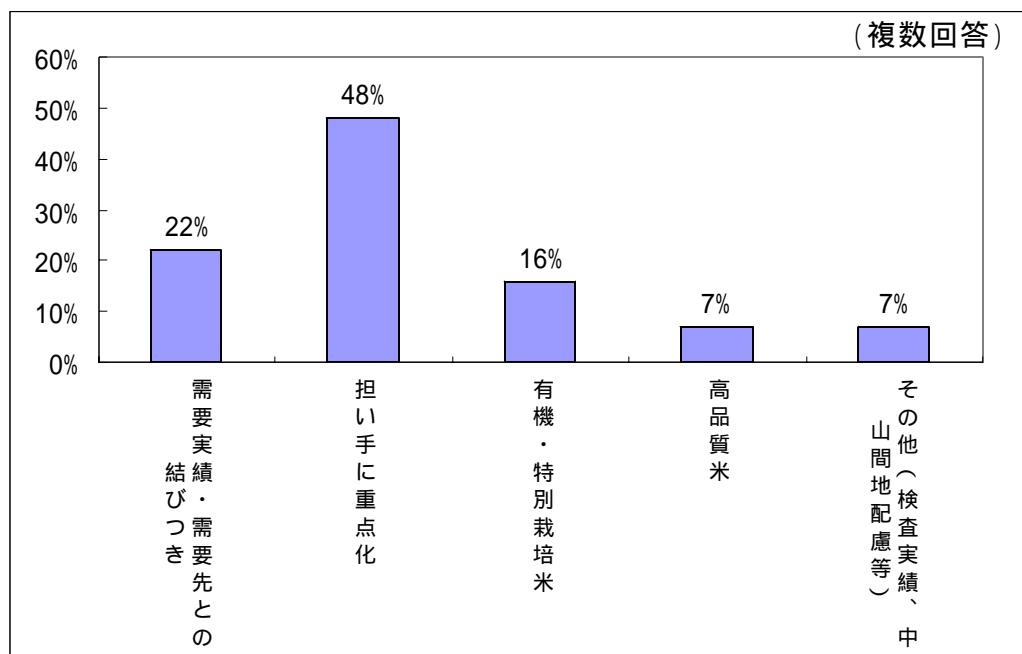


- 需要に応じた米づくりに向けた地域段階での取組状況
(表3) 市町村から各農業者への生産目標数量の設定手法 (18年2月現在)



資料：農林水産省調べ

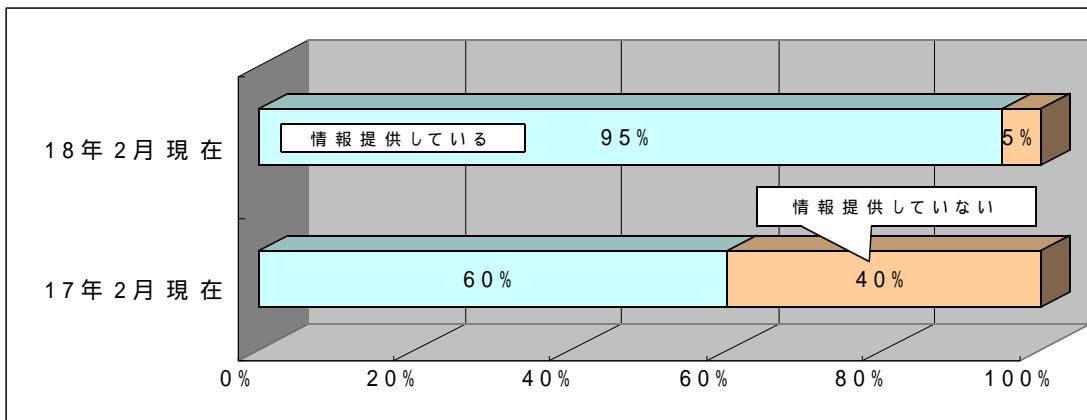
(表4) 表3の18年産米における具体的な工夫をこらした要素の内訳 (18年2月現在)



資料：農林水産省調べ

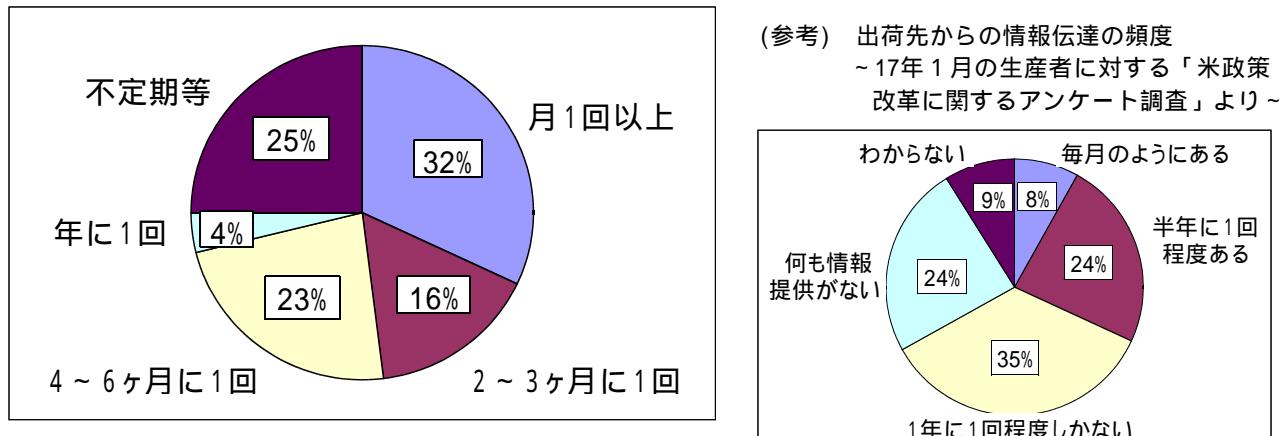
b. 情報提供の体制

- (表5) 各JAから農業者への情報伝達の割合(18年2月現在)



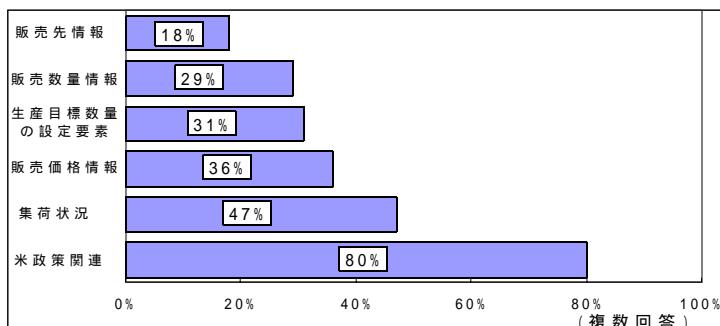
資料：農林水産省調べ(JAに対する聞き取り調査)

- (表6) 各JAから農業者への情報伝達の頻度(18年2月現在)



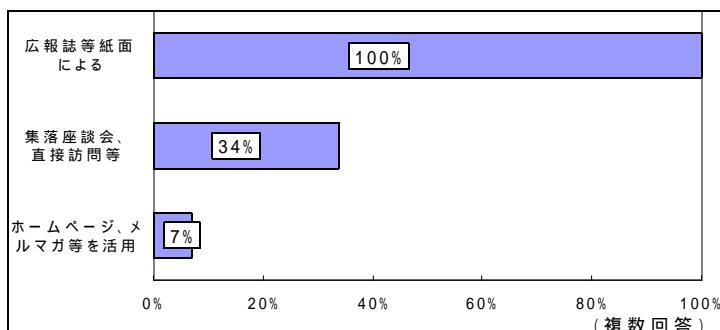
資料：農林水産省調べ(JAに対する聞き取り調査)

- (表7) 表6の各JAから農業者への情報伝達の内容



資料：農林水産省調べ

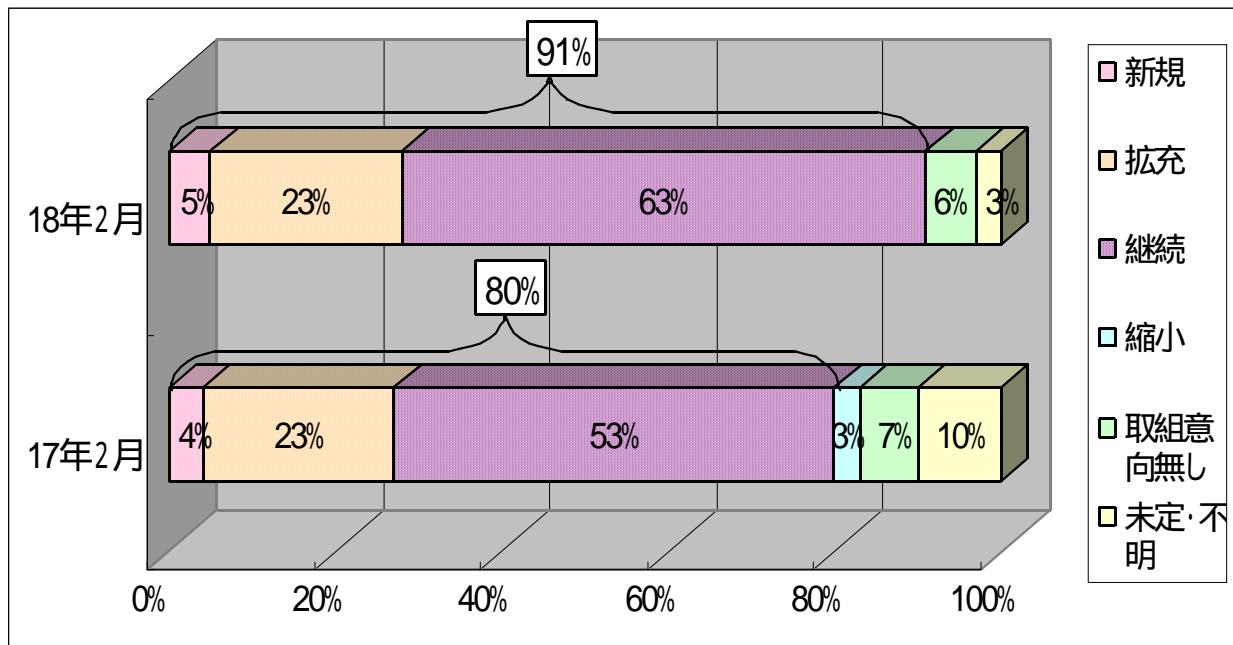
- (表8) 表6の各JAから農業者への情報伝達の媒体



資料：農林水産省調べ

c. 需要に応じた売れる米づくりの取組状況

- (表9) 地域水田農業推進協議会の需要に応じた米づくりへの取組状況(17~18年度)



資料：農林水産省調べ

- (表10) 地域水田農業ビジョンに位置付けた需要に応じた米づくりの取組内容^注 (18年2月現在)

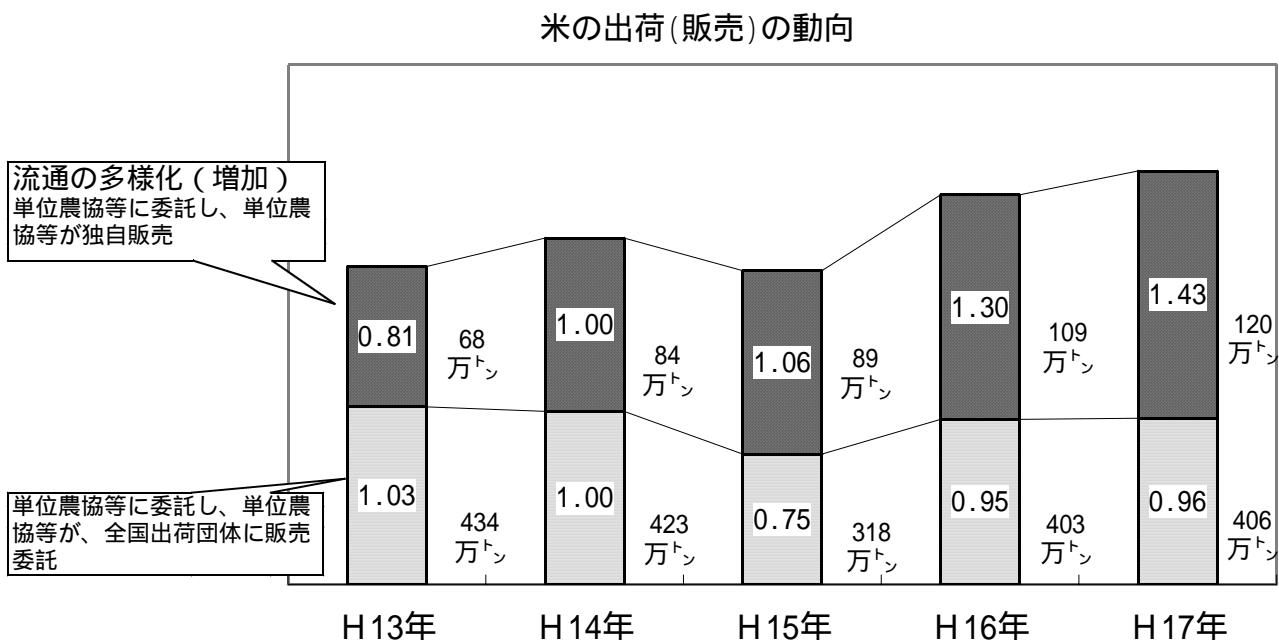
	16年産米	17年産米	18年産米
低タンパク米	133	160	255
新品種の導入	86	115	173
有機・特別栽培米	1,026	1,107	1,136
生産履歴	1,518	1,556	1,516
低コスト化	574	580	896
担い手育成	727	767	1,651
土地集積	751	821	1,509
需要先との結びつき	455	491	609
農家の直販	239	245	210
JA等の直販	590	615	636
地産地消など創意工夫	319	379	654
学校給食など消費拡大	297	330	478
累計(複数回答の計)	6,715	7,166	9,723
地域協議会数	2,490	2,480	2,239

資料：農林水産省調べ

(注) 数字は地域協議会の数(複数回答)である。

d. 流通の多様化

・(表11)生産者からの出荷先の内訳について流通制度改革前(H14)と流通制度改革後(H16から)を比較



注:平成14年産の各出荷(販売委託・売渡)数量を1とした場合の各年産における出荷(販売委託・売渡)内訳である。(平成15年産については作況90であった。)

資料:農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(H18.3)を改変
H17のデータは18年1月末現在

e. 豊作時における過剰米の適切な区分出荷

・(表12)17年産米に係る都道府県別過剰米短期融資申請数量

(単位:トン)	
都道府県名	過剰米区分数量
全国	75,847
北海道	48,683
青森	6,280
岩手	1,294
宮城	2,891
山形	2,508
福島	1,471
茨城	2,182
栃木	4,288
千葉	107
東京	0
神奈川	0
山梨	10
長野	1,854
富山	600
石川	733
福井	406
滋賀	1,014
京都	59
大阪	0
兵庫	415
島根	863
広島	156
徳島	12
高知	21

資料:米穀機構調べ

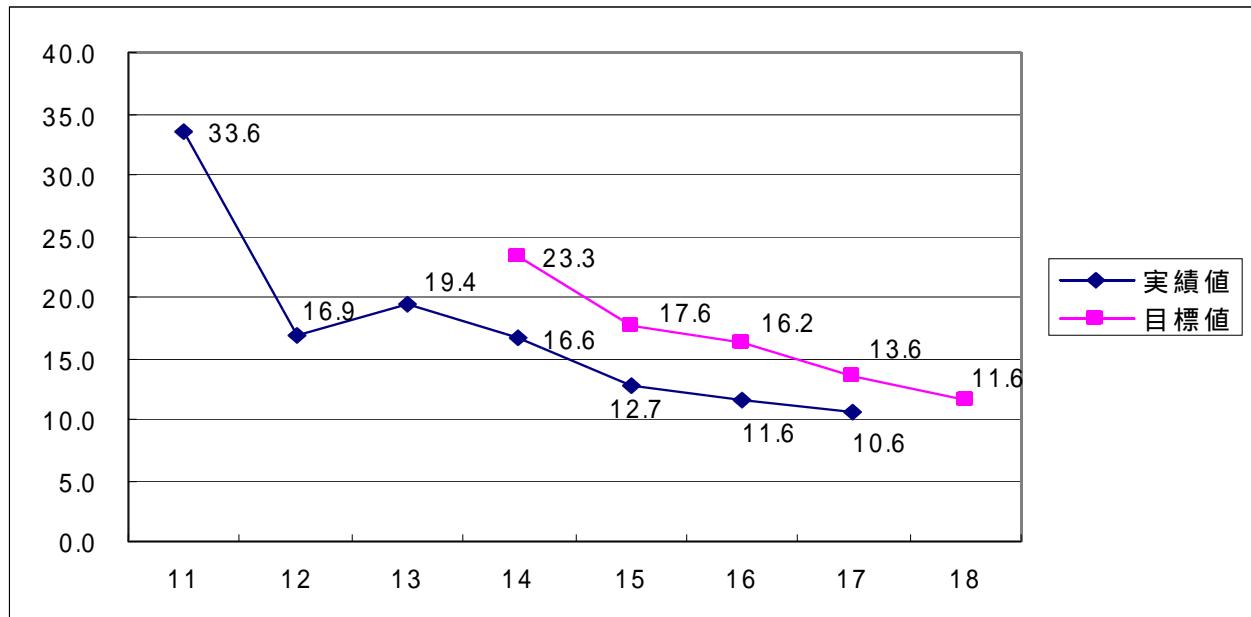
注1:ラウンドの関係で総計と内訳が一致しない場合がある。

注2:過剰米区分数量は、3月末日を基準日とする現地確認数量である。

目標 民間流通を通じた需要に応じた良品質麦生産の推進

【目標値と実績値の推移】

小麦の需要と生産のミスマッチ率（目標値と実績値）の推移（単位：%）



資料：民間流通連絡協議会資料のデータを加工

《用語解説》

注：地域水田農業ビジョン

米政策改革大綱で示された改革の方向を実現するため、各地域において、今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向をとりまとめた計画。

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 価 結 果
目標 ・備蓄運営等消費者への米の安定的供給	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本年度の目標及び達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改善・見直しの方向 </div>
目標 ・需要に応じた売れる米づくり	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本年度の目標及び達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改善・見直しの方向 </div>
目標 ・民間流通を通じた需要に応じた良品質麦生産の推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本年度の目標値 本年度の実績値 % 達成状況 達成ランク 基準値 11.6% (直近3ヶ年(平成15~17年度)の平均) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改善・見直しの方向 </div>
総合的な所見 (各局政策評価担当課長)	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】

実績評価(政策手段シート)

政策分野	主要食糧の需給の安定の確保
------	---------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
備蓄運営等消費者への米の安定的供給	政府米の保管・運送・管理	政府所有米穀の適切な保管・運送・管理。		-	39,470	
	米流通安心確保対策事業費補助金	カドミウム含有米の生産抑制、流通防止を図るため、民間団体がカドミウム含有米の買上げ及び非食用処理事業を実施するために助成。		-	200	
	学校給食用備蓄米導入事業4千トン無償交付数量枠	米飯学校給食の推進及び政府備蓄の適切な運営を図るため、学校給食用等に政府備蓄米の無償交付を実施。		-		
	政府米の買入・販売	米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、政府買入・販売を行うとともに、輸入を実施。		-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
需要に応じた売れる米づくり	米穀価格形成安定化補助金	米穀の取引の指標とすべき価格の形成に必要な売買取引を行うための施設や業務を運営するために必要な経費について補助金を交付。	-	109		
	集荷円滑化対策	需要に応じた米づくりを促進するとともに、出来秋の段階で市場から隔離することにより米価の下落を防止するため、豊作による過剰米に対して、その販売可能価格に見合った短期融資を実施。	-	2,567		
	米穀安定供給円滑化補助金	食糧法の規定に基づく、集荷円滑化、債務保証のほか、生産から消費にわたる様々な情報提供等、米穀の需給及び価格の安定に資する幅広い取組を実施するために必要な経費を助成。	-	100		
	稲作所得基盤確保対策	生産者の拠出と国の交付金により資金を造成し、当該資金から米穀の価格の下落に応じた補てん金を生産者に交付。	-	62,297		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	需要に応じた売れる米づくり	米加工品新規需要開発支援事業費補助金	米加工品の新製品の研究開発や普及・啓発について支援。	-	72	
	米加工品等市場調査		米を使用する可能性のある市場の状況を調査・分析。	-	12	
	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針		食糧法の規定に基づき、年3回(7月、11月、3月)米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を策定・公表。	-	-	
	民間流通を通じた需要に応じた良品質麦生産の推進	麦作経営安定資金助成金	民間流通麦の生産者の経営安定等を図るため、民間流通の仕組みに従って流通することとなる麦の数量に応じ資金を交付。 (加工適性が高い等良品質な麦の新品種の作付面積のシェア(都府県)30%(平成22年度))	-	103,646	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
その他	需要動向に応じた安定供給の確保	米穀安定供給確保支援対策事業	生産年の翌年4月～10月に販売された米穀のうち、安定的な長期契約により県間流通された米穀及び米穀価格形成センターに上場販売された米穀について、金利・保管料の一部を助成。	-	3,952	
	外国産麦の安定供給とその効率化	政府麦の保管・管理	政府所有麦の適切な保管、管理。	-	7,698	
		麦類等の買入・販売	国内の需給動向、国際需給事情を考慮し、計画的に外国産麦を輸入。また、需要に応じた販売を実施。	-		
	政府が輸入する米麦の安全性の確保	輸入米麦の安全性確保	政府が輸入する外国産米麦について、残留農薬等の検査を実施。	-	4,580	

政策評価結果書（案）

平成 年 月 日

実績評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	食の安全及び消費者の信頼の確保		
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：政策分野主管課：消費・安全局消費・安全政策課 関 係 課：消費・安全局表示・規格課、農産安全管理課、畜水産安 全管理課、植物防疫課、動物衛生課、国際基準課、総合食料 局食品産業企画課、消費流通課、生産局畜産振興課、牛乳 乳製品課、水産庁加工流通課、漁場資源課		
政策分野の全体 の目指すべき姿	消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが重要であるという考え方の下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持つこと。		
重点的に取り組むべき課題（課題ごとに目指すべき姿）	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ	
1. 農業生産現場等におけるリスク管理措置により、国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因の摂取を、国民の健康に影響のない程度に抑制する。	食品の安全性の確保 指標（目標）： 国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する。	厚生労働省や農林水産省において実施する各種汚染実態調査結果データに基づいた摂取量（推定値）	
2. 家畜伝染病等の発生の予防と侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じる。	家畜伝染病等の対策 指標（目標）： 国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。 目標年次：各年 基準：各年	国内における家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病の発生数家畜伝染病及び特定疾病が発生した際の法令等に基づくまん延防止措置の状況	
3. 安全な農作物の安定供給に支障を来たすおそれのある病害虫の侵入防止を確実に図るとともに、発生した場合には、駆除・まん延防止措置を適切に講じる。	植物防疫対策 指標（目標）： 我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。 目標年次：各年 基準：各年	植物検疫（水際対策）の実施状況 国内における新たな病害虫の発生件数 当該病害虫が発生した際の法令等に基づくまん延防止措置の状況	

<p>4. 遺伝子組換え農作物 の使用が我が国の生物多様性（野生動植物の生態系等）に影響を及ぼさないよう未然に防止する。</p>	<p>遺伝子組換え農作物の環境リスク管理 指標：（目標） 遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法（（注）参照）に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。 目標年次：各年 基準：各年 (注)カルタヘナ法：カルタヘナ議定書を遵守するために制定された国内法（6省共管で、国際的に協力して生物の多様性を確保。 具体的には、遺伝子組換え農作物等の使用等の規制により野生動植物の種の多様性への影響を防止。）</p>	<p>カルタヘナ法に基づく緊急措置の発動件数：0件</p>
<p>5. 消費者の信頼の確保のために食品表示の適正化を推進する。</p>	<p>消費者の信頼の確保 指標：食品表示の遵守状況の確実な改善： 10年後に適正表示率を85%にするために5年（平成20年度）で不適正表示率（現状値平成15年度：25.3%）を2割削減する。 目標年次：平成20年度 (基準：平成15年度25.3%　目標：平成20年度20.0%)</p>	<p>一般調査（地方農政局等が実施する食品表示の実施状況の確認及び不適正な表示に対する指導のうち、臨時に特定の品目を対象に行う調査を除いた恒常的かつ継続的に実施する調査）における数値</p>

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	食料・農業・農村基本計画 第3の1の(1)食の安全及び消費者の信頼の確保
目標年度	-
目標値	-

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが重要であるという考え方の下で、食の安全及び消費者の信頼を確保するために

- 1 農場から食卓までのリスク管理の徹底を通じた食品の安全性の確保
 - 2 家畜や農作物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給
 - 3 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供
- などの施策を講じていく必要がある。

このため、食品の安全性の確保、家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病対策、植物防疫対策、遺伝子組換え農作物の環境リスク管理、食品等の表示の適正化等の施策を「食の安全及び消費者の信頼の確保」という政策分野として設け、政策を推進する。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

1. 食品の安全性の確保

農業生産現場等において農産物等を汚染し、国民の健康に影響を及ぼすおそれのある危害要因については、サーベイランスによって実態を把握した上で、その結果に基づき、必要に応じて適切なリスク管理措置を講じることにより、国民の健康への影響を未然に防止することが重要である。

過去に実施したサーベイランスの結果等により、国産農産物等の汚染の実態が明らかにされた危害要因としては、米に含まれるカドミウム（重金属）小麦に含まれるデオキシニバレノール（かび毒）残留農薬及び醤油中のクロロプロパノール（調味液の化学的な製造過程で生成される不純物）等があるが、食品の安全の確保に係る施策の効果を把握・評価するため、各種実態調査の結果からこれら代表的な危害要因の摂取量を推計し指標として用いることとする。

またその際、国民の健康への影響を未然に防止するためには、摂取量を、科学的評価に基づき設定された摂取許容量（PTD(W)IやADI等（（注）参照））を超えないレベルに抑制する必要があることから、それぞれの危害要因毎に設定されている摂取許容量と推定される摂取量との比較によって、施策の効果を評価することとし、当面は、推定摂取量が摂取許容量を超えていないことを目標とする。

ただし、これら危害要因の農産物等中の含有量は、気象条件等によって大きく左右されるため、単年度毎のデータの比較によって施策の効果を把握・評価することは困難である。

（注）・PTWI（provisional tolerable weekly intake：暫定1週間耐容摂取量、毎週食べ続けても健康に影響が出ない量：体重1kg当たりで示される。）

・PTDI（provisional tolerable daily intake：暫定1日耐容摂取量、毎日一生食べ続けても健康に影響が出ない量：体重1kg当たりで示される。）

・ADI（acceptable daily intake：1日許容摂取量、毎日一生食べ続けても健康に影響が出ない量：体重1kg当たりで示される。意図的に使用される物資に設定される。）

2. 家畜伝染病等の対策

畜水産物の生産段階における安全性及び消費者に対する信頼を確保するとともに、生産性の向上及び生産コストの低減を図り、安定的に畜水産物を供給するためには、家畜及び養殖水産動物の衛生対策の推進を図ることが必要である。

このため、家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病の発生の予防、万一の発生があった場合には、まん延防止措置を適切に実施することが重要である。

こうした観点から、国内での未発生の家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病について、その侵入防止に万全を期するとともに、国内に既に存在する家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病については、発生の予防を図ることが重要であり、侵入防止及び発生予防が図られていることを重点において目標を設定する。

また、万が一発生があった場合には国内で未発生の家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病については、我が国での常在化を防止することが重要であることから、法令等に基づき適切なまん延防止措置が図られているかを重点において目標を設定する。また、既に、我が国で発生が確認されている伝染性疾病については、発生の際に法令等に基づきまん延の防止等の適切な措置が講じられるとともに、清浄化の推進が図られていることを重点において目標を設定する。

3. 植物防疫対策

病害虫の発生・まん延を防止するためには、海外からの病害虫侵入対策として、水際における植物検疫及び侵入警戒調査の適切な実施、国内の病害虫まん延防止対策として、適期適切な防除の指導といった課題がある。これらの課題が解消されない場合は、病害虫に対応するための防除コストの増大、収量・品質の低下といった農業生産性の低下が引き起こされ、安全な農作物の安定供給に支障を来たすおそれがある。

このため、国としては、植物防疫所を設置して検疫体制を整備し、各都道府県に病害虫防除所を設置して防疫体制を整備するとともに、防除技術等の開発に係る施策を講じることで、効率的な植物防疫を実施し、病害虫の発生・まん延を防止する必要がある。

したがって、施策の効果としては、植物防疫が適切に実施されたことを評価する観点から、法令等に基づき適切なまん延防止措置が図られているかを重点において目標を設定する。また、万一病害虫の侵入があった場合に、法令等に基づいて執ることとされているまん延防止措置が適切に図られることを目標として設定する。

4. 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理

カルタヘナ法では、遺伝子組換え農作物等による我が国の生物多様性（野生動植物の生態系等）への影響を防止するために、生物多様性影響を科学的に評価し、その結果問題がないと認められたもののみ国内での使用を承認するとともに、使用者に対する立入検査等によって不適切な使用の抑制等を図ることとされているところである。また、同法では、国内における遺伝子組換え農作物等の不適切な使用等により、わが国の生物多様性への影響のおそれがあると認められる場合には、使用中止等の緊急措置を講じることとされているところである。

現時点では、使用の承認に先立つ厳格な生物多様性影響評価や、的確な立入検査等の未然防止に重点を置いたリスク管理の実施によって、遺伝子組換え農作物等の適切な使用が確保され、緊急措置を発動するような生物多様性に悪影響が及ぶ事態には至っていない。

今後とも、未然防止に重点を置いたリスク管理の適切な実施により、緊急措置を発動する必要がない状態を維持していくことが望ましいことから、こうした望ましい状態の維持、すなわち緊急措置の発動件数0件の維持を目標とする。

5. 消費者の信頼の確保：食品表示の遵守状況の確実な改善

食品等の表示・規格制度の改善・強化を図り、食品表示に対する消費者の信頼を回復するためには表示の遵守状況の向上、消費者に分かりやすく信頼される表示制度の実現、不正表示への摘発への取組が必要である。

そのため、本政策分野の目標として、10年後に適正表示率が10%向上(85%)することを目指し、まず、平成20年度までに恒常的な調査(一般調査)における不適正表示率(平成15年度25.3%)を2割削減することを目標とする。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 食品の安全性の確保

現在、厚生労働省や農林水産省等が実施している実態調査等のデータを用いて、各危害要因の摂取量を推計し、摂取許容量との比較によって施策の効果を把握・評価する。ただし、気象条件等による年次変動を考慮し、統計的に処理したデータを用いる。

目標 家畜伝染病等の対策

家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病の発生数のデータを用いて、既に我が国で発生が確認されている家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病の発生の予防、我が国で未発生の家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病の侵入防止対策の施策の効果を把握・評価する。また、発生があった家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病に対する措置状況については、殺処分、焼埋却等のまん延防止の実施状況により評価する。

目標 植物防疫対策

我が国に新規に発生した病害虫のデータを用いて、侵入防止対策の効果を把握・評価する。

また、発生した病害虫に対する措置状況については、駆除・まん延防止等の実施状況により評価する。

目標 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理

緊急措置という施策の発動件数を目標値としていることから、特別な調査等は行わず、施策の実施状況で判定する。

目標 消費者の信頼の確保：食品表示の遵守状況の確実な改善

国が実施する一般調査（地方農政局等が実施する食品表示の実施状況の確認及び不適正な表示に対する指導のうち、臨時に特定の品目を対象に行う調査を除いた恒常的かつ継続的に実施する調査）における数値をもとに達成状況を判定する。

達成率の計算方法

平成17年度の達成率 = 目標値（平成20不適正表示率） ÷ 平成17年度実績（不適正表示率） × 100(%)

実績評価（目標値と実績値の推移）

判断に用いる指標・データの推移

目標 食品の安全性の確保

摂取推定量が摂取許容量を超えていないこと。

（1）米のカドミウム

食品群	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII	XIV	(単位:mcg/kg-bw/wk)	
															合計	
牛	米	雑穀・干	砂糖・菓子	油脂	豆・豆加工品	果実	有色野菜	野菜・海草	嗜好品	魚介	肉・卵	乳・乳製品	加工食品	飲料水		
H11	4.1	0.30	0.05	0.003	0.17	0.07	0.26	0.44	0.08	0.90	0.04	0.02	0.004	0	6.4	
H12	4.5	0.27	0.02	0.001	0.16	0.01	0.17	0.68	0.02	0.26	0.02	0.004	0.004	0	6.1	
H13	3.8	0.38	0.04	0.001	0.16	0.02	0.23	0.43	0.07	0.50	0.02	0.002	0.005	0	5.7	
H14	3.4	0.32	0.04	0.014	0.15	0.11	0.23	0.45	0.08	0.54	0.08	0.02	0.005	0	5.4	
H15	3.4	0.39	0.04	0.001	0.14	0.01	0.16	0.45	0.04	0.38	0.03	0.01	0.005	0	5.1	
H16	3.2	0.27	0.03	0.00	0.11	0.04	0.21	0.46	0.04	0.30	0.01	0.03	0.05	0	4.8	
H17 ^{※2}	2.7	0.27	0.03	0.00	0.11	0.04	0.21	0.46	0.04	0.30	0.01	0.03	0.05	0	4.3	
モニタリングの結果等に基づき、概ね3年ごとに評価																

注1：本試算値は、次の計算方法により算出。なお、コメの含有濃度は相対的に高い値を用いているため、日本人の平均的な摂取量よりも高い。

注2：米以外食品からのカドミウム摂取量に関する平成17年度の調査結果が未だ公表されていないことから、暫定的に前年度と同じ値を用いた。

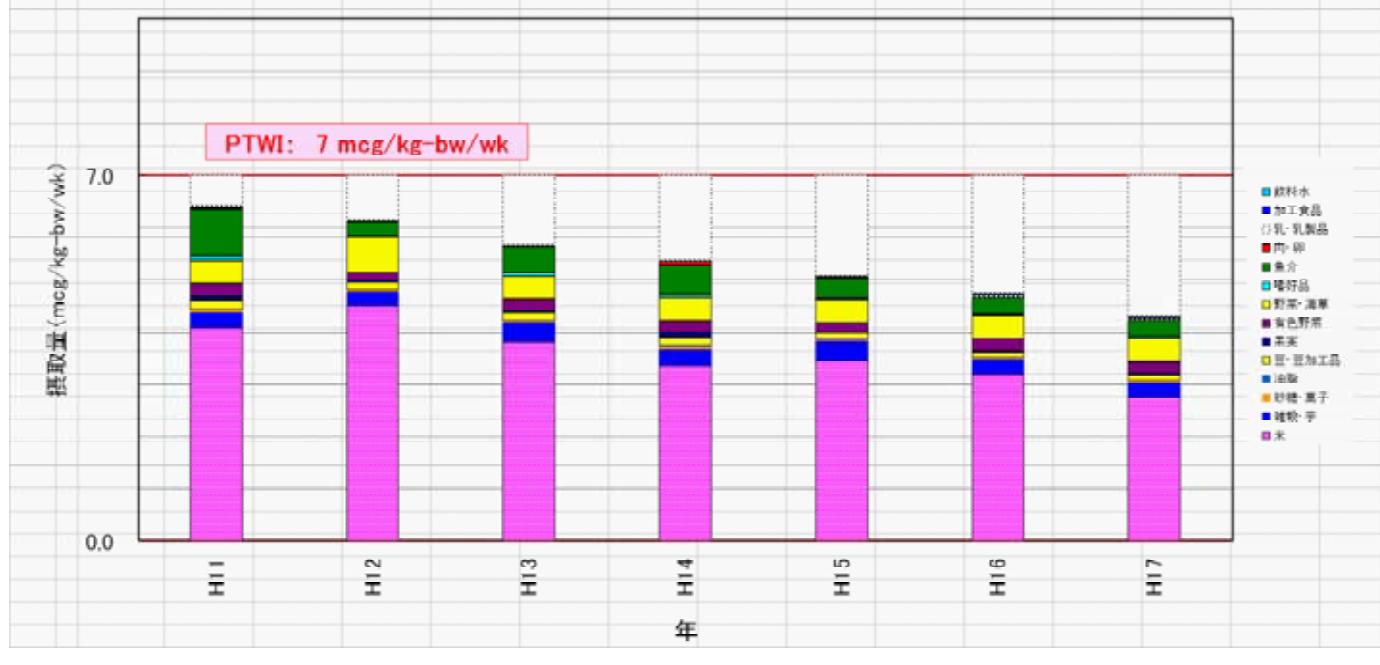
（計算方法） Cd摂取量=コメからのCd摂取量(コメ中のCd濃度^{※1}×コメの消費量(米の消費等動向調査)^{※2})
+それ以外の品目からの摂取量^{※3}

※1 国内産米穀のカドミウム調査のうち、過去に実施した調査において、0.4 ppm以上のカドミウムが検出された地区における調査結果の平均値(H11-H17、食糧庁、消費・安全局)

※2 米の消費動向等調査(H18、総合食料局)

※3 トータルダイエットスタディ(H12-H17、厚生労働省)

食品からのカドミウム摂取量の推移



(2) かび毒(デオキシニバレノール)

デオキシニバレノール(DON)に係る国産小麦実態調査及び輸入小麦検査の結果並びに摂取量等の推移

年 度		14	15	16	17
試料点数	国 産	199	213	226	200
	輸 入	157	284	282	
	国 産	6	0	0	0
暫定基準値超過点数	(3)	(0)	(0)	(0)	
(1)	輸 入	0	0	0	
	(0)	(0)	(0)		
平均濃度($\mu\text{g/g}$)	国 産	0.19	0.099	0.076	0.04
(2)	輸 入	0.094	0.11	0.14	
1人1日当たりの小麦経由のDON摂取量	国 産	3.2	1.5	1.2	0.73
	($\mu\text{g/g}$)	9.4	11.1	14.1	
(2, 3)	合 計	12.6	12.6	15.3	

1: 暫定基準値($1.1\mu\text{g/g}$)を超過したものの点数。

2: 定量限界以下のものを、定量限界の数量として算出。

3: 計算式: $\text{DON平均濃度} \times 1\text{人1日当たりの平均小麦消費量} \times [\text{生産量} (*\text{輸入の場合は「輸入量」}) \div (\text{生産量} + \text{輸入量})]$

(データの出典: 生産量及び輸入量については、農林水産省総合食料局「食料需給表」、平均小麦消費量については、国民栄養調査。)

暫定1日耐容摂取量(JECFA) = $1\mu\text{g/kg}$ 体重/日。従って、大人1人1日当たりに換算すると $53.3\mu\text{g/人/日}$ に相当。

注1) 17年度の国産小麦のデータについては、暫定値である。

(DON摂取量を計算するのに必要な平均小麦消費量及び生産量・輸入量について、暫定的に、16年度の数値を使用しているため。平成18年6月末までに最新の数値を入手の上、再計算予定。)

注2) 17年度の輸入小麦については、データ未入手のため、現時点では記入不可能。

(H18年7月頃までに、総合食料局とりまとめのデータを入手予定。)

(3) 3-クロロプロパンジオール(3-MCPD)

平成16年度と平成17年度では、実態調査の対象が異なるため、経年比較は困難

・しょうゆの製造法別の3-MCPD実態調査と摂取量の推定

平成16年度クロロプロパノール類(1)に係るしょうゆ実態調査結果

	本醸造	アミノ酸液使用 しょうゆ
試 料 点 数	104	120
平均濃度(mg/kg) (2)	0.004	0.21
平成16年度のしょうゆ 生産量(推定)(kl)	805,644	175,256
1人1日当たりのしょうゆ 経由の3-MCPD摂取量($\mu\text{g/g}$)(3)	0.7	

1: 3-MCPDはクロロプロパノール類の一種。

2 : 定量限界以下の数量を定量限界の数量として算出。

3 : 計算式 = 本醸造しょうゆ平均濃度 (0.004mg/kg) × 同平均摂取量

(15.4 g / 日) + アミノ酸液使用しょうゆ平均濃度 (0.21mg/kg) × 同平均摂取量 (3.34 g / 日)

4 : 暫定 1 日耐容摂取量 = $2 \mu \text{g} / \text{kg}$ 体重 / 日。従って、大人 1 人 1 日当たりに換算すると $106.6 \mu \text{g} / \text{人} / \text{日}$ 。

ただし、アミノ酸液使用しょうゆの 3-MCPD 最大値の製品を摂り続けている場合は、3-MCPD の摂取量は $146 \mu \text{g} / \text{人} / \text{日}$ となり暫定 1 日耐容摂取量を超えることになる（計算式 = 平均しうゆ摂取量 × 最大濃度）ので、リスク管理措置を検討中である。

・自社製アミノ酸液使用しょうゆ (5) の実態調査

平成17年度クロロプロパノール類に係るしうゆ実態調査結果

自社製アミノ酸液使用しうゆ	
試料点数	40
最低濃度 (mg/kg)	0.014
最高濃度 (mg/kg)	17
平均濃度 (mg/kg)	2.3
1 人 1 日当たりのしうゆ 経由の 3-MCPD 摂取量 (μg) (6)	318

5 : しうゆの原料として使用するアミノ酸液は、外部の製造業者から専ら調達する業者と、自社で製造したものを使用する業者がある。

6 : 自社製アミノ酸液使用しうゆ中のクロロプロパノール類の濃度はばらついているが、仮に今回 3-MCPD 最大値となった製品を摂り続けている場合は、3-MCPD の摂取量は $318 \mu \text{g} / \text{人} / \text{日}$ となり暫定 1 日耐容摂取量の 3 倍となる（計算式 = 平均しうゆ摂取量 × 最大濃度）ので、リスク管理措置を検討中である。

これら ((1)~(3)) 危害要因の農産物等中の含有量は、気象条件等によって大きく左右されるため、単年度毎のデータの比較によって施策の効果を把握・評価することは困難である。

目標 家畜伝染病等の対策

国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。

発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数 0 件（各年）

・現状値 法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数 0 件（16年度）

・海外伝染病の発生件数（近年発生のあったもの）

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
発生件数	4 口蹄疫	0	0	4 高病原性 鳥インフル エンザ	0	11 高病原性 鳥インフル エンザ	

平成12年における口蹄疫の発生の際には、周辺農場の移動制限、疑似患畜の殺処分等の実施によりまん延防止措置を講じ、4例の発生で終息。発生後6か月でOIEの清浄国認定がされた。

平成16年における高病原性鳥インフルエンザの発生の際には、山口県及び大分県の事例においては、周辺農場への拡がりはなかったが、京都府の事例においては、養鶏業者からの通報がなかったことから、影響が拡大。周辺1農場での続発があったものの、発生後1か月余りで移動制限は解除。

平成17年には6月以降茨城県を中心に、高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生を確認。発生農場又は抗体陽性鶏確認農場については殺処分による対応を基本としたが、ウインドレス鶏舎については、専門家の意見も踏まえ、抗体陽性であってもウイルスが確認されない場合には、直ちに殺処分せず、厳格な監視措置を実施し、おとり鶏による検査を行い、感染が確認された農場については、その全ての鶏を殺処分。なお、本事例は茨城県の一部の地域に限局したものであった。

・国内で発生が確認されている主な家畜伝染病の発生件数（牛、豚、馬、羊、鶏）

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
日本脳炎（豚）	4	1	4	2	2	9	
日本脳炎（馬）	0	0	0	1	0	0	
炭疽	1	0	0	0	0	0	
ブルセラ病	0	1	1	0	0	0	
結核病	3	0	2	2	1	0	
ヨーネ病（牛）	389	400	420	427	621	530	
ヨーネ病（羊）	0	1	0	1	1	3	
BSE	0	3	4	4	5	8	
スクレイピー	0	1	0	1	0	1	
ニューカッスル病	5	7	5	0	2	4	
家okinawaモネラ感染症	0	5	2	0	0	0	

国内で発生が既に確認されている家畜の伝染性疾病については、発生の際に殺処分等の防疫措置を講じることにより、まん延の防止を図っているところ。感染から発症までの潜伏期間の長いヨーネ病については、全国的な定期検査により発症前の摘発・摘発時の殺処分等まん延防止措置を行っているところであるが、発生件数は増加しており、早期摘発によるまん延の防止に向けた取組の強化により、平成17年度は発生件数が若干減少したところ。

家畜伝染病等の概要は、参考データの（注）を参照

・特定疾病発生件数

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
コイヘルペス ウイルス病	-	-	-	70	32	29	

1 コイヘルペスウイルス病以外の発生件数は0件

2 コイヘルペスウイルス病の発生件数は経営体数

(注) 平成15年11月に我が国で初めてコイヘルペスウイルス病が確認されて以降、国内各地でコイヘルペスウイルス病が確認されたが、感染コイの早期発見とコイの処分、施設の消毒等、まん延防止措置の確実な実施を図ってきた結果、発生件数は平成16年度には32件に、平成17年度には29件に減少している。

目標 植物防疫対策

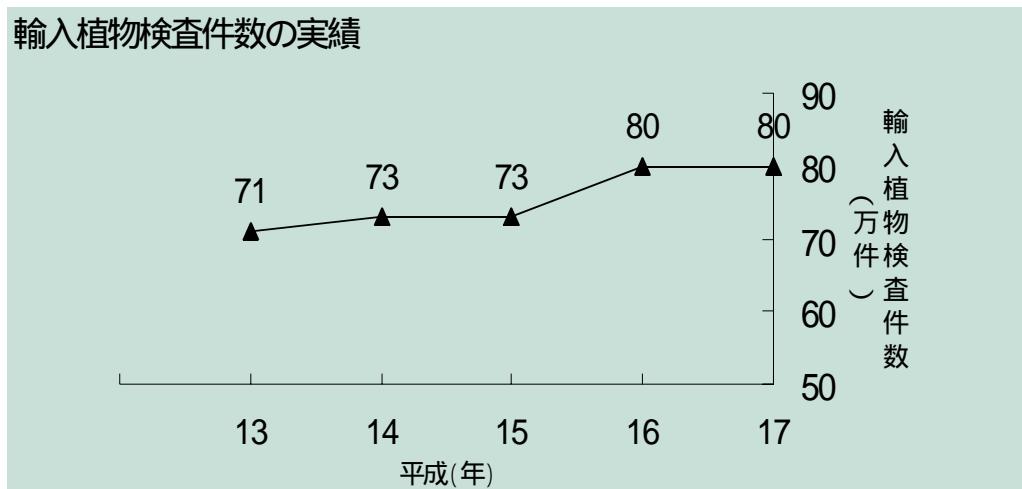
我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。

発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。

(各年)

・基準値：0件（16年度実績）

(1) 植物検疫（水際対策）の実施状況



(2) 国内における新たな病害虫の発生件数（特殊報の発出件数）

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年
発生件数	54	52	58	43	53	86	

特殊報は、新規な病害虫を発見した場合及び重要な病害虫の発生動向に特異な現象が認められた場合に発出されている。

目標 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理

カルタヘナ法に基づく緊急措置発動件数：0件（毎年）

・基準年：平成16年度

カルタヘナ法（平成16年2月19日施行）では、国内における遺伝子組換え農作物等の不適切な使用等により、わが国の生物多様性への影響のおそれがあると認められる場合には、当該農作物の回収、使用中止等の緊急措置を講じることとされている。

目標 消費者の信頼の確保：食品表示の遵守状況の確実な改善（表示の適正化）

一般調査（地方農政局等が実施する食品表示の実施状況の確認及び不適正な表示に対する指導のうち、臨時に特定の品目を対象に行う調査を除いた恒常的かつ継続的に実施する調査）における数値

・目標年度 平成20年度：2割削減

・現状値 不適正表示率：25.3%（平成15年度）

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度
実績値 (不適正 表示率)	20.0%	14.8%	%	%

この調査は、全国に存在している店舗を調査対象とするものであり、単年度で、全国全ての店舗を調査するのではなく、原則として毎年異なる店舗に対して調査し、約10年で全ての店舗を網羅することとしている。

このため、毎年の調査のサンプルが異なることから、単純に前年と比較して評価することは、適当でなく、平成18年度は同年度に行った調査実績値に基づいて達成度合い（評価）を判断することとし、最終的には、目標達成の平成20年度には、平成16年度から5年間の不適正表示率のトレンドを基に総括的な評価を行うこととする。

【参考データ】

食品の安全性の確保

食品製造事業者のH A C C P 手法 (Hazard Analysis and Critical Control Point 製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする食品の衛生管理手法) の導入推進。

(1) H A C C P 手法支援法に基づく高度化計画の認定件数

年 度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度
実績値	2 0 0 件	2 2 4 件		

(2) 一定規模以上の水産加工場におけるH A C C P 導入率

年 度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度	2 0 年度
実績値	1 2 . 5 %	1 3 . 8 %			

(3) 一定規模以上の飲用牛乳工場におけるH A C C P 導入率

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実績値	58.9%	60.5%					

消費者の信頼の確保

トレーサビリティの導入・普及状況

参考データ：生鮮食品及び加工度が低い加工品を対象として、主要な購買先において、24時間以内に生産流通履歴の追跡・遡及を可能とするシステムの品目の導入状況。

- ・統計部が実施する食品産業動向調査（食品製造業、食品小売業等を対象としたトレーサビリティ・システムの導入・実施状況等の実態調査）

年 度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度
実績値	4 0 %		

(注)

目標 家畜伝染病等の対策の対象となる家畜伝染病等の概要

()内は家畜伝染病予防法の対象家畜

口蹄疫(牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし)

口蹄疫ウイルスを原因とし、感染動物やその汚染物によって直接、間接の接触によって伝播する。さらに地域が濃厚汚染地帯になると空気伝播もおこり、陸上で60km、海上では250kmも風によって運ばれたとの報告もある。潜伏期間は1~2週間である。発病動物には口の周囲、舌、蹄部に水疱(みずぶくれ)が見られる。致死率は幼畜では50%をこえるが、成畜では数%である。しかし、成畜でも採食障害や歩行障害によって著しく生産性が低下する。英国、アルゼンチン、日本への侵入にみられるように近年、口蹄疫の常駐地以外での発生が頻繁に起こっている。

高病原性鳥インフルエンザ(鶏、あひる、うずら、七面鳥)

A型インフルエンザウイルス(H5、H7亜型及び高病原性のもの)を原因とし、神経症状(首曲がり、沈うつ等)、呼吸器症状、消化器症状(下痢、食欲減退等)が主な症状である。

アジア、ヨーロッパで流行し、ヒトの新型インフルエンザの発生が懸念されている。

流行性脳炎(うち日本脳炎)(牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし)

日本脳炎ウイルスを原因とし、主にコガタアカイエカによって牛、水牛、しか、馬、めん羊、山羊、豚、いのししに伝播され、ヒトも感染する人畜感染症である。馬、ヒトは感受性が高いがそれでも発病率は0.3%といわれている。妊娠豚が感染すると、死産流産等の異常産が起こる。また、種雄豚では造精機能障害が起こることもある。治療法はないが、馬では不活化ワクチンが予防に使用されている。豚の異常産予防にも生ワクチンと不活化ワクチンが使われている。

炭疽(牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし)

炭疽菌を原因とし、草食動物に感染して、炭疽と呼ばれる激烈な急性敗血症死を引き起こす。まれに雑食獣、肉食獣、ヒトにも感染する人畜共通感染症である。我が国での発生は、明治から昭和の初期にかけて多数の発生がみられたが、戦後は飼養形態の変化や衛生管理技術の向上により散発的にみられる。諸外国ではアメリカやイギリスをはじめとしてかなりの発生があり、特に東南アジア諸国では頻発している。

ブルセラ病(牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし)

ブルセラ菌を原因とし、本来は牛、豚、羊、などの動物に感染して、伝染性の流産を引き起こす。その他に、牛では乳汁中にブルセラ菌が排菌され、公衆衛生上からも問題となる。ヒトには動物を介して感染する人畜共通感染症であり、1~2週毎に発熱と平熱をくりかえす。

結核病(牛、山羊、水牛、しか)

結核菌を原因とし、ヒト及び哺乳動物にいわゆる結核を引き起こす。我が国では昭和50年代までは牛の結核病は多数の発生がみられたが、ツベルクリンを用いた検査による結核牛の淘汰が進められ、最近は

日本での牛の結核の発生は散発的である。ヒトではBCGワクチンが用いられているが、乳牛は定期的にツベルクリン検査がおこなわれ、陽性牛の淘汰により牛結核病の拡散防止が図られている。

ヨーネ病（牛、めん洋、山羊、水牛、しか）

ヨ-ネ菌を原因とし、反すう動物に慢性の頑固な下痢、乳量の低下、削瘦、貧血を引き起こす。治療法はなく、患畜及び保菌牛の殺処分及び汚染物の徹底した消毒が有効である。

伝達性海綿状脳症（うちBSE）（牛、めん羊、山羊、水牛、しか）

異常プリオントロポ蛋白質を含む飼料等を食べることによって感染する。BSEにかかった牛の脳組織は空胞化し、海綿状（スponジ状）となることから、牛海綿状脳症と名付けられた。牛がこの病気に感染すると、2～8年（通常2～5年）の潜伏期間の後、発病し、行動異常、運動失調などの症状を示すようになり、発病後2週間から6ヶ月の経過を経て死に至る。

スクレイピー（めん羊）

異常プリオントロポ蛋白質を含む飼料等を食べることによって感染する。本病に罹患した動物の脳組織は空胞化し、海綿状（スponジ状）となることから、海綿状脳症と名付けられた。めん羊がこの病気に感染すると、2年以上の長い潜伏期間のあと、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し、発病後2週間から6ヶ月の経過で死に至る。ヒツジやヤギのスクレイピーは250年ほど前から知られており、オーストラリア、ニュージーランド等の少数の国を除いて、全世界的に発生している。

ニューカッスル病（鶏、あひる、うずら、七面鳥）

ニューカッスル病ウイルスを原因とし、感染鶏から鼻水、涙、排泄物に多量のウイルスが排泄されて、鶏群内で伝播する。ウイルス保有鶏の導入、感染野鳥の侵入、汚染物あるいは人による持込によって他の鶏群に伝播する。発症鳥は、緑色下痢便、奇声や開口呼吸などの呼吸器症状、脚麻痺や頸部捻転などの神経症状を示す。

家きんサルモネラ感染症（鶏、あひる、うずら、七面鳥）

ひな白痢とも呼ばれ、サルモネラ菌の一種（サルモネラ プローラム）を原因とする。本菌は卵黄に菌が含まれる介卵感染で広がり、雛が白色下痢を伴い、敗血症死する急性疾患である。成鶏では菌が臓器や組織に潜み、無症状な保菌鶏となることが多い。

コイヘルペスウイルス病（コイ）

マゴイとニシキゴイに発生する病気。コイ以外の魚や人への感染はない。発病すると行動が緩慢になつたり餌を食べなくなるが、目立った外部症状は少なく、鰓の退色やびらん（ただれ）などが見られる。幼魚から成魚までに発生し、死亡率が高い。現在、有効な治療法はない。1998年ごろから、イスラエル、英國、ドイツ、オランダ、ベルギー、米国、インドネシア、台湾などで発生していた。我が国では、2003年1月6日にはじめて本病の発生を確認した。

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 価 結 果
目標 国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する。	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する。</p> <p>達成状況</p> <p>基準値 本年度の目標値と同じ</p> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> <p>改善・見直しの方向</p>
目標 国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。</p> <p>達成状況</p> <p>基準値 本年度の目標値と同じ（各年）</p> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> <p>改善・見直しの方向</p>
目標 我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。</p> <p>本年度の実績値</p> <p>達成状況</p> <p>基準値 本年度の目標値と同じ（各年）</p>

の件数を0件とする。	政策目標を達成するための政策手段の有効性
	改善・見直しの方向
目標 遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。	目標値、実績値、達成状況 本年度の目標値 遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。 本年度の実績値 達成状況 基準値 本年度の目標値と同じ
	政策目標を達成するための政策手段の有効性
目標 食品表示の遵守状況の確実な改善：10年後に適正表示率を85%にするために5年（平成20年度）で不適正表示率（現状値平成15年度：25.3%）を2割削減する。	改善・見直しの方向
	目標値、実績値、達成状況 本年度の目標値 食品表示の遵守状況の確実な改善：10年後に適正表示率を85%にするために5年（平成20年度）で不適正表示率（現状値平成15年度：25.3%）を2割削減する。 本年度の実績値 達成状況 達成ランク 基準値 15年度：25.3%
総合的な所見 (各局政策評価担当課長)	政策目標を達成するための政策手段の有効性
	改善・見直しの方向

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】

実績評価(政策手段シート)

政策分野	食の安全及び消費者の信頼の確保
------	-----------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容値を超えないレベルに抑制する。	農産安全管理対策事業費のうち農産物安全性確認等経費	農産物の安全性を確保するため、残留農薬、重金属等を調査分析。	国内産米麦の安全性を確保するため、残留農薬、重金属等を調査分析	-	177	
	食品安全確保調査・試験事業のうち、有害科学物質リスク管理基礎調査	問題の未然防止のため、科学的・統一的な枠組みの下での有害化学物質の調査を実施。	-	-	239	
	食品安全確保調査・試験事業のうち生産資材安全確保調査・試験事業費のうち食品の安全性の確保	問題の未然防止のため、科学的・統一的な枠組みの下で生産資材の調査・試験等を実施。	-	-	653 の内数	
	生鮮農産物安全性確保対策事業	農業生産段階において、農産物の安全性確保のためのリスク管理の手法であるGAPの確立・普及を推進。	主要農作物別のGAP策定・普及マニュアルの作成・普及	-	6	
	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業のうち「リスク管理型」	産学官による共同研究グループ等から研究課題を公募し、採択された案件に対し委託研究を実施。	事業終了時評価において採択課題の大半である80%以上が概ね当初計画を達成していること	-	480	
	食の安全・安心確保交付金のうち農畜水産物の安全性の確保	地域が自主性・独創性を発揮しながら推進する農畜水産物の安全性の確保を目的とした取り組みを支援し、我が国の食の安全と消費者の信頼の確保。	-	-	2,702 の内数	

	漁場環境の化学物質リスク対策推進事業	水産物の安定供給を図るため、漁場環境における化学物質や重金属等の魚介類への蓄積実態や影響をより詳細に把握するための調査・研究を実施し、消費者及び生産者にわかりやすい情報を提供。	有害物質の魚介類への蓄積状況の把握	186 の内数	
	貝毒安全対策事業委託費	有害プランクトンの分子レベルでの識別法の検討・貝毒分析技術の向上。	貝毒モニタリング技術、機器分析による貝毒検査技術の開発	10	
	土壌有害物質リスク管理対策推進事業	小規模(10ha未満)の農用地の汚染除去のための客土等を実施。	農用地土壤汚染防止法に基づき策定された農用地土壤汚染対策計画に基づく土壤汚染の改善	60	
	国際規格対応強化・体制整備事業	規格案検討委員会開催 分析法確立に係るデータ作成 Codex部会及びISO専門家会合出席。	我が国の実情を的確に反映した国際規格を策定	11	

	独立行政法人農林水産消費技術センター運営費交付金うち人件費除く、施設整備費補助金	農産物等の農薬等の残留状況に係る調査分析を実施。	-	1,217 の内数	
	独立行政法人肥飼料検査所(人件費除く)	独立行政法人肥飼料検査所の運営、施設整備。	-	476 の内数	
	独立行政法人農薬検査所(人件費除く)	独立行政法人農薬検査所の運営、施設整備。	-	242 の内数	
	肥料取締法	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、規格の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。	-	-	
	農薬取締法	農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。	-	-	

その他	HACCP手法支援法に基づく高度化計画の認定件数	食品製造工程管理高度化促進事業	中小食品事業所等のHACCP導入促進のための人材育成及び技術データベース構築による環境の整備。	HACCP手法支援法に基づく高度化計画認定件数 284件(これまでのすう勢に対し、30%増加させた件数(平成19年度))	136	
	一定規模以上の水産加工場におけるHACCP導入率	水産物品質管理対策推進支援事業	水産加工場及び産地市場での品質・衛生管理の向上並びにHACCP方式導入促進のための取組の支援。	・水産食料品製造業のHACCP方式の導入率 目標値 18.3%(平成18年度) ・一般的衛生管理講習会の受講者数 目標値 1,000人/年(平成18年度)	122	
	一定規模以上の飲用牛乳工場におけるHACCP導入率	乳業再編整備等対策事業交付金	高度な衛生水準による牛乳・乳製品の製造・供給を行う体制整備等。	-	500	
	HACCP手法支援法に基づく高度化計画の認定件数	食品産業品質管理高度化促進資金 (農林漁業金融公庫資金)	食品製造業におけるHACCP手法に対応した高度な衛生・品質管理施設の導入支援。	-	5,400	
	一定規模以上の飲用牛乳工場におけるHACCP導入率	農林漁業金融公庫資金のうち乳業施設資金	乳業施設資金の融資枠。	-	1,250	
		食品の製造過程の管理の高度化に関する法律	食品の製造過程の管理の高度化の促進、食品の適正な品質の確保。	-	-	

<p>国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病的発生予防、まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。発生があった場合には、法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。</p>	家畜衛生対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理基準等の家畜衛生対策に必要なマニュアル等の作成、普及推進するためのパンフレット等の作成 ・動物由来感染症等についての調査、集計、解析 ・死亡牛の検査・処理の円滑な実施、ヨーネ病及びオーエスキーアイ病の清浄化等のためのワクチン接種等への助成の実施。 	口蹄疫等の広範囲な地域に影響を及ぼす家畜伝染病が発生した場合、確実・迅速な防疫措置が実施されること	3,355	
	畜産安全対策事業費			143	
	(獣医療対策事業費)	獣医療を提供する体制の現状等を把握・検討し、その結果を都道府県に提供するとともに生産衛生対策実践のためのマニュアルを策定し、都道府県や臨床研修を行う診療施設等に提供する。	各都道府県毎に、それぞれの地域の状況に応じた適正な獣医療の提供を行う。	6	
	(動物用医薬品対策事業費)	動物用医薬品の国際的なガイドライン等の設定に必要な調査、試験の実施、情報の収集、会議等の開催	動物用医薬品の安全性の確保による食品の安全性の確保	68	
	(流通飼料対策事業)	組換え体利用飼料の安全性確認試験等の実施、抗菌性物質の適正使用マニュアル等の作成。	飼料製造業者等の自主管理体制整備等による食品の安全性の確保	68	
	家畜伝染病予防費	家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止措置の実施。	家畜の伝染性疾病の発生予防 家畜伝染病のまん延防止	3,714	
	薬事監視事務委託費	薬事法等に基づき動物用医薬品の製造販売業者等に立入検査等を実施。	薬事法に基づく法定受託事務の遂行により被害の発生や社会的混乱を未然に防ぐ。	6	

	動物検疫所	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出入動物及び畜産物の検疫業務の実施 ・輸出入検疫業務の実施の円滑化(技術改善・平準化、使用済み薬品の処理、家畜防疫官研修等) ・悪性伝染病の危機管理体制整備(鳥類及び犬等の検疫の充実強化等) ・動物検疫犬による検査態勢整備費 ・動物由来感染症検疫体制整備 ・動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS)高度利用・最適化事業。 	-	4,306 の内数
	人畜共通感染症等危機管理体制整備調査等委託費	発生状況等を監視するためのサーベイランス計画の策定、実施及び専門家チームによる結果の評価に加え、新たな診断手法や病原体の不活化手法の検証・実用化及び既存の診断手法の再評価等を実施。	海外伝染病の侵入防止、国内に存在する家畜伝染病のうち公衆衛生上問題となる疾病的清浄化の推進等、国内に存在する家畜伝染病の清浄性の維持、動物用医薬品等の安全性の確保・品質の改善率	69

食品安全確保調査・試験事業のうち生産資材安全性確保調査・試験事業のうち家畜衛生対策			
(動物用医薬品の安全性確保関連)	<p>動物用医薬品の薬剤耐性菌の評価及びリスク管理のための試験の実施及びリスク管理手法の検討。</p> <p>動物用医薬品の毒性及び残留性情報の収集及び整理。</p>	<p>食品安全委員会に提出する動物用医薬品の薬剤耐性菌についての人の健康影響評価資料の作成及びリスク管理手法の検討。</p> <p>厚生労働省に提出する暫定残留基準の見直しのための動物用医薬品の毒性及び残留性に関する資料の作成。</p>	
(飼料の安全性確保関連)	<p>農薬等の飼料中の残留基準値を設定するために必要な飼養試験等を実施。</p> <p>ゼアラレノン(カビ毒)の飼料中の残留基準値を設定するために必要な飼養試験等を実施。 新飼料の安全性評価に資するデータを得るための動物試験の要件等の開発 現行法(ELISA法及びPCR法)より迅速な牛由来するたん白質検査方法の開発 諸外国における飼料作物に係る有害物質の規制内容及び毒性等に関する情報の収集・分析並びに物質ごとのリスクプロファイルを作成</p>	<p>農薬等の飼料中の残留基準値等の設定による食品の安全性の確保等</p>	653 の内数
(水産物の安全性確保関連)	養殖魚に水産用医薬品を投与し、休薬期間を過ぎた魚に薬が残留しているか分析。	5年間で約40養殖魚種について可能な限り残留の有無を確認し、ガイドラインの妥当性を検討する。	

動物医薬品検査所	改正薬事法による承認申請に係るGMP調査の実施、改正薬事法による原薬等登録原簿への登録の実施、海外悪性伝染病ワクチンの検査の実施。	-	1,018 の内数
食の安全・安心確保交付金のうち 養殖衛生管理体制の整備	総合推進対策(養殖衛生対策体制の推進) 養殖衛生管理指導(医薬品適正指導、養殖衛生管理技術普及・啓発 養殖場の調査監視(医薬品残留検査等) 養殖衛生管理機器整備(魚病診断機器等) 疾病対策(監視・発生対策、特定疾病まん延防止措置)	特定疾病発生時には、養殖場等においてまん延が拡大し常在化することのないようまん延防止措置が図られること。	2,702 の内数
魚類防疫技術対策事業委託費	コイヘルペスウイルス病の発生対応を行う。OIEリファレンスラボラトリー活動を行う。海外における疾病の発生状況や診断について情報収集を行う。ワクチンの開発・改良。	国内及び国際的に求められる魚類防疫対応が実施されること。	34
養殖衛生対策センター事業委託費	養殖現場指導を行う衛生管理技術者等人材の育成(魚類防疫研修の強化) 魚類防疫知識等の普及・啓発(技術者派遣・パンフレット作成等) 養殖衛生管理技術開発(マニュアル作成、調査研究等) 輸入種苗モニタリング(モニターの現地派遣等)の強化など。	早期に国内未侵入疾病を確認した場合は、国内に発生が継続することのないよう魚類防疫体制が強化されること。	102

	動物用医薬品承認・許可基準普及委託費	平成17年4月に施行される改正薬事法により新たに導入される製造販売業者の許可基準等についての解説書の作成等を行う。	許可基準の円滑な導入及び運用の周知徹底を行い、動物用医薬品が適切に製造・販売されることにより、被害の発生や社会的混乱を未然に防ぐ。	6	
	独立行政法人肥飼料検査所(人件費除く)	独立行政法人肥飼料検査所の運営、施設整備。	-	476 の内数	
	食の安全・安心確保交付金のうち 伝染性疾病・病害虫の 発生予防・まん延防止の うち家畜衛生の推進	地域が自主性・独創性を發揮しながら 推進する伝染性疾病の発生予防・ま ん延防止等を目的とした取り組みを支 援し、我が国の食の安全と消費者の信 頼の確保を図る。	-	2,702 の内数	
	家畜伝染病予防法	国内防疫及び動物検疫を実施するこ とににより、家畜伝染病の発生予防及び まん延防止を図る。	-	-	
	家畜保健衛生所法	都道府県が家畜衛生対策を講じる実 施機関として、家畜保健衛生所を設置 する根拠を規定。	-	-	
	飼料の安全性の確保及 び品質の改善に関する 法律	飼料及び飼料添加物の製造等に關す る規制、飼料の公定規格の設定等に より飼料の安全性の確保及び品質の 改善を図る。	-	-	

<p>我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とす</p>	植物防疫所	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の空海港における検疫の実施 ・侵入警戒調査の実施 ・移動規制の実施。 	-	9292 の内数	
	植物防疫事業交付金	<p>都道府県が行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察事業について交付金を交付 	-	342	
	植物防疫対策費補助金	<p>民間団体が行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPMに有用な情報の提供 ・IPM支援モデルの開発 ・IPM要素技術の開発について補助金を交付 	-	145	
	食の安全・安心確保交付金のうち伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止のうち病害虫の防除の推進及び重要病害虫の特別防除等	<p>都道府県が行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に調和した防除体系の確立 ・IPM実践指標の策定 ・IPM実践地域の育成 ・重要病害虫の侵入警戒調査 ・重要病害虫の防除について交付金を交付 	-	2,702 の内数	
	特殊病害虫特別防除費補助金(内閣府沖縄振興局計上)	<p>沖縄県が行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アリモドキゾウムシ・イモゾウムシの根絶防除 ・ウリミバエ・ミカンコミバエの再侵入防止について補助金を交付 	-	976	
	植物防疫法	植物に有害な動植物による農作物の被害を防止するための規制	-	-	

遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性(野生動植物の生態系等)影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	遺伝子組換え農作物等による生物多様性影響を防止するための規制	-	-	カルタヘナ法に基づく緊急措置の発動件数: 0件
--	------------------------------------	--------------------------------	---	---	-------------------------

食品表示の遵守状況の確実な改善:10年後に適正表示率を85%にするために5年(平成20年度)で不適正表示率(現状値:25.3%)を2割削減することを目標とする。	食品表示適正化推進事業費	・国民各層からの意見の集約 ・製造業者向け普及・啓発 ・流通業者向け普及・啓発 ・食品表示ウォッチャーの配置等。	表示の遵守状況の確実な改善(一般調査における調査店舗の不適正表示率を2割削減(平成20年度目標))	130	
	独立行政法人農林水産消費技術センター運営費交付金及び施設整備費補助金	独立行政法人農林水産消費技術センターが、JAS規格の遵守状況等の適切な確認を実施。	-	1,217 の内数	
	総合食料対策調査等民間団体委託費のうち内外食料品価格形成要因調査・分析事業	内外の食料品小売価格の実態調査及びそのコスト要因の構造分析。	-	3	
	総合食料対策調査等民間団体委託費のうち食品等の表示・規格関係分	・パンフレット作成 ・研修会、説明会等の開催 ・各種加工食品の生産履歴情報の実態調査等。	・生産情報公表JAS規格 ・有機畜産物JAS規格の普及・啓発による制度の円滑な実施等	51	
	総合食料対策調査等委託費のうちJAS規格等検査・分析手法妥当性確認事業	・JAS規格に規定されている分析手法の科学的検証 ・JAS格付におけるサンプリング頻度及び判定手法についての科学的な調査・検討。	JAS格付を行うに当たっての分析手法の妥当性確認とサンプリング手法の確立	19	
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	日本農林規格(JAS規格)の制定、普及により、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資する。	-	-	

その他 トレーサビリティ の導入・普及 生鮮食品及び加工度が低い加工品を対象として、主要な購買先において、24時間以内に生産流通履歴の追跡・追溯を可能とするシステムの品目の導入状況	独立行政法人家畜改良センター運営費交付金のうち家畜個体識別システムの運営	家畜個体識別システムの適切な運営。	-	126	
	牛肉トレーサビリティ業務委託費	牛と牛肉の同一性を確認するためのDNA鑑定の実施。	-	640	
	牛トレーサビリティ制度の信頼性確保対策委託費	牛個体識別台帳の電算システムについて、精査の上、不適切な届出の検索機能を強化するなど不正防止機能の強化を図り、効率的なシステムを構築するための計画を作成。	-	39	
	ユビキタス食の安全・安心システム開発事業	ユビキタス・コンピューティング技術を活用した先進的な食の安全・安心システムを、公募方式により開発。	生鮮食品及び加工度が低い加工品を対象として、主要な購買先において、24時間以内に生産流通履歴の追跡・追溯を可能とするシステムを50%程度の品目について導入(平成19年度)	1,200	
	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	BSEのまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼確保を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。	-	-	

政策評価結果書（案）

平成 年 月 日

実績評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	望ましい食生活の実現に向けた食育の推進		
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：消費・安全局消費者情報官 関 係 課：総合食料局消費流通課、生産局野菜課、果樹花き課、牛乳 乳製品課、食肉鶏卵課、水産庁加工流通課		
政策分野の全体 の目指すべき姿	食について自ら考え、判断ができる能力を養成する食育を推進し、望ましい食生活の実現を図る。		
重点的に取り組むべき課題（課題ごとに目指すべき姿）	目 標 （政策の有効性に関する指標 / 政策の有効性を判断する視点）		判断に用いる指標 ・データ
国民が、自らの食生活を見直し、栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことができるよう、平成17年6月に決定された「食事バランスガイド」の普及・活用に積極的に取り組む。	指 標：「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合 目標年次：平成22年度 目 標：「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合について、平成17年度は11%（実績）、平成22年度は30%を目標とする。 （基準：平成17年度11% 平成22年度30%） 19年度以降、教育ファームの取組を目標とすることについて検討する		「食事バランスガイド」等普及状況調査 ((社)農山漁村文化協会)

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画	食料・農業・農村基本計画
(関係箇所)	第3の1の(2)望ましい食生活の実現に向けた食育の推進
目標年度	-
目標値	-

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

最近の我が国における食生活については、健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れ、食料の海外依存、食べ残しや食品の廃棄の増加等により、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加、食料自給率の低下、食料資源の浪費等の様々な問題が生じてあり、食に関する知識と食を選択する力を習得し、望ましい食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが重要な課題となっている。

平成17年6月に「食育基本法」が制定され、平成18年3月に「食育推進基本計画」が決定された。今後、これらに基づき、内閣府、厚生労働省、文部科学省など関係府省と連携しながら食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、農林水産省においては、食生活の改善、食や農に関する正しい理解の促進、地域の優れた食文化の継承、食品の安全性に関する情報提供の強化等の観点から、生産・流通・消費の各段階において食育を推進する。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

食生活は、基本的には個人の嗜好によるものであり、食生活の見直しは、強制されるものではなく、国民一人一人が主体的に毎日の食生活の見直しに取り組むことが重要である。

国民各層の理解と実践を促進させ、望ましい食生活の実現を図るために、食生活指針を実際の行動に結びつけるものとして、食事の望ましい組合せやおおよその量を分かりやすくイラストで示した「食事バランスガイド」の普及・活用等に重点的に取り組むことが必要である。

「食事バランスガイド」は平成17年の6月に策定・公表されたものであり、その普及により、それを参考に食生活を送っている人の割合を増やすことが必要であることから、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の増加を目標とし、平成18年度は15%、平成22年度は30%を目標値とする。

〔目標値の算出方法〕

目標 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合

ア 現状値及び算出方法

（社）農山漁村文化協会が実施する「食事バランスガイド等普及状況調査」において、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の調査を実施し、その数値を用いて施策の効果を把握・評価する。

- ・調査地域：全国
- ・調査方法：インターネットによるWeb（ウェブ）調査
- ・調査対象数：全国に住む20歳代～60歳代の男女約2,100名を予定
- ・調査時期：平成19年1月頃を予定
- ・設問：あなたは食事や買い物の際、「食事バランスガイド」をどの程度参考にしていますか。（予定）
 1. いつも参考にしている
 2. 時々参考にしている
 3. あまり参考にしていない

4. まったく参考にしていない

5. その他

イ 達成状況の判定方法 当該年度目標と現状値とのかい離を比較する。

達成率の計算方法

・達成率 = (当該年度実績値) ÷ (当該年度目標値) × 100 (%)

実績評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

目標 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合（目標）30%（平成22年度）

・目標値 15%（平成18年度）

【参考】

「食育推進基本計画」（18年3月に決定）においては、「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加（平成22年度までに60%以上）が目標として設定されているが、この等には、食生活指針、日本人の食事摂取基準、3食品群分類表、六つの基礎食品などが含まれている。この目標値については、現状値はなく、18年度中に調査する予定である。

（単位：%）

	17年度 (基準)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
目標値	2	15	18	22	26	30
実績値	11					
達成率						

実施機関：

調査対象：

調査対象者：

調査期間：

【参考データ】

一般消費者の「食事バランスガイド」の認知度

（単位：%）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実績値	26					

実施機関：（社）農山漁村文化協会（平成18年度から実施）（平成17年度は、（財）食生活情報サービスセンターが調査を実施）

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 価 結 果
目標 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合	目標値、実績値、達成状況
	本年度の目標値 15 % 達成状況 基準値 11 % (平成 17 年度)
	政策目標を達成するための政策手段の有効性
	改善・見直しの方向
総合的な所見 (各局政策評価担当課長)	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】

実績評価(政策手段シート)

政策分野	望ましい食生活の実現に向けた食育の推進
------	---------------------

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)	(関連する目標)	(設定されている場合)	(百万円)	
「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合について、平成17年度は2%、平成22年度は30%を目標とする。	<p>「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合について、平成17年度は2%、平成22年度は30%を目標とする。</p>	食の安全・安心確保交付金のうち 食育の推進	地域におけるイベントの開催などによる「食育バランスガイド」の普及・活用の取組を支援し、我が国の食の安全と消費者の信頼の確保を図る。	-	2,702の内数	
		にっぽん食育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーレストラン、スーパー・マーケット、コンビニエンスストア等におけるモデル事業の実施 ・民間の実践活動等に対する支援 ・モデル地域における多様な取組への支援・実証 ・都市部の児童・生徒等を対象とした稻作体験学習等 ・学校給食における日本型食生活の実践を推進するためのフォーラム等の実施 ・ポスターやリーフレットの作成・配布、マスメディアの活用等による「食事バランスガイド」や「日本型食生活」等の普及・啓発を地域を限定して集中的に実施 ・「食育月間」(6月)を中心に、「食事バランスガイド」、「日本型食生活」等をテーマにしたシンポジウムの開催 ・体験型の総合展示会や全国的なマスメディアと連携したステージイベントの開催 	-	3,945	
		学校給食用牛乳供給事業交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者も含めた普及啓発教材の配布 ・研修会等の開催、未実施校に対する説明会等の開催 ・上記取組等を通じた牛乳等の栄養価値についての啓発・普及 ・学校における牛乳の衛生管理の確保を図るための機器整備。 	-	2,500	
		国産食肉等消費拡大総合対策事業	・食肉に関する知識の普及・啓発、情報提供等	-	801	

政策評価結果書（案）

実績評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	国産農畜産物の競争力の強化	
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：生産局農産振興課、野菜課、畜産企画課、畜産振興課 関 係 課：生産局特産振興課、果樹花き課、種苗課、牛乳乳製品課、食肉鶏卵課	
政策分野の全体 の目指す姿	消費者や食品製造業、外食産業などの実需者の多様なニーズに応じた農畜産物を効率的・安定的に生産できる体制を確立する。	
重点的に取り組むべき課題（課題ごとに目指すべき姿）	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ
1. 価格競争力を高めるため、低成本・省力化技術の導入、担い手の育成等に向けた施策を推進することにより、労働費や生産資材費の低減を図る。 我が国の代表的な品目である米、大豆、生乳、肉用牛の生産コスト及び畜産物生産の重要な資材である飼料作物の生産コストについては、2~3割程度低減させる。	<p>名 称：米の生産コスト 指 標：米60kg当たり生産コスト 目標年次：平成27年度 目 標 値：25%低減 (基準：17.4千円/60kg(平成15年度) 目標：13.0千円/60kg(平成27年度))</p> <p>名 称：大豆の生産コスト 指 標：大豆60kg当たり生産コスト 目標年次：平成27年度 目 標 値：3割程度低減 (基準：23.3千円/60kg(平成15年度) 目標：17.2千円/60kg(平成27年度))</p> <p>名 称：生乳生産コスト 指 標：生乳100kgあたり労働費 目標年次：平成27年度 目 標 値：2割程度低減 (基準：2,111円/100kg(平成15年度) 目標：1,689円/100kg(平成27年度))</p> <p>名 称：肉用牛生産コスト 指 標：生体100kgあたり労働費 目標年次：平成27年度 目 標 値：2割程度低減 (基準：11,742円/100kg(平成15年度) 目標：9,394円/100kg(平成27年度))</p> <p>名 称：飼料作物生産コスト 指 標：1 TDNkg当たり生産費用価^{注1} 目標年次：平成27年度 目 標 値：3割程度低減 (基準：47.4円/TDNkg(平成15年度) 目標：33円/TDNkg(平成27年度))</p>	農林水産省「米及び麦類の生産費」
2. 実需者の意向を踏まえた品質の改善を進める。 麦については、実需者が望む品質に応じた生産が十分に行われていないことから、良品質の新品種への作付け転換を推進することにより、品質の改善を図る。	<p>名 称：麦の新品種作付シェア 指 標：加工適性が高い等良品質な麦の新品種の作付面積のシェア (都府県) 目標年次：平成22年度 目 標 値：30% (基準：12.1%(平成16年度) 目標：30.0%(平成22年度))</p>	都府県を通じた調査 により把握

<p>3. 需給事情を踏まえた加工用、業務用等の用途について、国産農畜産物の供給量の増加を図る。</p> <p>野菜については、近年、輸入野菜が増加傾向にある中、輸入品に対抗するため、加工向け国内産野菜の出荷数量を向上させる。</p>	<p>名 称：指定野菜の(ばれいしょを除く) 加工向け野菜の出荷数量 指 標：指定野菜の加工用向け出荷数量 目 標 値：前年の指定野菜の加工用向け出荷数量を超えること (基準：集計中(平成17年度) 目標：前年を超えること(平成18年度))</p>	<p>農林水産省「野菜生産出荷統計」</p>
<p>4 我が国の優れた農林水産物を ^{注4}知的財産と捉え、その権利化と 積極的な保護・活用を推進する。</p> <p>植物新品種については、審査 ^{注5}期間の短縮により、^{注5}育成者権の 保護・活用を図る。</p>	<p>名 称：植物新品種の品種登録に係る平 均審査期間 指 標：審査期間 目標年次：平成20年度 目 標 値：2.5年 (基準：3.2年(平成17年度) 目標：2.5年(平成20年度))</p>	<p>農林水産省調べ</p>

《用語解説》

注1 費用価

生産過程において発生した費用の合計。飼料作物については、その生産過程(は種から収穫調整まで)において発生した費用、すなわち、材料費(種子、肥料、その他の材料)固定財費(建物、農機具)等を合計したもの。

注2 T D N

Total Digestible Nutrients(可消化養分総量)の略。飼料の含有する栄養価を示す単位で、家畜が消化し、エネルギーとして利用できる養分の総量を示すもの。「T D N k g」とは、k g 単位で現したもの。

注3 指定野菜

消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの。現在14種類が指定されている(キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう)。

注4 知的財産

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発明又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

注5 育成者権

品種登録された植物を独占的に利用できる権利。種苗法によって保護される知的財産権の1つ。なお、ここでいう「利用」とは、下記のとおりである。

- ・ 種苗の生産、調整、譲渡の申出、譲渡、輸出、輸入、及びこれらの行為をする目的をもつて保管する行為。
- ・ 収穫物・加工品の生産、譲渡の申出、貸渡しの申出、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、及びこれらの行為をする目的をもつて保管する行為。

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	注4 食料・農業・農村基本計画 第1の1の(2) 多様化・高度化する消費者・実需者ニーズへの対応 第2の4の(2) 生産努力目標 第3の2の(5)のイ 農業と食品産業との連携の促進 2の(6)のウ 農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化 21世紀新農政2006 の4の(1)
目標年度	平成27年度
目標値	米の生産コスト 25%低減 大豆の生産コスト 3割程度低減 生乳生産コスト 2割程度低減 肉用牛生産コスト 2割程度低減 飼料作物生産コスト 3割程度低減 都府県の麦の新品種の作付面積シェア 30%（平成22年度） 指定野菜(ばれいしょを除く)の加工向け出荷数量が対前年100%超えていること 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間 2.5年（平成20年度）

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

農畜産物の安定供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本として、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即して生産されることが重要である。しかしながら、国内の農業生産は、地理的条件により生産条件が不利であり、諸外国との生産コストの格差が存在し、また、消費者が加工食品や外食への依存度を高めるとともに、品質に特色のある農産物への指向を強めているなどの変化に十分に対応できていない状況にある。

これらに応え得る国産農畜産物を消費者が納得できる価格で供給するためには、国産農畜産物の競争力の強化を政策分野として掲げ、生産コストの削減、消費者・実需者ニーズに応じた生産体制の確立に向けた施策を積極的に講じていく必要がある。

また、知的財産権の取得・保護のための法制度が整備され、我が国農林水産物の特性・強さを知的財産権として権利化し、「守り」と「攻め」の両面で積極的に活用できる環境が急速に整いつつあることから、国際競争力の強化や収益性の向上等、「攻めの農林水産業」の展開に向けた知的財産の積極的・戦略的な保護・活用を図る必要がある。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

国産農畜産物の競争力の強化を図るためにには、国際化の進展に対応し得る産業構造の確立のため、生産段階におけるコスト低減や省力化を推進するとともに、消費者・実需者のニーズに的確に対応した、新鮮で高品質かつ安全な国産農畜産物を安定的に供給できる生産体制を構築するための施策を講じていくことが不可欠である。

目標 米の生産コストを25%低減（平成27年度）
目標 大豆の生産コストを3割程度低減（平成27年度）
目標 生乳100kg当たり労働費を2割程度低減（平成27年度）
目標 肉用牛生体100kg当たり労働費を2割程度低減（平成27年度）
目標 飼料作物生産コストを3割程度低減（平成27年度）

注6 生産コストの低減については、食料・農業・農村基本計画の目標年次である平成27年度に向けて、我が国の代表的な品目である米、大豆、生乳、肉用牛の生産コスト及び畜産物生産の重要な資材である飼料作物の生産コストについて2~3割程度低減させることを目標値として設定する。

具体的には、米の生産コストについては、「農業経営の展望」において、水田作における効率的かつ安定的な農業経営の姿として、生産コストは、現況の約6~8割の水準になると見込むとともに、「農業構造の展望」において、このような農業経営が経営耕地面積に占めるシェアは、約7~9割に拡大

することを見込んでいることから、これらを合成し、生産コスト25%低減を目標値として設定する。その他については、基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。

ただし、生乳、肉用牛生産コストのうち、飼料費は飼料穀物の国際相場、為替レート等により大きく変動する費目であり、その影響を排除するため、飼料費の次に大きな費目である労働費を目標値として設定する。

目標 都府県の麦の新品種の作付面積のシェアを30%（平成22年度）

麦については、平成22年度を目標年次とする前基本計画の生産努力目標に近い水準まで生産量は拡大してきたところであるが、品質の向上については、平成11年度から「麦新品種緊急開発プロジェクト」を立ち上げ、新品種の開発・普及を推進しているものの、加工適性の高い新品種への作付転換が十分進んでいないこと等から、依然として不十分な状況にある。

このため、新たな基本計画において、加工適性の高い品種の普及の加速化や産地単位での品質管理強化等による品質の向上等を農業者その他の関係者が積極的に取り組むべき課題として位置付けていることから、新品種の作付面積のシェアを目標値として設定する。

目標値の設定に当たっては、都府県において新品種への作付転換が遅れていることから、当面（平成22年度に向けて）都府県について目標値を設定する。具体的には、基本計画における目標値の設定に当たり、平成27年度に向けて見込んだ新品種の作付面積シェア（都府県で45%）をもとに、毎年一定のペースで増加させることとして、平成22年度の目標値（30%）を設定する。

基本計画で見込んだ新品種の作付面積シェアは、各地域における実需者、産地の意向、今後の推進方針等を踏まえて算出。

目標 指定野菜（ばれいしょを除く）の加工向け出荷数量が対前年100%超えていること

野菜については、基本計画において生産努力目標の達成に向けて、「消費者や実需者等の視点にたった加工・業務用需要への対応やより新鮮、安心で高品質な野菜の供給等に向けた取組」に積極的に取り組むこととしている。近年、加工向け国産野菜の出荷数量が減少傾向にあることから、この傾向に歯止めをかけ、大口需要者である食品加工業者等への出荷数量を向上させることを目標とし、「加工向け出荷数量が前年よりも増加すること」を具体的な目標として設定する。

目標 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間を2.5年に短縮（平成20年度）

種苗は、農林水産業の基礎をなすものであり、優秀な特性をもった新品種が開発されることは、生産・消費の両面で重要な意義を持つ。このため、品種登録にかかる出願から登録までの処理期間を短縮することにより、^{注8}植物新品種の保護の強化と活用の促進を図る。

種苗法に基づく品種登録出願件数は毎年増加しているため、これに対応しうる、審査体制の整備等を総合的に進めるなどして、平均審査期間を平成20年度までに世界最短水準の2.5年にすることを目標として設定する。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 米の生産コストを25%低減（平成27年度）

基準値及び算出方法

基準値：17.4千円/60kg（平成15年度）

目標値の算出方法：農林水産省「米及び麦類の生産費」

達成率の計算方法

・達成率(%) = (当該年度実績値 - 基準値) ÷ (当該年度目標値-基準値) × 100

目標 大豆の生産コストを3割程度低減（平成27年度）

基準及び算出方法

基準値：23.3千円/60kg（平成15年度）

目標値の算出方法：農林水産省「工芸農作物等の生産費」

達成率の計算方法

・達成率(%) = (当該年度実績値 - 基準値) ÷ (当該年度目標値-基準値) × 100

目標 生乳100kg当たり労働費を2割程度低減(平成27年度)

基準及び算出方法

目標値：1,689円/100kg

基準値：2,111円/100kg(平成15年度)

達成率の計算方法

- ・達成率(%) = (当該年度実績値 - 基準値) ÷ (当該年度目標値-基準値) × 100

目標 肉用牛生体100kg当たり労働費を2割程度低減(平成27年度)

基準及び算出方法

目標値：9,394円/100kg

基準値：11,742円/100kg(平成15年度)

達成率の計算方法

- ・達成率(%) = (当該年度実績値 - 基準値) ÷ (当該年度目標値-基準値) × 100

目標 飼料作物生産コストを3割程度低減(平成27年度)

基準及び算出方法

基準値：47.4円 / TDNkg(平成15年度)

目標値の算出方法：農林水産省「畜産物生産費」

達成率の計算方法

- ・達成率(%) = (当該年度実績値 - 基準値) ÷ (当該年度目標値-基準値) × 100

目標 都府県の麦の新品種の作付面積のシェアを30%(平成22年度)

基準及び算出方法

基準値：12.1%(平成16年度)

目標値の算出方法：都府県を通じた調査により把握

達成率の計算方法

- ・達成率(%) = (当該年度実績値 - 基準値) ÷ (当該年度目標値-基準値) × 100

目標 指定野菜(ばれいしょを除く)の加工向け出荷数量が対前年100%超えていること

基準及び算出方法

基準値：集計中(平成17年度)

目標値の算出方法：農林水産省「野菜生産出荷統計」

達成状況の判定方法

当該年度の加工向け出荷数量の対前年割合。達成ランクについては、前年の加工向け出荷数量を超えた場合はA、下回った場合はCとする。

(参考資料)農林水産省「野菜政策に関する研究会」報告書

達成率の計算方法

- ・達成率(%) = (平成18年度実績値) / (平成17年度実績値) × 100

目標 植物新品種の品種登録に係る審査期間(平成20年度)

基準及び算出方法

基準値：3.2年(平成17年度)

目標値の算出方法：農林水産省生産局調べ

達成状況の判定方法

当該年度の目標を達成した場合はA、下回った場合はCとする。

達成率の計算方法

$$\cdot \text{達成率}(\%) = (\text{当該年度目標値}) \div (\text{当該年度実績値}) \times 100$$

《用語解説》

注 6 食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法（）に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画。

食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標及び政府が総合的かつ計画的に講すべき施策等を内容とする。

食料・農業・農村基本法

国家社会における食料・農業・農村の位置付けを明確にするとともに、新たな基本理念の下に講すべき施策の基本方向を明らかにする法律として、農業基本法に代わって、平成11年7月に制定された。

注 7 「農業経営の展望」及び「農業構造の展望」

食料・農業・農村基本法第21条に定められている望ましい農業構造の具体的な姿を例示的に示したもの。

注 8 植物新品種の保護の強化

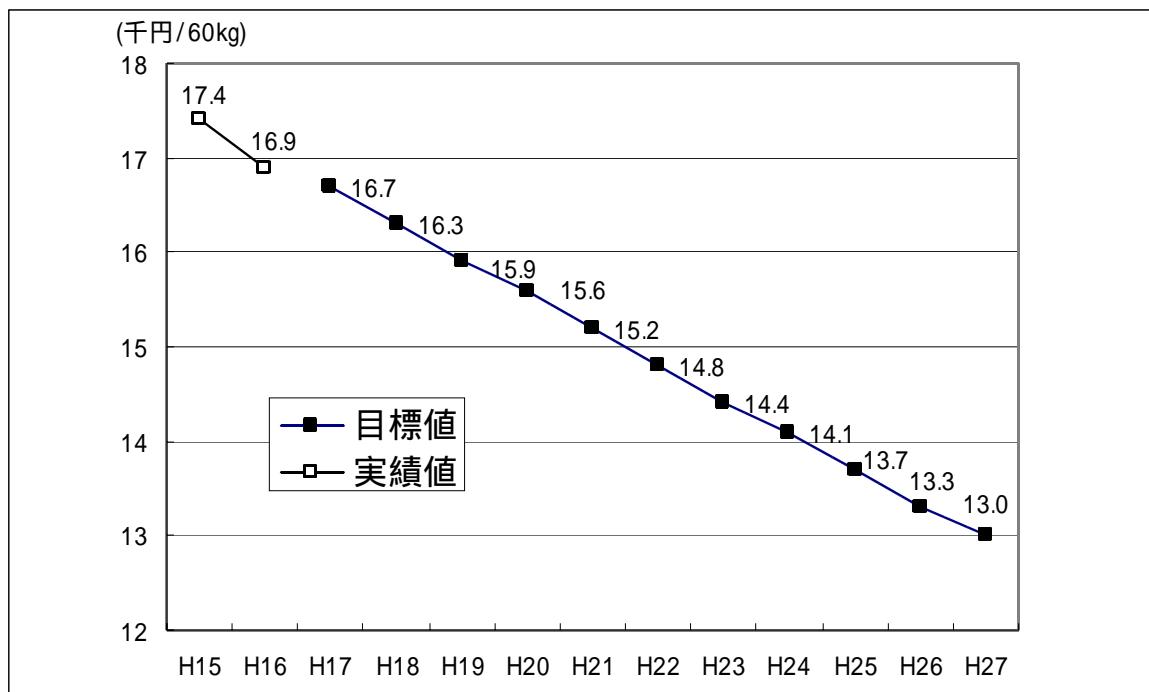
育成者権は品種登録により発生する。これにより、育成者権者は、その登録品種を独占的に利用（生産・販売等）したり、他者に対し利用権を設定することにより利益を得ることが可能となる。品種登録にかかる出願から登録までの処理期間を短縮することにより、権利付与が早期に実現でき、侵害行為に対する権利行使、罰則の適用が速やかに行われ、権利侵害を防止できる。

例えば、品種登録出願が官報に公表された時点で、いわゆる仮保護が認められるが、補償金の請求ができるのは、品種登録後である。また、仮保護期間中は、税関による輸出入の差止めができない

実績評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

目標 米の生産コスト



【参考データ】

1 米の生産量

(単位:万トン)

12年産	13年産	14年産	15年産	16年産	17年産	18年産	19年産	20年産
947	905	888	778	872	906 (概算値)			

資料:農林水産省「作物統計」

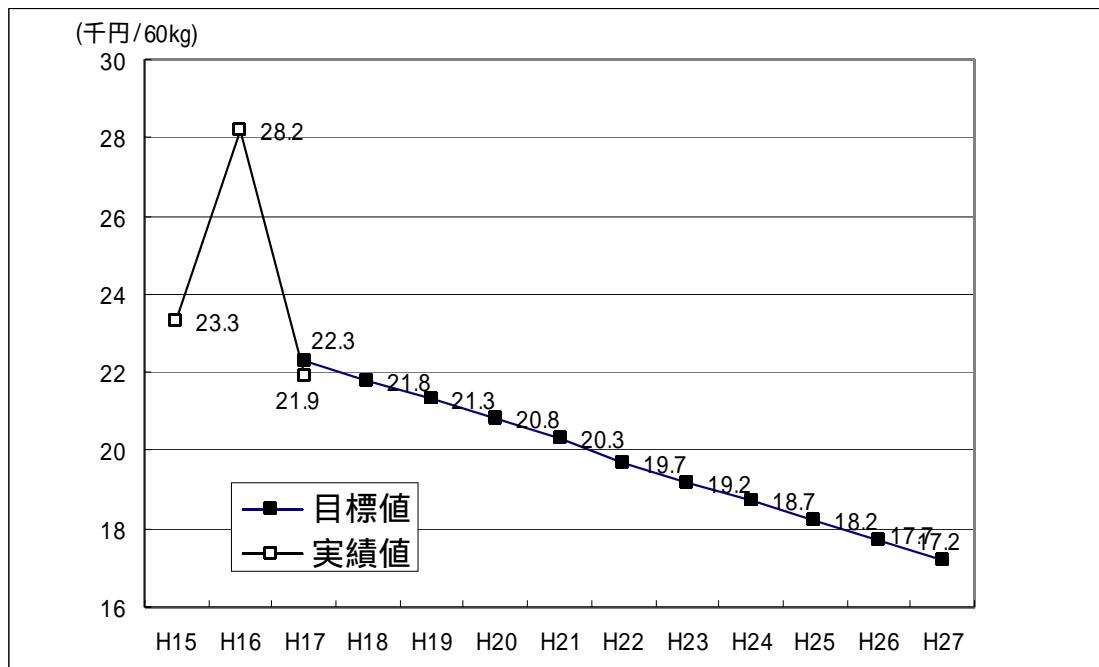
2 米の単収

(単位:kg/10a)

12年産	13年産	14年産	15年産	16年産	17年産	18年産	19年産	20年産
537	532	527	469	514	532 (概算値)			

資料:農林水産省「作物統計」

目標 大豆の生産コスト



【参考データ】

1 大豆の生産量

(単位:万トン)

12年産	13年産	14年産	15年産	16年産	17年産	18年産	19年産	20年産
23.5	27.1	27.0	23.2	16.3	22.5			

資料:農林水産省「作物統計」

2 大豆の単収

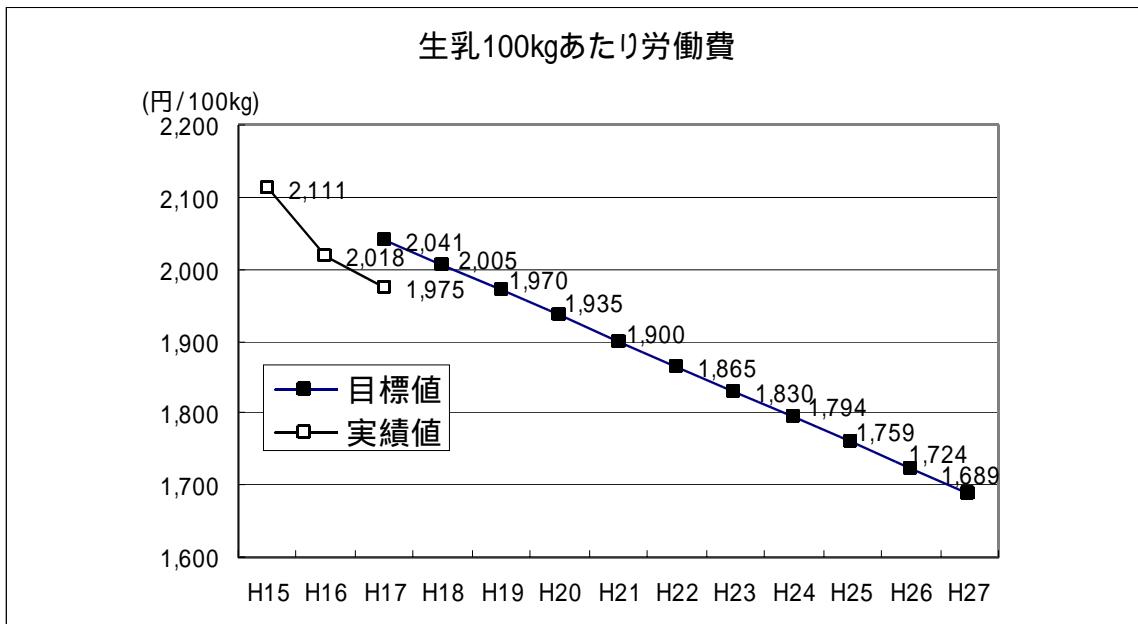
(単位:kg/10a)

12年産	13年産	14年産	15年産	16年産	17年産	18年産	19年産	20年産
192	189	180	153	119	168			

資料:農林水産省「作物統計」

【目標値と実績値の推移】

目標 生乳の生産コスト



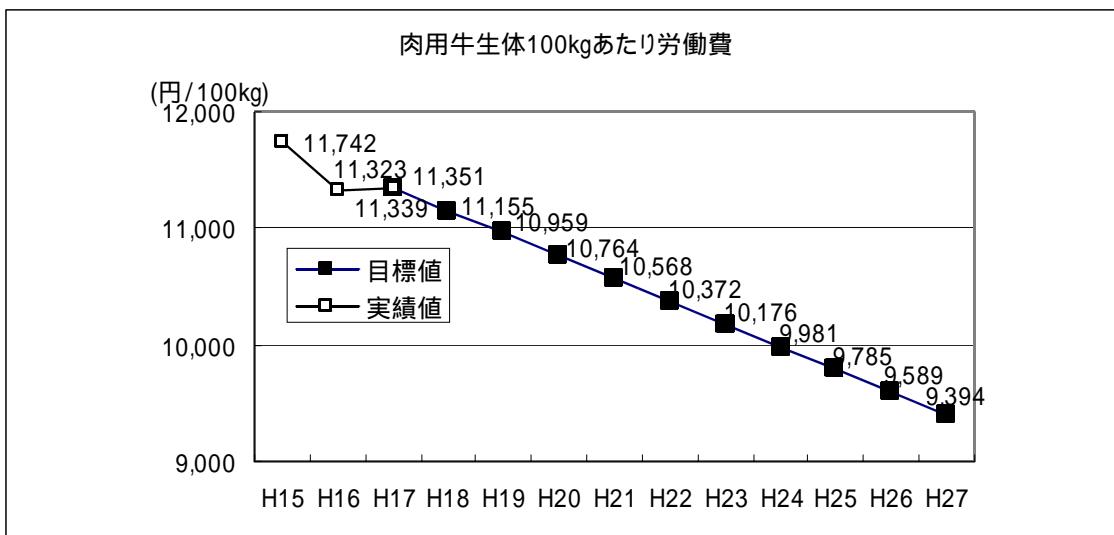
【参考データ】

搾乳牛1頭あたりの労働時間の推移 (時間 / 頭)

年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
時間 / 頭	108.5	107.6	106.5	105.7	104.6	103.7

資料: 農林水産省「畜産物生産費」(各年とも前年4月から当年3月)

目標 肉用牛の生産コスト



【参考データ】

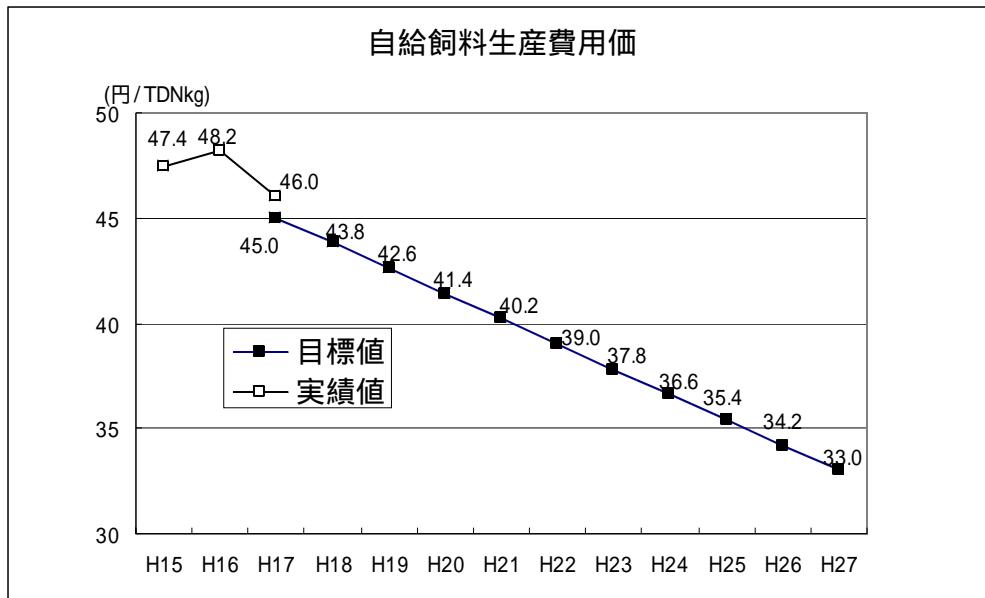
肉用牛1頭あたりの労働時間の推移(肉専用種肥育) (時間 / 頭)

12年	13年	14年	15年	16年	17年
54.7	53.1	52.3	51.9	51.5	51.9

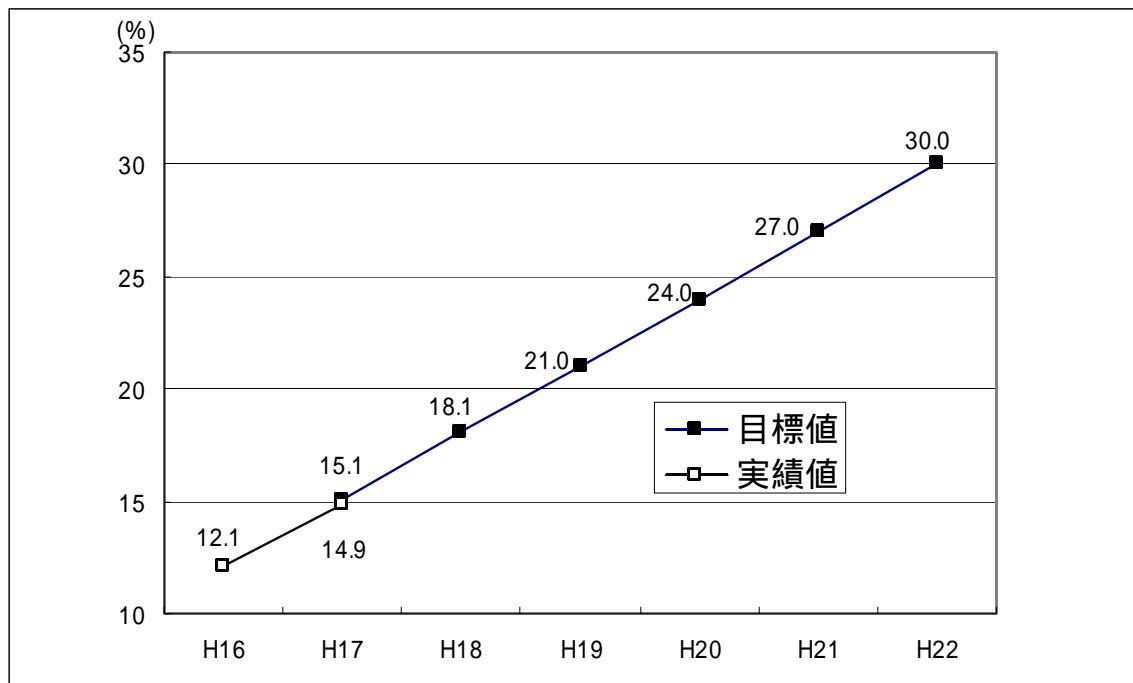
資料:農林水産省「畜産物生産費」(各年とも前年4月から当年3月)

【目標値と実績値の推移】

目標 飼料作物生産コスト



目標 麦の新品種作付け面積シェア



【参考データ】

新品種の育成・普及状況

麦の新品種については、平成11年度から「麦新品種緊急開発プロジェクト」を立ち上げ、実需者等のニーズを踏まえて開発した品種の育成・普及に当たっては、生産者団体、実需者、試験研究機関、行政等から構成される「麦類良質品種実用化・普及促進協議会」において、試験研究機関における育成段階から、実需者による品質評価を実施すること等により、加工適性の高い品種等の育成・普及を推進しているところである。

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
新品種作付面積(ha)	-	51	726	4,982	11,087	18,920	22,385

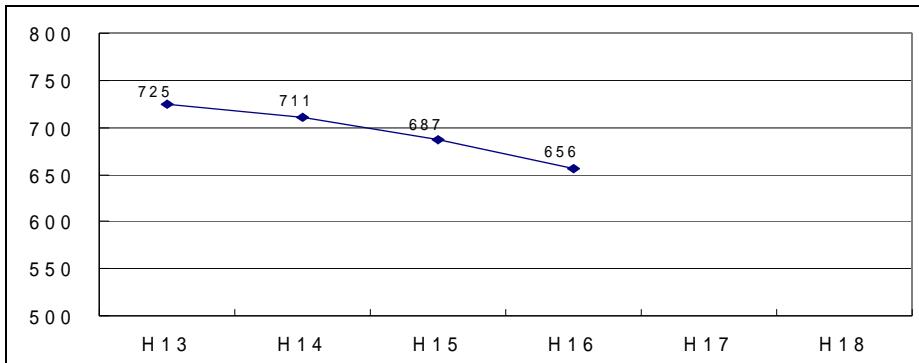
資料 都府県調べ

(注)新品種作付面積は11年以降に育成された品種の都府県における作付面積の合計。

目標 加工向け野菜の出荷数量

【目標値と実績値の推移】

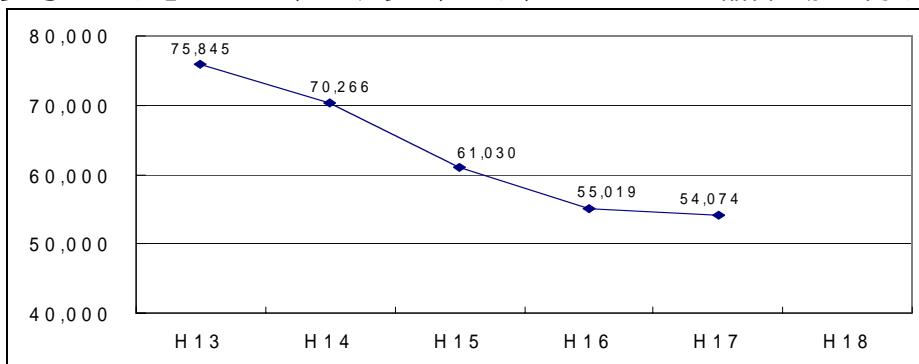
指定野菜（ばれいしょを除く）加工向け出荷数量の推移（千トン）



資料：大臣官房統計部「野菜生産出荷統計」

平成18年産指定野菜（ばれいしょを除く）加工向け出荷数量は8月下旬確定。

【参考データ】・トマト、きゅうり、なす、ピーマンの4品目の加工向け出荷数量の推移（トン）



資料：大臣官房統計部「野菜生産出荷統計」

主産県における調査結果。

・指定野菜（ばれいしょを除く）主要野菜の用途別需要における輸入割合（%）

	平成2年	平成12年
家計消費需要	0.5	2
加工・業務用需要	12	26

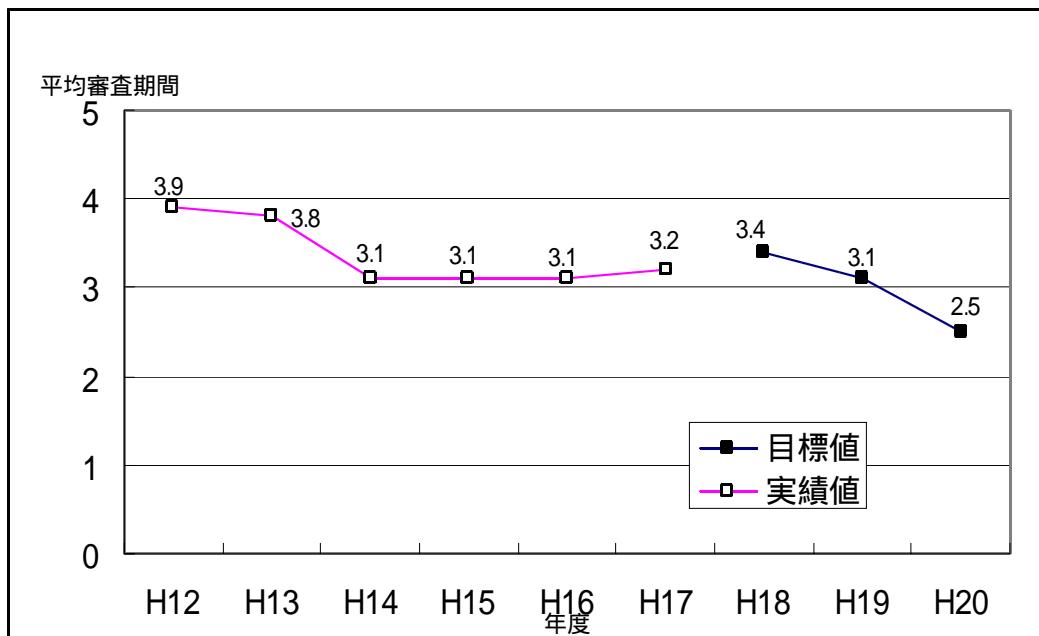
資料：「野菜政策に関する研究会」報告書

野菜政策に関する研究会

野菜農業を取り巻く現状や問題点を総合的に検証することにより、共通認識を醸成し、野菜政策に関する基本的な時点及び今後の野菜政策における具体的な対応方向を提示するために設置した有識者からなる研究会。

目標 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間 【目標値と実績値の推移】

平均審査期間の実績値と目標値の推移



注 平成18年度が3.4年となっている理由

平成15年以降に出願件数が増加したことで、栽培試験、現地調査、審査が追いつかず、審査期間が延びるため。

【参考データ】出願件数

12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
942	1,157	1,002	1,280	1,337	1,385	

資料:農林水産省調べ

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 値 結 果
目標 米の生産コスト を25%低減 (平成27年度)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本年度の目標値 16.3千円/60kg 本年度の実績値 千円/60kg 達成状況 達成ランク 基準値 17.4千円/60kg (平成15年度) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改善・見直しの方向 </div>
目標 大豆の生産コスト 3割程度削減 (平成27年度)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本年度の目標値 21.8千円/60kg 本年度の実績値 千円/60kg 達成状況 達成ランク 基準値 23.3千円/60kg (平成15年度) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改善・見直しの方向 </div>
目標 生乳100kg当たり労働費を2割程度低減(平成27年度)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本年度の目標値 2,005円/100kg 本年度の実績値 円/100kg 達成状況 % 達成ランク 基準値 2,111円/100kg (平成15年度) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (参考) 昨年の実績値を起点にした本年の達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div>

	<table border="1"> <tr> <td>改善・見直しの方向</td></tr> </table>	改善・見直しの方向			
改善・見直しの方向					
目標 肉用牛生体100kg当たり労働費を2割程度低減(平成27年度)	<table border="1"> <tr> <td>目標値、実績値、達成状況</td></tr> <tr> <td>本年度の目標値 11,155円/100kg 本年度の実績値 円/100kg 達成状況 % 達成ランク 基準値 11,742円/100kg(平成15年度)</td></tr> <tr> <td>(参考) 昨年の実績値を起点にした本年の達成状況</td></tr> <tr> <td>政策目標を達成するための政策手段の有効性</td></tr> </table>	目標値、実績値、達成状況	本年度の目標値 11,155円/100kg 本年度の実績値 円/100kg 達成状況 % 達成ランク 基準値 11,742円/100kg(平成15年度)	(参考) 昨年の実績値を起点にした本年の達成状況	政策目標を達成するための政策手段の有効性
目標値、実績値、達成状況					
本年度の目標値 11,155円/100kg 本年度の実績値 円/100kg 達成状況 % 達成ランク 基準値 11,742円/100kg(平成15年度)					
(参考) 昨年の実績値を起点にした本年の達成状況					
政策目標を達成するための政策手段の有効性					
	<table border="1"> <tr> <td>改善・見直しの方向</td></tr> </table>	改善・見直しの方向			
改善・見直しの方向					
目標 飼料作物生産コストを3割程度低減(平成27年度)	<table border="1"> <tr> <td>目標値、実績値、達成状況</td></tr> <tr> <td>本年度の目標値 43.8円 / TDNkg 本年度の実績値 円 / TDNkg 達成状況 % 達成ランク 基準値 47.4円 / TDNkg(平成15年度)</td></tr> <tr> <td>(参考) 昨年の実績値を起点にした本年の達成状況</td></tr> <tr> <td>政策目標を達成するための政策手段の有効性</td></tr> </table>	目標値、実績値、達成状況	本年度の目標値 43.8円 / TDNkg 本年度の実績値 円 / TDNkg 達成状況 % 達成ランク 基準値 47.4円 / TDNkg(平成15年度)	(参考) 昨年の実績値を起点にした本年の達成状況	政策目標を達成するための政策手段の有効性
目標値、実績値、達成状況					
本年度の目標値 43.8円 / TDNkg 本年度の実績値 円 / TDNkg 達成状況 % 達成ランク 基準値 47.4円 / TDNkg(平成15年度)					
(参考) 昨年の実績値を起点にした本年の達成状況					
政策目標を達成するための政策手段の有効性					
	<table border="1"> <tr> <td>改善・見直しの方向</td></tr> </table>	改善・見直しの方向			
改善・見直しの方向					
目標 都府県の麦の新品種の作付面積のシェアを30%(平成22年度)	<table border="1"> <tr> <td>目標値、実績値、達成状況</td></tr> <tr> <td>本年度の目標値 18.1% 本年度の実績値 % 達成状況 % 達成ランク 基準値 12.1%(平成16年度)</td></tr> <tr> <td>(参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況</td></tr> </table>	目標値、実績値、達成状況	本年度の目標値 18.1% 本年度の実績値 % 達成状況 % 達成ランク 基準値 12.1%(平成16年度)	(参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況	
目標値、実績値、達成状況					
本年度の目標値 18.1% 本年度の実績値 % 達成状況 % 達成ランク 基準値 12.1%(平成16年度)					
(参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況					

	<p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p>
	<p>改善・見直しの方向</p>
<p>目標 指定野菜の加工 向け出荷数量が 対前年100% 超えていること</p>	<p>目標値、実績値、達成状況</p>
	<p>本年度の目標値 指定野菜（ばれいしょを除く）の加工向け出荷数量が対前年100% を超えていること</p>
	<p>本年度の実績値 達成状況 % 達成ランク 基準値 集計中[平成19年12月公表]（平成17年度）</p>
	<p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p>
	<p>改善・見直しの方向</p>
<p>目標 植物新品種の品 種登録に係る平 均審査期間2. 5年（平成20 年度）</p>	<p>目標値、実績値、達成状況</p>
	<p>本年度の目標値 3.4年</p>
	<p>本年度の実績値</p>
	<p>達成状況 % 達成ランク</p>
	<p>基準値 3.2年（平成17年度）</p>
	<p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p>
	<p>改善・見直しの方向</p>
<p>総合的な所見 (各局政策評価 担当課長)</p>	
<p>《用語解説》</p>	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】

実績評価(政策手段シート)

政策分野	国産農畜産物の競争力の強化
------	---------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
米の生産コスト25%低減 (平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち・産地競争力の強化に向けた総合的推進(土地利用型作物)	交付金により、水稻直播栽培の導入や高性能農業機械の効率利用等、生産性向上のための取組を推進	生産性向上 (生産コストの低減等)	40,506 の内数		
	広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	生産性向上 (生産コストの低減等)	5,829 の内数		
	農業競争力強化対策民間団体事業	先進的な生産技術の開発等各産地の競争力強化に向けた取組に対する支援を、全国的視点から民間団体において推進	生産性向上	1,495 の内数		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		水田農業構造改革対策	地域水田農業ビジョンの実現に向けた産地づくりに対する助成等 (需要に応じた売れる米づくり)	地域水田農業ビジョンを作成した地域水田農業推進協議会のうち、自己点検の結果、目標の達成度合いが「達成」とされる協議会数が全協議会となること	165,707	
		高生産性地域輪作システム構築事業	水田作における高生産性地域輪作システム確立のための技術開発、啓発・普及の一体的な取組を支援	水田輪作体系について、労働時間を現状の30%低減、生産費を現状の15%低減(19年度末)	136 の内数	
		主要農産物種子法	主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について、ほ場審査その他の措置を実施	-	-	
	大豆の生産コスト3割程度低減 (平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち ・産地競争力の強化に向けた総合的推進(土地利用型作物)	交付金により、機械化適正の高い品種の育成・普及等、生産性向上のための取組を推進	生産性向上 (生産コストの低減等)	40,506 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	広域連携産地競争力強化支援事業		都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	生産性向上 (生産コストの低減等)	5,829 の内数	
	農業競争力強化対策民間団体事業		先進的な生産技術の開発等各産地の競争力強化に向けた取組に対する支援を、全国的視点から民間団体において推進	生産性向上	1,495 の内数	
	高生産性地域輪作システム構築事業		高生産性地域輪作システム確立のための技術開発、啓発・普及の一体的な取組を支援	水田輪作体系について、労働時間を現状の30%低減、生産費を現状の15%低減(19年度末)	136 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		大豆生産団体等交付金	国内大豆の生産確保と農家所得の安定を目的に、交付金を交付	国産大豆の安定生産の確保	23,524	
		大豆作経営安定対策	価格低下が大豆作経営に及ぼす影響を緩和するための措置を交付金制度と一体的に推進	国産大豆の安定生産の確保	2,122	
		大豆交付金暫定措置法	国内大豆の生産確保と農家所得の安定を目的に、交付金を交付	-	-	
	生乳生産コスト (労働費)2割程度低減 (平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち 産地競争力の強化に向けた総合的推進 (畜産生産基盤育成強化、家畜改良増殖、畜産新技術、生乳乳製品流通)	経営・生産技術の高度化の推進、家畜の改良、飼養管理技術の改善、畜産新技術の開発・実用化の推進等、協業法人経営体の育成等	生産性向上 (労働時間または生産コストの低減、家畜の能力向上、畜産新技術の普及等)	40,506 の内数	
		広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	生産性向上 (労働時間または生産コストの削減等)	5,829 の内数	
		農業競争力強化対策民間団体事業	先進的な生産技術の開発等各産地の競争力強化に向けた取組に対する支援を、全国的視点から民間団体において推進	-	1,495 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	農畜産業振興機構畜産業振興事業のうち畜産物の生産対策	農畜産業振興機構畜産業振興事業のうち畜産物の生産対策	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	74,851 の内数	
	独立行政法人家畜改良センター運営費(施設整備費含む)	独立行政法人家畜改良センター運営費(施設整備費含む)	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,812	
	家畜改良増殖法	家畜改良増殖法	家畜の改良増殖を計画に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規定	-	-	
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置	-	-	
	不動産取得税の特例措置	不動産取得税の特例措置	国の補助を受けて農協等が取得した共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
肉用牛生産コスト (労働費)2割程度低減 (平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち 産地競争力の強化に向けた総合的推進 (畜産生産基盤育成強化、家畜改良増殖、畜産新技術、食肉等流通体制整備)	経営・生産技術の高度化の推進、家畜の改良、飼養管理技術の改善、畜産新技術の開発・実用化の推進等、協業法人経営体の育成等	生産性向上 (労働時間または生産コストの低減、家畜の能力向上、畜産新技術の普及等)	40,506 の内数		
	広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	生産性向上 (労働時間または生産コストの低減等)	5,829 の内数		
	農業競争力強化対策民間団体事業	先進的な生産技術の開発等各産地の競争力強化に向けた取組に対する支援を、全国的視点から民間団体において推進	-	1,495 の内数		
	農畜産業振興機構畜産業振興事業のうち 畜産物の生産対策	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	74,851 の内数		
	独立行政法人家畜改良センター運営費(施設整備費含む)	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,812		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		家畜改良増殖法	家畜の改良増殖を計画に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規定	-	-	
		酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・上記に関連して肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化を図るための措置	-	-	
		不動産取得税の特例措置	国の補助を受けて農協等が取得した共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	-	-	
	飼料作物生産コスト3割程度低減 (平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち ・産地競争力の強化に向けた総合的推進 （飼料増産、草地流動化促進、耕種作物活用型飼料増産、多角的農作業コンタクター育成） ・飼料基盤活用の促進	生産技術の高度化の推進、協業経営体等の育成、地域の実情に合わせた総合的な飼料生産条件整備の推進等	生産性向上 (労働時間または生産コストの低減等)	40,506 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	生産性向上 (生産コスト低減、飼料作付面積の増加)	5,829 の内数		
	農業競争力強化対策民間団体事業	先進的な生産技術の開発等各産地の競争力強化に向けた取組に対する支援を、全国的視点から民間団体において推進	-	1,495 の内数		
	農畜産業振興機構畜産業振興事業のうち畜産物の生産対策	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	74,851 の内数		
	水田飼料作物生産振興事業	助成対象水田に対する耕畜連携推進による取組について助成	-	6,208		
	国産粗飼料増産対策事業	・畜産農家による稻発酵粗飼料の給与実証の支援 ・国産稻わら等の安定的な供給体制の確立の支援	-	1,722		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	草地畜産基盤整備事業		草地及び飼料畑の造成・整備改良、担い手への土地利用集積、畜産主産地の総合的な整備、放牧林地等の整備、公共牧場等の整備	-	12,599	
	独立行政法人家畜改良センター運営費(施設整備費含む)		中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,812	
	酪農飼料基盤拡大推進事業		一定以上の飼料基盤を有する酪農経営を営む生産者に対し、飼料作付面積に応じた奨励金を交付することで、自給飼料の生産基盤拡大、資源循環型酪農経営の確立に資する。	-	3,000	
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律		・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化を図るための措置	-	-	
	特定の買換資産の買換・交換の場合の課税の特例措置		収入金額が取得金額以下の場合、収入金額の8割に相当する分を超える分に課税	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	加工適性が高い等良品質な麦の新品種の作付面積のシェア(都府県)30% (平成22年度)	強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた総合的推進(土地利用型作物)	交付金により、多様な実需者ニーズに対応したきめ細かな品質管理等、品質の向上のための取組を推進	品質向上 (麦の新品種作付面積の作付割合の増加等)	40,506 の内数	
		広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	品質向上 (麦の新品種作付面積の作付割合の増加等)	5,829 の内数	
	前年の加工用向け野菜の出荷数量を超えること (平成18年度)	強い農業づくり交付金のうち ・輸入急増農産物における産地構造改革の推進 ・産地競争力強化に向けた総合的推進(野菜)	・低コスト化等に向けた栽培技術の実証・普及等 ・生産・加工・流通・販売のための共同利用施設・機械の整備 等	・需要に応じた生産量の確保 ・輸入急増農産物における国産シェアの奪還 (加工・業務用向け出荷数量の増等)	40,506 の内数	
		広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組に対する支援 ・生産・加工・流通・販売のための共同利用施設・機械の整備 等	・需要に応じた生産量の確保 ・輸入急増農産物における国産シェアの奪還 (加工・業務用向け出荷数量の増等)	5,829 の内数	
		野菜需給均衡総合推進対策事業	野菜の計画的生産出荷の推進及び緊急需給調整への助成	-	62	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		野菜生産出荷安定資金造成	価格低落時における生産者補給交付金等の交付	-	9,531	
		野菜生産出荷安定法	主要な野菜について、その価格が著しく低落した場合の生産者補給金の交付等の措置を定めることによって、主要な野菜についての当該生産産地における野菜生産及び出荷の安定と価格の安定を図る。	-	-	
	品種登録に係る出願から登録までの平均処理期間を2.5年とする。(平成20年度末)	種苗特性分類調査委託事業	新規植物の審査基準を作成するための基準調査	品種登録に係る出願から登録までの平均処理期間を2.5年とする。(平成20年度末)	7	
		審査制度国際化促進情報整備協力事業	世界の出願件数の約7割を占める日米欧の審査当局間における、栽培試験等審査データの相互受入制度の確立に必要なデータの収集及び分析。	-	8	
		育成者権戦略的取得・活用支援事業	・海外における権利取得、権利行使等に必要な事例収集調査 ・上記調査結果を反映した権利侵害対策マニュアルの作成	新品種登録に係る我が国から海外への出願件数の増加(年間20件増加)	6	
		独立行政法人種苗管理センター運営費	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	737	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農林水産物等輸出倍増推進事業のうち品種保護に向けた環境整備	日本ブランドの輸出を支える我が国オリジナル品種の権利保護のための環境整備に向け、DNA分析による品種識別技術の開発を支援。	-	72	
		種苗法	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図る。	-	-	
その他	農業生産資材費の低減(成果重視事業にあっては、米生産費における3資材(肥料、農薬及び農業機械)費を15%低減(平成20年度))	強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた総合的推進(多角的農作業コントラクター育成)	交付金により、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合的なコントラクターを育成し、高性能農業機械の効率利用を通じた生産コスト低減のための取組を推進	生産性向上 (農業機械の効率利用を通じた生産コストの低減)	40,506 の内数	
	農業競争力強化対策民間団体事業	更なる生産資材費の低減に向けた新たな取り組み手法に関する調査・分析	生産資材費低減のための新たな取り組み手法の構築	1,495 の内数		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
開発農業機械の普及台数(平成6年度からの累積17万8千台) (平成21年度)	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業機械化促進業務勘定運営費交付金等(次世代農業機械等緊急開発事業)	コスト低減に資する高性能農業機械の開発・実用化の推進	コスト低減に資する高性能農業機械の開発	1,114 の内数		
	生産資材コスト低減成果重視事業	肥料・農薬の低投入化や農業機械の稼働面積の拡大に資する新技術体系の導入等により生産資材の合理的な利用体系を確立	米生産費における3資材(肥料、農薬及び農業機械)費を15%低減(平成20年度)	95		
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業機械化促進業務勘定運営費交付金等	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	1114 の内数		
	農業機械化促進法	農業機械の改良等に関する試験研究、農機具の型式検査	-	-		
	農業機械化促進法	・安全性の高い農機具を供給するための検査・鑑定制度 ・「高性能農業機械等の試験研究・実用化の促進及び導入に関する基本方針」に基づく農業安全対策の推進	-	-		
農作業死亡事故件数が前年度を上回らないこと (平成18年度)						

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
てん菜の10a当たり生産コスト1割程度低減(平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち、産地競争力の強化に向けた総合的推進(畑作物・地域特産物)	・高性能機械化体系の確立、直播栽培技術の改善等に向けた技術の実証・普及 ・生産コスト低減に向けた高性能機械の導入等を実施	生産性向上 (生産コストの低減等) 品質向上 (高品質品種等の作付面積の増加等) 需要に応じた生産量の確保 (生産数量等の増加等)	40,506 の内数		
	国内産糖調整交付金	国からの交付金と輸入糖及び異性化糖から徴収される調整金を財源として、(独)農畜産業振興機構が国産糖企業に対し、最低生産者価格以上で買い上げたてん菜を原料として製造したてん菜糖に付き、国内産糖交付金を交付することを通じ、甘味資源作物の価格を支持	-	10,275 の内数		
	農業競争力強化対策民間団体事業のうち 地域特産農業指導推進事業	海外育成種との交配等を通じた収穫・加工適性に優れた品種の開発等の実施	-	23		
	独立行政法人農畜産業振興機構砂糖勘定運営費交付金	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	1,429 の内数		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
さとうきびの10a当たり 生産コスト2割程度低減 (平成27年度)	砂糖の価格調整に関する法律	・輸入糖と国産糖との価格調整に関する措置 ・異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置等を実施	-	-	-	
	甘味資源特別措置法	・生産振興地域の指定等を実施	-	-	-	
	強い農業づくり交付金のうち 産地競争力の強化に向けた総合的推進(畑作物・地域特產物)	・機械化一貫体系の確立等に向けた技術の実証・普及、条件整備等を実施	生産性向上 (生産コストの低減等) 品質向上 (高品質品種等の作付面積の増加等) 需要に応じた生産量の確保 (生産数量等の増加等)	40,506 の内数		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	国内産糖調整交付金		国からの交付金と輸入糖及び異性化糖から徴収される調整金を財源として、(独)農畜産業振興機構が国産糖企業に対し、最低生産者価格以上で買い上げたさとうきびを原料として製造した甘じや糖に付き、国内産糖交付金を交付することを通じ、甘味資源作物の価格を支持	-	10,275 の内数	
	独立行政法人農畜産業振興機構砂糖勘定運営費交付金	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	1,429 の内数	
	砂糖の価格調整に関する法律	・輸入糖と国産糖との価格調整に関する措置 ・異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置等を実施	-	-		
	甘味資源特別措置法	・生産振興地域の指定等を実施	-	-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
ばれいしょの10a当たり労働時間2割程度低減 (平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち 産地競争力の強化に向けた総合的推進(畑作物・地域特産物)	・大規模機械化体系の実現を可能とする省力化技術の確立に向けた技術の実証・普及 ・新品種の特性等に応じた栽培技術の普及など 実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制の確立 ・省力機械化体系の普及のための共同利用施設・機械の整備 等	生産性向上 (生産コストの低減等) 品質向上 (高品質品種等の作付面積の増加等) 需要に応じた生産量の確保 (生産数量等の増加等)	40,506 の内数		
	広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	生産性向上 (生産コストの低減等) 品質向上 (高品質品種等の作付面積の増加等) 需要に応じた生産量の確保 (生産数量等の増加等)	5,829 の内数		
	農業競争力強化対策民間団体事業のうち 地域特産農業指導推進事業	ばれいしょについて加工食品用を中心とした生産の増大を図るため、実需者や産地等との連携により、加工適性が高い新品種について、情報提供体制の整備、加工適性の評価、栽培技術の検討、供給体制の検討を行う	-	23		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	高生産性地域輪作システム構築事業		・ばれいしょの収穫作業の効率化を可能とするソイルコンディショニング技術を核としたバランスのとれた効率的な畑輪作システムを確立	(北海道畑輪作体系) ばれいしょの単位面積当たり労働時間を慣行技術から40%削減、単位数量当たり生産費を10%削減(19年度末)	15 の内数	
	いもでん粉工場再編事業		でん粉工場の施設強化、再編に係る製造・排水処理施設の撤去等を支援し、工場の再編を促進	-	736	
	特定畑作物等緊急対策事業		いも類に係る消費動向調査、いも類のもつ機能性等の啓発・普及、新規用途・新商品の開発・普及等の対策を実施	-	252 の内数	
	農産物価格安定法		かんしょ生切干、かんしょでん粉、ばれいしょでん粉等の適正な価格水準が低落することを防止	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
地域特産物の生産振興	強い農業づくり交付金のうち ・産地競争力の強化に向けた総合的推進(畑作物・地域特産物) ・輸入急増農産物における产地構造改革の推進(いくさ、畠表)	・大規模機械化体系の実現を可能とする省力化技術の確立に向けた技術の実証・普及 ・新品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制の確立 ・生産コスト削減等のための共同利用施設・機械の導入等を実施	生産性向上 (生産コストの低減等) 品質向上 (高品質品種等の作付面積の増加等) 需要に応じた生産量の確保 (生産数量等の増加等) 輸入急増農産物における国産シェアの奪回 (生産力の維持等)	40,506 の内数		
	農業競争力強化対策民間団体事業のうち 地域特産農業指導推進事業	作物の特性に応じた生産及び加工技術の向上、需給動向の調査、需要拡大を図るために啓発活動、品質の向上と新需要の開発のための実証及び試験等の実施	-	23		
	農業生産振興調査等地方公共団体委託費	生糸の生産費や需給動向、繭・生糸の価格等について地方公共団体に対する調査委託	-	2		
	農業生産振興調査等民間団体委託費	生糸の需給動向及び価格等について民間団体に対する調査委託	-	2		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農畜産業振興対策交付金	養蚕農家への交付金交付により経営安定及び国産繭・生糸の安定供給を図る	-	4,845	
		高品質なたね産地確立対策事業	国産なたねの統一品質基準の策定や、高品質化や単収向上等に向けた地域協議会や生産者の取組に対する支援を行い、品質の向上を図る		253	
		特定畑作物等緊急対策事業	いも類、雑豆・落花生の消費拡大や新規用途の開発・普及、こんにゃくいもの計画生産の推進等を図る	-	252	
		独立行政法人農畜産業振興機構生糸勘定運営費交付金	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	95	
		生糸の輸入に係る調整等に関する法律	生糸の輸入に係る調整等に関する措置	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農産物価格安定法	かんしょ生切干、かんしょでん粉、ばれいしょでん粉及び大豆の適正な価格水準が低落することを防止	-	-	
前年の業務用向け野菜の出荷数量を超えること (平成18年度)	強い農業づくり交付金のうち ・輸入急増農産物における産地構造改革の推進 ・産地競争力強化に向けた総合的推進(野菜)	・低コスト化等に向けた栽培技術の実証・普及等 ・生産・加工・流通・販売のための共同利用施設・機械の整備 等	・需要に応じた生産量の確保 ・輸入急増農産物における国産シェアの奪還 (加工・業務用向け出荷数量の増等)	40,506 の内数		
事業導入産地の生産経費の5%以上低減 (平成18年度)	強い農業づくり交付金のうち ・輸入急増農産物における産地構造改革の推進 ・産地競争力強化に向けた総合的推進(野菜)	・低コスト化等に向けた栽培技術の実証・普及 ・生産・加工・流通・販売のための共同利用施設・機械の整備 等	・需要に応じた生産量の確保 ・輸入急増農産物における国産シェアの奪還 (加工・業務用向け出荷数量の増等)	5,829 の内数		
	広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組に対する支援 ・生産・加工・流通・販売のための共同利用施設・機械の整備 等	・生産性向上 ・輸入急増農産物における国産シェアの奪回 (生産・流通コスト又は労働時間の低減等)	40,506 の内数		
	広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	・生産性向上 ・輸入急増農産物における国産シェアの奪回 (生産・流通コスト又は労働時間の削減等)	5,829 の内数		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
うんしゅうみかんとりんごを指標とした、計画策定産地栽培面積の全国栽培面積に占める割合5割	強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた総合的推進(果樹)	・優良品種への改植 ・園内道の整備 ・園地改良等の園地基盤の整備 ・低コスト耐候性ハウス・産地管理施設の整備等	・生産性向上 (生産コストもしくは労働時間を5%以上低減) ・品質向上 (全出荷量に占める秀品率割合を5%以上増加) (高品質品種の栽培面積を5%以上増加) ・需要に応じた生産量の確保 (全出荷量又は全栽培面積のうち5%以上を契約取引) (販売単価を5%以上増加) (全出荷量のうち内部品質に応じて出荷する割合が50%以上)	40,506 の内数		
	果実生産出荷安定基金造成補助金のうち 果実需給安定対策事業	計画的な生産や出荷量の調整等により需給調整を行った生産者を対象に経営安定対策を実施	-	3,882		
	果実生産出荷安定基金造成補助金のうち 国際対応果樹特別対策事業	産地構造改革計画に基づくみかん等から優良晩かん類への転換等の取組について支援	-	783		
	果樹農業振興特別措置法	果樹農業の健全な発展に資するため ・果実の需給の動向に即応した計画的な果樹農業の振興 ・合理的な果樹園経営基盤の確立 ・果実の生産及び出荷の安定 ・果実の流通及び加工の合理化 等	-	-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
切り花主要品目の国 産品種栽培面積の割 合を維持・向上(91% 以上)	強い農業づくり交付金のうち 産地競争力の強化に向けた総 合的推進(花き)	・種子種苗生産供給施設の整備など産地オリジナル品種の育成・開発体制の整備等の取組 ・高度環境制御栽培施設の整備など高品質生産技術の導入等による姿・形が優れている高級花き供給体制の構築のための取組 等	・品質向上 (全出荷量(又は全作付け面積)のうち高品質化に取り組む割合の向上等) ・需要に応じた生産量の確保 (全出荷量に占めるオリジナル品種の割合の向上) 等	40,506 の内数		
	花き産業振興総合調査委託事 業	・花きの生産・流通・消費に関する基礎データ 整備 ・輸出国における花きの生産・流通等の実態調 査	次期花き産業振興方針等の見 直し検討の判断資料として活 用	5		
	国際園芸博覧会出展参加事 業	輸出振興を含めた花き産業発展のため、タイ 国開催の国際園芸博覧会に出展し、我が国の 高品質花きの技術や育種技術の高さをPR。日 本の園芸文化も紹介。		123		
	新食品・新素材に係 る生産振興	広域連携産地競争力強化支 援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的 で全国のモデルとなる取組に対する支援 ・生産・加工・流通・販売のための共同利用施 設・機械の整備 等	品質向上 (畑作物・地域特産物の高品質・高機能性産品供給型産地 の育成等) 需要に応じた生産量の確保 (畑作物・地域特産物産地の 育成、農産物の海外に向けた 販路拡大等)	5,829 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
生乳生産量819万トン (平成18年度)	強い農業づくり交付金のうち 産地競争力の強化に向けた総合的推進 (畜産生産基盤育成強化、家畜改良増殖、畜産新技術、生乳乳製品流通)	経営・生産技術の高度化の推進、家畜の改良、飼養管理技術の改善、畜産新技術の開発・実用化の推進等、協業法人経営体の育成等	生産性向上 (労働時間または生産コストの低減、家畜の能力向上、畜産新技術の普及等) 需要に応じた生産量の確保 (家畜の能力向上、飼養頭数の増加、生産量の増加等)	40,506 の内数		
	広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	生産性向上 (労働時間または生産コストの低減等)	5,829 の内数		
	農業競争力強化対策民間団体事業	先進的な生産技術の開発等各産地の競争力強化に向けた取組に対する支援を、全国的の視点から民間団体において推進	-	1,495 の内数		
	農畜産業振興機構畜産業振興事業のうち畜産物の生産対策	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	74,851 の内数		
	指定生乳生産者団体補給交付金	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、生乳生産者への加工原料乳にかかる生産者補給金に充てるため、指定生乳生産者団体に対し、生産者補給交付金を交付	-	20,264		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	加工原料乳生産者経営安定対策事業	加工原料乳が補てん基準価格を下回った場合に、加工原料乳の生産者に補てん金を交付	-	2,295		
	牛乳乳製品流通価格調査分析委託費	指定生乳乳製品価格の騰貴時における指定乳製品の輸入・売渡及び指定乳製品価格の低落時における調整保管の発動基準である大口需要者等における乳製品価格の調査・分析	-	4		
	配合飼料価格安定対策事業費	配合飼料価格の上昇に伴う畜産農家への影響緩和	-	0		
	飼料穀物備蓄対策事業	飼料用穀物の輸入の途絶等に備えるための備蓄	-	4,271		
	独立行政法人家畜改良センター運営費(施設整備費含む)	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,812		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		家畜改良増殖法	家畜の改良増殖を計画に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規定	-	-	
		畜産物の価格安定に関する法律	指定乳製品の価格が著しく低落し、または低落するおそれがあると認められる場合に乳業者が行う調整保管の計画の農林水産大臣による認定	-	-	
		加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	指定乳製品の価格が著しく騰貴し、または騰貴するおそれがあると認められる場合に農畜産業振興機構が行う指定乳製品等の輸入の農林水産大臣による承認及び農畜産業振興機構による保管する指定乳製品等の売渡	-	-	
		飼料需給安定法	輸入飼料の買入、保管、売渡を実施。	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		酪農および肉用牛生産の振興に関する法律	・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置	-	-	
		不動産取得税の特例措置	国の補助を受けて農協等が取得した共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	-	-	
	肉類生産量316万トン (平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち ・産地競争力の強化に向けた総合的推進 (畜産生産基盤育成強化、家畜改良増殖、畜産新技術、食肉等流通体制整備)	経営・生産技術の高度化の推進、家畜の改良、飼養管理技術の改善、畜産新技術の開発・実用化の推進等、協業法人経営体の育成等	生産性向上 (労働時間または生産コストの低減、家畜の能力向上、畜産新技術の普及等) 需要に応じた生産量の確保 (家畜の能力向上、飼養頭数の増加、生産量の増加等)	40,506 の内数	
		広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	生産性向上 (労働時間または生産コストの低減等)	5,829 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	農業競争力強化対策民間団体事業	農業競争力強化対策民間団体事業	先進的な生産技術の開発等各産地の競争力強化に向けた取組に対する支援を、全国的視点から民間団体において推進	-	1,495 の内数	
	農畜産業振興機構畜産業振興事業のうち畜産物の生産対策	農畜産業振興機構畜産業振興事業のうち畜産物の生産対策	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	74,851 の内数	
	配合飼料価格安定対策事業費	配合飼料価格の上昇に伴う畜産農家への影響緩和		-	0	
	飼料穀物備蓄対策事業	飼料穀物備蓄対策事業	料用穀物の輸入の途絶等に備えるための備蓄	-	4,271	
	肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく肉用子牛の生産者補給金制度	肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく肉用子牛の生産者補給金制度	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付	-	14,531	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	畜産物の価格安定に関する法律に基づく生産者団体等による調整保管	畜産物の価格安定に関する法律に基づく生産者団体等による調整保管	指定食肉の価格が著しく低落し、又は低落すると見込まれる場合に、農業協同組合等が実施する指定食肉の保管・売渡に係る計画に対する農林水産大臣の認定等	-	-	
	畜産物の価格安定に関する法律に基づく農畜産業振興機構による指定食肉の買入・売渡	畜産物の価格安定に関する法律に基づく農畜産業振興機構による指定食肉の買入・売渡	指定食肉の買入・交換・売渡	-	-	
	独立行政法人家畜改良センター運営費(施設整備費含む)	独立行政法人家畜改良センター運営費(施設整備費含む)	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,812	
	鶏卵価格安定対策事業	鶏卵価格が低落した額の一部を補てん	-	-	1,341	
	家畜改良増殖法	家畜改良増殖法	家畜の改良増殖を計画に行うための措置並びにこれに関する必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規定	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		肉用子牛生産安定等特別措置法	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付	-	-	
		畜産物の価格安定に関する法律	・指定食肉の価格が著しく低落し、又は低落すると見込まれる場合に、農業協同組合等が実施する指定食肉の保管・売渡に係る計画に対する農林水産大臣の認定 ・指定食肉の買入・交換・売渡等	-	-	
		牧野法	地方公共団体の行う牧野の管理を適正にし、その他牧野の荒廃を防止するための措置	-	-	
		養鶏振興法	・優良な資質を備える鶏の普及 ・養鶏経営の改善のための措置等	-	-	
		家畜商法	家畜商について免許、営業保証金の供託等の制度を実施	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		家畜取引法	家畜市場についての登録制度、地域家畜市場の再編整備を促進するための整備地域の指定等を実施	-	-	
		飼料需給安定法	輸入飼料の買入、保管、売渡	-	-	
		酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・上記に関連して価格の安定及び牛肉の流通の合理化を図るための措置	-	-	
		不動産取得税の特例措置	国の補助を受けて農協等が取得した共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	-	-	

政策評価結果書（案）

実績評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換		
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：生産局農産振興課、畜産企画課 関 係 課：生産局畜産部畜産振興課、農村振興局整備部地域整備課		
政策分野の全体 の目指す姿	我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制を構築する。		
重点的に取り組むべき課題（課題ごとに目指すべき姿）	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ	
<p>たい肥等の土づくりを基本として化学肥料等の使用量を低減するための生産方式を取り入れる農業者であるエコファーマーの認定件数を増やすことにより、意欲的な生産者から環境保全への意識を高め、環境保全を重視した農業生産への転換を図る。</p> <p>また、家畜排せつ物から作られるたい肥の地域内における需給アンバランスを軽減し、家畜排せつ物の資源としての有効利用を進めます。</p> <p>このように、自然循環機能を高めつつ、環境保全を重視した農業生産への転換を進めることにより、消費者の国内産農畜産物への支持を高める。</p>	<p>名 称：持続性の高い農業生産方式を導入した認定件数（エコファーマー）</p> <p>指 標：エコファーマー認定件数 目標年次：平成21年度 目 標 値：エコファーマー認定件数の増加 200,000件 (基準：47,766件(平成15年度) 目標：200,000件(平成21年度))</p> <p>名 称：家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進</p> <p>指 標：^{注2}地域環境保全型農業推進方針策 定市町村率 目標年次：平成22年度 目 標 値：64% (基準：47%(平成17年度) 目標：64%(平成22年度))</p>	都道府県を通じた調査	

《用語解説》

注1 エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画（以下「持続性の高い農業生産計画」という。）を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。

注2 地域環境保全型農業推進方針

環境保全の観点から家畜排せつ物の農業利用の方針を地域として示すもの。

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	食料・農業・農村基本計画 第1の2の(4) 第3の2の(8)のア 食料・農業・農村基本計画工程表	環境保全を重視した施策の展開 環境規範の実践と先進的取組への支援 バイオマスの利活用の促進
目標年度	平成21年度 -	
目標値	エコファーマー認定件数200,000件（変更予定） -	

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

将来的に地球規模での化石資源・水資源の枯渇や地球温暖化による影響等が危惧される中で、我が国経済社会を環境に配慮した持続可能なものに転換していくことが重要な課題となっている。こうした中で、農業が本来有する自然循環機能を発揮することにより、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制を確立する必要がある。

このため、農業環境規範（環境との調和した農業生産活動を行っていくまでの基本的な取組で、農業者の営農活動の自己点検に用いるもの）の普及・定着や持続性の高い農業生産方式の導入施策を引き続き行い、たい肥等による土づくりや化学肥料等の使用低減に資する農業生産方式の普及・定着や家畜排せつ物の有効利用の推進を図り、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減を図る取組が必要である。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定件数の増加を目標として設定する。具体的には、平成21年度のエコファーマー認定件数200,000件を目標値として設定する。

併せて、認定を受ける際に立てた持続性の高い農業生産方式の導入計画（《用語解説》の注1を参照）の終期を平成18年度中に迎えるエコファーマーを対象に一定数について都道府県を通じて調査を行い、計画に基づく持続性の高い農業生産技術の導入状況や化学肥料、化学合成農薬の使用の低減状況について分析を行うこととする。

家畜排せつ物については、農業の自然循環機能の維持増進を図る観点から、可能な限り有効に農地還元することが重要であるが、家畜排せつ物の供給側と需要側との間でアンバランスが生じている地域も多くみられるため、地域環境保全型農業推進方針を策定する市町村の割合を、今後増加させることを目標として設定する。市町村数は、平成17年度末には1,821と合併が進んだことから、合併後の市町村における計画策定数を再度調査・確認し、目標を見直した。具体的には、推進方針が未だ策定されておらず、家畜が一定頭羽数以上飼養されている市町村に該当する607市町村にて平成27年度までに推進方針が策定されるとすると、平成27年度時点の指標値は80%となるが、平成27年度まで増加が直線的と考えて算出される、本指標の目標年次の平成22年度時点の64%を目標値として設定する。

なお、分析に当たっては、地域環境保全型農業推進方針を策定した市町村について、実際にどの程度たい肥の利用が促進されたのかなどの分析を事例的に行うこととする。

平成19年度以降の本政策分野に係る目標については、化学肥料、化学合成農薬等の使用量の低減等の政策効果を把握できる目標に改めることを検討している。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 エコファーマー認定件数200,000件（平成21年度）

基準及び算出方法

基準値：47,766件（平成16年3月）

目標値の算出方法：都道府県を通じた調査により把握

目標達成率の算出方法

達成率の計算方法

・達成率(%) = (当該年度実績値 - 基準値) ÷ (当該年度目標値 - 基準値) × 100

目標 全国市町村数に占める地域環境保全型農業推進方針の策定市町村数 64%（平成22年度）

基準及び算出方法

基準値：47%（平成17年度）

目標値の算出方法：都道府県を通じた調査により把握

目標達成率の算出方法

達成率の計算方法

- ・達成率(%) = (当該年度実績値 - 基準値) ÷ (当該年度目標値 - 基準値) × 100

《用語解説》

注3 「農業構造の展望」

食料・農業・農村基本法（）第21条に定められている望ましい農業構造の具体的な姿を例示的に示したもの。

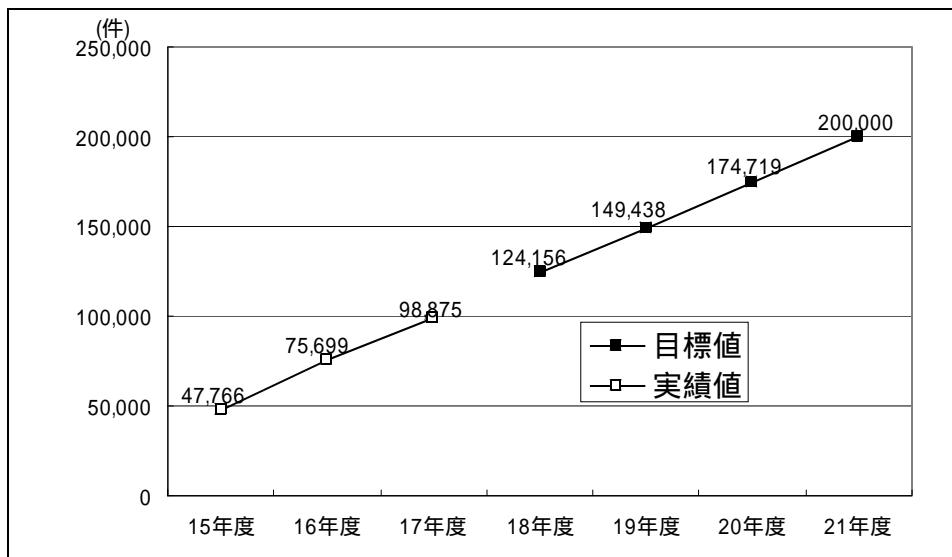
食料・農業・農村基本法

国家社会における食料・農業・農村の位置付けを明確にするとともに、新たな基本理念の下に講すべき施策の基本方向を明らかにする法律として、農業基本法に代わって、平成11年7月に制定された。

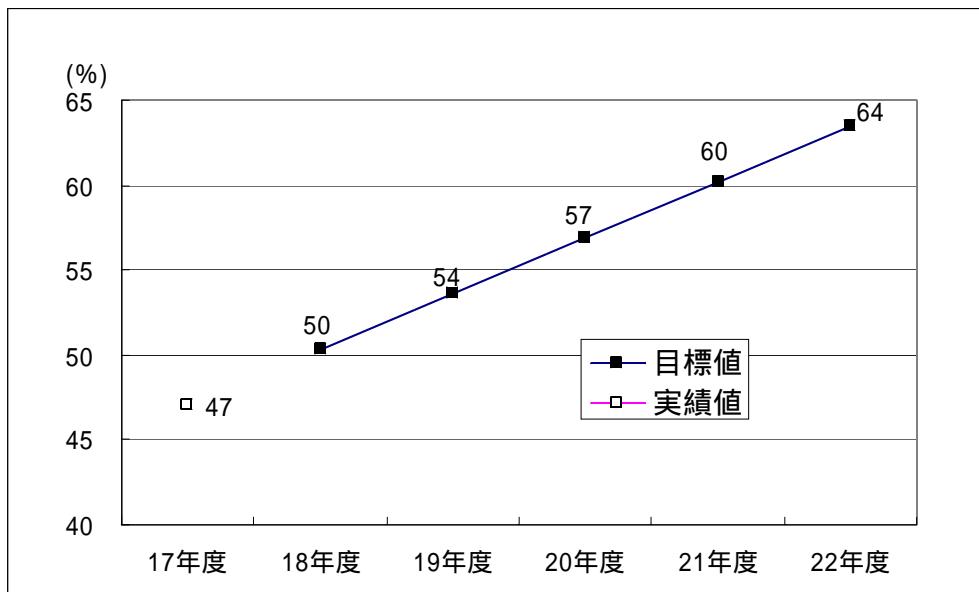
実績評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

目標 エコファーマーの認定件数



目標 全国市町村数に占める地域環境保全型農業推進方針の策定市町村率（%）



実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 値 結 果
目標 エコファーマー認定件数 200,000件 (平成21年度)	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 124,156件 本年度の実績値 件 達成状況 % 達成ランク 基準値 47,766件(平成15年度)</p> <p>(参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況 %</p> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p>
	改善・見直しの方向
目標 全国市町村数に占める地域環境保全型農業推進方針の策定市町村数 64% (平成22年度)	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 50% 本年度の実績値 % 達成状況 % 達成ランク 基準値 47% (平成17年度)</p> <p>(参考) 昨年の実績値を起点にした本年の達成状況 %</p> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p>
	改善・見直しの方向
総合的な所見 (各局政策評価担当課長)	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】

実績評価(政策手段シート)

政策分野	環境と調和のとれた持続的な農業生産体制の確立
------	------------------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
エコファーマー認定 件数100,000件	強い農業づくり交付金のうち 産地競争力の強化に向けた 総合的推進(環境保全)	交付金により、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、土壤・土層改良等の整備に関する支援を実施	環境保全型農業への取組農業者の増加等	40,506 の内数		
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業機械化促進業務勘定運営費交付金等	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業年度ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	1114 の内数		
	元気な地域づくり交付金のうち 農業生産の基盤の整備	地域一体となった環境保全型農業を推進するための土づくり施設、水質保全施設、生態系保全施設、効果検証・情報発信体制等の整備	環境保全型農業の拡大・定着を図るための基盤整備の実施	41,526 の内数		
	新たな農業生産環境施策確立調査事業	農地・水・環境保全向上対策の骨格に即し、営農活動への支援を具体化するため、農業生産活動における環境負荷低減の取組の実態を把握するための追加調査を実施するとともに、モデル地区での交付手続きのシミュレーション等を実施	農地・水・環境保全向上対策のうち営農活動への支援の具体化	40		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	IT活用型営農成果重視事業		精密農業技術の効果的な導入・組合せによる大幅な環境負荷低減効果を実現するIT活用型営農を構築	大幅な環境負荷低減効果を実現するIT活用型営農の構築	95	
	地力増進法		地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに土壤改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を講ずる。	-	-	
	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律		たい肥による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取組む農業者(エコファーマー)に対し、金融・税制上の特例措置を講ずる。	-	-	
	所得税・法人税の特例		持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく特定の農業機械の整備	-	-	
地域環境保全型農業推進方針策定市町村率64%	バイオマスの環づくり交付金		・家畜排せつ物利活用施設の整備、たい肥化施設等の共同利用施設の整備等	・バイオマスの利活用の推進(家畜排せつ物の適正管理量の増加等)	13,729 の内数	
	農畜産業振興機構畜産業振興事業のうち 家畜排せつ物の管理・利用対策		中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	12,779	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	畜産環境総合整備事業	畜産環境総合整備事業	家畜排せつ物処理施設及びたい肥の還元用草地の整備等畜産環境の総合的な整備	家畜排せつ物のたい肥化等による年間処理量の増加	4,885	
	酪農飼料基盤拡大推進事業	酪農飼料基盤拡大推進事業	一定以上の飼料基盤を有する酪農経営を営む生産者に対し、飼料作付面積に応じた奨励金を交付することで、自給飼料の生産基盤拡大、資源循環型酪農経営の確立に資する。	-	3,000	
	農林漁業金融公庫資金のうち畜産経営環境調和推進資金	農林漁業金融公庫資金のうち畜産経営環境調和推進資金	家畜排せつ物法に基づく家畜排せつ物処理施設の整備	-	-	
	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関する必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るために施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図る。	-	-	
	家畜排せつ物法に基づく家畜排せつ物処理施設の整備に対する所得税・法人税等及び固定資産税の特例	家畜排せつ物法に基づく家畜排せつ物処理施設の整備	家畜排せつ物法に基づく家畜排せつ物処理施設の整備	-	-	

政策評価結果書(案)

平成 年 月 日

実績評価(目指すべき姿と目標の考え方)

政策分野	意欲と能力のある担い手の育成・確保	
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：経営局経営政策課 関 係 課：経営局構造改善課、金融調整課、普及・女性課	
政策分野の全体 の目指す姿	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立する	
重点的に取り組むべき課題(課題ごとに目指すべき姿)	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標・データ
農業従事者の減少と高齢化、規模拡大の遅れなど、現状の農業構造のままでは、国内農業生産の維持が困難になることから、認定農業者の育成、担い手に対する農地の利用集積及び、新規就農の促進を推進することにより、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う、強靭な農業構造を確立する。	<p>担い手の育成・確保</p> <p>指 標：農業経営改善計画^{注1}の認定数 目標年度：平成21年度 目 標 値：農業経営改善計画の認定数 30.8万経営体 (毎年度1.6万経営体) 基 準 値：16年度末で22.8万 経営体</p> <p>担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積の促進</p> <p>指 標： 担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積面積 目標年度：平成21年度 目 標 値： 担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積面積 217万ha (毎年度10.7万ha) 基 準 値：16年度末で 163.4万ha</p> <p>担い手(家族農業経営及び法人経営)の定義</p> <p>効率的かつ安定的な家族農業経営及び法人経営並びにこれらを目指して経営改善に取り組む農業経営。 具体的には次のとおり。</p> <p>a 特定農業法人を除く認定農業者^{注2} b 市町村基本構想の水準到達者^{注3}</p>	<p>各都道府県及び市町村が各年度6、9、12及び3月末段階の農業経営改善計画の認定数を調査し、これを国で集計</p> <p>各都道府県が各年度末時点の担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積面積を調査し、これを国で集計</p> <p>農地を利用集積する対象者については、これまで、 a 特定農業法人を除く認定農業者 b 市町村基本構想の水準到達者 c 今後育成すべき農業者 (集落営農を除く) としていたが、各種施策の担い手への集中化・重点化の観点から、個別の市町村の判断基準により対象とされてきた「c 今後育成すべき農業者(集落営農を除く)」を除外し、平成18年度施策の評価以降は、上記のaとbに限定するよう見直した。</p>

<p>人材の育成・確保</p> <p>指標：新規就農青年数の確保者数 目標年度：平成21年度 目標値：12千人／年 基準値：12千人／年</p>	<p>統計部の各年度の調査に基づく 39歳以下の新規就農者数の値 を調査・集計</p>
--	---

《用語解説》

注1 農業経営改善計画

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために、農業者が市町村に提出する計画。

農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するための措置を記載する。

市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者が認定農業者である。

注2 特定農業法人

農業経営基盤強化促進法に基づいて、地域の農地の過半を農作業受託や借入などにより集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た農業生産法人。

地域の地権者から依頼があったときは、農作業の受託や農地を借り受ける義務を負う。

注3 市町村基本構想の水準到達者

市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している農業者。

注4 農業経営基盤強化促進法（基盤強化法）

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積及びこれらの農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。

認定農業者制度、市町村による農用地利用集積計画の作成、農用地利用改善事業（特定農業法人制度及び特定農業団体制度を含む。）、農地保有合理化法人等を内容とする。

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	食料・農業・農村基本計画 第3の2 農業の持続的な発展に関する施策
目標年度	-
目標値	-

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

農業の持続的な発展のためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、このような農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立することが必要である。

しかしながら、我が国の農業生産構造については、農業従事者の減少・高齢化が急速に進展するとともに、土地利用型農業^{注5}を中心に農業経営の規模拡大が遅れるなど、脆弱化が進行している。

これに対し、これまで認定農業者の育成・確保、農地の利用集積、新規就農の促進等に取り組んできたが、その効果は限定的なものにとどまっており、従来の取組のままでは、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮、地域の経済社会の維持・発展に支障が生じるおそれがある。

このため、地域の農業に関わる多様な主体が存在する中で、農業生産を中心的に担う経営と兼業農家、高齢農家等との役割分担についての合意形成を図りながら、担い手（「効率的かつ安定的な農業経営」及びこれをを目指して経営改善に取り組む農業経営）の育成・確保やこれらへの農地の利用集積に向けた動きを加速化させていく必要があることから、本政策分野を位置付ける。

「効率的かつ安定的な農業経営」とは、主たる従事者が他産業従事者と同等の労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営のこと。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

目標 担い手の育成・確保

平成17年3月に「食料・農業・農村基本計画」と併せて策定した「農業構造の展望」において、平成27年の「効率的かつ安定的な家族農業経営」を33～37万と掲げていることを踏まえ、「効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む認定農業者」を育成することによって、この構造展望の実現を図ることとし、「農業経営改善計画の認定数」を目標として設定する。

また、政策分野の目標年度については、目標が、「食料・農業・農村基本計画」と併せて平成27年を見通して策定した「農業構造の展望」を基礎に設定されていることから、その中間年である平成21年度としたところである。（目標と目標も同じ）

目標 担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進

「農業構造の展望」において、効率的かつ安定的な家族農業経営及び法人経営に農地利用の6割程度が集積されるとしていることを踏まえ、これらの農業経営への農地の利用集積を促進することとし、「担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積面積」を目標として設定する。

目標 人材の育成・確保

「農業構造の展望」の農業労働力の見通しにおいて、新規就農青年（39歳以下）数が毎年1万2千人程度で継続すると見込んでいることを踏まえ、「新規就農青年の確保者数」を目標として設定する。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 担い手の育成・確保

平成26年度末の農業経営改善計画の認定目標数は、「農業構造の展望」が示す平成27年の「効率的かつ安定的な家族農業経営」33～37万の中間値35万に、農業経営改善計画の認定数と認定農業者の実数に概ね4万の差が生じていることを踏まえ、概ね39万とする。

このことから、平成21年度末の目標値については、平成16年度末の農業経営改善の認定数22.8万を起点として、平成26年度末の農業経営改善計画の認定目標数を年均等ペースで達成し得る単年度

の増加目標である1.6万／年を向こう5年を積み上げた30.8万経営体とする。

基準値及び算出方法

農業経営改善計画の認定数

- ・目標年度：平成21年度
- ・目標値：農業経営改善計画の認定数 30.8万経営体(毎年度1.6万経営体)
- ・基準値：16年度末 22.8万経営体

達成率の計算方法

$$\text{・達成率} = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) \div (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100 (\%)$$

目標 担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進

新たな食料・農業・農村基本計画で示された平成27年の総農地面積450万haに、「農業構造の展望」において、効率的かつ安定的な家族農業経営及び法人経営に利用集積されるとされた割合（6割程度）を乗じて得た農地面積270万haと、平成16年度末の集積面積163.4万haとの差106.6万haを今後10年で計画的に増加させていくこととし、毎年度の増加目標面積を10.7万ha、5年後の平成21年度の集積目標面積を217万haとした。

基準値及び算出方法

担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積面積

- ・目標年度：平成21年度
- ・目標値：担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積面積 217万ha(毎年度10.7万ha)
- ・基準値：16年度末で163.4万ha

達成率の計算方法

$$\text{・達成率} = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) \div (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100 (\%)$$

目標 人材の育成・確保

新規就農青年数は、近年、1万2千人弱で推移しており、さらに少子化の影響から39歳以下の労働力人口が急速に減少していくことが想定されるが、これを政策的な努力により維持することとし、平成21年度の目標年度までの間、毎年の新規就農青年の確保者数を1万2千人とする。

基準値及び算出方法

新規就農青年数

- ・目標年度：平成21年度
- ・目標値：新規就農青年の確保者数 1万2千人／年
- ・基準値：1万2千人／年

達成率の計算方法

$$\text{・達成率} = (\text{当該年度新規就農青年数}) \div 1万2千人 \times 100 (\%)$$

《用語解説》

注5 土地利用型農業

農地に米、麦、大豆、飼料作物などを作付け、栽培管理、収穫などを行う農業。

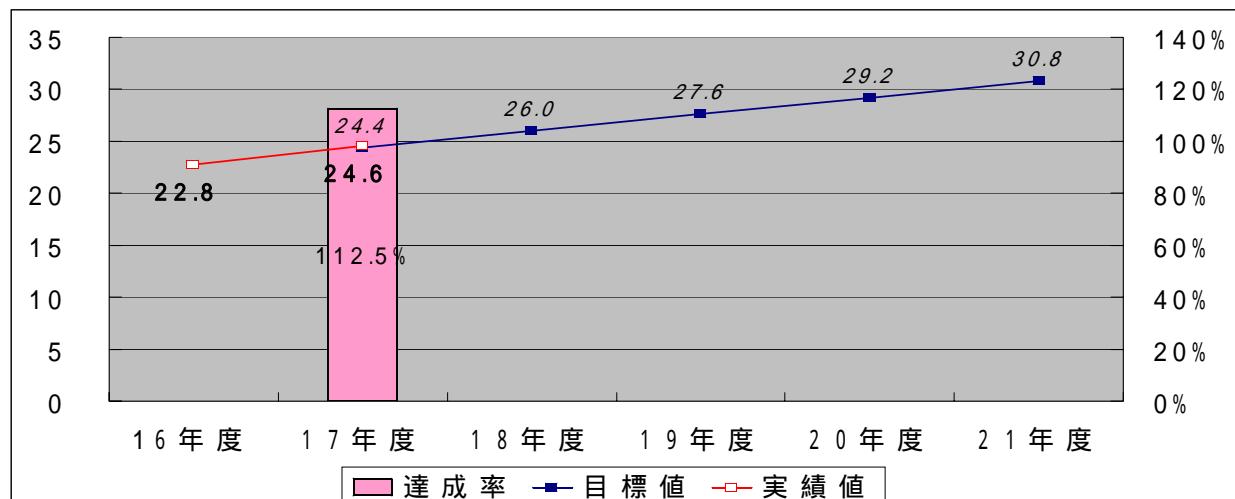
一方で、酪農、施設園芸等、施設を使った農業を施設型農業という。我が国の場合には、国土条件等から、土地利用型農業についての諸外国との採算格差を是正することが農政上の大変な課題となっている。

実績評価（目標値と実績値の推移）

目標 担い手の育成・確保

【目標値と実績値の推移】（農業経営改善計画数）

（単位：万経営体）



（単位：万経営体）

	16年度(基準)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
目標値	-	24.4	26.0	27.6	29.2	30.8
実績値	22.8	24.6	-	-	-	-
達成率	-	112.5%	-	-	-	-

（注）17年度の実績値は速報値。

【参考データ】

（1）農業経営改善計画の認定数の推移

（単位：万経営体）

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
実数	16.6	18.5	19.8	21.3	22.8	24.6	-
延べ数	(15.0)	(16.3)	(17.2)	(18.2)	(19.2)	(20.1)	-

資料：経営局経営政策課調べ

（注1）上段は延べ数で速報値、下段は実数で少数点以下第2位で四捨五入。

（注2）各年度末現在の数値。各数値の関係は以下のとおり。

実数 = 延べ数 - 再認定を受けなかった計画数 - 死亡・離農等に係る計画数

当該年度3月末の数値（実数） = 前年度末の数値（実数） + 当該年度の新規認定数

- 当該年度中に再認定を受けなかった計画数 - 当該年度の死亡・離農等に係る計画数

当該年度3月末の数値（延べ数） = 前年度末の数値（延べ数） + 当該年度中の新規認定数

（2）農業生産法人数の推移^{注6}

（単位：法人）

年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
実数	5,889	6,213	6,547	6,953	7,383	7,904	-

資料：経営局構造改善課調べ

（注）各年1月1日現在の数値。

（3）集落営農数の推移^{注7}

（単位：集落営農）

年	12年	17年	18年
実数	9,961	10,063	-

資料：農林水産省「農業構造動態調査 地域就業等構造調査（H12.11.1現在）」

農林水産省「集落営農実態調査（H17.5.1現在）」

(4) 特定農業法人数の推移

(単位:法人)

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
73	97	149	210	281	345	

資料: 経営局経営政策課調べ

(注) 各年度末現在の数値。

(5) 特定農業団体数の推移^{注8}

(単位:団体)

15年度	16年度	17年度	18年度
22	142	213	

資料: 経営局経営政策課調べ

(注) 各年度末現在の数値。

(6) 農業生産法人以外の法人の参入状況の推移

(単位:法人)

16年	17年	18年
71	109	156

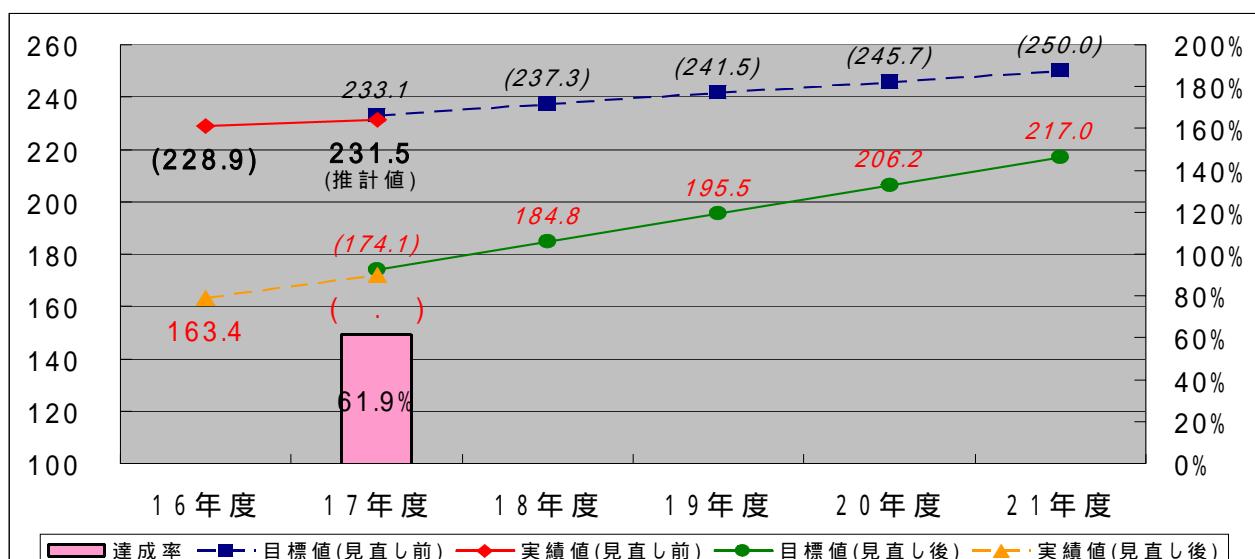
資料: 経営局構造改善課調べ

(注) 16年は10月1日、17年は5月1日、18年は3月1日現在の数値。

目標 担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積の促進

【目標値と実績値の推移】(担い手〔家族農業経営及び法人経営〕への農地利用集積面積)

(単位:万ha)



	16年度(基準)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
目標値	-	233.1 (174.1)	(237.3) 184.8	(241.5) 195.5	(245.7) 206.2	(250.0) 217.0
実績値	(228.9) 163.4	231.5 (.)				
達成率	-	61.9% (.)				

(注1) 17年度の実績値は推計値(実績は9月頃取りまとめ予定)。

(注2) 各項目上段の数値は基準値及び目標値の見直し前、また、下段は見直し後のもので、()内は参考として記載。

【参考データ】

1) 集積主体別の農地利用集積面積の推移

(単位:万ha)

	16年度	17年度	18年度
担い手への農地利用集積面積	(229) 163	(232)	
特定農業法人を除く認定農業者	143	-	
市町村基本構想の水準到達者			

資料: 経営局構造改善課調べ

(注1) 各年度末現在の数値(17年度は推計値、実績は9月頃取りまとめ予定)

(注2) 各項目上段の数値は基準値及び目標値の見直し前、また、下段は見直し後のもので、()内は参考として記載。

2) 集積主体別、権利設定別の農地利用集積面積(平成17年度末)

(単位:万ha、%)

	自己所有地	借入地	作業受託	合計
特定農業法人を除く認定農業者	()	()	()	()
市町村基本構想の水準到達者	()	()	()	()

資料: 経営局構造改善課調べ

(注) 面積については小数点以下で、また、割合については小数点以下第2位で四捨五入。

3) 集積形態別の利用集積状況

(単位:万ha、%)

	自己所有地	借入地	作業受託	合計
16年度	(150(65.7)) 107(65.3)	(56(24.5)) 43(26.1)	(22(9.8)) 14(8.6)	(229(100.0)) 163(100.0)
17年度	-	-	-	(232(100.0))
18年度				

資料: 経営局構造改善課調べ

(注1) 各年度末現在の数値(17年度は推計値、内訳は実績として9月頃取りまとめ予定)

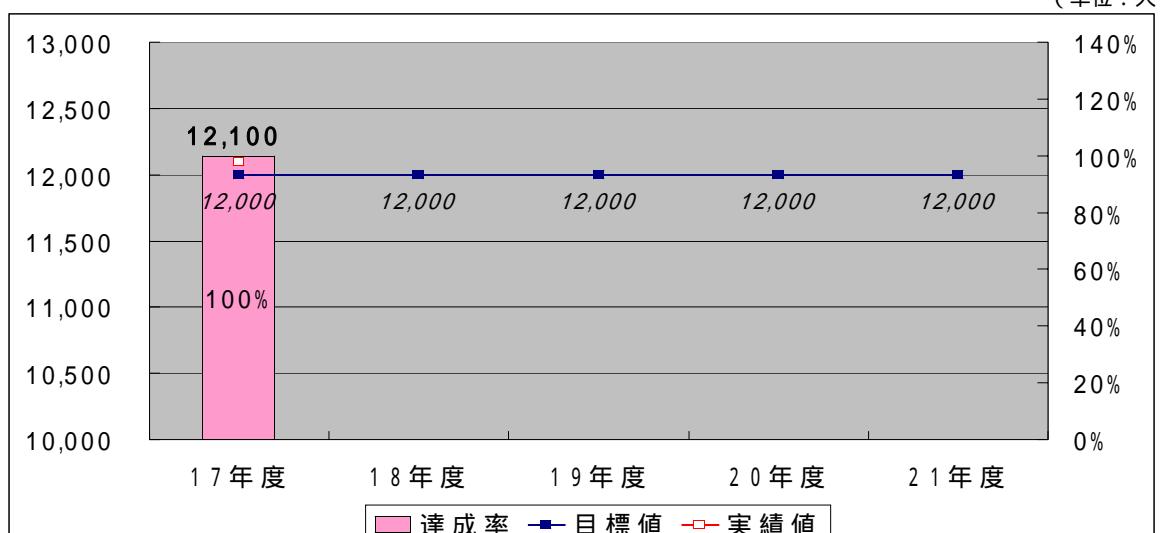
(注2) 面積については小数点以下で、また、割合については小数点以下第2位で四捨五入。

(注3) 各項目上段の数値は基準値及び目標値の見直し前、また、下段は見直し後のもので、()内は参考として記載。

目標 人材の育成・確保

【目標値と実績値の推移】(新規就農青年数)

(単位:人)



(単位:人)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
目標値	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
実績値	12,100				
達成率	100.8%				

(注) 17年度の実績値は推計値。

【参考データ】

1) 新規就農青年数と新規就農者数の推移

(単位:千人)

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
新規就農青年数	11.6	11.7	11.9	11.9	12.3(推計)	12.1(推計)	
新規就農者合計	77.1	79.5	79.8	80.2	-	-	

資料: 15年までは農業構造動態調査、農業センサスによる実績

16、17年は経営局普及・女性課による推計

(注) 各年1月1日現在の数値。

《用語解説》

注6 農業生産法人

農地等の権利を取得できる法人のこと。農地法では、農地等の権利を取得できる法人は、原則として、農業生産法人の要件を満たすものに限られている。

注7 集落営農

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産工程の全部又は一部を共同して行う営農活動、又はそのような営農活動を行う組織の総称。(任意組織の形態をとっているものが多い。)

共同購入した機械・施設の共同利用、転作田の団地化など農地の利用調整、中心的な担い手に主な作業を委託し、生産から販売まで共同化するなど、地域の実情に応じてその取組内容は多様である。

農業政策上も、生産の効率化、コストの低減、農地の保全、管理等それぞれの集落営農の機能・役割に応じ、支援策を講じている。

注8 特定農業団体

農業経営基盤強化促進法に基づいて、地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織。

地域の地権者から依頼があったときは、農作業を引き受ける義務を負う。

要件として、代表者等の定めがある定款又は規約を有していること、5年以内に農業生産法人となること等を内容とする計画を有していること、耕作又は養畜について構成員全てで費用の共同負担・利益の配分をしていること等を満たす必要がある。

なお、の計画に基づいて法人化した場合には、特定農業法人になることが想定される。

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目標	評価結果
目標 担い手の育成・ 確保	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 26.0万経営体（基準年からの通算）</p> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> <p>改善・見直しの方向</p>
目標 担い手（家族農 業経営及び法人 経営）への農地 利用集積の促進	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 184.8万ha（基準年からの通算）</p> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> <p>改善・見直しの方向</p>
目標 人材の育成・確 保	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 12千人</p> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> <p>改善・見直しの方向</p>
総合的な所見 (各局政策評価 担当課長)	
《用語解説》	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】

実績評価(政策手段シート)

政策分野	意欲と能力のある担い手の育成・確保
------	-------------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
農業経営改善計画の認定数: 30,8万経営体 (平成21年度)	農業経営強化対策事業 推進費補助金のうち 担い手総合支援事業 費	農業経営強化対策事業 推進費補助金のうち 担い手総合支援事業 費	全国段階の農業関係団体等を構成員とする「全国担い手育成総合支援協議会」を設置し、認定農業者の育成や集落営農の組織化・法人化に向けた各地域の取組に対する支援、認定農業者や一定の要件を満たす集落営農組織等の規模拡大等に必要となる農業機械・施設の導入支援を実施	・全国段階に設置される協議会が設定した担い手育成の数値目標の達成(平成21年度)	505	
	農業経営強化対策事業 推進費補助金のうち 経営構造対策推進事 業費	農業経営強化対策事業 推進費補助金のうち 経営構造対策推進事 業費	経営構造対策等の適正かつ円滑な推進及びアグリビジネスの一層の推進を通じた地域農業の構造改革を積極的に支援するため、全国的な見地からの普及宣伝活動、調査研究及び情報提供活動等を実施	・経営アグリビジネススクールの受講者のうち満足した者の割合80%以上 ・ロジックモデル活用評価手法説明会の出席者200名以上(年間)	169	
	農業経営強化対策事業 推進費補助金のうち 経営情報総合調査分 析事業費	農業経営強化対策事業 推進費補助金のうち 経営情報総合調査分 析事業費	育成すべき農業経営の個別・具体的な継続的な経営実態の分析を行うとともに、これらの農業経営が抱える基礎的な経営課題についての調査・分析	・認定農業者等育成すべき農業経営に対する効果的な施策の検討に資すること	12	
	農業経営強化対策事業 推進費補助金のうち 集落営農育成・確保緊 急支援事業費	農業経営強化対策事業 推進費補助金のうち 集落営農育成・確保緊 急支援事業費	集落営農への取組みに向けた戦略構想を担う集落リーダーによる集落の将来展望のビジョン化、集落関係者間の合意形成、規約・定款の策定といった調整活動を実施	-	2,000	
	農業経営強化対策事業 推進費補助金のうち 担い手総合緊急支援 事業費	農業経営強化対策事業 推進費補助金のうち 担い手総合緊急支援 事業費	認定農業者や集落営農組織の育成・確保及びその経営発展に係る支援、農地の利用調整活動支援、人材の育成・確保等を総合的に実施	-	2,788	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	農業経営強化対策事業 推進費補助金のうち 農業経営IT活用支援 推進事業費		農産物直売所等における販売戦略 の高度化と、それに基づく営農計画の 策定を可能とする分析システムや農業 気象災害を考慮した生産販売戦略を 策定するシステムの開発	<ul style="list-style-type: none"> ・本システムを活用して 販売戦略を策定した先 進的な農産物直売所の 数94施設以上(平成19 年度末) ・本システムで構築した ポテンシャル予測シス テムの利用件数年間4,500 件以上(平成20年度末) 	60	
	強い農業づくり交付金の うち 担い手の育成・確保の うち 担い手総合支援(担 い手への経営資源の 円滑な承継に対する 支援)		都道府県担い手育成総合支援協議 会の下に、農業再生委員会を設置し、 経営が困難となった農業者の有する 経営資源を有効活用するため、当該 農業者の経営の再生又は経営資源の 整理承継に向けた支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区における新たな 認定農業者の育成目標 の達成(平成21年度) 	交付金 40,506の 内数	
	強い農業づくり交付金の うち 担い手の育成・確保の うち 経営構造対策		認定農業者等の担い手の育成・確 保及び担い手への農地の利用集積等 の地域農業の構造改革の加速化に資 する生産施設、加工施設、流通販売 施設及び土地基盤等の整備を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成 ・担い手への農地の利 用集積 ・事業を実施した全ての 地区において、設定した 目標値を達成(平成22 年度) 	交付金 40,506の 内数	
	強い農業づくり交付金の うち 担い手の育成・確保の うち アグリチャレンジャー 支援		農業生産を核に加工・流通・販売・ 交流等のアグリビジネスに挑戦する上 で必要となる生産施設、加工施設、流 通販売施設及び土地基盤等の整備を 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・所得の向上 ・農畜産物等の売上額 ・雇用の拡大 ・事業を実施した全ての 経営体において、設定し た目標値を達成(平成22 年度) 	交付金 40,506の 内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	広域連携アグリビジネスモデル支援事業費		生産者と食品産業等の実需者が連携して農産物を安定供給・確保する取組や、複数の都道府県にわたる生産者が連携して生産・販売施設等を整備する取組を支援	・連携作物の取扱量の増加 ・農家所得の向上 事業を実施した全ての事業実施主体において、設定した目標値を達成(事業承認年度から3年後)	1,200	
	農業者年金給付費等負担金		(独)農業者年金基金等に対し、年金給付に要する経費等の事業費、業務実施に必要な運営費等を交付	・農業者の老後において必要な年金等の給付に関する業務の適切な運営	149,607	
	農地売渡業務等円滑化対策補給金				155	
	農業者年金監査等委託費				12	
	独立行政法人農業者年金基金旧年金勘定運営費交付金				2,310	
	独立行政法人農業者年金基金農地売買貸借等勘定運営費交付金				113	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	独立行政法人農業者年金基金特例付加年金勘定運営費交付金				448	
	独立行政法人農業者年金基金農業者老齢年金等勘定運営費交付金				1,158	
	特例付加年金助成補助金	農業者年金制度による意欲ある担い手に対する政策支援(保険料の一部助成)を実施	・農業者の老後において必要な年金等の給付に関する業務の適切な運営	2,160		
	農業法人向け融資における実態調査委託費	民間金融機関の農業法人向け融資の実態を調査・分析し、今後法人化を目指す者等が資金管理手法を確立するため必要な情報・基礎資料を整備	-	5		
	品目横断的対策導入推進委託費	新たな食料・農業・農村基本計画において導入することされた品目横断的政策の事務手続に係る電算処理システムの構築等を行う	-	100		
	担い手経営安定対策交付金	認定農業者等の一定の要件を満たす米穀の生産者と国により資金を造成し、稲作所得基盤確保対策に上乗せて稲作収入の下落に応じて、資金から補てん金を交付	・効率的かつ安定的な水田作経営体の育成 9万経営体程度(平成22年度)	7,760		
	農業信用保険事業交付金	農業信用保険事業の財務基盤を強化することにより、担い手農業者に対する資金供給の円滑化を支援	・農業者等が必要とする資金の円滑な融通の確保	1,044		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	農林漁業金融公庫出資金	農業法人の自己資本の充実による健全な成長発展を図る観点から、農業法人投資育成事業における投資に必要な原資を農林漁業金融公庫に対して出資	・法人の株式等は、自己資本比率40%を超えた場合又は投資後10年を経過した場合に譲渡することとし、農業法人の自己資本の充実を図る	430		
	農林漁業金融公庫資金のうち	担い手の育成を図るため、一般金融機関では対応し難い長期・低利資金を融通	-	融資枠 390,000		
	農業経営基盤強化資金	認定農業者の農地や機械施設取得等のための長期資金を融通	-	融資枠 95,000		
	経営体育成強化資金	前向き投資資金と併せて償還負担の軽減に必要な資金を融通	-	融資枠 38,000		
	農業経営維持安定資金	農業経営の維持安定に必要な資金を融通	-	融資枠 30,500		
	農林漁業金融公庫補給金	長期・低利資金の融通に伴って生ずる調達・貸付の金利差等を補てんすることにより、公庫資金の円滑な融通を確保	-	41,928の 内数		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	農業近代化資金		農業者等に対し、農協等民間金融機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、利子補給を実施	-	融資枠 10,000	
	農業近代化資金利子補給事業			農業経営の近代化に資するため、農業者等の経営展開に必要な長期かつ低利の施設資金等の円滑な融通	23	
	農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業		農山漁村振興基金の運用益及び取り崩しにより、認定農業者を対象とした農業経営基盤強化資金等の借入者に対し、金利負担を軽減させるための利子助成金等を交付	-	-	
	農業改良資金		農業経営の改善を目的として農業の担い手がチャレンジする取組に必要な無利子資金の貸付を行う都道府県に必要な資金を貸付	-	貸付枠 27,000	
	農業改良資金政府貸付金			-	1,018	
	農業経営改善促進資金		認定農業者の肥料や飼料購入等のための運転資金を融通	-	融資枠 200,000	
	農業経営負担軽減支援資金		農業者の償還負担軽減に必要な資金を融通	-	融資枠 25,000	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	被害農家営農資金利子補給等補助金(天災資金)	被害農家営農資金利子補給等補助金(天災資金)	天災による被害を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を融通	・被害農林漁業者の経営安定(天災による被害を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金の円滑な融通)	122	
	農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法	効率的・安定的な農業経営を育成し、農業の健全な発展に寄与()	-	-	
	独立行政法人農業者年金基金法	独立行政法人農業者年金基金法	食料・農業・農村基本法の理念に即した、担い手の確保を目的とする政策年金制度	-	-	
	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律	米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付	-	-	
	農業改良助長法	農業改良助長法	担い手の育成や環境保全型農業の推進等に資するため、農業に関する普及事業を実施	-	-	
	農業改良資金助成法	農業改良資金助成法	農業経営の改善を目的として農業の担い手がチャレンジする取組に必要な無利子資金の貸付を行う都道府県に必要な資金を貸付	-	-	
	農林漁業金融公庫法	農林漁業金融公庫法	農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金で、民間金融機関が融通することを困難とするものを融通	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農業近代化資金金融通法	農業者等に対し、農協等民間金融機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、利子補給を実施	-	-	
		天災融資法	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	-	-	
		所得税・法人税共通の特例措置	租税特別措置法第13条の3、第46条の3、第68条の32 認定農業者が一定以上の経営規模拡大をし、機械体系等の変更が必然的に伴うような場合に、その直後の一定期間は経営が不安定となりやすいため、機械・施設等の減価償却を割増	-	-	
		法人税の特例措置	租税特別措置法第61条の2、第61条の3、第68条の64、第68条の65 特定農業法人が農用地の取得等をするために積み立てた農用地利用集積準備金の金額を損金算入、及び当該準備金を取り崩して農用地等を取得した場合に圧縮記帳の特例措置	-	-	
	担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積面積: 217万ha (平成21年度)	農地保有合理化促進事業費	農地保有合理化法人の有する機能を効率的に活用して担い手への農地の利用集積を促進	・本事業による担い手への集積面積: 1.7万ha/年	11,540	
		農地保有合理化担い手育成地域推進事業費	農地保有合理化法人が水田農業地帯の土地利用を明確にし、利用調整に対する支援等を集中的・総合的に行い認定農業者等の利用集積を促進	-	154	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	担い手育成農作業受委託促進事業費	農作業の受委託による作業規模の拡大を推進	-	55		
	農地保有合理化緊急加速事業費	担い手の農地の取得及びそれに伴い必要となる近代化施設の整備に要する負担の軽減	-	179		
	農業生産法人経営支援出資事業費	農業生産法人に対して、現物出資及び農用地等を仲介する際に併せて金銭出資することにより、効率的かつ安定的な経営基盤の確立を図る	・本事業による担い手への集積面積:180ha/年	700		
	農地保有合理化担い手育成総合支援対策事業費	農地保有合理化法人が農用地利用規程を定める地域の団地化等の取組みを支援する資金の無利子貸付け等を実施し、担い手への利用集積を促進	-	6,300		
	強い農業づくり交付金のうち 担い手への農地利用集積の促進のうち 優良農地確保支援対策	改正農業経営基盤強化促進法に基づき、農業委員会が実施する要活用農地とそれ以外の農地を振り分けるための現地調査等を支援 また、農業委員会の重点地区における活動を踏まえ、普及組織が栽培技術・経営管理等について、技術的側面から重点的に支援	・担い手への農地利用集積の促進(担い手への農地利用集積率)とし、都道府県が作成する利用集積率の増加計画を達成した都道府県の割合を100%とする	交付金 40,506の 内数		
	強い農業づくり交付金のうち 担い手への農地利用集積の促進のうち 連携強化推進体制整備	都道府県農業会議による関係農業団体との農地等情報の共有化等を支援	・担い手への農地利用集積の促進(担い手への農地利用集積率)とし、都道府県が作成する利用集積率の増加計画を達成した都道府県の割合を100%とする	交付金 40,506の 内数		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	強い農業づくり交付金のうち 担い手への農地利用 集積の促進のうち 集落農地利用調整	集落営農の組織化・法人化等による担い手の明確化、集落合意による利用 集積の推進をしていくため、農業委員会が実施する集落における農地の利用調整活動等の取組を支援	-	交付金 40,506の 内数		
	強い農業づくり交付金のうち 担い手への農地利用 集積の促進のうち 特定法人等農地利用 調整緊急支援	遊休農地の解消を促進するため、農業委員会が実施する特定法人貸付事業による企業等の参入の円滑な推進 や地域の農業法人による農地の活用の促進に向けた農地の利用調整活動を支援	-	交付金 40,506の 内数		
	強い農業づくり交付金のうち 担い手への農地利用 集積の促進のうち 水田農業経営構造確立緊急対策	米政策改革を促進し、望ましい生産構造を実現するため、担い手への農地の利用集積に関するより高い目標を立てた地域が目標を実現するために必要とする機械及び施設等の整備等を実施	・担い手への農地の利用集積(平成20年度)	交付金 40,506の 内数		
	農地利用調整等円滑化総合支援事業費	担い手への農地の利用集積に資するための農地の確保及びその有効利用を促進	-	879		
	担い手農地情報活用集積促進事業費	農地情報を公開し、地域外から広範に農地の引き受け希望者を募集できる仕組みを構築すること等により、担い手への農地の利用集積を促進	・本事業による担い手への集積目標面積(2,350ha)	1,355		
	経営構造改革緊急加速リース支援事業費	農地保有合理化法人が行う機械施設等のリース事業の促進により、担い手への農地の利用集積を促進	・全ての借受者において、各認定年度から5年間について、各年度毎の目標達成プログラムを設定し、原則として設定した目標値を達成	219		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	農地調整費交付金		担い手への農地の利用集積に資するため、農地の利用をめぐる紛争解決等の調整を実施	・農地法その他農地の利用関係の調整に関する法令等に基づき都道府県が農地法等の目的に照らし適正かつ円滑に事務処理を実施	142	
	都道府県農業会議会議員手当等負担金		担い手への農地の利用集積に資するための農地等の利用関係の適正な調整等を実施	・都道府県農業会議における法令業務の適正な処理と、組織の健全な運営	593	
	農業委員会交付金		担い手への農地の利用集積に資するための農地の確保及びその有効利用を促進	-	4,776	
	農業委員会費補助金		農業委員会が、農地等の利用関係をめぐる紛争についての和解の仲介等を実施、及び、小作料の標準となるべき額の設定・改訂	-	129	
	事務取扱交付金		担い手への農地の利用集積を促進するための国有農地等の買収・売渡、管理	-	1,898	
	農地制度資料編さん委託費		担い手への農地の利用集積の促進に資するための農地制度資料の編さん	・今後の農地制度・農業構造政策の基礎資料として農業情勢等に対応した農地制度・施策の企画・立案への活用	3	
	土地管理情報収集分析調査委託費		担い手への農地の利用集積の促進に資するために農地の権利移動の実績等を把握する調査	・農地流動化施策等における施策の的確な企画・立案の実施	22	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	遊休農地の活用の方策に関する調査研究委託費	遊休農地の活用の方策に関する調査研究委託費	担い手への農地の利用集積の促進に資するために、リース特区の全国展開による地域における遊休農地の活用対策等に関する調査研究	-	3	
	農業経営基盤強化措置状況調査委託費	農業経営基盤強化措置状況調査委託費	農地保有合理化措置の農村現場における取組の実態、制度・施策の運用の状況、問題点等に関する調査研究	・今後の農地の利用集積等に関する制度及び施策の推進方策の基礎資料として農業情勢等に対応した農地制度・施策の企画・立案への活用	4	
	農地保有合理化支援資金	農地保有合理化支援資金	農地保有合理化法人が農業生産法人に農用地等を現物出資、又は農地の売渡信託の引き受けにより、担い手の規模拡大を促進	-	200	
	農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法	効率的・安定的な農業経営を育成し、農業の健全な発展に寄与()	-	-	
	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の地位の向上に寄与	-	-	
	農地法	農地法	土地の農業上の効率的な利用を図るために利用関係を調整すること等により、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図る	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
新規就農青年数の確保:12千人/年	農業経営強化対策事業 推進費補助金のうち 新規就農促進総合支援事業費のうち 新規就農者・女性農業者等育成・確保支援事業費	若年者の雇用問題や定年期を迎える「団塊の世代」の動きに対応して、農業の新たな担い手を確保するとともに、女性の認定農業者等の拡大や高齢者を活用した担い手育成・確保を図る	-	97		
	農業経営強化対策事業 推進費補助金のうち 新規就農促進総合支援事業費のうち 新規就農等促進総合支援事業	農業・農村体験活動を継続的に行うための全国的な組織づくりへの支援及び農業・農村体験活動の受入体制の整備等を実施 農内外からの新規就農を円滑に進めるため、全国新規就農相談センター等において就農啓発や技術習得のための研修、資金に係る情報等、就農に必要な情報の提供・相談活動を実施	・農業・農村体験活動を継続的に行うために設置した全国組織に加入し体験活動へ参加する延べ人数:8万人(平成19年度) ・新規就農相談センターにおける就農相談件数:14千件/年	331		
	農村青少年研修教育団体事業費	民間研修教育施設の運営、指導農業士等を活用した国内先進地留学研修により、青年農業者等の農業を担うべき者の確保・育成に寄与	・本事業における各種研修修了生のうち、70%の新規就農者数を確保(平成18年度)	292		
	強い農業づくり交付金のうち 新規就農者の育成・確保のうち 新規就農等促進総合支援	農業・農村体験活動を継続的に行うための全国的な組織づくりへの支援及び農業・農村体験活動の受入体制の整備等を実施 農内外からの新規就農を円滑に進めるため、都道府県新規就農相談センター等において就農啓発や技術習得のための研修、資金に係る情報等、就農に必要な情報の提供・相談活動を実施	・農業・農村体験活動を継続的に行うために設定した全国組織に登録し、体験活動への参加する延べ人数:8万人(平成19年) ・本事業を実施した都道府県の新規就農青年の確保に係る目標達成割合	交付金40,506の内数		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	強い農業づくり交付金のうち 新規就農者の育成・確保のうち 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備	農業に関する研修教育の中核機関である道府県農業大学校等の研修教育施設、調査研究用施設及び地域段階における実績的個別技術の研修施設の整備の実施	-	交付金 40,506の 内数		
	農業経営強化対策事業推進費のうち 女性・高齢者等活動支援事業費のうち シニア能力活用促進事業	高齢者による担い手支援等に向けた活動の促進のため、高齢者層の取りまとめ役等となり得る人材の育成とその活用の実証、担い手支援活動等の情報収集・提供の実施	・高齢者グループ数のうち、担い手育成・支援活動を行ったグループ数の割合を2割に増加(平成21年)	8		
	就農支援資金		-	貸付枠 10,000		
	就農支援資金政府貸付金	新規就農者の就農準備、経営開始等に必要な資金の手当てにより、青年農業者等の農業を担うべき者の確保・育成に寄与	-	3,013		
	青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法	新規就農者の就農準備、経営開始等に必要な資金の手当てにより、青年農業者等の農業を担うべき者の確保・育成に寄与	-	-		
	農業経営強化対策事業推進費補助金のうち 女性・高齢者等活動支援事業費のうち 農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進事業費	女性農業者の農業経営及び起業活動の高度化等に向けた普及啓発、研修、シンポジウム、情報提供等を実施	・女性認定農業者の数の増加 9.6千人(平成21年度)	126		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農村生活総合調査研究事業委託費	企画会議、課題ごとに推進委員会、配票・現地調査、報告書作成(各地方農政局及び各都道府県等へ配布)等の実施	・農村における女性の経営参画、社会参画を加速するため、農村女性の能力活用促進に関する調査研究結果が各都道府県の普及部局等において活用され、当該施策の的確な実施に資すること	46	
		農業改良資金のうち女性起業向け優先枠	女性による農産加工等の活動の支援、女性が新たに部門経営を開始する際の貸付	-	融資枠 3,000	

政策評価結果書（案）

平成 年 月 日

実績評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	担い手への経営支援の条件整備	
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：経営局経営政策課 関 係 課：経営局普及・女性課、協同組織課、金融調整課、保険課、 保険監理官	
政策分野の全体 の目指す姿	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造 を確立する	
重点的に取り組むべき課題 (課題ごとに目指すべき姿)	目標 (政策の有効性に関する指標 / 政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標・データ
1 担い手に対して、地域 の特性に応じた新技術や 当該技術に関する知識を 効率的・効果的に普及指 導することによって、高 度な技術と高い経営能力 を身につけた農業経営へ 発展が図られる。	<p>効果的・効率的な普及事業の推進</p> <p>指標：全国の普及指導センター各々 が普及課題ごとに設定した目標 のうち、達成率が5割以上とな った目標数の割合</p> <p>a. 担い手の育成に関する課題 100%</p> <p>b. 技術の普及に関する課題 100%</p> <p>目標年度：平成21年度 目標値：100% 基準値：100%</p>	各都道府県を通じて普及指導 センターの目標を調査し、これ を国で集計
2 農協系統組織への国の 指導・助言の強化によつ て、営農指導の強化、生 産資材のコスト引き下げ など、農協系統組織の果 たすべき役割の充実が図 られ、担い手を中心とし た農業者の経営発展が図 られる。	<p>農業協同組合系統組織の適切な運営に 対する指導・助言</p> <p>指標：a. 組合員に充分なメリットを還 元する事業運営の推進 ・ 生産資材コストが現状より 低下すること ・ 営農指導機能が現状より強 化されること</p> <p>b. 農協合併の促進及び組織運営 体制整備 ・ 合併構想の早期実現と経営 管理体制の強化</p> <p>c. 信用事業の健全性の確保 ・ 自己資本比率4%（農林中 央金庫は8%）以上を確保 すること ・ 破たん時において迅速に貯 金者の保護を図ること</p> <p>d. 共済事業の健全性の確保 ・ 支払余力比率200%以上 を確保すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生産資材コスト引下げの取組 状況 営農指導機能の強化の推進状 況 合併等の進捗状況 早期是正措置の発動状況 破たん時における迅速な処理 状況（休業日処理） 早期是正措置の発動状況

<p>3 災害によって農業の再生産が阻害されることを防止し、セーフティーネットとしての農業災害補償制度の適切な運用が図られることによって、担い手が被災した場合の経営の安定が図られる。</p>	<p>被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用</p> <p>指標：災害発生時において、早期に共済金の支払いをすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再保険金の支払い状況 ・損害の認定から再保険金の決定までの事務処理を30日以内で行った率
---	---	--

《用語の解説》

注1 普及事業

試験研究機関と農業者との橋渡し役という基本的役割の下、試験研究機関等で行われている技術開発の成果を、普及職員の活動を通して現場に合った形で普及すること等により、農業経営と農村生活の改善に自主的に取り組む農業者を育成する事業。国と都道府県との協同事業として実施。

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	食料・農業・農村基本計画 第3の2 農業の持続的な発展に関する施策
目標年度	-
目標値	-

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

農業の持続的な発展のためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、このような農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立することが必要である。

しかしながら、我が国の農業生産構造については、農業従事者の減少・高齢化が急速に進展するとともに、土地利用型農業を中心に農業経営の規模拡大が遅れるなど、脆弱化が進行している。

このため、国だけではなく、地方公共団体、農業者・農業団体等の適切な役割分担の下で、担い手の明確化とその育成・確保を図るとともに、

1. 担い手に対する地域の特性に応じた新技術及び当該技術に関する知識の普及指導、
 2. 農協系統組織の担い手に対する営農指導の強化や安価で良質な生産資材の提供等果たすべき役割の充実、
 3. 農業災害の発生時における損失の合理的な補てんによるセーフティネットの充実、
- などにより担い手の経営を支援する各種条件を整備する必要があることから、本政策分野を位置付ける。

「効率的かつ安定的な農業経営」とは、主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営のこと。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

目標 効果的・効率的な普及事業の推進

地域の特性に応じた農業に関する技術の普及や農業者の農業技術及び経営管理能力の向上等を通じた担い手の育成は、普及事業の基本的な課題であり、また、これらは、「食料・農業・農村基本計画」においても、普及事業が貢献すべき分野として位置付けられている。

また、「協同農業普及事業の運営に関する指針」（平成16.11.30農林水産省告示）の第1の1においては、普及指導活動の基本的な課題として、「農業の担い手に対し、地域の特性に応じて、試験研究機関等で開発された高度な農業の技術及び当該技術に関する知識の普及指導を行う」ことが位置付けられており、普及事業が担い手の経営発展を支援する条件として重要であることから、本政策分野の目標を、全国の普及センター各々が「担い手に対する技術等の普及」に関する課題ごとに設定した目標のうち、達成率が5割以上となった目標数の割合として、以下のとおり設定することとした。

- a. 担い手の育成に関する課題 100%
- b. 技術の普及に関する課題 100%

なお、政策分野の目標年度については、目標が、今後10年程度（平成27年）を見通して定められた「食料・農業・農村基本計画」を基礎に設定されていることから、その中間年である平成21年度としたところである。

目標 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するためには、国だけでなく関係する組織・団体が総力を結集して取り組むことが必要である。

このため、国は、農業協同組合系統組織が相互扶助を目的とする農業者の自主的な協同組織として、その果たすべき役割を充分に果たすよう、次の項目を視点として、その適切な運営に対する指導・助言を行う必要があることから、以下を目標として設定することとした。

a. 組合員に充分なメリットを還元する事業運営の推進

農業協同組合系統組織が担い手への経営支援を行っていくためには、消費者に信頼される「JAブランドの確立」、営農指導事業の強化、担い手に実感される生産資材価格の引下げ等により、組合員のメリットの向上に取り組むことが基本。

このため、生産資材コストの引下げへの取組状況、営農指導機能の強化の推進状況等を目標として設定。

b . 農協合併の促進及び組織運営体制整備

農業協同組合系統組織が、担い手を中心とする組合員にメリットを最大限に還元するためには、組織の合理化・効率化が必要。

農業協同組合系統組織においては、組織・事業運営の合理化・効率化を図るため、単協・連合会の組織整備に取り組んでいることから設定。

c . 信用事業の健全性の確保

農業協同組合系統組織は、担い手を含む農業者に対し金融面での経営支援を行っていくため、農業の資金需要の季節性、農業者のニーズ等に則したきめ細やかで信頼される金融サービスを安定的に提供していくことが必要であることから設定。

d . 共済事業の健全性の確保

農業者の営農・生活基盤を安定させるためには、農業者の営農・生活におけるリスクに対し、農協が行う共済事業が、セーフティネットとしての役割を安定的に果たすことが必要であることから設定。

目標 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用

農業災害補償制度は、自然災害が発生した場合に、組合員の支払った掛け金に応じた共済金を支払う公的保険制度であり、被災農家の経営安定上重要な役割を果たしている点を踏まえ、この制度全体が適正に運用されることが求められている。

このため、この目標は、農業共済事業運営基盤の充実強化に関しても、農業共済組合等の再編整備後の実施体制下の事業運営の状況を評価する観点から設定することとした。

〔政策目標値の算出方法 / 達成状況の判定方法〕

目標 効果的・効率的な普及事業の推進

普及事業においては、普及活動を計画的に行うため、普及指導センターにおいて普及指導計画を作成しており、この中で、普及活動として取り組むべき課題と当該課題ごとに到達目標を設定している。

本政策評価では、普及指導センターにおいて設定している普及課題のうち「担い手の育成」及び「技術の普及」に関する課題について、「目標数値に対し実績値が一定水準以上まで到達した目標数が全体の目標数に対してどれだけの割合に達しているか」をもって普及事業の推進状況を推し測る指標とし、当該割合が100%となることを目標とする。

具体的な達成状況の算出については以下のとおり。

- 1) 各年度において、全国の普及指導センターの1/3ずつを調査対象として選定。
- 2) 1)で選定した普及指導センターの重点課題から、担い手の育成に関する課題及び、技術の普及に関する課題を選定し、各課題で設定している数値目標について、(ア)当該年度の目標値、(イ)目標に対する実績値、(ウ)達成又は未達成の要因等を調査し、(エ)各目標の到達割合を算出 (エ) = (イ) / (ア)。
- 3) 各目標について(エ)の到達割合に応じてA、B、Cにランク分けし (ランク分けは農林水産省政策評価基本計画の基準を準用し、90%以上をA、50%以上90%未満をB、50%未満をCとする) (オ)当該到達割合がA又はBに達している目標の数及び(カ)全調査目標数を全国段階でカウント。
- 4) 以上により、(キ)全調査目標数のうち達成ランクがA又はBの目標数の割合 ((キ) = (オ) / (カ)) を算出し、これを当該年度の目標値(100%)で除した数値を達成状況とする。

達成率の計算式

$$\left(\frac{\text{目標値に対する実績値の達成率が5割以上の目標数}}{\text{全 体 の 目 標 数}} \right) \div \text{当該年度目標値} \times 100 (\%)$$

目標 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言

農業協同組合系統組織の事業については、農協系統自らが目標を設定し、取り組むものであることを前提に、主要な4つの柱(経済、組織、信用、共済)に係る以下の指標を踏まえて、その運営に対する国の指導・助言を総合的に判断する。

a. 組合員に充分なメリットを還元する事業運営の推進

組合員に充分なメリットを還元するためには、生産資材コストの引き下げや、営農指導機能の強化が重要であることから、それらの推進状況を「判断に用いる指標・データ」として用いて、達成状況を判断。

b. 農協合併の促進及び組織運営体制整備

組合員にメリットを最大限に還元するためには、組織の合理化・効率化が必要であることから、合併等の進捗状況を「判断に用いる指標・データ」として用いて、達成状況を判断。

c. 信用事業の健全性の確保

ア 自己資本比率が4%（農林中央金庫は8%）以上確保されているかどうかを監督し、同比率がその基準を下回る場合には経営改善計画の提出・業務の停止等の早期是正措置を発動することから、当該措置の発動状況を「判断に用いる指標・データ」として用いて、達成状況を判断。

（参考）

自己資本比率 =

自己資本の額（出資金、法定準備金、内部留保等）

資産勘定の各項目（現金、貸付金、有価証券、固定資産等）
等に危険率（0～100%）を乗じて得た額の合計額

イ 農協等が破たんした場合には、休業日中（金曜の営業時間終了後から月曜の営業時間開始まで）に貯金者データの名寄せ等の事務処理を完了し、翌営業日には従来どおり金融サービスを提供することが重要であることから、迅速な処理（休業日処理）状況を「判断に用いる指標・データ」として用いて、達成状況を判断。

d. 共済事業の健全性の確保

支払余力比率が200%以上確保されているかどうかを監督し、同比率がその基準を下回る場合には経営改善計画の提出・業務の停止等の早期是正措置を発動することから、当該措置の発動状況を「判断に用いる指標・データ」として用いて、達成状況を判断。

支払余力比率 =
$$\frac{\text{出資金、準備金等の合計額}}{\text{通常のリスクを超えるリスクの合計額}} \times \frac{1}{2}$$

目標 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用

被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に資するという制度の目標を踏まえ、災害の発生状況に応じた共済金支払いの原資となる再保険金の支払状況、及び共済金支払に係る一連の事務のうち、損害高の認定から再保険金の決定までの事務(評価対象事務)を標準事務処理期間内(30日以内)に処理した率を踏まえ、共済金の早期支払が確立されているか判断する。

- 1
$$[\text{損害高の認定から再保険金の決定までの事務(評価対象事務)を標準事務処理期間内(30日以内)に処理した率}] = [\text{評価対象事務が標準事務処理期間内に行われた件数}] / [\text{全件数}] \times 100$$
- 2 「評価対象事務」については、共済金支払に係る一連の事務のうち、国に連合会当初評価高が届いた日（接受日）から国が再保険金を支払う日（決裁完了日）までに行われる事務のこと。
- 3 「標準事務処理期間」については、各事務処理段階に要する期間を積算していくと、最長50日程度となるが、同時並行で進めるなどの努力を行うことにより30日程度になること、
当該事務処理を30日で行うことにより共済金支払に関する農家からの要望もほぼ満たされることを踏まえて、30日と設定。
- 4 評価対象事務を30日以内に処理したものを、「評価対象事務が標準事務処理期間内に行われた件数」⁵として計上。
- 5 「件数」については、評価対象事務が行われたものについて、共済目的の種類、引受方式及び連合会単位にて計上。

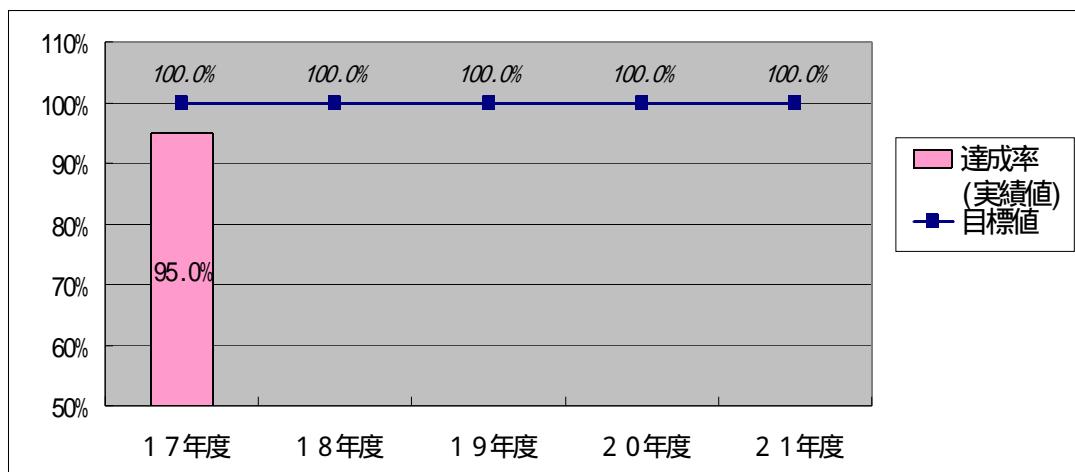
実績評価（目標値と実績値の推移）

目標 効果的・効率的な普及事業の推進

【目標値と実績値の推移】

a. 担い手の育成に関する課題

(単位：%)

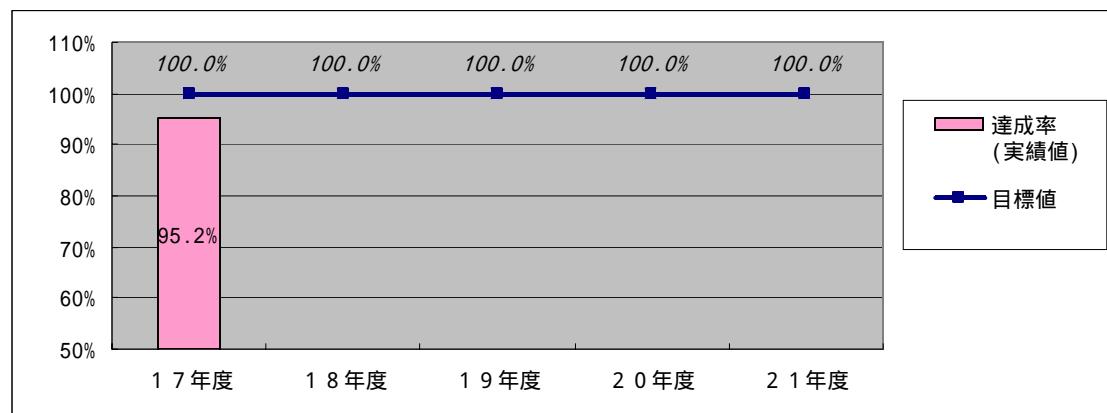


(単位：%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
達成率(実績値)	95.0				

b. 技術の普及に関する課題

(単位：%)



(単位：%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
達成率(実績値)	95.2				

目標 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言

a. 組合員に十分なメリットを還元する事業運営の推進

生産資材のコスト引下げの取組状況、営農指導機能の強化の推進状況

	16年度	17年度	18年度
統一的な資格認証試験の導入状況（県）	19	22	
インターネットモールタウンの取組状況			
出店店舗数（店）	58	70	
売上高（百万円）	173	234	

資料：資格認証試験の導入状況数は全中調べ、その他は全農調べ

b. 農協合併の促進及び組織運営体制整備

ア 合併等の進捗状況

総合農協合併の推移（各年度末）

	16年度	17年度	18年度
農協数	887	865	
合併件数	14	17	
合併参加農協数	36	38	

資料：全中調べ

c. 信用事業の健全性の確保

ア 早期是正措置の発動状況

（単位：件）

16年度	17年度	18年度
0	0	

資料：農林水産省調べ

（参考）農協系統三段階の自己資本比率

（単位：%）

	農協	信連	農林中金
15年度	17.17	15.01	12.94
16年度	17.84	16.10	12.15
17年度			

資料：農林水産省調及び農林中金調べ

（注）農林中金は連結ベース。

イ 破たん時における迅速な処理状況（休業日処理）

16年度	17年度	18年度
破たん事例なし	破たん事例なし	

資料：農林水産省調べ

d. 共済事業の健全性の確保

早期是正措置の発動状況 なし（平成17年度から適用）

（参考）過去3年間の支払余力比率の推移

（単位：%）

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
753.0	829.5	883.1	811.3(推計値)	

資料：農林水産省調べ（平成17年度の数値については、平成18年7月末の全共連の総会後に公表）

目標 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用

ア 再保険金の支払状況

(単位:百万円)

	16年度	17年度	18年度
再保険金支払額	59,149	28,524	

資料:農林水産省調べ

イ 損害の認定から再保険金の決定までの事務処理を30日以内で行った率

(単位:件、%)

	16年度	17年度	18年度
事務処理件数	221	170	
期間内達成件数	221	167	
期間内達成割合	100.0	98.2	

資料:農林水産省調べ

(注) %は、小数点以下第2位で四捨五入。

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 価 結 果
目標 効果的・効率的な普及事業の推進	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 a . 100.0% b . 100.0% (基準年からの通算)</p> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> <p>改善・見直しの方向</p>
目標 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> <p>改善・見直しの方向</p>
目標 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> <p>改善・見直しの方向</p>
総合的な所見 (各局政策評価担当課長)	《用語の解説》

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】

実績評価(政策手段シート)

政策分野	担い手の経営を支援する条件整備
------	-----------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	成果手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
担い手に対する技術等の普及に係る普及指導センターの目標達成割合:100% (平成21年度) a. 担い手の育成に係る普及指導センターの目標達成割合:100% b. 技術の普及に係る普及指導センターの目標達成割合:100%	協同農業普及事業交付金 農業経営強化対策事業推進費補助金のうち 新規就農促進総合支援事業費のうち 担い手育成・確保普及支援事業費 革新的技術導入・調査研究推進総合支援事業費 普及活動情報基盤整備事業費 革新的農業技術習得研修委託費 普及職員機能強化緊急対策事業費	普及職員の設置 普及指導活動の実施 地域農業改良普及センターの運営等	-	3,597		
		集落営農の組織化・法人化を促進するため、集中的な技術・営農支援活動を実施するとともに、担い手の経営における技術革新を支援するため、普及指導センターその他の機関と担い手が一体となって新技術の確立・導入を図る調査研究活動の実施	-	576		
		普及活動の重点化・高度化を図るために、担い手の育成に必要な革新的技術等の活動事例集等の作成や普及指導員による調査研究活動を踏まえた調査研究会の開催等	·普及指導員の調査研究会等への参加が毎年度の普及指導員数の1/4を目標とする。	14		
		全国の普及センターに対する、普及情報ネットワークを通じた普及活動に必要な技術等各種情報の提供等を実施	·普及情報ネットワークへのアクセス数:32万回/年(平成19年)	118		
		(独)試験研究機関における普及職員に対する高度・先進的な技術に関する研修等の実施	·研修受講者の研修目標の達成	31		
		普及職員に求められる機能を強化するため、普及職員の能力及び資質向上のための研修等を実施	·研修受講者の研修目標の達成	56		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	成果手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	普及職員自己研修支援体制整備調査等委託費	普及職員の効果的・効率的な自己研修を支援する拠点を整備するため、普及関係文献の調査・整備等を実施	・自己研修拠点施設利用者数の達成(平成21年度) ・自己研修に対する寄与度:90%(平成18年度より毎年度)	6		
	強い農業づくり交付金のうち 担い手の育成・確保のうち 新技术普及促進支援	担い手の育成に必要な革新的技術の普及や地域農業の競争力強化のためのコーディネイト等の多様な現場課題に的確に対応した普及組織による高度で重点的な支援を実施	-	交付金 40,506の 内数		
	集落営農緊急育成サポートツール開発事業	集落営農の育成確保を急速に推進するため、指導者誰もが簡単に利用できる支援ツールの開発を支援	-	56		
	強い農業づくり交付金のうち 担い手の育成・確保のうち 農薬飛散防止普及活動緊急支援	普及活動の重点化を図るため、農薬の飛散防止対策及び低減技術等の普及活動を緊急的・集中的に実施	-	交付金 40,506の 内数		
	強い農業づくり交付金のうち 担い手への農地利用集積の促進のうち 新技术活用優良農地利用高度化支援	担い手への農地の利用集積や農地の効率的利用を図るため、遊休農地の解消及びその発生防止に向けた技術普及と併せ、新技術導入による農地の利用高度化に資する技術・経営指導を集中的に実施	-	交付金 40,506の 内数		
	農業改良助長法	担い手の育成や環境保全型農業の推進等に資するため、農業に関する普及事業を実施	-	-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	成果手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言 a. 組合員に充分な刈り戻しを還元する事業運営の推進(・生産資材コストが現状より低下すること・営農指導機能が現状より強化されること) b. 農協合併の促進及び組織運営体制整備(・合併構想の早期実現と経営管理体制の強化) c. 信用事業の健全性の確保(・自己資本比率4%(農林中央金庫は8%)以上を確保すること・破たん時において迅速に貯金者の保護を図ること) d. 共済事業の健全性の確保(支払余力比率200%以上を確保すること)	JA食料・農業・農村サポート機能活性化推進事業費	農協組織による地域農業の振興を図る事業活動を一層促進するための、全国中央会及び都道府県中央会の活動に対する所要の助成等	・未合併農協の合併促進及び組織運営体制整備 ・生産資材コストの引き下げ ・営農指導機能の強化 ・農協女性正組合員数に占める助け合い組織協力会員数の割合の向上	245		
	農林漁業団体職員共済組合費補助金	農林漁業団体の事業に従事する職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り、併せて待遇の適正を図り、もって優秀な職員をその職域に確保し、農林漁業団体本来の目的を達成せしめるために行う、年金給付等事業に対する補助	-	1,893		
	農業協同組合法	農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的・社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的として、農業協同組合(単協)と単協を会員とする農業協同組合連合会の事業、管理、監督等について定める	-	-		
	農林中央金庫法	農林中央金庫が業務の健全かつ適切な運営を確保するための指導・助言	-	-		
	農水産業協同組合貯金保険法	貯金者の保護等を図り、もって信用秩序の維持を図るための農業協同組合等に対する指導・助言	-	-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	成果手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
被災農家の経営の安定を図るために農業災害補償制度の適切な運用(・災害発生時において、早期に共済金の支払いをすること)	農業共済事業事務費負担金	制度の実施機関たる農業共済団体の基幹的事務費に対してその一定額を負担	-	46,492		
	農業共済事業運営基盤強化対策費補助金	制度の実施機関たる農業共済団体等の事業運営基盤の強化を推進	-	389		
	農業共済事業特別事務費補助金	農業共済団体等における実測による損害評価、評価眼の統一のための実地研修等の推進	農業共済団体における適正な損害評価の実施による農業共済事業の健全な運営	95		
	農業共済組合連合会等交付金	農家が負担する共済掛金についてその一部を国庫が負担	-	20,251		
	家畜共済損害防止事業交付金	農業共済組合連合会等が行う特定の疾病の損害防止事業の推進	-	699		
	農業共済団体職員等講習委託費、農業災害補償制度調査委託費	制度の適切な運営を図るための講習及び調査等を実施	-	37		
	農業災害補償法	農業災害補償法に基づく農業災害補償制度の適切な運用を通じた災害による損失の合理的な補てん等を実施	-	-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	成果手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
その他	被災農林水産業者 の持続的な経営の安定に寄与するための災害復旧制度の適切な運用	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金	災害により被害を受けた農林水産業共同利用施設の復旧に要する費用の補助を行い、農林水産業の維持を図り、経営の安定に寄与	-	100	
	事業実施地区毎の農林漁家の所得の向上(全ての事業実施地区において目標所得の達成)	アイヌ農林漁業対策事業費補助金	アイヌ系農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、経営の改善に必要な施設・機械等を整備	・事業実施地区毎の農林漁家の所得の向上(全ての事業実施地区において目標所得の達成)	425	
	農林漁業団体職員の人権意識の向上及び維持	人権問題啓発推進事業費	農林漁業団体の職員を対象とした人権問題に関する教育・啓発の推進のための会議の開催及び啓発資料等の作成・配布等を実施	・「事業の実施に伴う人権意識の向上に係る効果率」(人権啓発研修等の受講者のうち人権意識向上に対して効果的であった者の割合)が80%以上 ・「人権意識の向上に向けた組織別の体制の整備率」(全国段階及び都道府県内の農林漁業関係団体のうち人権意識向上に向けた体制を整えている組織の割合)が80%以上	13	
		人権問題啓発推進事業委託費			29	

政策評価結果書（案）

平成 年 月 日

実績評価(目指すべき姿と目標の考え方)

政策分野	農地、農業用水等の整備・保全	
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課:農村振興局設計課 関係課:農村振興局総務課、農村政策課、土地改良企画課、 資源課、事業計画課、地域計画官、水利整備課、 農地整備課、地域整備課、防災課	
政策分野全体の 目指すべき姿	農業生産基盤の整備・保全等の施策を、環境との調和に配慮しつつ講ずることにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等を確保するとともに、農業の生産性の向上を促進し、望ましい農業構造の確立に資する。	
重点的に取り組むべき課題(課題ごとに目指すべき姿)	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ
1 農業の持続的発展を図るため、集団的農地や土地基盤整備事業の対象地等の優良農地の減少傾向に歯止めをかけるとともに、これら農地等における農業災害の発生を防止する。	優良農地の確保・保全 指標: 優良農地の減少傾向に歯止めをかける 目標年次: H21年度 目標値: 405万ha (基準: H16年度 407万ha 目標: H21年度 405万ha) 指標: 被害の発生するおそれのある農用地を減少させる 目標年次: H19年度 目標値: 76万haに減少(延べ面積) (基準: H14年度 延べ100万ha 目標: H19年度 延べ76万ha)	農用地区域内の農地面積や防災事業の実施により湛水等の災害から一定水準の安全性が確保された農用地の延べ面積を調査
2 望ましい農業構造を確立するため、農業生産基盤の整備を通じて、生産性の高い営農を行う意欲と能力のある経営体に、良好な営農条件を備えた農地の利用集積を進める。	基盤整備による担い手への農地利用集積の促進 指標: 基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、意欲と能力のある経営体に利用集積された農地面積の割合の増加 目標年次: 各年度 目標値: 20ポイント以上の増加を確保する	事業の実施を契機として意欲と能力のある経営体への農地利用の集積が新たにされた面積を調査

<p>3 農業用用排水施設の適切な保全管理や更新整備による有効活用等により、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保する。</p>	<p>農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保</p> <p>指標: 安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用用排水路約4万5千kmのうち、各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用用排水路の機能を確保する。</p> <p>目標年次: 各年度</p> <p>目標値: 各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用用排水路の機能を確保</p> <p>(目標値は、前年度の整備実績により変動。 H17年度目標値: 9,488km)</p>	<p>老朽化の進行等により機能低下のおそれのある基幹的な農業用用排水路として、建設後の経過年数が長い基幹的な水路(耐用年数を超過)を対象とし、土地改良区等を通じて、適切な管理や更新により機能が維持された水路延長等を調査</p>
<p>4 津波・高潮、地震などの自然災害の被害を被っている干拓地をはじめとする低平地等において、海岸保全施設の整備を進めることにより、津波・高潮等の被害にさらされている農地等を減少させる。</p>	<p>農地海岸の保全・海辺の再生</p> <p>指標: 津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少、失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生延長</p> <p>目標年次: H19年度</p> <p>目標値:</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波・高潮: 2.2万haに減少 (基準: H14年度 3.5万ha 目標: H19年度 2.2万ha) 地震: 6,700haに減少 (基準: H14年度 8,200ha 目標: H19年度 6,700ha) 海辺の再生: 53kmに増加 (基準: H14年度 40km 目標: H19年度 53km) 	<p>事業実施により津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性が確保された農地等の面積や失われた自然の海辺のうち、回復可能な自然の海辺の中で再生した海辺の延長を調査</p>

実績評価(目標設定と判定の考え方)

上位計画 (関係箇所)	食料・農業・農村基本計画 第3の2の(3)農地の有効利用の促進 第3の2の(7)農業生産の基盤の整備 農用地等の確保等に関する基本指針(農振法第3条の2) 土地改良長期計画 社会資本整備重点計画
目標年度	食料・農業・農村基本計画 H27年 農用地等の確保等に関する基本指針 H27年 土地改良長期計画 H19年度 社会資本整備重点計画 H19年度
目標値	<p>農用地等の確保等に関する基本指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域内の農地面積 407万ha(H17年) 404万ha(H27年) <p>土地改良長期計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力のある経営体の育成 農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上させる。 ・安定的な用水供給機能等の確保 基幹的農業用用排水施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図りつつ、施設が有する延べ約250万haの農地に対する用水供給機能及び排水条件の確保を図る。 ・農業災害の防止と安全・安心な地域社会への貢献 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積 約100万ha(H14年度) 約76万ha(H19年度) <p>社会資本整備重点計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 約15万ha(H14年度) 約10万ha(H19年度) ・地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消 約13,000ha(H14年度) 約10,000ha(H19年度) ・失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合 H19年度までに約2割再生 <p>目標値は、海岸事業(農村振興局、水産庁、河川局、港湾局)及び河川事業との合同指標。</p>

(政策分野の全般的考え方(必要性))

我が国の食料自給率は、先進国に比べて極めて低い状況にあり、食料・農業・農村基本計画に基づき食料自給率の向上を図ることが喫緊の課題である。食料自給率目標の達成のためには、農業振興地域制度の適切な運用等による優良農地の確保、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全等の推進を通じて良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保するとともに、農業生産性の向上、担い手の育成、価格や需要に応じた作物選択の自由度の増大等を図ることが不可欠であることから、食料の安定供給の確保及び農業の持続的発展に資する主要施策として政策分野「農地、農業用水等の整備・保全」を設定し、評価を行うものとする。

なお、社会資本整備重点計画法第7条の規定に基づき、重点計画に定めのある重点目標に照らして評価を行う必要がある海岸事業の重点目標についても併せて行うこととする。

(1)優良農地の確保・保全

農業の持続的な発展を図るため、耕作放棄の発生の防止や防災事業の実施等により、優良農地を確保・保全する。

(2)地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、担い手への農地の利用集積等の加速化に資する基盤整備を推進する。

食料の安定供給の確保等のため、現在約250万haの農地に整備されている基幹的な農業用用排水施設の適切な保全管理や更新整備を行うことなどにより、これら農地への安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保する。

(3)農地海岸の保全・海辺の再生

津波、高潮及び地震等による自然災害等から農地等を守り、国土の保全と良好な海岸環境の形成に資する。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

目標 優良農地の確保・保全

農業の持続的な発展のためには、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地の確保・保全を図っていく必要があるが、農地はいったん毀損されると、原状に回復することが困難なことから、集団農地や土地基盤整備事業の対象地等の優良農地については、これを良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが重要である。

優良農地については、農業振興地域制度により農用地区域として設定され、この区域内においては、原則として農地の転用を禁止し、土地基盤整備事業等の農業振興施策を計画的に実施することにより、その確保・整備と有効利用を図ってきたところである。

しかしながら、優良農地である農用地区域内の農地面積は、耕作放棄地の増加、農地の他用途への転用等により減少しており、平成17年には407万haとなっている。今後も同様の減少傾向が続くと想定した場合、平成27年にはこれが374万haまで減少すると推計される。

このことから、耕作放棄の発生の防止等の各般の施策を講ずることにより、農用地区域内の農地面積の減少傾向に歯止めをかけることを目標値として設定する。

また、平成14年度時点における被害が発生するおそれのある農用地(延べ約100万ha)について、防災事業の実施により被害の発生のおそれがある農用地の減少を目標値として設定する。

なお、当該目標のランク付けは、それぞれの目標値の達成状況(百分率)の単純平均により行う。

目標 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進

基本法において示された「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」については、新たな基本計画の付属資料である「農業構造の展望」において具体的に示されており、平成27年までに、

1. 家族農業経営で33～37万、集落営農で2～4万、法人経営で1万程度の効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保すること
2. これらの農業経営に農地利用の7～8割程度を集積することを目指して必要な各種の施策を総合的に策定・実施する必要がある。

効率的かつ安定的な農業経営やこれをを目指す意欲と能力のある担い手によって、生産性の高い営農が行われることにより、農業の持続的発展が図られ、食料の安定供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにつながることから、食料生産基盤の整備を通じて、これらの農業経営への農地の利用集積を着実に推進することが重要である。

具体的には、基盤整備事業実施地区においては、事業を通じて当該地区の担い手に対して、受益面積の20%以上に当たる農地を新たに利用集積する(完了地区の実績から、これにより担い手の経営規模が2倍強に拡大することとなる)ことを当面の政策目標とする。

目標 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保

これまでに、延べ約250万haの農地に基幹的農業用排水水路が整備(13年度末時点で約4万5千kmの延長)されており、これら施設は現在土地改良区等により維持管理されている。

しかしながら、これら施設のうち建設後の経過年数が長い施設は、適切な管理や更新を実施しなければ、老朽化の進行等により、安定的な用水供給機能や良好な排水条件を確保することが困難な状況となる。

国内農業の生産性の向上と食料供給力の確保を図るために、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地・農業用水について良好な営農条件を備えつつ確保し、この有効利用が必要である。

このため、これまでに約250万haの農地で整備された基幹的農業用排水路等の長寿命化や、ライフサイクルコスト(建設・維持管理等にかかる全てのコスト)の低減等による既存ストックの有効活用等により、安定的な用水供給機能や良好な排水条件を確保する目標を設定する。

目標 農地海岸の保全・海辺の再生

生産性の高い優良農地は、干拓地をはじめとする低平地に多数存在するが、これら優良農地については、これを防護する海岸保全施設が所要の安全水準を十分に確保していないなどの理由から、高潮、波浪、地震などの自然災害による被害は依然として多く、これら自然災害から優良農地を守る必要がある。

また、海岸は、陸域と海域とが相接する空間であり、そこには特有の環境に依存した固有の生物も多く存在するとともに、白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観の一部を形成しているが、開発等による自然海岸の減少等により、美しく豊かな海岸環境が損なわれていることから、砂浜の復元・創出を行う必要がある。

このため、社会資本整備重点計画において定められた以下の重点目標（社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するための指標（海岸関係省庁及び河川事業の合同指標））に基づき農地海岸に関係する目標値を設定し、評価を行う。

なお、当該目標のランク付けは、それぞれの目標値の達成状況（百分率）の単純平均により行う。

・津波・高潮により災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積

約15万ha(H14年度) 約10万ha(H19年度)

・地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消

約13,000ha(H14年度) 約10,000ha(H19年度)

・失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合

H19年度までに約2割再生

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 優良農地の確保・保全

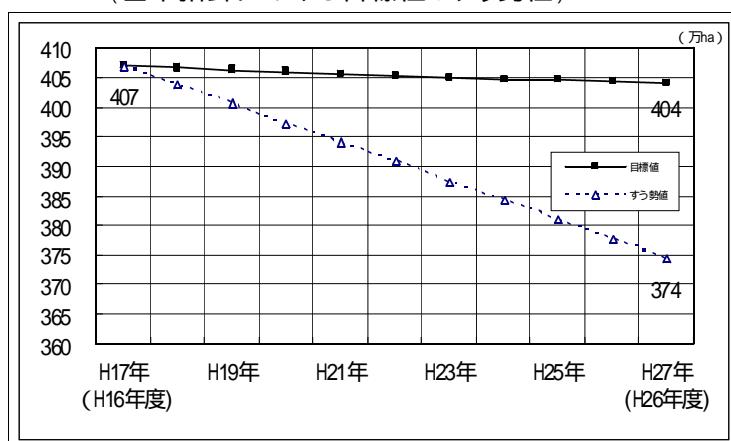
基準値及び算出方法

優良農地の減少傾向に歯止めをかけるという目標を達成するため、優良農地の転用抑制等非農業的土地需要への適切な対応や農業振興地域整備計画の見直し等を通じて優良農地への編入を促進する農業振興地域制度について、その一層適切な運用を図るとともに、耕作放棄の発生防止に効果的な土地基盤整備事業等の推進や担い手への農地の利用集積、耕作放棄地の再活用を積極的に展開する必要がある。

これらの政策手段による施策の効果を把握するための指標は、農業振興地域の農用地区域内農地面積とし、目標値については、農用地等の確保等に関する国の基本的考え方である「農用地等の確保等に関する基本指針」において平成27年における農用地区域内の農地面積として404万haを見込んでいることを踏まえ、おおむね現状程度の確保を見込むこととする。

なお、目標年度は、「農用地等の確保等に関する基本指針」の平成27年の中期にあたる平成21年度(平成22年)とすることとした。

(基本指針における目標値とすう勢値)



各年度の目標値は、平成27年の目標面積(404万ha)とすう勢面積(政策を講じない場合に見込まれる面積)が平成17年の面積から毎年度均等に減少するものとして算出した。

被害の発生するおそれのある農用地の減少については、H14年度における被害の発生するおそれのある農用地（延べ約100万ha）をH14年度の実績値（基準値）として設定している。

当該年度の実績値は、防災事業を行うことにより一定水準の安全性が確保された農用地の延べ面積を集計し、前年度の実績値から減じた面積とする。

(達成率算定方法)

・優良農地の減少傾向に歯止めをかける

$$\frac{\text{当該年度実績値} - \text{当該年度すう勢値}}{\text{当該年度目標値} - \text{当該年度すう勢値}} \times 100$$

・被害の発生するおそれのある農用地を減少させる

$$\frac{\text{H14年度の実績値} - \text{当該年度の実績値}}{\text{H14年度の実績値} - \text{当該年度の目標値}} \times 100$$

目標 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進

基準値及び算出方法

担い手への農地の利用集積の目標値については、平成19年までの新たな土地改良長期計画(平成15年10月閣議決定)において、「農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上させる」こととされており、政策評価においてもこれに基づき、事業の受益面積の20%以上の農地を新たに担い手に集積することを目標値とすることが適当である。

達成状況の判定方法

農地流動化型の農地整備事業が完了した地区を対象に、事業の実施を契機として意欲と能力のある経営体への農地利用の集積が新たになされた面積と当該事業の実施面積を比較する。

(達成率算定方法)

基盤整備事業の目標年度までの農地利用集積率の増加分

$\times 100$

農地利用集積率の増加分の目標値

目標 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保

基準値及び算出方法

現在、延べ約250万haの農地に基幹的農業用排水施設が整備されている。また、今後、新規かんがい施設の整備などにより、安定的な用水供給機能等が確保される農地は増加する。

基幹的農業用排水施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図りつつ、施設全体が有する約250万haの農地に対する安定的な用水供給機能や良好な排水条件を確保することを数値的に表す指標として、水路延長を用いる。

平成13年度末における基幹的な水路の延長は約4万5千kmであり、土地改良区等により、維持管理されている。これら施設のうち、建設後の経過年数が長い施設は、適切な管理や更新を実施しなければ、老朽化の進行などにより、安定的な用水供給機能や良好な排水条件を確保することが困難となる。

このため、このような施設に相当する水路延長を分母とし、これらのうち適切な管理や更新により維持される水路延長を分子として達成率を算出する。

(達成率算定方法)

当該年度の実績値

$\times 100$

当該年度の目標値

目標 農地海岸の保全・海辺の再生

基準値及び算出方法

農地海岸において、平成19年度までの5年間で優先的に整備する必要のある地域の面積や海辺の延長について全国調査を実施し、以下のとおり目標値として設定している。

なお、整備の必要性については、都道府県知事が定める海岸保全基本計画に基づき、海岸管理者が区域の事業の必要性・緊急性を総合的に判断したうえで決定している。

- ・津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少
3.5万ha(H14年度) 2.2万ha(H19年度)
- ・地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある農地等の減少
8,200ha(H14年度) 6,700ha(H19年度)
- ・失われた自然の海辺のうち、回復可能な自然の海辺の中で再生した海辺の延長
40km(H14年度) 53km(H19年度)

(達成率算定方法)

・津波・高潮、地震

$$\frac{\text{H14年度の実績値} - \text{当該年度の実績値}}{\text{H14年度の実績値} - \text{当該年度の目標値}} \times 100$$

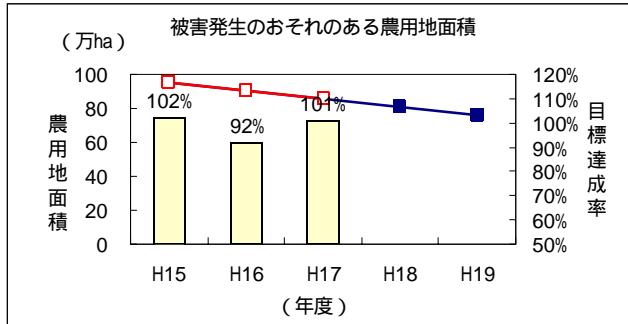
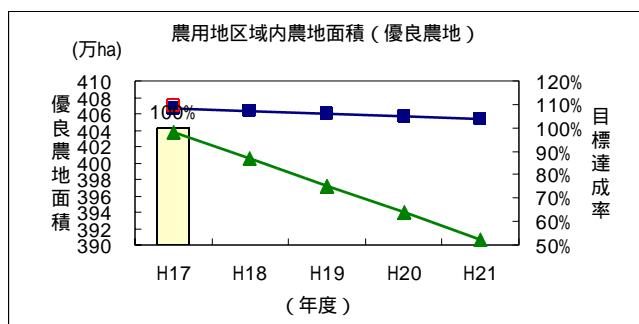
・海辺の再生

$$\frac{\text{当該年度の実績値} - \text{H14年度の実績値}}{\text{当該年度の目標値} - \text{H14年度の実績値}} \times 100$$

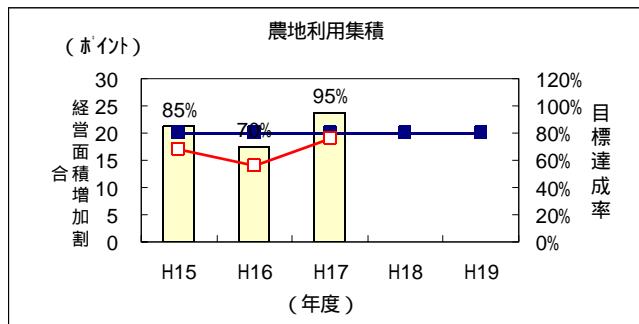
実績評価(目標値と実績値の推移)

【目標値と実績値の推移】

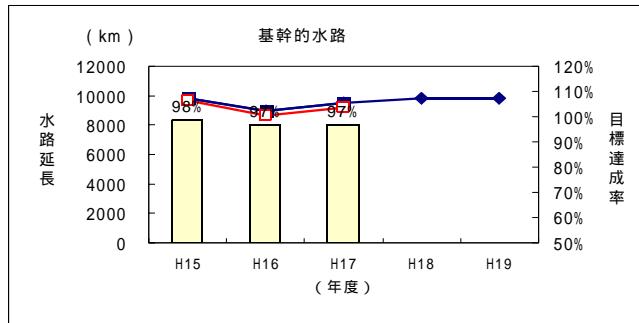
目標 優良農地の確保・保全



目標 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進

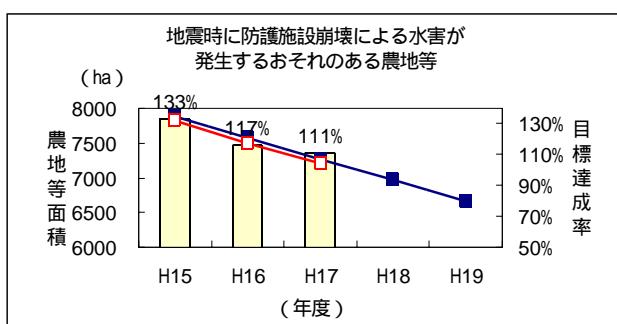
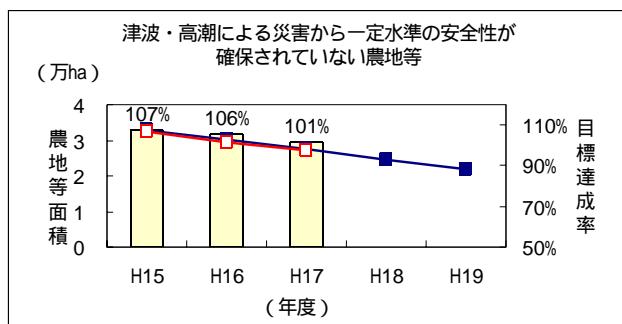


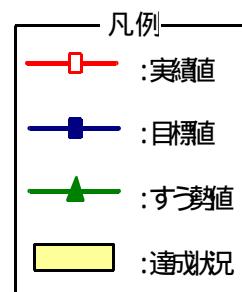
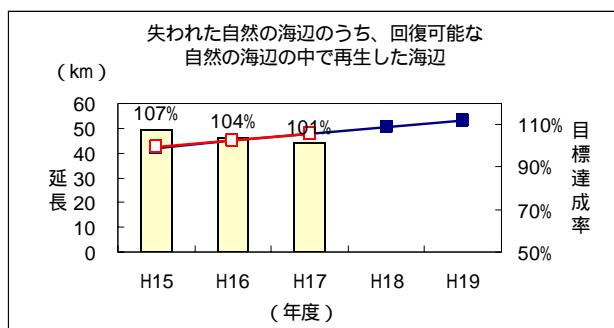
目標 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保



注) 基幹的水路のH18以降の目標値は、当該年度の前年度までの整備実績により定まるためひし形()で表示している。

目標 農地海岸の保全・海辺の再生





【参考データ】

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 価 結 果
目標 優良農地の確保 ・保全	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>指標：優良農地の減少傾向に歯止めをかける 本年度の目標値 406万haに留める（基準年からの通算） 本年度の実績値 万ha（基準年からの通算） 達成状況： % 達成ランク： 基準値 407万ha（H16年度） (参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況 H17年度実績値 407万ha</p> <p>指標：被害の発生するおそれのある農用地を減少させる 本年度の目標値 81万haまで減少させる（基準年からの通算） 本年度の実績値 万ha（基準年からの通算） 達成状況： % 達成ランク： 基準値 延べ100万ha（H14年度） (参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況 H17年度実績値 85.9万ha</p>
	政策目標を達成するための政策手段の有効性
	改善・見直しの方向
目標 基盤整備による 担い手への農地 利用集積の促進	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>指標：基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、意欲と能力のある経営体に利用集積された農地面積の割合 本年度の目標値 20ポイント 本年度の実績値 ポイント 達成状況： % 達成ランク： 基準値 20ポイント（各年度） (参考1) 昨年度の達成状況 95% H17年度実績値 19ポイント (参考2) 本年度の担い手への農地利用集積率（全国平均） 事業実施前 % 事業完了後 %</p>
	政策目標を達成するための政策手段の有効性
	改善・見直しの方向

目標 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保	目標値、実績値、達成状況
	<p>指 標：安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用用排水施設約4万5千kmのうち、各年度ごとに機能低下おそれのある基幹的農業用用排水路の機能を確保する。</p> <p>本年度の目標値 (集計中)</p> <p>本年度の実績値 km</p> <p>達成状況： % 達成ランク：</p> <p>基準値 -</p> <p>(参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況 -</p> <p>H17年度実績値 9,158 km</p>
	政策目標を達成するための政策手段の有効性
目標 農地海岸の保全 ・海辺の再生	改善・見直しの方向
	目標値、実績値、達成状況
	<p>指 標：津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少、失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生延長</p> <p>津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の解消</p> <p>本年度の目標値 2.47万haに減少</p> <p>本年度の実績値 万haに減少</p> <p>達成状況： % 達成ランク：</p> <p>基準値 3.5万ha (H14年度)</p> <p>(参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況</p> <p>H17年度実績値 2.73万ha</p> <p>地震時に防護施設の崩壊による水害が発生するおそれのある農地等の解消</p> <p>本年度の目標値 7,000haに減少</p> <p>本年度の実績値 haに減少</p> <p>達成状況： % 達成ランク：</p> <p>基準値 8,200ha (H14年度)</p> <p>(参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況</p> <p>H17年度実績値 7,200ha</p> <p>失われた自然の海辺のうち回復可能な自然の海辺の中で再生した海辺の増加</p> <p>本年度の目標値 50.2kmに増加</p> <p>本年度の実績値 kmに増加</p> <p>達成状況： % 達成ランク：</p> <p>基準値 40km (H14年度)</p> <p>(参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況</p> <p>H17年度実績値 47.6km</p>

総合的な所見 (各局政策評価 担当課長)	<p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> <p>改善・見直しの方向</p>
----------------------------	--

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】

実績評価(政策手段シート)

政策分野	農地、農業用水等の整備・保全
------	----------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
優良農地の確保・保全	農村振興対策調査等委託費のうち農用地適正利用推進分析調査委託	違反転用への効率的かつ効果的な対応を図るための、地域の違反転用の実態及び是正手法等に関する調査	-	-	21	
	国営農地再編整備事業費	区画整理及び開畠等による広範な農地整備(目標)	-	9,424 の内数		
	国営干拓事業費	干拓又は埋め立てによる農地造成(目標)	-	9,999 の内数		
	緑資源機構事業費補助	緑資源機構によるほ場、農道等の一体的整備(目標)	-	16,027 の内数		
	直轄地すべり対策事業費	大規模な地すべり防止施設の整備(目標)	-	1,800 の内数		
	国営総合農地防災事業費	広域的な災害防止のための農業用用排水施設等の一体的整備(目標)	-	44,290 の内数		
	経営体育成基盤整備事業費補助	農地の区画の整形とこれと一体的に行う用排水施設、農道等の整備(目標)	-	80,010 の内数		
	畠地帯総合整備事業費補助	畠地帯における用水手当、区画整理、農道等の総合的な整備(目標)	-	37,590 の内数		
	諸土地改良事業費補助	農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備(目標)	-	9,011 の内数		
	防災ダム事業費補助	洪水調節ダム等の整備(目標)	-	2,287 の内数		
	ため池等整備事業費補助	老朽化ため池等の整備(目標)	-	24,715 の内数		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	湛水防除事業費補助	湛水被害防止のための農業用排水施設の整備(目標)	-	16,157 の内数		
	地すべり対策事業費補助	地すべり防止施設の整備(目標)	-	5,781 の内数		
	農地保全整備事業費補助	農地の侵食防止等のための排水路等の整備	-	5,390		
	水質保全対策事業費補助	水質汚濁防止のための農業用用排水施設の整備(目標)	-	2,630 の内数		
	公害防除特別土地改良事業費補助	有害物質による農作物等への被害を防止するための農用地等の整備	-	1,200		
	地盤沈下対策事業費補助	地盤沈下防止のための農業用用排水施設等の整備(目標)	-	3,379 の内数		
	総合農地防災事業費補助	災害防止のための農業用用排水施設等の整備(目標)	-	1,784 の内数		
	鉱毒対策事業費補助	鉱毒水等による農作物等の被害を防止するための農業用用排水施設等の整備	-	53		
	直轄地すべり防止施設災害復旧費	被災した地すべり防止施設の早期復旧	-	13		
	農業用施設災害復旧事業費補助	被災した農業用施設の早期復旧	-	5,544		
	農地災害復旧事業費補助	被災した農地の早期復旧	-	1,471		
	海岸保全施設等災害復旧事業費補助のうち地すべり防止施設分	被災した地すべり防止施設の早期復旧	-	9		
	直轄地すべり対策災害関連緊急事業費	緊急に行う地すべり防止工事の早期施工	-	22		
	農業用施設等災害関連事業費補助	災害復旧に併せて行う再度災害防止工事等の早期施工(目標)	-	729		
	直轄農業用施設災害復旧事業費	被災した農業用施設の早期復旧	-	171		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	土地改良調査計画費	農業生産基盤等の整備を計画的かつ着実に推進する基本計画や地区計画の策定等に関する調査(目標 、)	-	6,552 の内数		
	農業生産基盤整備調査計画費補助	農業生産基盤等の整備を計画的かつ着実に推進するための農業農村整備に関する調査	-	37		
	土地改良融資事業等指導監督費補助	土地改良事業の円滑な実施のための融資事業等に関する指導等(目標 、)	-	801 の内数		
	元気な地域づくり交付金のうち「農業生産の基盤の整備」	農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備(目標 、)	-	41,526 の内数		
	農業基盤整備資金	農業生産基盤の整備の円滑な実施のために農林漁業金融公庫資金を融通(目標 、)	-	-		
	農業振興地域の整備に関する法律	総合的に農業振興を図る地域に、必要な施策を推進する措置を講じ農業の発展及び国土資源の合理的な利用に寄与	-	-		
	農地法	農地を農地以外に転用する場合等に、大臣又は知事の許可を要することとし、優良農地を確保し、効率的な土地利用に資する	-	-		
	集落地域整備法	良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要な集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進し、その地域の振興と秩序ある整備に寄与	-	-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	地方拠点都市地域について、都市機能の増進及び居住環境の向上等の一体的な整備の促進並びに当該地域への産業業務施設の移転の促進に際し、農山漁村の整備の促進等に配慮	-	-	
		土地改良法	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に寄与(目標 、)	-	-	
		地すべり等防止法	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却又は軽減し、国土の保全と民生の安定に寄与	-	-	
		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設の災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与	-	-	
		所得税・法人税(農振法 関連:事業資産の買換え、交換)	租税特別措置法第37条第1項、第65条の7第1項 農用地区域外の農地等から農用地区域内の農地等への買換え、交換を促進することにより、農用地区域内の農用地等の効率的かつ永続的な土地利用に資するため、特定の事業用資産の買換え、交換の場合の譲渡所得の課税特例措置	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
基盤整備による 担い手への農地 利用集積の促進	畠地帯総合土地改良パ イロット事業費	畠地帯総合土地改良パ イロット事業費	北海道の大規模な畠地帯における農 業用用排水施設等の整備(目標)	-	1,675 の内数	
	国営農地再編整備事業 費	国営農地再編整備事業 費	区画整理及び開畠等による広範な農 地整備(目標 、)	-	9,424 の内数	
	緑資源機構事業費補助	緑資源機構事業費補助	緑資源機構によるほ場、農道等の一 体的整備(目標 、)	-	16,027 の内数	
	経営体育成基盤整備事 業費補助	経営体育成基盤整備事 業費補助	農地の区画の整形とこれと一体的に 行う用排水施設、農道等の整備(目標)	-	80,010 の内数	
	畠地帯総合整備事業費 補助	畠地帯総合整備事業費 補助	畠地帯における用水手当、区画整 理、農道等の総合的な整備(目標 、)	-	37,590 の内数	
	諸土地改良事業費補助	諸土地改良事業費補助	農地の高度利用等のための生産基盤 の総合的・一体的な整備(目標 、)	-	9,011 の内数	
	広域農道整備事業費補 助	広域農道整備事業費補 助	広域農道の基幹となる農道の新 設、改良	-	14,317	
	一般農道整備事業費補 助	一般農道整備事業費補 助	農道の新設、改良	-	7,136	
	農林漁業用揮発油税財 源身替農道整備事業費 補助	農林漁業用揮発油税財 源身替農道整備事業費 補助	農道の新設、改良	-	14,674	
	土地改良調査計画費	土地改良調査計画費	農業生産基盤等の整備を計画的かつ 着実に推進する基本計画や地区計画 の策定等に関する調査(目標 、)	-	6,552 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	土地改良融資事業等指導監督費補助	土地改良事業の円滑な実施のための融資事業等に関する指導等(目標、)	-	801 の内数		
	元気な地域づくり交付金のうち「農業生産の基盤の整備」	農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備(目標、)	-	41,526 の内数		
	農村振興対策民間団体事業推進費補助金のうち農村振興支援総合対策事業	全国レベルで整備されている農地関連地理情報の一元的管理及び提供等や農地情報の整備・活用による効果等の普及・啓発、技術的な指導・助言	-	93		
	農村振興対策民間団体事業推進費補助金のうち戦略的畠地農業振興支援事業費	畠地農業の振興の方向性が明らかにされている地域において、営農面や産地の体質強化に向けた取組を支援。(目標)	-	100		
	農村振興対策民間団体事業推進費補助金のうち水土里情報利活用促進事業	農地や水利施設等に関する地図情報データベースを都道府県単位のまとめで整備	-	2,400		
	農地保有合理化促進対策資金貸付金のうち担い手育成農地集積事業費	ほ場整備を契機とした農地流動化促進のための無利子資金の融資	-	-		
	農業基盤整備資金	農業生産基盤の整備の円滑な実施のために農林漁業金融公庫資金を融通(目標 、)	-	-		
	土地改良法	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に寄与(目標 、)	-	-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保	国営かんがい排水事業費	国営かんがい排水事業費	大規模な農業地域における基幹的農業用用排水施設の整備	-	197,483	
	畠地帯総合土地改良パイロット事業費	畠地帯総合土地改良パイロット事業費	北海道の大規模な畠地帯における農業用用排水施設等の整備(目標)	-	1,675 の内数	
	国営農地再編整備事業費	国営農地再編整備事業費	区画整理及び開畠等による広範な農地整備(目標 、)	-	9,424 の内数	
	国営干拓事業費	国営干拓事業費	干拓又は埋め立てによる農地造成(目標)	-	9,999 の内数	
	直轄地すべり対策事業費	直轄地すべり対策事業費	大規模な地すべり防止施設の整備(目標)	-	1,800 の内数	
	国営総合農地防災事業費	国営総合農地防災事業費	広域的な災害防止のための農業用用排水施設等の一体的整備(目標)	-	44,290 の内数	
	水資源機構かんがい排水事業費補助	水資源機構かんがい排水事業費補助	水資源機構による大規模な基幹的農業用用排水施設の整備	-	9,195	
	緑資源機構事業費補助	緑資源機構事業費補助	緑資源機構によるほ場、農道等の一体的整備(目標 、)	-	16,027 の内数	
	かんがい排水事業費補助	かんがい排水事業費補助	農業用用排水施設の整備	-	27,463	
	基幹水利施設補修事業費補助	基幹水利施設補修事業費補助	農業用用排水施設の機能維持に必要な補修	-	2,602	
	畠地帯総合整備事業費補助	畠地帯総合整備事業費補助	畠地帯における用水手当、区画整理、農道等の総合的な整備(目標 、)	-	37,590 の内数	
	諸土地改良事業費補助	諸土地改良事業費補助	農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備(目標 、)	-	9,011 の内数	
	防災ダム事業費補助	防災ダム事業費補助	洪水調節ダム等の整備(目標)	-	2,287 の内数	
	ため池等整備事業費補助	ため池等整備事業費補助	老朽化ため池等の整備(目標)	-	24,715 の内数	
	湛水防除事業費補助	湛水防除事業費補助	湛水被害防止のための農業用排水施設の整備(目標)	-	16,157 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	地すべり対策事業費補助	地すべり防止施設の整備(目標)	-	5,781 の内数		
	水質保全対策事業費補助	水質汚濁防止のための農業用用排水施設の整備(目標)	-	2,630 の内数		
	地盤沈下対策事業費補助	地盤沈下防止のための農業用用排水施設等の整備(目標)	-	3,379 の内数		
	総合農地防災事業費補助	災害防止のための農業用用排水施設等の整備(目標)	-	1,784 の内数		
	農業用施設等災害関連事業費補助	災害復旧に併せて行う再度災害防止工事等の早期施工(目標)	-	729		
	土地改良調査計画費	農業生産基盤等の整備を計画的かつ着実に推進する基本計画や地区計画の策定等に関する調査(目標 、)	-	6,552 の内数		
	国営造成施設管理費	大規模な基幹的土地改良施設の維持管理	-	2,304		
	水資源機構かんがい排水事業造成施設管理費補助	水資源機構による大規模な基幹的農業用用排水施設の維持管理	-	2,235		
	国営造成施設管理費補助	基幹的土地改良施設の維持管理	-	2,771		
	土地改良施設維持管理適正化事業費補助	土地改良施設の管理体制の整備	-	8,376		
	土地改良融資事業等指導監督費補助	土地改良事業の円滑な実施のための融資事業等に関する指導等(目標 、)	-	801 の内数		
	元気な地域づくり交付金のうち「農業生産の基盤の整備」	農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備(目標 、)	-	41,526 の内数		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農村振興対策民間団体事業推進費補助金のうち高機能型農業水利施設支援対策事業費	農業用用排水施設のより効率的な管理運用のため高機能型水管理技術の開発・導入及び専門技術者の育成	-	150	
		農村振興対策民間団体事業推進費補助金のうち土地改良施設機能更新等円滑化対策事業費	土地改良施設を円滑に更新するための耐震診断手法、簡易補修手法、土地利用状況等に関する調査等	-	350	
		農村振興対策民間団体事業推進費補助金のうち戦略的畑地農業振興支援事業費	畑地農業の振興の方向性が明らかにされている地域において、官農面や産地の体質強化に向けた取組を支援。(目標)	-	100	
		農業基盤整備資金	農業生産基盤の整備の円滑な実施のために農林漁業金融公庫資金を融通(目標 、)	-	-	
		土地改良法	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に寄与(目標 、)	-	-	
	農地海岸の保全・海辺の再生	直轄海岸保全施設整備事業費	国土保全上特に重要な海岸について海岸保全施設を整備	-	3,700	
		海岸保全施設整備事業費補助	高潮や侵食災害等から農地や地域住民を防護	-	4,176	
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費統合補助	津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護	-	367	
		海岸環境整備事業費補助	国土保全と調和を図りつつ、海岸環境を整備	-	417	
		海岸保全施設等災害復旧事業費補助のうち海岸保全施設分	被災した海岸保全施設の早期復旧	-	64	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		海岸事業調査費	海岸事業計画の策定や海岸保全施設等の整備を計画的かつ着実に推進するための海岸事業に関する調査	-	24	
		海岸法	津波、高潮、波浪等の被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、国土の保全に資する	-	-	

政策評価結果書（案）

平成 年 月 日

実績評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	都市との共生・対流等による農村の振興	
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：農村振興局農村政策課 関 係 課：農村振興局資源課、地域計画官、水利整備課、農地整備課、 地域整備課、防災課、生産局農産振興課	
政策分野全体の 目指すべき姿	都市と農村の共生・対流、農村経済の活性化、農村における地域資源の保全・活用や生産条件及び生活環境の総合的な整備等により、農村地域の振興を図る。	
重点的に取り組むべき課題（課題ごとに目指すべき姿）	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ
1. 広く国民がゆとりのある生活を享受できるようにするため、交流人口を増加させ都市との共生・対流を進めるとともに、「農」の営みを体験する場を都市住民に提供するため、市民農園等を増加させ、都市農業の振興を図る。	都市と農村の交流の促進、都市農業の振興 指標：グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数 目標年次：平成21年度 目標値：880万人 基準値：平成16年度770万人 指標：都市的地域における市民農園の区画数 目標年次：平成21年度 目標値：15万区画に増加 基準値：15年度11.8万区画	農家民宿については、2005農林業センサスをもとに、サンプル調査を実施して推定。都市農村交流を目的とした公的宿泊施設については、都道府県及び市町村を通じて実績値を把握。 都道府県及び市町村を通じて把握。
2. 中山間地域等において、農業者等の安定した所得の確保により、農業・農村の持続的な発展に資するため、農業を核とした地域産業の振興等総合的な施策の推進による農村経済の活性化を図る。	中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進 指標：中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持 目標年次：平成21年度 目標値：485万円 (基準：16年度485万円 目標：21年度485万円)	「経営形態別経営統計」の組替集計により推計。
3. 良好的な農村景観の形成など、地域の特色を活かした自ら考え行動する意欲あふれた取組を推進するとともに、汚水処理等の生活環境の整備と生産基盤の整備を総合的に実施すること等により、豊かで住みよい農村の実現を図る。	意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現 指標：景観農業振興地域整備計画の策定数 目標年次：平成21年度 目標値：50地区 (基準：16年度 - 目標：21年度50地区) 指標：農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率	都道府県を通じて把握。 農業集落排水処理施設を設置している市

目標年次：平成19年度
目標値：52%に向上
(基準：14年度39%
目標：19年度52%)

町村を通じて、集落排水施設の供用状況を調査(国土交通省、環境省、農林水産省3省共同の汚水処理普及状況調)。

指標：事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値
目標年次：各年度
目標値：100%

事業完了地区を対象とした住民へのアンケート調査により、事業・対策による生活環境に関する住民評価値及び課題等を把握。

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	食料・農業・農村基本計画 第1の1の(4)多面的機能や農村に対する期待 第3の3 農村の振興に関する施策 第3の3の(1)地域資源の保全管理政策の構築 3の(2)農村経済の活性化 3の(3)都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進 3の(4)快適で安全な農村の暮らしの実現 土地改良事業長期計画 社会資本整備重点計画
目標年度	食料・農業・農村基本計画 平成21年度 土地改良事業長期計画 平成19年度 社会資本整備重点計画 平成19年度
目標値	食料・農業・農村基本計画 グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数 770万人（平成16年度） 880万人（平成21年度） ・都市的地域における市民農園の区画数 11.8万区画（平成15年度） 15万区画（平成21年度） 土地改良事業長期計画 ・農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率 39%（平成14年度） 52%（平成19年度） 社会資本整備重点計画 ・汚水処理人口普及率 76%（平成14年度） 86%（平成19年度）

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

農業は、食料を供給する機能のほかに、多面的機能（国土の保全、水源の涵養、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。）を有しており、これらの機能を適切かつ十分に発揮していくためには、農業の持続的な発展とその基盤である農村の振興を図る必要がある。

しかしながら、近年、農村においては、過疎化・高齢化・混住化等の進展により農業生産活動の停滞・後退や集落機能の低下が見られ、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が困難になりつつあるなど、多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されている。

一方、国民がゆとり、安らぎ、心の豊かさなどの価値観を重視するようになってきている中、多面的機能が発揮され、豊かな自然環境や美しい景観、伝統文化に触れ合うことのできる個性的・特徴的な農村空間に対する国民の理解と期待が高まっている。

このため、地域の個性・多様性を重視するとともに、価値観を共有する都市住民、NPOの参画も得つつ、以下の施策を講じることにより、地域住民だけでなく都市住民を含めた国民全体の生活を支える共有の財産とも言える農村地域の振興を図る。

- (1) 地域資源の保全管理施策の構築
- (2) 農村経済の活性化
- (3) 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進
- (4) 快適で安全な農村の暮らしの実現

〔政策分野の目標設定の考え方〕

目標 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興

指標：グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数

グリーン・ツーリズムをはじめとする都市と農村の共生・対流を推進しているところであるが、これらの施策の効果を定量的に判断する指標として、「グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数（平成21年度：880万人を目標）」を用いる。グリーン・ツーリズムが推進されることにより、都市住民に対しては、農業・農村に対する理解と関心を深め、健康でゆとりのある生活の実現に資するとともに、農村側にあっては、地域における所得・就業機会の創出等地域の活性化を図るという効果が期待できる。

指標：都市的地域における市民農園区画数の増加

都市及びその周辺の地域においては、農産物の直接販売、市民農園等における農業体験や交流活動、心から落ち着ける緑地空間の形成、防災協力農地としての協定の締結等の取組を推進しているところであるが、これらの施策の効果を定量的に判断する指標として、「都市的地域における市民農園区画数の増加（平成21年度：15万区画を目標）」を用いる。都市農業の振興が図られることにより、新鮮で安全な農産物が都市住民へ供給されることに加え、心やすらぐ「農」の風景に触れ「農」の営みを体験する場や災害に備えたオープンスペース（まとまりのある空地）の確保等といった都市住民のニーズに応えるという効果が期待できる。

なお、当該目標のランク付けは、それぞれの目標値の達成状況（百分率）の単純平均により行う。

目標 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進

指標：中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持

中山間地域においては、過疎化・高齢化の進行が著しいため、農業その他の産業の振興による就業機会の増大や、適切な農業生産活動の維持を通じ、農業生産条件の不利を補正するための施策を実施しているところであるが、これらの施策の効果を判断する指標として、「中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持（平成16年の485万円を基準）」を用いる。この「農家総所得」には、「農業所得」、「農外所得」、耕作放棄地の発生防止等の面で成果を挙げている中山間地域等直接支払交付金を含んだ「年金・被贈等の収入」が含まれていることから、中山間地域における農村経済の活性化を図る指標として、各種施策の効果を測ることができる。

目標 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現

指標：景観農業振興地域整備計画の策定数

棚田等を含む農村特有の良好な景観の形成を促進するため、景観に配慮した施設の整備や、景観と調和した農業的土地利用を誘導するなど計画的な土地利用を推進し、農地の適切な保全を図ることとしているところであり、これらの施策の効果を判断する指標として、「景観農業振興地域整備計画の策定数（平成21年度：50地区を目標）」を用いる。この計画づくりが多くの市町村に波及することにより、農村地域における土地利用が景観と調和のとれたものへと誘導される。

指標：農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率

農村における生産条件及び生活環境の向上を図るため、都市部との格差が大きい汚水処理の人口普及率を、中小都市並みの水準にまで引き上げる（平成24年度）ことを目指し、この達成が可能となるよう平成19年度には処理人口普及率を52%にまで引き上げ、快適で住みやすいむらづくりを進める。

指標：事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値

農村は、地形、気象等の自然条件、立地条件、農業及びその経営形態等がそれぞれ異なるため、農業の持続的な発展とその基盤である農村の振興を図るために、地域の特性や生産基盤・生活環境の整備に対する住民の要望を十分に踏まえる必要がある。

このため、農村地域における生活環境の快適性、質の向上が図られたかどうかを総合的に判断するため、事業・対策を実施した地域で暮らす住民の生活環境に関する「住民評価値」を調査することにより評価する。

なお、当該目標のランク付けは、それぞれの目標値の達成状況（百分率）の単純平均により行う。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興

・指標：グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数

基準値及び算出方法

農家民宿については、2005農林業センサスをもとに、サンプル調査を実施して推定。都市農村交流を目的とした公的宿泊施設の宿泊者数については、都道府県及び市町村を通じて実績値を把握。

基準値及び算出方法

- ・目標年度：平成 21 年度
- ・目標値：880 万人
- ・基準値：平成 16 年度 770 万人

達成率の計算方法

$$\cdot \text{達成率} = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) \div (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100 (\%)$$

- ・指標：都市的地域における市民農園区画数

平成 11 年度から平成 16 年度の全国の市民農園区画数を基に、都市的地域における平成 21 年度の目標値を算出する。

基準値及び算出方法

- ・目標年度：平成 21 年度
- ・目標値：15 万区画に増加
- ・基準値：15 年度 11.8 万区画

達成率の計算方法

$$\cdot \text{達成率} = (\text{当該年度実績値} - \text{前年度実績値}) \div (\text{当該年度目標値} - \text{前年度目標値}) \times 100 (\%)$$

目標 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進

- ・指標：中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持

基準値及び算出方法

直近の平成 16 年の数値（485 万円）を基準値として設定することとし、「経営形態別経営統計」の組替集計により算出する。

以後、各年の数値については、「経営形態別経営統計」の公表が毎年 11 月末であることから、「農業経営統計調査」（個別経営の四半期別収支）の積上値の組替集計を使用する。

達成率の計算方法

$$\cdot \text{達成率} = \text{当該年度実績値} \div \text{目標値} \times 100 (\%)$$

目標 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現

- ・指標：景観農業振興地域整備計画の策定数

景観農業振興地域整備計画については景観法が施行されまだ間もないことから、現在まで計画策定に至っている市町村は見られない。よって、計画策定に向けた動きのある市町村 5 地区について平成 18 年度に策定し、以後、各都道府県当たり 1 地区の策定を当面の目途とし、平成 21 年度までに 50 地区を策定する。

基準値及び算出方法

景観農業振興地域整備計画の策定数は、都道府県を通じて把握する。

平成 16 年度 -

〔達成率算定方法〕

当該年度実績値

$$\times 100$$

当該年度目標値

- ・指標：農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率

基準値及び算出方法

農業集落排水処理人口普及率については、農業集落排水の整備対象人口約760万人（農林水産省とりまとめ）に対する普及率を、中小都市における平成14年度時点の普及率（約61%）の水準に平成24年度までに引き上げることを長期的な目標とし、平成19年度における目標を52%として設定する。

〔達成率算定方法〕

$$\frac{\text{当該年度実績値} - \text{H14の実績値}}{\text{当該年度目標値} - \text{H14の実績値}} \times 100$$

- ・指標：事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値

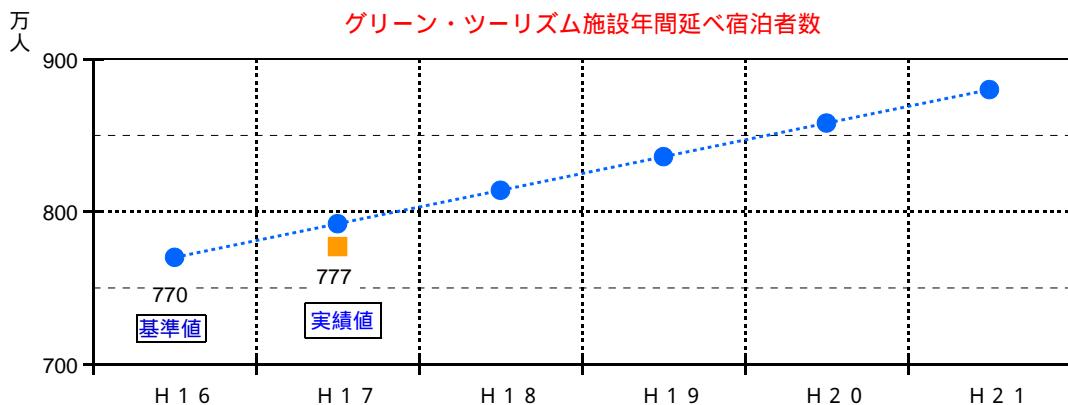
基準値及び算出方法

農村振興総合整備事業、農村総合整備事業、地域用水環境整備事業を対象として、事業完了後3年を経過した（平成14年度完了）地区的うち全国で100地区を対象に、当該事業主体（地方公共団体）において調査対象者名簿の作成等を行い、1地区当たり原則10人（農家・非農家、それぞれ男・女について2名以上。地区毎に少なくとも40歳未満の者が1名以上。）を無作為に選定しアンケート調査を実施し、その中で事業を実施したことにより「集落内の生活環境が良くなった」と回答した住民の割合を、目標値100%として調査結果（%）とのかい離を比較し、ABC評価する。

実績評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

目標 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興
 指標：グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数



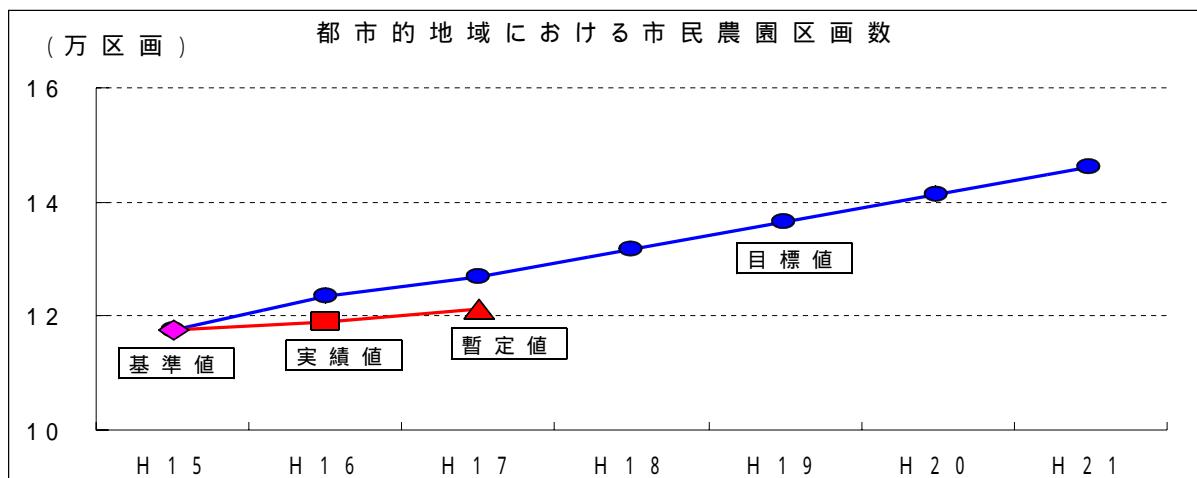
【参考データ】

国内観光全般の動向を表す「国内観光宿泊旅行者数」は、平成18年度観光白書を参考にすると、平成16年度時点では2億1800万人と推計される。

「国内観光宿泊旅行者数」に占める「グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数」の割合は平成16年度時点では、 $770\text{万人} \div 2\text{億}1800\text{万人} = 3.5\%$ となる。

平成18年時点では
 万人 ÷ 人 = % となる。

指標：都市的地域における市民農園区画数



【参考データ】

1) 都市的地域の主要指標

	総人口 (千人)	総面積 (千ha)	耕地面積 (千ha)	総農家数 (万戸)	農業産出額 (億円)
全 国	127,757	37,178	4,692	2,838	89,143
都 市 的 地 域	101,424	8,742	1,329	685	25,624
(対全国割合)	79.4%	23.5%	28.3%	24.1%	28.7%

資料：総務省「平成17年国勢調査」
 國土地理院「平成17年全国都道府県市町村別面積調」
 農林水産省「平成17年耕地及び作付面積統計」
 「2005年農林業センサス」
 「平成16年生産農業所得統計」

2) 法律に基づく市民農園の開設状況（市民農園整備促進法及び特定農地貸付法）
 農園数の推移

区分	H12	H13	H14	H15	H16
地方公共団体	1,956	2,090	2,166	2,258	2,269
農業協同組合	435	457	512	481	490
農地所有者	121	129	141	149	161
構造改革特区				16	81
計	2,512	2,676	2,819	2,904	3,001

資料名：農村振興局農村政策課調べ（平成16年度末）

区画数の推移

区分	H12	H13	H14	H15	H16
地方公共団体	107,149	112,566	115,984	116,911	115,343
農業協同組合	17,939	18,713	19,895	19,485	19,241
農地所有者	12,595	13,033	14,676	15,516	16,216
構造改革特区				569	2,927
計	137,683	144,312	150,555	152,481	153,727

資料名：農村振興局農村政策課調べ（平成16年度末）

面積の推移

区分	H12	H13	H14	H15	H16
地方公共団体	623.8	675.9	714.6	734.4	773.7
農業協同組合	103.7	108.4	116.3	113.2	114.5
農地所有者	82.7	90.1	99.4	106.2	110.3
構造改革特区				5.1	28.5
計	810.2	874.4	930.3	958.9	1,027.0

資料名：農村振興局農村政策課調べ（平成16年度末）

3) 直売所数

農業地域	産地直売所数(力所)
北海道	101
東北	381
北陸	113
関東	762
東海	340
近畿	272
中国	287
四国	172
九州	539
沖縄	15
全国	2,982

資料名：平成16年度農産物地産地消等実態調査

4) 防災協力農地の協定締結状況

(単位：市区数)

地域名	協定数
首都圏	24
中部圏	1

近畿圏	2
合 計	27

資料名：農村振興局農村政策課調べ（平成16年度末）

[用語の解説]

1 登録農林漁業体験民宿とは

農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する民宿で、農山漁村余暇法（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律）第16条第1項に基づく登録を受けた者が営業するもの。

2 都市的地域とは

農林統計に用いる地域区分（農業地域類型）であり、

- ・可住地に占めるDID面積が5%以上で人口密度500人以上又は、DID人口2万人以上の旧市区町村又は市町村。
- ・可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村又は市町村。但し、林野率80%以上のものは除く。

（注）DID = Densely Inhabited Districtの略

人口集中地区のこと、市区町村の人口密度の高い基本単位区（約4,000人/km²以上）が連たんして、その人口が5,000人以上となる地区。国勢調査による。

3 防災協力農地とは

地震などの災害が発生したときに、農地を避難場所、災害復旧用資材置場、仮設住宅の建設用地などとして利用するため、あらかじめ農業者の登録を行い、市区町村等が定めた防災協力農地登録制度要綱等に基づき協定を締結することにより、災害時の市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てる用地。

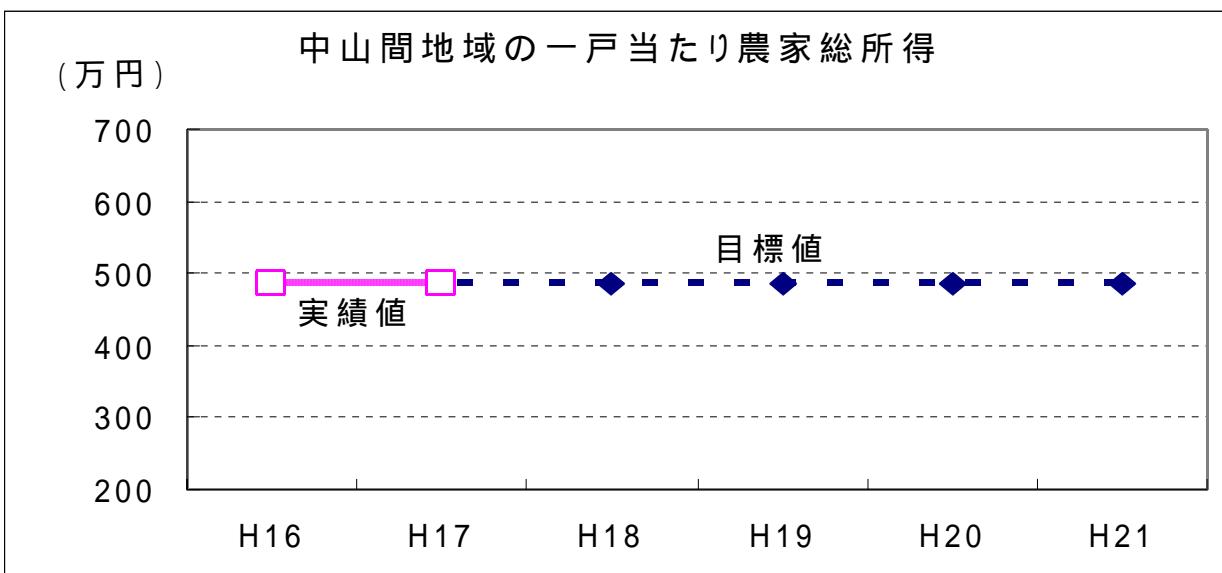
4 構造改革特区（市民農園に係る部分）の概要

構造改革特別区域法に基づき、「地方公共団体及び農業協同組合以外の者」による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法の特例を措置したものであり、平成15年4月から特区の認定が開始され、平成17年3月の第7回認定までに26府県の163市町村を対象とする53特区が適用。

5 「市民農園の整備の推進に関する留意事項について」（平成18年3月28日付け17農振第2038号農村振興局長通知）

都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム（平成14年9月設置）の提言「都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進について」及び構造改革特区第8次提案を踏まえ、市民農園で栽培された農作物の販売が可能な範囲についての考え方を技術的助言として示したもの。

目標 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進



出典：農林水産省 農業経営統計調査「経営形態別経営統計」

【参考データ】

1) 中山間地域の主要指標

	総人口 (千人)	総面積 (千ha)	耕地面積 (千ha)	総農家数 (万戸)	農家人口の高齢化率	農業産出額 (億円)
全 国	127,757	37,178	4,692	2,838	28.6%	89,143
中山間農業地域	17,409	24,078	2,030	1,227	30.6%	34,194
(対全国割合)	13.6%	64.8%	43.3%	43.2%	-	38.4%

資料：総務省「平成17年国勢調査」

国土地理院「平成17年全国都道府県市町別面積調」

農林水産省「平成17年耕地及び作付面積統計」

「2005年農林業センサス」

「平成16年生産農業所得統計」

2) 一戸当たり農家総所得の推移

(単位：万円)

	H14年	H15年	H16年	H17年(暫定値)
全 国	784	772	508	494
中山間農業地域	697	681	485	485
(対全国比)	88.9%	88.2%	95.5%	98.2%

資料：農林水産省「農業経営統計調査(経営形態別経営統計)」

注) 平成16年から農家総所得に農業経営非関与者(農業労働日数60日未満)の所得を含めていないため、平成15年以前の数値より減少している。

3) 一戸当たり農家総所得の内訳(平成16年)

(単位：千円)

	農業所得	農外所得	年金等収入	計
全 国	1,262	2,246	1,575	5,083
中山間農業地域	1,027	2,139	1,684	4,850
(対全国比)	81.4%	95.2%	106.9%	95.4%

資料：農林水産省「農業経営統計調査(経営形態別経営統計)」

注) 農家総所得には農業労働日数60日未満の農業経営非関与者の所得は算入していない。

4) 一世帯当たり年間収入の推移

(単位: 万円)

	H14年	H15年	H16年	H17年
全国(総世帯)	587	570	563	554
(対前年比)	-	97.1%	98.8%	98.4%

資料: 総務省「家計調査」

注) 総世帯: 単身世帯及び二人以上の世帯の合計

[用語の解説]

1 中山間地域とは

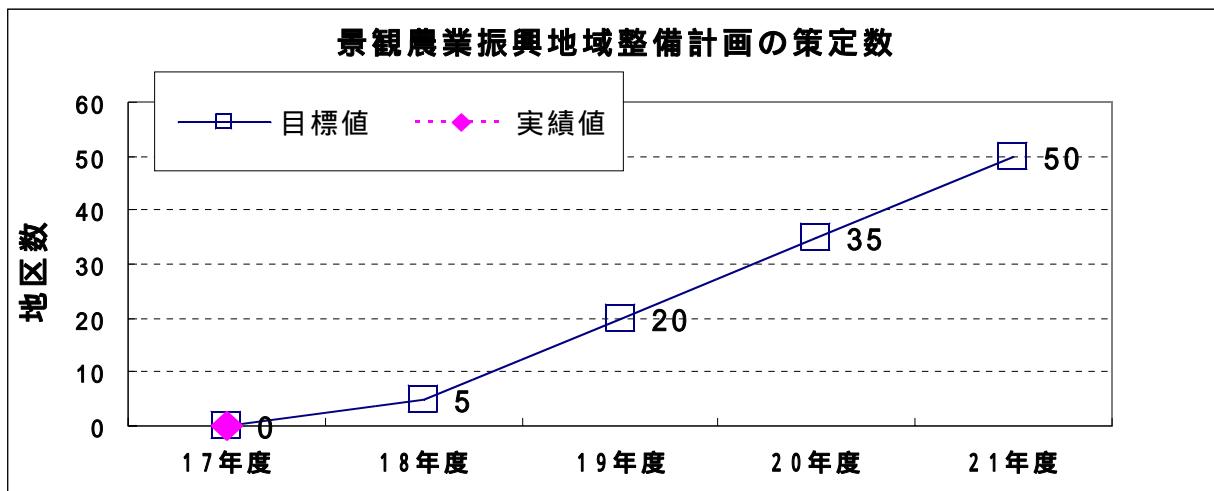
農林統計に用いる地域区分では、市町村を土地利用的な側面で捉え、市町村単位に農業地域類型区分を行うこととし、人口密度、耕地率、林野率等を指標として、
都市的地域 平地農業地域
中間農業地域 山間農業地域の4つの類型区分を設定している。このうち、地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域である 中間農業地域 山間農業地域の2地域を合わせて中山間地域と呼んでいる。

2 中山間地域等直接支払制度

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度であり、平成12年度より実施している。

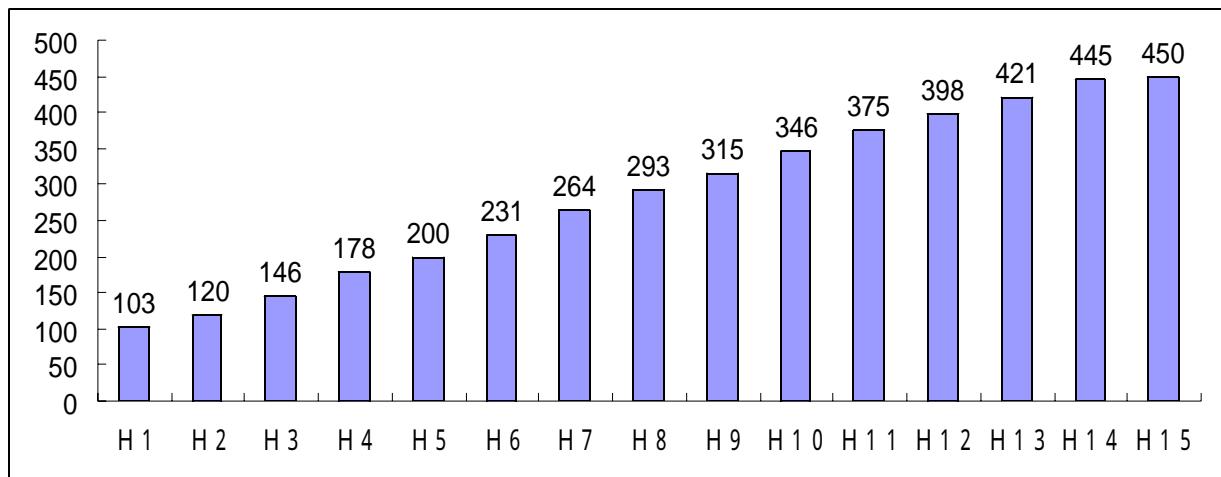
目標 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現

指標: 景観農業振興地域整備計画の策定数



【参考データ】

1) 市町村景観条例制定数の推移



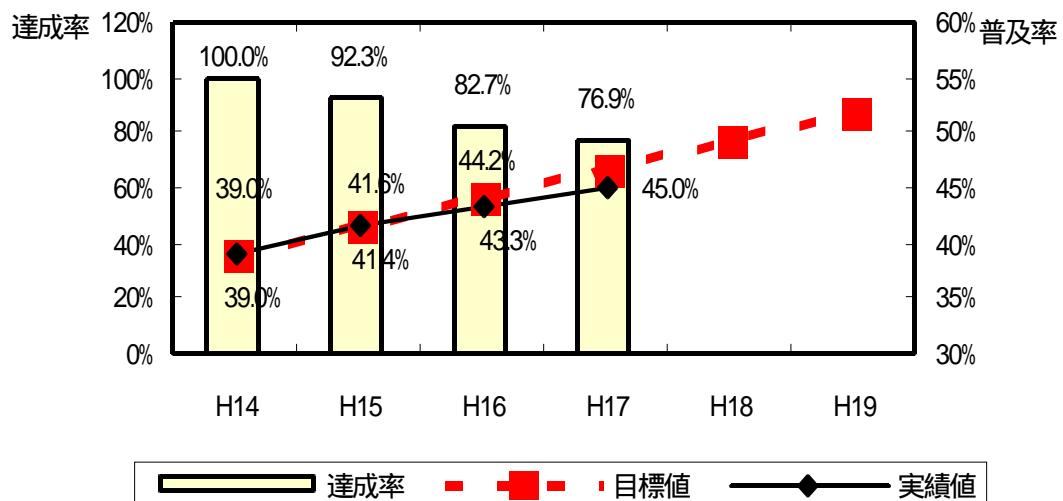
資料：土地の動向に関する年次報告（国土交通省）

2) 景観法第8条に基づく景観計画の策定状況（平成18年4月1日現在）

近江八幡市（滋賀）	17年7月	神戸市（兵庫）	18年2月
小田原市（神奈川）	12月	大阪市（大阪）	2月
長野県	12月	大津市（滋賀）	2月
京都市（京都）	12月	小布施町（長野）	3月
		一関市（岩手）	3月
		各務原市（岐阜）	3月
		伊丹市（兵庫）	3月
		青森県	4月
		秦野市（神奈川）	4月

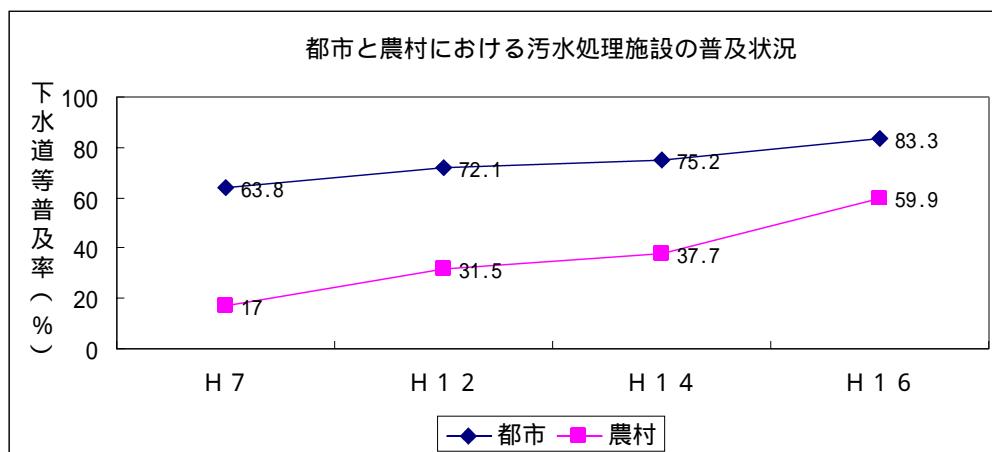
資料：国土交通省調べ

指標：農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率



【参考データ】

1) 都市部と農村部の汚水処理施設の普及状況

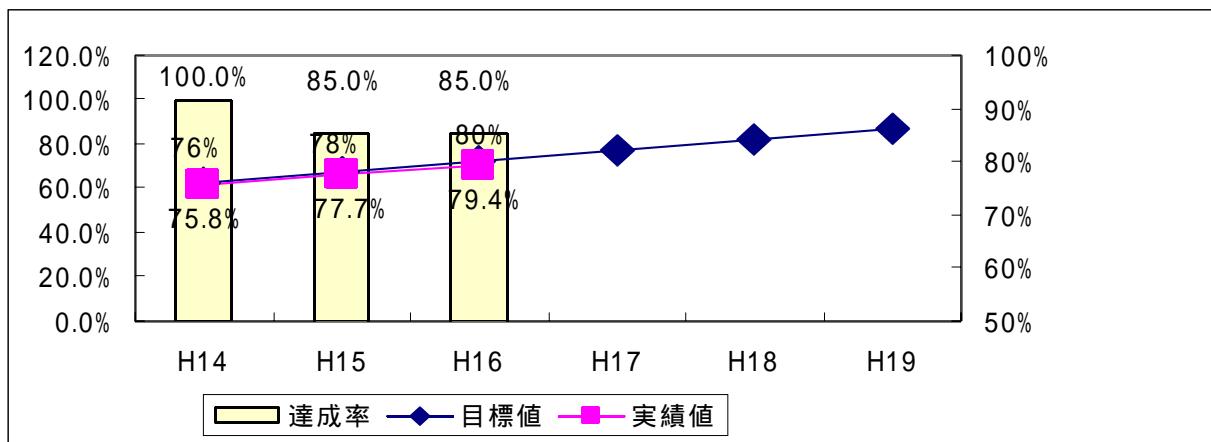


注)「公共施設状況調」(総務省)

: 都市=大都市、特別区、中核都市、特例市、中都市、小都市

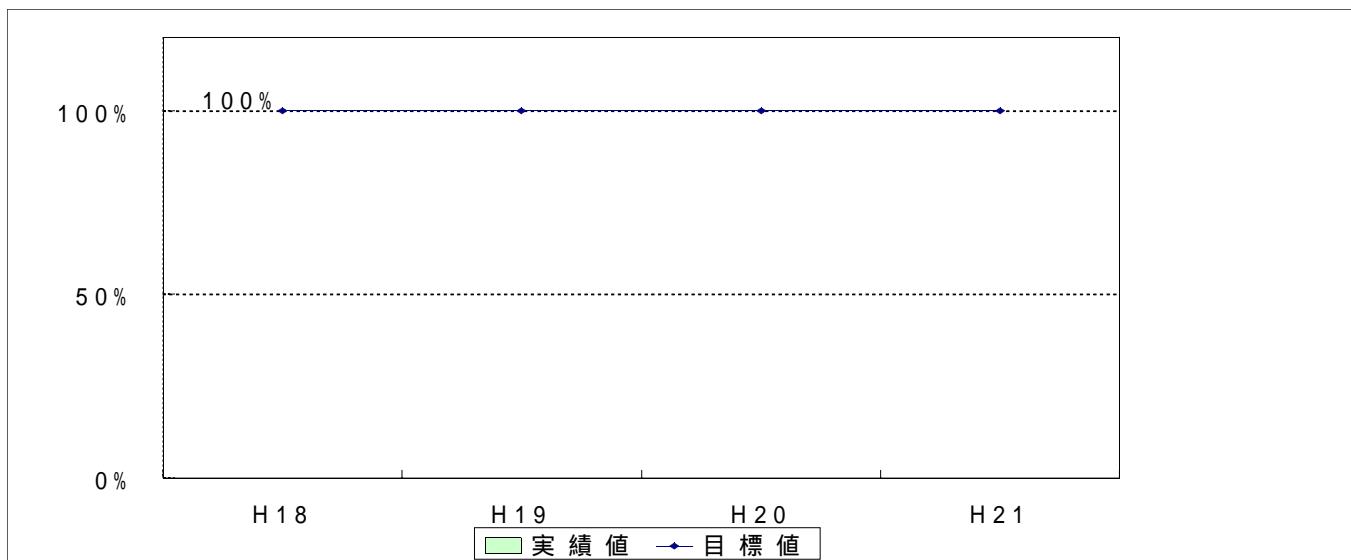
農村=町村

2) 社会資本整備重点計画における汚水処理人口普及率



注) 3省(国土交通省、環境省、農林水産省)共同の汚水処理普及状況調による。

指標：事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値



注) 実績値については、指標の見直しを行った平成18年度から表示する。

(参考)「住民評価値調査」の対象事業

農村振興総合整備事業、農村総合整備事業、地域用水環境整備事業

【参考データ】

「都市と農村の共生・対流等による農村の振興」に関するアンケート調査結果の概要
(平成18年度生活環境に関する「住民評価値調査」)

実施時期：(検討中)

調査対象： 対象事業・地区は、農村振興総合整備事業、農村総合整備事業、地域用水環境整備事業事業のうち平成14年度完了地区

地区数は、100地区(農村振興総合整備15、農村総合整備45、地域用水環境整備40)

1地区当たり原則10人を無作為に選定し、合計(実績値による)名(農家(実績値による)名、非農家(実績値による)名、農家・非農家無回答(実績値による)名)から回答を得た。

調査結果(検討中)

[用語の解説]

1 市町村景観条例

景観づくりを進めるため、市町村が自主的に制定したもので、景観法成立以前より、全国各地で地域独自の取り組みとして行われてきたが、行為の届出勧告等のソフトな手法による限界が指摘されてきたところである。

2 景観計画の概要

景観法第8条に基づき、景観行政団体（地方自治法上の指定都市、中核市、又は都道府県等）が良好な景観の保全・形成を図るため定める計画。同法の基本となる仕組みであり、区域、良好な景観の保全・形成に関する方針、良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項等を定める。当該計画は、都市や農山漁村など良好な景観の保全・形成上必要な範囲を幅広く指定することができ、これまで相互の連携が十分とれなかつた都市、農村、山林などを景観の観点から、一体的・横断的に捉えるしくみとなっている。

3 農業集落排水事業とは

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿等を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備する。

4 土地改良長期計画及び社会資本整備重点計画

土地改良計画とは、国民・消費者の視点から、食料の安定供給の確保や国土の保全等の多面的機能の発揮など食料・農業・農村基本法の基本理念の実現に向けて、環境との調和に配慮しつつ、計画的かつ総合的に土地改良事業を進めるため、計画期間を5年とし、土地改良事業の種別毎に計画期間に係る事業の実施の目的及び事業量を定める。

社会資本整備重点計画とは、国土交通省が所管する9つの事業分野別計画（道路・交通安全施設・空港・港湾・都市公園・下水道・治水・急傾斜地・海岸）を1本化したもので、事業内容を(1)環境(2)暮らし(3)安全(4)活力に大別しており、達成目標を従来の「事業費」から「達成される成果」に転換。環境関連では、二酸化窒素の環境基準達成率を2007年度に約80%に向上、失われた自然の水辺を同約20%再生するなどの目標が掲げられている。循環型社会の形成については循環型社会形成推進基本計画に基づいて目標年度が2012年度となっており、循環利用率14%を目指す。計画期間は2003年度から2007年度。

5 汚水処理人口普及率とは

生活排水とし尿を一括して処理する汚水処理施設（農業集落排水、下水道、合併処理浄化槽等）が整備されている区域内人口を整備対象人口で除した割合。

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 値 結 果	
<u>目標 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興</u>	<u>目標値、実績値、達成状況</u> <u>目標：都市と農村の交流の促進、都市農業の振興</u> <u>達成状況</u> <u>達成ランク</u>	
	<u>指標：グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数</u> 本年度の目標値 814万人 本年度の実績値 万人 達成状況 達成ランク 基準値 平成16年度 770万人 (参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況	
	<u>指標：都市的地域における市民農園の区画数</u> 本年度の目標値 13.2万区画(基準年からの通算) 本年度の実績値 万区画 達成状況 達成ランク 基準値 15年度 11.8万区画 (参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況	
	<u>政策目標を達成するための政策手段の有効性</u> <u>指標：グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数</u> <u>指標：都市的地域における市民農園の区画数</u>	
	<u>改善・見直しの方向</u> <u>指標：グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数</u> <u>指標：都市的地域における市民農園の区画数</u>	
<u>目標 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進</u>	<u>目標値、実績値、達成状況</u> <u>指標：中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持</u> 本年度の目標値 485万円 本年度の実績値 万円 達成状況 達成ランク 基準値 平成16年 485万円	
	<u>政策目標を達成するための政策手段の有効性</u> <u>改善・見直しの方向</u>	

<p>目標 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現</p>	<p>目標値、実績値、達成状況</p>	<p>達成状況 達成ランク</p>
	<p>目標 : 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現</p> <p>指標 : 景観農業振興地域整備計画の策定数</p> <p>本年度の目標値 5</p> <p>本年度の実績値</p> <p>達成状況 達成ランク</p> <p>基準値 -</p> <p>指標 : 農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率</p> <p>本年度の目標値 49.4%</p> <p>本年度の実績値 %</p> <p>達成状況 達成ランク</p> <p>基準値 平成16年度末 43.3%</p> <p>(参考) 昨年度の実績値を起点にした本年度の達成状況</p> <p>指標 : 事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値</p> <p>本年度の目標値 100%</p> <p>本年度の実績値 %</p> <p>達成状況 達成ランク</p> <p>基準値 :</p>	
	<p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p>	
	<p>指標 : 景観農業振興地域整備計画の策定数</p>	
	<p>指標 : 農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率</p>	
	<p>指標 : 事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値</p>	
<p>改善・見直しの方向</p>	<p>指標 : 景観農業振興地域整備計画の策定数</p>	
	<p>指標 : 農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率</p>	
	<p>指標 : 事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値</p>	
<p>総合的な所見 (各局政策評価担当課長)</p>		

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】

実績評価(政策手段シート)

政策分野	都市との共生・対流等による農村の振興
------	--------------------

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)	(関連する目標)	(設定されている場合)	(百万円)	
都市と農村の交流の促進、都市農業の振興	元気な地域づくり交付金のうち グリーン・ツーリズム、都市農業の振興	地域資源を活用した交流拠点の整備、都市部においては市民農園整備等の都市農業振興のための取組を推進	農家民宿及び都市農村交流を目的とした公設の宿泊施設における宿泊者数(計画主体が自ら計画策定3～5年後の目標を設定) 都市的地域における市民農園区画数(計画主体が自ら計画策定3～5年後の目標を設定)	41,526 の内数		
	グリーン・ツーリズム情報発信機能強化事業	都市住民の潜在的ニーズを実際の行動に結びつけるため、全国段階において各種メディアを活用した都市住民が農山漁村情報に接する機会の拡大、田舎との出会いの場の設定等都市部における取組の活性化を図り、都市と農山漁村の共生・対流を促進		89		
	滞在型グリーン・ツーリズム等振興事業	滞在型グリーン・ツーリズム等の振興に必要となる調査・分析・普及や団塊の世代など都市住民のニーズに対応した農山漁村における受入体制の整備、取組の中心となる人材の育成確保に対する支援等を実施することにより、地域の活性化、都市と農山漁村の共生・対流を促進		74		
	美しいふるさと・国づくり推進事業	「農山漁村をフィールドとした新たなライフスタイルの提案」を基本的コンセプトとし、都市サイドとも連携した取組を展開する中で、都市と農山漁村の共生・対流へ向けた国民運動を展開		70		
	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	農村コミュニティの再生・活性化に向けて、都市から農村への定住を促進するとともに、定住者の活用や地域における多様な主体の連携による、新たな事業の創出など、地域資源と地元人材等を活かした取組みを支援する。	—	215		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	ゆとりある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与するため、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備の促進、農林漁業体験民宿業の登録制度を実施			
		市民農園整備促進法	特定農地貸し付けに加え市民農園施設の整備を促進するための都市計画法の特例を規定			
		特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律	市民農園を開設する場合の農地法等の特例を規定			
	中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進	元気な地域づくり交付金のうち 中山間地域等の振興	山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の基幹産業である農林水産業の活性化を図るとともに、歴史・伝統文化・自然環境等地域固有の特性を活かした市町村等の自生的取組を支援することにより、地域の担い手の確保、棚田地域の保全、多様な地域産業の振興等個性ある地域づくりを推進	地域産物の販売額の増加率、地域内人口の増加、地域外からの入込客数の増加率、事業実施地区内における耕作放棄地の防止等(計画主体が自ら計画策定3~5年後の目標を設定)	41,526 の内数	
	強い農業づくり交付金のうち 競争力強化生産総合対策	野生鳥獣による農作物被害を効果的かつ効率的に防止するため、侵入防止柵等の被害防止施設の整備とともに、被害を及ぼす野生鳥獣の生息調査や有害鳥獣の捕獲や追い払い活動などの自衛体制を支援	鳥獣等による農作物被害等の防止	40,506 の内数		
	農業競争力強化対策民間団体事業	センサーを利用したイノシシに対する接近警戒システムを、民間団体において実証	接近警戒システムの確立	1,495 の内数		
	中山間地域等青年協力隊活動促進事業費	中山間地域等を対象に、都市地域等の住民による農業生産活動など地域の活性化に結びつくボランティア活動を促進		7		
	中山間総合整備事業費	生産条件等が不利な中山間地域において、農業生産基盤と農村生活環境等の整備を総合的に行い、新たなむらづくりの推進を含めた農業・農村の活性化を図る		40,555		
	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保		21,800		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		中山間地域等直接支払推進交付金	都道府県及び市町村が中山間地域等直接支払交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために行う推進活動・交付金交付事務等に必要な経費に対し助成		346	
		中山間地域振興対策調査等委託関係費のうち山村振興対策推進調査委託	山村地域の活性化のため、山村振興計画に関する課題や振興の基本的な方向等を明確にし、効果的・効率的な山村振興計画策定とその推進を図る		3	
		中山間地域振興対策調査等委託関係費のうち地域密着型就業機会創出支援調査委託	誘致企業と地域との連携を通じ、農村地域に根ざした安定的な就業の場を確保するため、誘致企業と地域との連携推進方策の策定等を実施		10	
		就業機会確保促進事業費	農村地域への工業等の導入の促進、多様な地域資源の活用や産学官の連携強化に対する支援により、多様な産業の振興を図り、就業機会を確保	農村地域工業団地における立地企業数の維持	19	
		振興山村・過疎地域経営改善資金	振興山村又は過疎地域において農林漁業の振興等を図るために必要な長期低利の資金の融資		(貸付枠) 1,200	
		連けい式小水力発電事業	発電水力が未開発のまま存する農山漁村における発電施設整備に対する融資		(貸付枠) 134	
		中山間地域活性化資金(農林漁業金融公庫)	中山間地域の活性化を図るための資金を、長期かつ低利で融資		(貸付枠) 8,900	
		地域産業立地促進事業(日本政策投資銀行投融資・農工法関連)	農村地域工業等導入地区における施設整備等に必要な資金の融通		(貸付枠) 140,000 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		地域産業振興資金(中小企業金融公庫投融資:農工法関連)	農村地域工業等導入地区における施設整備等に必要な資金の融通		(貸付枠) 1,490,000 の内数	
		特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	農業の生産条件が不利な地域において、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、豊かで住み良い農山村の育成に寄与			
		農村地域工業等導入促進法	農村地域への工業等の導入並びに農業従事者の導入工業等への就業促進			
		農山漁村電気導入促進法	都道府県農山漁村電気導入計画に基づき、全国農山漁村電気導入計画を策定 農山漁村地域に電気を導入し、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上の促進			
		総合保養地域整備法	総合保養地域の特定施設の整備を推進するとともに、地域の特性を活かしつつ農林水産業の生産基盤の整備等を促進し、農林水産業及び農山漁村の振興に寄与			
		山村振興法	山村振興基本方針及び山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の実施により山村における住民の福祉の向上、地域格差の是正等に寄与			
		特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法	特殊土壤地帯の保全と農業生産力の向上			
		所得税:農工法関連:農用地等の譲渡	租税特別措置法第34条の3 農工実施計画に基づき農用地等を効率的に工業用地等に供するための農用地の譲渡所得に係る課税の特例制度			
		法人税:山振法関係:特別償却	租税特別措置法第43条の3第2項 森林・農用地の保全等を行う第3セクターの育成を図るための保全事業の用に供する機械、建物等の取得、建設等の特別償却制度			
		所得税・法人税:農工法関連:事業資産の買換え、交換	租税特別措置法第37条、第65条の7 農工実施計画に基づき農村地域内への工業導入を促進するための事業用資産の買換えに係る課税の特例制度			

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		所得税・法人税:特定農山村法 関連:農用地等の譲渡	租税特別措置法第34条の3、第65条の5 農林地の所有権移転等による農林業上の効率的かつ総合的な土地利用等の推進に資するため、所有権移転等促進計画に基づく農林地の譲渡所得に係る課税の特例制度			
意欲に溢れ、豊かで 住みよい農村の実現	元気な地域づくり交付金のうち 農村の振興	農業、農村の活性化に資する施設の整備や 地域住民など多様な主体の参画による取り組みや地域づくりの支援を実施	地域の情報受発信量、農村 景観に関する活動数等(計画 主体が自ら計画策定3~5年 後の目標を設定)	41,526 の内数		
	農業集落排水事業費補助	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設の整備	農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率46.8%(H17)(平成19年度に52%に向上)	20,940		
	農村総合整備事業費補助	活力ある農村地域社会の発展を推進するため、農業生産基盤、農村生活環境及び都市と農村の交流条件等の総合的整備を実施	事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境向上度90%以上(各年度)	3,705		
	農村振興総合整備事業費補助	地域の創造力を活かし、快適で美しい農村づくりを推進するため、農業生産基盤と農村生活環境の総合的整備を実施		32,618		
	田園整備事業費補助	農村の豊かな自然、伝統文化等の多面的機能を再評価し、これらの保全及び活用等に配慮した生産基盤等の整備を総合的に実施		1,607		
	地域用水環境整備事業費補助	水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水の有する多面的な機能の維持増進に資する施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上と維持・保全体制を構築		2,840		
	新たな農村コミュニティ形成手法検討調査委託	新たな農村コミュニティづくりに取り組む調査 地域へのアドバイザー派遣等の支援をとおして新たな農村コミュニティ形成手法の検討を実施	現在の集落を越えた自律的な農村コミュニティ形成手法に関する報告書の作成	4		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		人づくりによる農村活性化支援事業	将来的に地域を支える人間を育成することを目指した教育プログラムの開発及びリターン者等で農村地域における地域づくり、産業振興を担う人材の育成	本事業で開発された教材を活用した授業が行われることにより、その地域における青年人口減少率を低化させる(現在の予測値と実績値を比較)とともに、農村の産業振興を牽引する地域産業マネージャーを50人育成	19	
		「立ち上がる農山漁村」推進事業委託	農林水産業を核とした、自律的で経営感覚豊かな先駆的事例を全国に発信・奨励することにより、農山漁村において「地域自ら考え行動する」意欲あふれた取組を推進。		40	
		生きもの環境水路評価事業委託	生物生息環境の観点から農業水路を簡単に評価する手法の検討を実施		5	
		農村自然再生活動高度化事業	農村地域の自然再生活動を、農業・農村の振興に寄与する拡がりを持った活動へ発展させるため、生態系や営農上の新たな課題に対して、必要な情報発信や技術的支援を行う仕組みを構築		100	
		グラウンドワーク推進支援事業	住民、企業、行政の協働のもと、地域の環境改善を行うグラウンドワーク活動の普及啓発、技術支援を実施		66	
		美の田園復興推進事業委託	良好な農村景観の再生・保全に向けた地域住民等の活動や土地改良施設等の改修及び景観形成の手法・技術などの普及啓発等を実施		38	
		農村景観・自然環境保全再生パイロット事業	公募方式により活動主体となるNPO等を募集し、農村景観保全・自然再生活動に対し直接支援		80	
		魅力ある田園空間支援事業	田園空間博物館の取組により蓄積された知見を元に、地域資源の再評価やその活用法といった普遍的な成果をまとめ、地域独自の取組を支援するとともに、普及・啓発活動等をおこない、地域の活性化を推進。		80	
		優良田園住宅の建設の促進に関する法律	農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講じ、健康でゆとりある国民生活の確保に寄与			

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		景観法	景観法に基づく景観農業振興地域整備計画の策定を通じ、農村特有の良好な景観の形成を促進	・景観農業振興地域整備計画の策定数 平成17年度の目標 (平成21年度目標50地区)		

政策評価結果書(案)

平成 年 月 日

実績評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮		
政策分野主管課 及び関係課	<p>政策分野主管課：林野庁企画課 関 係 課：林野庁林政課、経営課、木材産業課、木材利用課、計画課、整備課、研究・保全課、治山課、経営企画課、業務課</p>		
政策分野の全体 の目指すべき姿	森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図る。		
重点的に取り組むべき課題(課題ごとに目指すべき姿)	<p>目 標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)</p>		判断に用いる指標 ・データ
1. 国土の保全や水源のかん養といった水土保全機能、生物の生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林によるCO ₂ の吸收量1,300万炭素トン ^{注1} の達成に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進する。	<p>重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進 指 標：次の指標を満たす割合</p> <p>(ア)水土保全機能 育成途中にある水土保全林（土壌の保持や保水機能を重視する森林）のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。</p> <p>(基準：平成15年度：63%　目標：平成20年度：66%)</p> <p>(イ)森林の多様性 針広混交林（針葉樹と広葉樹との混交林）などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。</p> <p>(基準：平成15年度：31%　目標：平成20年度：35%)</p> <p>(ウ)森林資源の循環利用 育成林（人手により育成・維持される森林）において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。</p> <p>(基準：平成15年度：8億4千万m³ 目標：平成20年度：9億6千万m³)</p>		<p>事業実施都道府県等からの実績報告 各指標の達成率の平均値で達成度を把握する。</p> <p>年度末時点の間伐面積等を集計</p> <p>年度末時点の植栽面積等を集計</p> <p>年度末時点の路網の開設延長等を把握することによって、供給が可能となる資源量を集計</p>
	<p>目標年次：各年度 目標 値：100%</p>		

<p>2. 国際的な技術協力などによって、途上国等における持続可能な森林経営を阻害している違法伐採など様々な課題への取組に対して積極的に支援・貢献し、得られた成果を国内の森林整備・保全に活かす。</p>	<p>国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進</p> <p>指標：海外における持続可能な森林経営への寄与度</p> <p>目標年次：各年度</p> <p>目標値：100%</p>	<p>事業実施相手国等に対するアンケート調査</p> <p>アンケート調査による5段階の評価</p>
<p>3. 国土保全の観点から、山地災害のおそれがある約13万6千集落のうち、荒廃地があり人家数が多い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い集落について重点的に保全対策を実施し、災害の未然防止を図る。</p>	<p>山地災害等の防止</p> <p>指標：5年間で4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加させる。</p> <p>目標年次：平成20年度</p> <p>目標値：5万2千集落</p> <p>(基準:平成15年度：4万8千集落　目標:平成20年度：5万2千集落)</p>	<p>事業実施都道府県等からの実績報告</p> <p>年度末時点の山地災害危険地区における治山対策の状況を集計</p>
<p>4. 森林病害虫等による被害で最も深刻な松くい虫の被害を全国的に被害率1%未満の「微害」レベルにするとともに、他の森林病害虫やシカ等の野生鳥獣による森林被害等を防止し、健全な森林の維持を図る。</p>	<p>森林病害虫等の被害の防止</p> <p>指標：松くい虫の被害について、保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる(被害率が1%未満の「微害」に抑えられている)都府県の割合。</p> <p>目標年次：各年度</p> <p>目標値：100%</p>	<p>事業実施都道府県等からの実績報告</p> <p>年度末時点の保全すべき松林の状況を集計</p>
<p>5. 森林の整備・保全を社会全体で支えていくという気運を醸成していくため、企業等による森林づくりや里山林の再活動促進等により、国民参加の森林づくりを一層推進する。</p>	<p>国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進</p> <p>指標：森林内で自発的に活動する団体数</p> <p>目標年次：平成18年度</p> <p>目標値：1,600団体</p> <p>(基準:平成15年度：1,165団体　目標:平成18年度：1,600団体)</p>	<p>事業実施都道府県からの実績報告</p> <p>ボランティア団体数把握調査</p>
<p>6. 森林の有する多面的機能の維持増進を図るために、森林所有者、林業就業者が山村地域で</p>	<p>山村地域の活性化</p> <p>山村地域の定住並びに都市と山村の共生</p>	<p>全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、新規定</p>

生活することが重要であることから、山村における就業機会の増大、生活環境の整備、都市と山村との共生・対流に向けた交流基盤の整備などを図る。

・対流について、新規定住者、交流人口等の維持・向上を基本にしつつ全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。

住者、交流人口、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年比

森林資源を積極的に利用している流域の数

山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行った時の受益者数

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	森林・林業基本計画 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 森林整備保全事業計画 全国森林計画																											
目標年度	森林・林業基本計画 森林整備の目標(平成27年及び37年)																											
目標値	<p style="text-align: right;">(単位 : 万ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H17年</th> <th colspan="2">目 標</th> <th rowspan="2">(指向する状態)</th> </tr> <tr> <th>H27年</th> <th>H37年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成単層林^{注2}</td> <td>1,030</td> <td>1,030</td> <td>1,020</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>育成複層林^{注3}</td> <td>90</td> <td>120</td> <td>170</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>天 然 生 林^{注4}</td> <td>1,380</td> <td>1,350</td> <td>1,320</td> <td>1,170</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,510</td> <td>2,510</td> <td>2,510</td> <td>2,510</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">指向する状態とは、施業方法別に必要な森林の面積が確保されかつ安定的に推移する森林の状態</p>		H17年	目 標		(指向する状態)	H27年	H37年	育成単層林 ^{注2}	1,030	1,030	1,020	660	育成複層林 ^{注3}	90	120	170	680	天 然 生 林 ^{注4}	1,380	1,350	1,320	1,170	合 計	2,510	2,510	2,510	2,510
	H17年			目 標			(指向する状態)																					
		H27年	H37年																									
育成単層林 ^{注2}	1,030	1,030	1,020	660																								
育成複層林 ^{注3}	90	120	170	680																								
天 然 生 林 ^{注4}	1,380	1,350	1,320	1,170																								
合 計	2,510	2,510	2,510	2,510																								

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくためには、森林の整備の推進、森林の保全の確保、技術の開発及び普及、国民の自発的な森林の整備及び保全に関する活動の促進、都市と山村との共生・対流等に関する施策を行う必要がある。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

政策分野の全体の目指すべき姿としては、森林・林業基本法の第2条を基に、「森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図る。」とする。

なお、本政策分野の目標達成等により、京都議定書における温室効果ガスの削減約束のうちの森林経営による二酸化炭素吸収量1,300万炭素トンの達成を目指す。

目標については、法第3章の「森林の有する多面的機能の発揮に関する施策」に掲げられた基本的施策を基に設定する。

目標 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進

森林の自然的条件、社会的条件などの地域の特性を勘案して、森林整備に関する技術の開発及び普及を図りつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林整備を計画的に推進していくことが、森林の有する多面的機能を十全に発揮させることに資することから、「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」を目標とする。

森林の機能は、林木、土壤、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されることから、森林の持つ多様な生態的特性を踏まえた適性な森林整備及び保全を図ることが重要である。

また、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然条件や地域のニーズ等を踏まえ、特に重視すべき機能に応じて、より適切な森林の整備を進めることが必要である。

このため、森林の重視すべき機能ごとに、目指すべき森林の姿に向けた誘導目標を森林整備保全事業計画の成果指標を踏まえ設定し、目標を達成した機能区分の割合を毎年度、100%とすることを数値目標とする。

目標 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

近年、世界的な森林面積の減少、地球温暖化防止や水土保全などの森林の有する多面的機能に対する国際的な認識が高まる中、国際的な連携の下で、途上国等における持続可能な森林経営の実現を阻害している違法伐採などの各種課題を解決し、世界各国におけるこれらに関する多様なデータを収集し、国際的な準則の確立に取り組んでいくことが不可欠であるとともに、得られた成果は国内における適切な森林の整備・保全に活かすことができ、かつ、基本理念の実現に資することから、「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」を目標とする。

また、この成果が滯ることなく着実に得られているか否かを把握するため、事業実施相手国等（政府機関、研究機関、地元住民等）に対するアンケート調査を行い、実施事業が持続可能な森林経営に寄与したとする回答の割合を毎年度、100%とすることを数値目標とする。

目標 山地災害等の防止

国民の安全で安心できる生活を確保することは、国としての基本的な責務であり、健全な森林の維持造成を通じて、山地災害の防止や良質な水の安定的な供給を確保する必要がある。このため、国土の保全、水源のかん養等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な森林について、保安林^{注5}制度による伐採や土地の形質の変更行為等の規制とともに、自然災害等により機能が著しく低下した保安林について、治山事業を推進することが重要であることから、「山地災害等の防止」を目標とする。

また、この成果を把握するため、森林整備保全事業計画の成果目標を踏まえ、目標を代表するものとして山地災害防止機能が確保されている集落数を数値目標とする。

目標 森林病害虫等の被害の防止

森林の有する多面的機能を発揮していくためには、森林病害虫や野生鳥獣、山火事等の被害から森林を守ることが重要であることから、「森林病害虫等の被害の防止」を目標とする。

また、この成果を把握するため、森林病害虫等による被害の太宗を占める松くい虫被害について、被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を毎年度、100%とすることを数値目標とする。

目標 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林及び林業について、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという気運を醸成していくことが重要である。このため、国民による緑化活動への募金や森林整備のボランティアとしての参加の促進並びに森林浴や森林の観察・調査などの多様な森林の利用を一層推進するとともに、企業等による森林づくり活動の促進や地域とボランティア、NPO等との連携による里山林の整備を支援すること等が必要であることから、「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」を目標とする。

また、この成果を把握するため、森林内で自発的に活動する団体数を数値目標とする。

目標 山村地域の活性化

山村は森林を支える基盤であり、森林の整備・保全を適正に行い、森林の有する多面的機能を発揮させていくためには、山村地域の生活環境の整備や産業振興による就業機会の増大等を推進し、山村の活力を向上させることが重要であることから、「山村地域の活性化」を目標とする。

また、この成果を把握するため、全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、新規定住者数、交流人口数、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかを満たす市町村の割合について、前年度と当年度との比率を算出するとともに、森林整備保全事業計画の成果指標のうち山村地域の活性化に係る、森林資源を積極的に利用している流域の数及び山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行った時の受益者数を把握し、それらをもとに総合的に判断することとする。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進

基準値及び算出方法

- ・基準値：87%（平成16年度現状値）
- ・算出方法：各指標の達成率の平均値が100%となることを目標値とする。

達成率の計算方法

$$\text{・達成率(%)} = ((\text{ア})\text{の達成率} + (\text{イ})\text{の達成率} + (\text{ウ})\text{の達成率}) \div 3$$

(ア) 水土保全機能

事業を実施しない場合、育成途中の水土保全林のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合が現状（基準）の63%（平成15年度）から50%程度（平成20年度）に低下することが予想される。このため、適切な間伐や高齢級の森林への誘導等による人工林の適正管理等を行い、下層植生や樹木の根の発達、森林の崩壊の予防等を図ることにより、同割合を66%（平成20年度）程度にまで維持向上させることを指標の目標値とする。

なお、育成途中の水土保全林は、平成15年度末で約500万haあり、将来的にはこれらの森林において間伐等の実施により水土保全機能が保たれた状態とすることが必要である。

毎年度の目標達成については、すう勢値と目標値との差に対するすう勢値と実績値との差を比較し達成率を算出する。

$$\text{指標(ア)の達成率(%)} = \left(\frac{\text{H18年度実績(見込)値} - 54.74\%}{(64.46\% - 54.74\%)} \right) \times 100$$

(イ) 森林の多様性

多様な樹種や階層からなる森林へ誘導するため、針広混交林や複層林への誘導を目的とした森林造成の割合を現状（基準）の31%（平成15年度）から35%（平成20年度）に増加させることを指標の目標値とする。

なお、この目標は、伐採面積に対する広葉樹植栽等による更新面積の割合を指標としたものであり、森林・林業基本計画を踏まえ育成複層林等の多様な森林の整備をさらに進めることが必要である。

毎年度の目標達成については、現状（基準）値と目標値との差に対する現状（基準）値と実績値との差を比較し達成率を算出する。

$$\text{指標(イ)の達成率(%)} = \left(\frac{\text{H18年度実績(見込)値} - 31.00\%}{(33.40\% - 31.00\%)} \right) \times 100$$

(ウ) 森林資源の循環利用

森林施業^{注6}の集約化や機械化を通じた効率的な森林施業の実施により、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を現状（基準）の約8億4千万m³（平成15年度）から約1億2千万m³増加させ、約9億6千万m³（平成20年度）とすることを指標の目標値とする。

なお、この目標は、成熟期を迎つつある人工林資源等を活用し、循環を基調とする社会を形成するため、森林施業の集約化等が可能となる条件が整備された利用可能な森林の蓄積をめざすものである。

毎年度の目標達成については、現状（基準）値と目標値との差に対する現状（基準）値と実績値との差を比較し達成率を算出する。

$$\text{指標(ウ)の達成率(%)} = \left(\frac{\text{H18年度実績(見込)値} - 84.4\text{千万m}^3}{(91.9\text{千万m}^3 - 84.4\text{千万m}^3)} \right) \times 100$$

達成状況の判定方法

3つの指標の達成率の平均値が、90%以上の場合はA、50%未満の場合はC、それ以外をBとする。

目標 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

基準値及び算出方法

・基準値：90%（平成16年度現状値）

・算出方法：

協力事業の中間及び最終年度（事業期間が短いものについては、最終年度）においてその対象となる相手国の政府関係者等に対するアンケートを実施し、その中で我が国の相手国に対する持続可能な森林経営に対して寄与したか否かを5段階で評価してもらい、目標値を100%（=5）として設定する。

5段階評価：5（評価が高い）～3（普通）～1（評価が低い）

達成率の計算方法

H18年度アンケート

調査の平均値

・達成率（%）= $\text{調査の平均値} \div 5 \times 100$

なお、上記アンケートにおいて、事業の妥当性、有効性、インパクト、自立発展性等についても把握し、達成状況の分析に活用することとする。

達成状況の判定方法

アンケート調査結果の平均値を5で除した割合が、90%以上の場合はA、60%未満（5段階評価で3未満）の場合をC、それ以外をBとする。

目標 山地災害等の防止

基準値及び算出方法

・基準値：4万8千集落（平成15年度）

・算出方法：

我が国は、急峻な地形や脆弱な地質、集中豪雨に見舞われやすい気象等の条件下にあり山地災害等が発生しやすいことから、安全で安心な国民の暮らしを守るには、伐採や開発行為等の規制措置の適正な運用を図ることはもとより、治山事業を適切に実施し、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害の未然防止等を図る必要がある。中でも地域の安心な暮らしを確保する上で重要な集落周辺の森林については、一度損なわれれば人命、財産へ直接的に害が及ぶことから、重点的に治山対策を展開する必要がある。

全国には、山地災害のおそれがある地区（山地災害危険地区）に近接する集落は約13万6千集落（平成15年度末現在）あり、将来的には全ての集落で安全性が向上することが望ましい。

このため、平成16年度からの5年間では、集落に近接する山地災害危険地区等のうち、現に荒廃地があり事業に着手している集落、事業に着手していないが荒廃地があり人家戸数が多い緊急性の高い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い4千集落について、一定の安全性を確保するための治山対策を完了させ、山地災害による人家、公共施設等の被害の防止及び軽減を図ることとして目標値を設定。

達成率の計算方法

H18年度実績（見込）値 基準値（H15）

H18年度目標値

基準値（H15）

・達成率（%）= $\left(\frac{\text{H18年度実績（見込）値} - 48.0\text{千集落}}{\text{H18年度目標値} - 48.0\text{千集落}} \right) \times 100$

達成状況の判定方法

当該年度の目標と基準値とのかい離を比較する。毎年度の目標達成については、基準値と目標値との差に対する基準値と実績値との差の割合（達成率）が、90%以上の場合はA、50%未満の場合はC、それ以外の場合はBとする。

目標 森林病害虫等の被害の防止

基準値及び算出方法

- ・基準値：67%（平成16年度現状値）

- ・算出方法：

松くい虫による被害が、気象条件や地理的条件等によって発生の様態が大きく異なることに加え、被害を放置すれば地方公共団体の行政区域を越えて広域的に拡大・まん延してしまうという特性を有することから、松くい虫被害対策の進捗状況を的確に把握し着実な実施を図るために、全国的な観点から、被害発生都府県の対応状況を踏まえ統一的な目標の達成を目指すことが必要である。

このようなことから、被害の発生している全ての都府県が足並みを揃えて目標を達成すること、すなわち保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を毎年度100%とすることを数値目標とする。

達成率の計算方法

H18年度実績(見込)値

$$\cdot \text{達成率（%）} = \frac{\text{都府県}}{45\text{都府県}(\text{北海道、青森県を除く})} \times 100$$

達成状況の判定方法

1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合が90%以上の場合はA、現状値を下回った場合をC、それ以外はBとする。

目標 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

基準値及び算出方法

- ・基準値 1,165団体（平成15年度）

- ・算出方法

森林内で自発的に活動する団体数を目標値とし、毎年度3月末時点での実績値により計測する。

目標値については、森林の整備・保全を社会全体で支えているという国民意識をさらに効果的なものとするためには、広範な国民が身近な森林（地域）において、森林内で自発的な活動に直接参加できる機会を提供する観点から、各都道府県での年間活動回数を100回と設定した上で、森林ボランティア団体の総数を平成18年度までに1,600団体とした。

（参考）

- ・ $100(\text{回}) \times 47(\text{各県}) = 4,700(\text{全国での回数})$

- ・年4回（四半期に一度程度）以上活動している活発なボランティアの割合は72%

- ・ $4,700(\text{回}) \div 4(\text{回}) = 1,175(\text{団体})$

- ・ $1,175 \times 100 \div 72 = 1,600$

平成19年度当初には新たなアンケート結果を公表できる見込みであるため、その結果をもって平成19年度以降の目標値を検討することとする。

達成率の計算方法

H18年度実績(見込)値

H18年度目標値

$$\cdot \text{達成率（%）} = \frac{\text{団体}}{1,600\text{団体}} \times 100$$

達成状況の判定方法

団体数が目標値（100%）を上回った場合はA、目標値の90%を下回った場合はC、それ以外はBとする。

目標 山村地域の活性化

各データの算出方法

(1) 全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、次に掲げる～の指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合を算出し、その前年度割合と当年度割合との比率を算出する。

指標は、

新規定住者数：抽出市町村の新規定住者数が前年度の新規定住者数を維持・向上していること
交流人口：交流人口が抽出市町村の住民以上かつ前年度の交流人口増加率を維持・向上していること

地域産物等販売額：抽出市町村の地域産物等販売額が昨年度の地域産物等販売増加率を維持・向上していることを設定。

当該指標の算出方法は

新規定住者数比：(a / b) 1.0以上

但し、当年度の新規定住者数：a

前年度の新規定住者数：b

交流人口増加率比：当年度の交流人口増加率 前年度の交流人口増加率

但し、交流人口増加率 = (c-d / d)

当年度の交流人口：c

前年度の交流人口：d

地域産物等販売額増加率比：当年度の地域産物等販売額増加率 前年度の地域産物等販売額増加率

但し、地域産物等販売額増加率 = (e-f / f)

当年度の地域産物販売額：e

前年度の地域産物販売額：f

なお、新規定住者数、交流人口については、

- ・原則として集落単位など、より詳細に把握可能な場合は適宜当該数値を用いることとし、不可能な場合は当該市町村の統計によることとする。
- ・交流人口としては、観光者数、施設入場者数、森林体験活動等森林の新たな利用者数など把握可能な統計数値を適宜適切に用いることとする。

(2) 森林資源を積極的に利用している流域の数を平成20年度に約20流域とすること。

対象流域：伐採立木材積（素材生産量 ÷ 0.75）÷ 連年成長量 × 100 50 を満たす流域

(3) 山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行ったときの受益者数（累計）を平成20年度に80万人とすること。

整備対象地区数：約126地区

〔 里山エリア再生交付金 102地区
生活環境保全林整備事業 24地区 〕

達成状況の判定方法

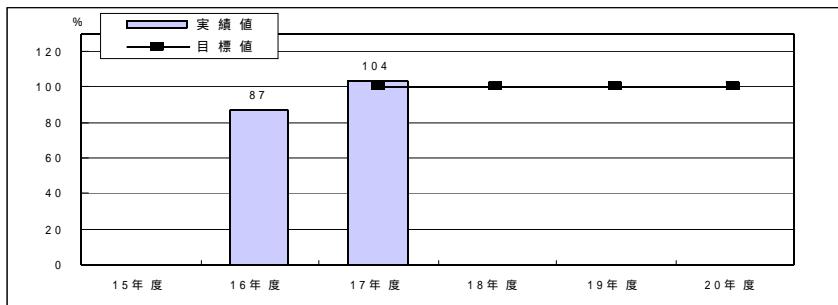
山村地域の活性化の状況について、(1)の割合、(2)の流域数、(3)の受益者数の推移を基に全国的な視点から総合的に、有効性を判断する。

実績評価（目標値と実績値の推移）

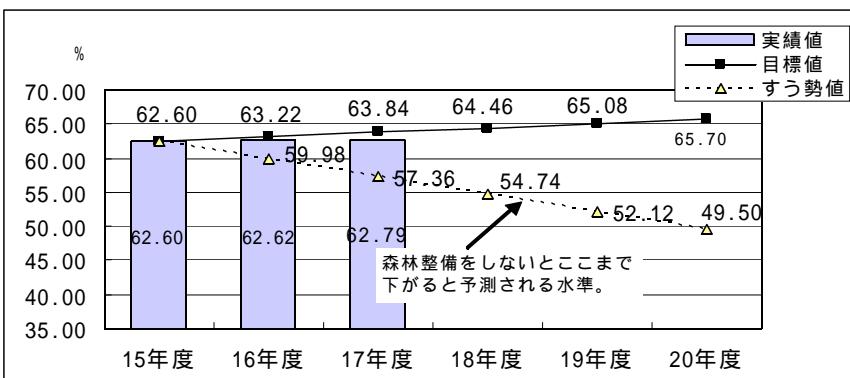
【目標値と実績値の推移】

目標 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進

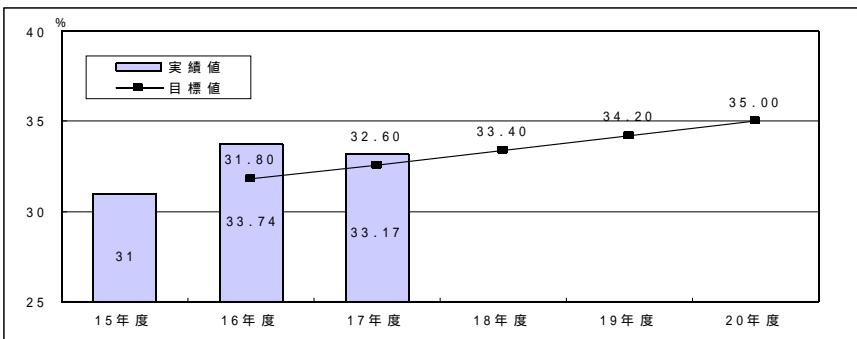
次の指標を満たす割合



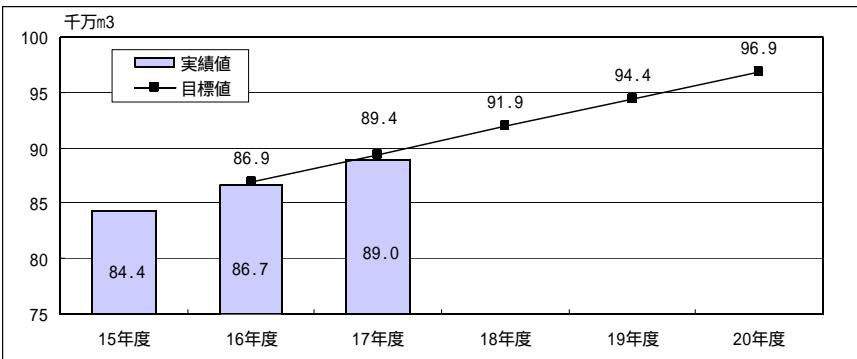
(ア) 育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合



(イ) 針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合

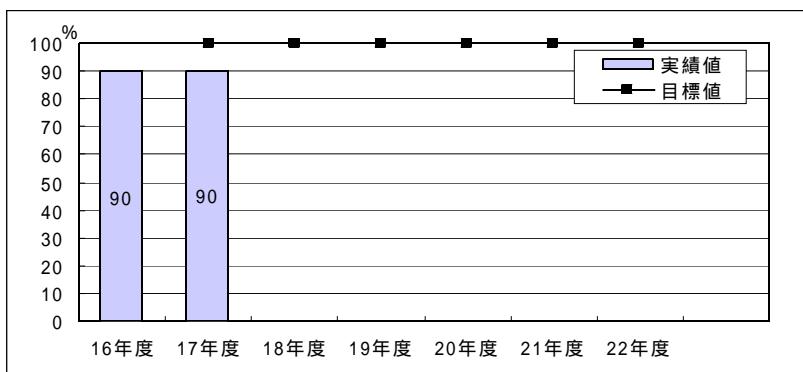


(ウ) 育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量の増加



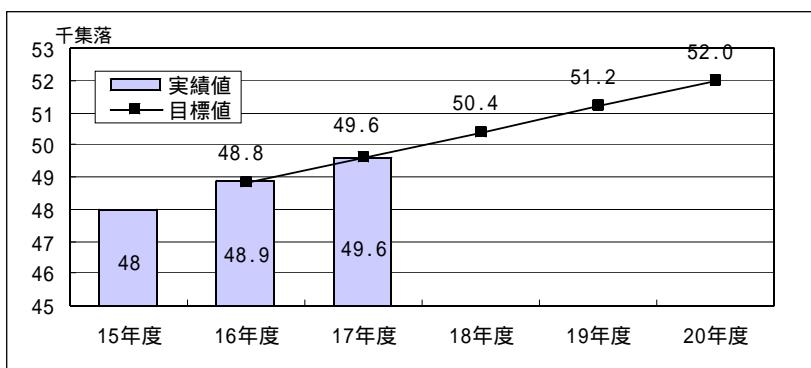
目標 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

海外林业協力に係るアンケート調査結果



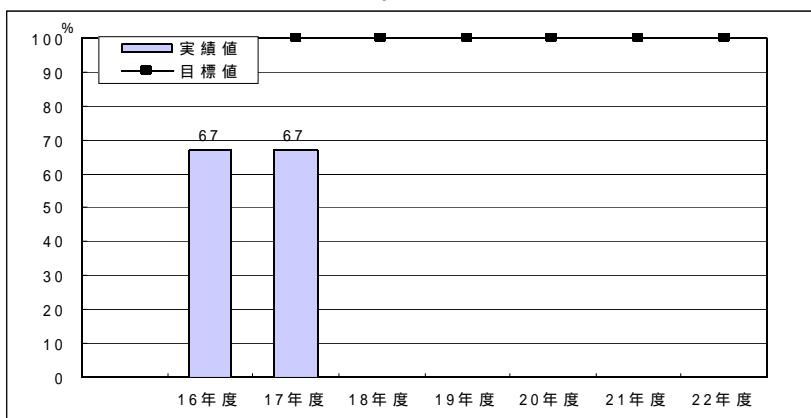
目標 山地災害等の防止

周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数



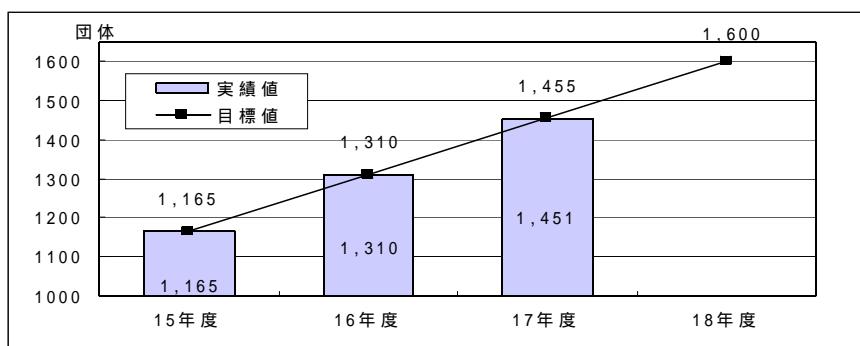
目標 森林病害虫等の被害の防止

松くい虫の被害について保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる（被害率が1%未満の「微害」に抑えられている）都府県の割合



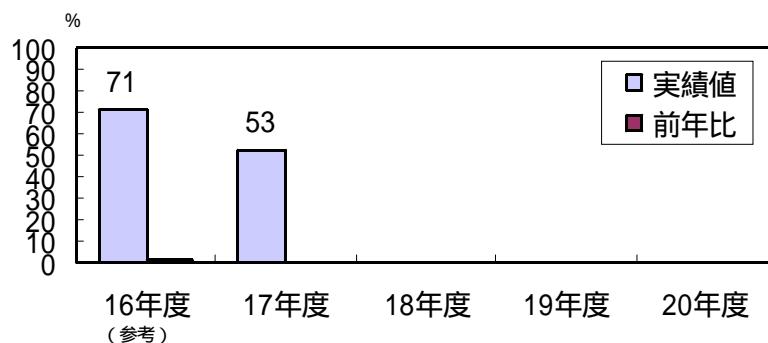
目標 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

森林内で自発的に活動する団体数（ボランティア団体数）

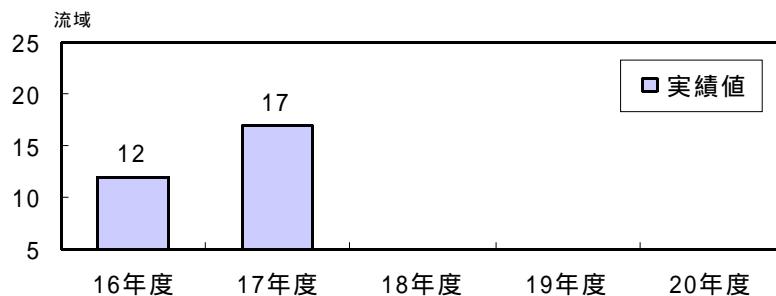


目標 山村地域の活性化

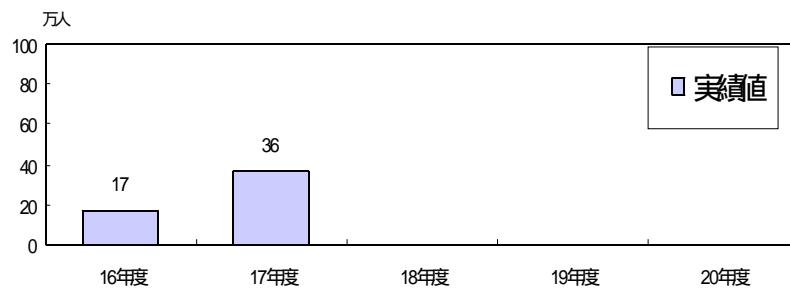
(1) 3つの指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合の前年比



(2)森林資源を積極的に利用している流域の数



(3)山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行った時の受益者数



【参考データ】

目標 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進

育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の面積(単位：万ha)

	16	17	18	19	20	21	22
面積	265	(266)					

出典：林野庁業務資料

針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成面積(単位：千ha)

	16	17	18	19	20	21	22
面積	11	(10)					

出典：林野庁業務資料

育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量(単位：百万m³)

	16	17	18	19	20	21	22
資源量	866	(889)					

出典：林野庁業務資料

間伐実施面積(水土保全林)

(単位：万ha)

	16	17	18	19	20	21	22
面積	21	(19)					

出典：林野庁業務資料

複層林造成面積(樹下植栽^{注7}面積)

(単位：千ha)

	16	17	18	19	20	21	22
面積	5	(5)					

出典：林野庁業務資料

目標 國際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

別紙「平成18年度海外林業協力に係るアンケート調査結果」参照

目標 山地災害等の防止

保全効果が確保された森林の面積

(単位：千ha)

	13	14	15	16	17	18	19	20
面積	58.6	59.7	45.6	46.0	(43.5)			

出典：林野庁業務資料

保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積

(単位：万ha)

	13	14	15	16	17	18	19	20
面積	905	920	1,019	1,133	(1,158)			

出典：林野庁業務資料

海岸林・防風林等の延長7,000kmの機能の維持(機能が低下した海岸林・防風林等の回復率)(単位：%)

	15	16	17	18	19	20
面積	96.6	95.3	(94.9)			

出典：林野庁業務資料

目標 森林病害虫等の被害の防止

保全松林における被害木の駆除率

(単位：%)

	13	14	15	16	17	18	19	20
駆除率	74.7	82.7	87.7	88.6	(87.8)			

出典：林野庁業務資料

哺乳動物による森林被害

(単位: 千ha)

	12	13	14	15	16	17	18	19
シ 力	4.6	4.0	4.3	4.5	3.9			
その 他	3.7	4.3	2.8	2.7	3.5			

出典: 林野庁業務資料

目標 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

森林ボランティア・ネットワークへの参加団体数

(単位: 団体)

	13	14	15	16	17	18	19	20
団体数	233	262	360	378	411			

出典: 林野庁業務資料

森林ボランティア活動情報掲載件数

	13	14	15	16	17	18	19	20
団体数	233	262	360	378	411			
件 数	1,362	1,741	2,540	2,856	3,291			
平均活動件数	5.8	6.6	7.1	7.6	8.0			

出典: 林野庁業務資料

森の子くらぶ活動の参加者数

(単位: 千人)

	13	14	15	16	17	18	19	20
参加者数	239	250	289	327	343			

出典: 林野庁業務資料

目標 山村地域の活性化

アンケート調査結果

	15	16	17	18	19	20
対 象 数	96	102	312			
回 答 数	91	80	170			
有 効 回 答 数	70	73	137			
いざれかを満たす	49	52	73			
を満たす	10	21	23			
を満たす	42	35	51			
を満たす	15	13	25			
2つを満たす	15	14	17			
全てを満たす	2	3	4			
いざれかを満たす割合(%)	70	71	53			

H15、16年度については集計方法が異なる。

出典: 林野庁業務資料

[その他参考データ]

主要学会誌等掲載論文数(森林の多面的機能の発揮関連部門)

	16	17	18	19	20	21	22
論 文 数	242	237					

「掲載論文数」は、(独)森林総合研究所における掲載数を計上。

出典: 林野庁業務資料

林木の新品種開発数

	12	13	14	15	16	17	18
開 発 数	44	51	61	47	50	63	

「開発数」は、(独)林木育種センターで開発したものを計上。

出典: 林野庁業務資料

森林とふれあう機会を持つ都市住民の数

(単位: 万人)

	15	16	17	18	19	20
住民数	720	787	(958)			

出典: 林野庁業務資料

保護林の面積									(単位 : 千ha)
	13	14	15	16	17	18	19	20	
面 積	552	622	656	658	(682)				

出典 : 林野庁業務資料

レクリエーションの森の利用者数									(単位 : 百万人)
	13	14	15	16	17	18	19	20	
利用者数	156	156	152	147	143				

出典 : 林野庁業務資料

() の数字は見込値。

用語解説

- 注 1 1,300万tCO₂ 京都議定書に基づく、我が国の森林経営による獲得吸収量の上限値であり、森林吸収量を炭素重量に換算した値。
- 注 2 育成単層林 人手により育成・維持される森林のうち、樹齢や樹高のほぼ等しい樹木から構成されている森林
- 注 3 育成複層林 人手により育成・維持される森林のうち、樹齢や樹高の異なる樹木によって構成された森林
- 注 4 天然生林 自然の推移に委ね、主として自然の力を活用すること（天然更新）により、保全・管理されている森林
- 注 5 保安林 水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事が指定する森林。立木の伐採や土地の形質の変更が制限される
- 注 6 森林施業 目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること
- 注 7 樹下植栽 複層林を造成するために、樹木の一部を伐採した跡の残った樹木の間に行う植林

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 価 結 果
目標 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本年度の目標値 100% 本年度の実績値 達成状況 達成ランク 基準値 87% (平成16年度現状値) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改善・見直しの方向 </div>
目標 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本年度の目標値 100% 本年度の実績値 達成状況 達成ランク 基準値 90% (平成16年度現状値) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改善・見直しの方向 </div>
目標 山地災害等の防止	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本年度の目標値 50.4千集落 本年度の実績値 達成状況 達成ランク 基準値 48.0千集落 (平成15年度) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改善・見直しの方向 </div>

	<p>目標 森林病害虫等の被害の防止</p> <p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 100% 本年度の実績値 達成状況 達成ランク 基準値 67% (平成16年度現状値)</p> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> <p>改善・見直しの方向</p>
	<p>目標 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進</p> <p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 1,600団体 本年度の実績値 達成状況 達成ランク 基準値 1,165団体 (平成15年度)</p> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> <p>改善・見直しの方向</p>
	<p>目標 山村地域の活性化</p> <p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>(1)全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、新規定住者、交流人口、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年比</p> <p>(2)森林資源を積極的に利用している流域の数 (森林整備保全事業計画の目標 : 約10流域 (H15) 約20流域 (H20))</p> <p>(3)山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行った時の受益者数 (森林整備保全事業計画の目標 : 80万人 (H16 H20))</p>

達成状況 :	政策目標を達成するための政策手段の有効性
改善・見直しの方向	
総合的な所見 (各局政策評価 担当課長)	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】

実績評価(政策手段シート)

政策分野	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮
------	------------------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進	森林環境保全整備事業調査費	森林環境保全整備事業の推進に当たっての調査	<p>次の指標を満たす割合を100%とする。</p> <p>・育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。 (H15:63% H20:66%)</p> <p>・針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。 (H15:31% H20:35%)</p> <p>・育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 (H15:8億4千万m³ H20:9億6千万m³)</p>	120		
	水土保全林整備事業費補助金	ダム上流域等の森林整備と路網整備		27,080		
	共生林整備事業費補助金	里山林等における森林空間整備と路網整備		470		
	資源循環林整備事業費補助金	効率的な林業経営のための森林整備と路網整備		9,302		
	機能回復整備事業費補助金	被害森林の復旧、無立木地の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等に対する補助		3,520		
	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費補助金(峰越連絡林道事業費補助金及び林道舗装事業費補助金)	既設の林道等の相互間を峰越し等により連絡する林道の開設、林業従事者の就業条件の改善に資する林道の舗装		535		
	水源林造成事業費補助、特定中山間保全整備造林事業費補助、水源林造成事業補給金及び独立行政法人緑資源機構出資金	緑資源機構による水源林の造成		29,483		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林道施設災害復旧等事業費補助	被災した林道施設の早期復旧	-	1,121	
		森林災害復旧造林事業費補助	激甚災害を受けた森林の早期復旧	-	514	
		森林居住環境整備事業費補助金	山村地域の生活環境の整備、基幹的な林道等の整備及び居住地周辺の森林整備等 ()	山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流の維持・向上。 次の指標を満たす割合を100%とする。 ・育成途中有る水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。 (H15:63% H20:66%) ・針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。 (H15:31% H20:35%) ・育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 (H15:8億4千万m ³ H20:9億6千万m ³)	27,822	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	緑資源幹線林道事業費補助及び特定中山間保全整備林道事業費補助	緑資源機構による基幹的林道等の整備		次の指標を満たす割合を100%とする。 ・育成途中有る水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。 (H15:63% H20:66%)	12,091	
	林道事業に必要な経費	森林整備に必要な林道の整備			8,273	
	育林事業に必要な経費	森林の適切な整備		・針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。 (H15:31% H20:35%)	46,592	
	分収育林事業に必要な経費	分収育林箇所の保育等		・育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 (H15:8億4千万m ³ H20:9億6千万m ³)	352	
	国有林森林計画等に必要な経費	国有林森林計画の樹立のための森林測量、森林調査等の実施			972	
	上下流連携いきいき流域プロジェクト費	森林整備の推進等について、上下流、民・国の連携活動支援			60	
	森林計画推進委託費	森林吸収量報告・検証のための調査			372	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		森林計画推進地方公共団体委託費等	森林施業計画認定のための調査 森林吸收量報告・検証のための調査	森林所有者等から認定請求が行われた森林施業計画の件数について 100%認定(毎年度)	75	
		森林計画推進民間団体委託費	森林整備の促進等に関する調査		213	
		地域森林計画編成事業費補助金	地域森林計画編成に要する経費への補助	森林法第6条第5項の規定に基づき、都道府県知事から、農林水産大臣に対して樹立協議が行われた件数について100%同意(毎年度)	426	
		森林整備地域活動支援交付金	森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動を確保するための支援	対象森林面積217万ha (平成18年度末)交付市町村数1,769市町村(平成18年度末) 注)適切な森林整備のための地域活動が必要な森林及びその所在する市町村の全てにおいて事業を実施	7,289	
		森林整備地域活動支援推進交付金	森林整備地域活動支援交付金の交付を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対する助成		115	
		苗木生産広域流通安定対策事業	優良苗木の需給調整等に要する経費	広葉樹苗木の表示率の増加 目標値:50%(平成21年度)	7	
		特別母樹林保存損失補償金	特別母樹林の保存に伴う損失補償	特別母樹林制度による伐採の制限により原々種の保存	11	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林業振興対策調査等委託費のうち 森林・林業基本対策推進事業費	森林・林業をめぐる状況の変化に適切に対応した政策の推進を図るため、森林・林業・木材産業に関する多様化・複雑化した新たな課題に対する調査・研究	政策立案の基礎資料としての反映 目標値:4課題(100%) (調査課題全て政策反映:平成18年度以降)	36	
		森林づくり交付金のうち 森林整備の推進	効率的な集団間伐等の緊急的な推進のための団地の設定促進等	過去3年間の平均間伐実施面積を上回ること、緊急間伐推進団地設定数の増加等	3,695 の内数	
		独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち森林整備関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,443 の内数	
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち森林整備関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		154 の内数	
		独立行政法人林木育種センター運営費交付金	林木の育種事業等による優良な種苗の確保		1,905	
		独立行政法人林木育種センター施設整備費補助	上記事業を効率的に実施するための施設整備		338	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林業振興対策調査等委託費のうち 森林環境保全先端技術導入機械開発事業費	伐出作業用の多工程処理等を行う高性能林業機械の開発	各開発、改良機械等が、在来型機械と同程度の作業能力を有しつつ、環境負荷低減につながる軽量化、小型化、機械の機能等を、在来型機械に対し10%向上(目標年度:各改良等完了年度)	17	
		林業生産流通振興民間団体事業費補金のうち 多面的機能高度発揮総合利用システム開発事業費	高性能林業機械等の非皆伐施業に対応し、かつ環境負荷低減に配慮したもののへの改良及びアタッチメント式汎用作業機械の開発		68	
		優良種苗確保対策事業	森林の適正な整備を推進するための優良種苗の確保	マツノザイセンチュウ抵抗性品種を平成22年度末までに25品種開発するとともに、広葉樹等母樹林の設定数、花粉症対策苗木の生産本数を増加させる。	78	
		森林整備活性化資金の貸付け	造林補助事業等の実施に必要な資金を無利子で貸付け	本資金を借り入れる際に作成する事業計画(森林整備合理化計画)の対象森林面積の平均値を平成15年度の1,652haから平成19年度までに1,800haに向上	貸付計画額 3,800	
		森林法(森林計画制度)	長期的視点に立って、森林資源の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林の多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		森林の保健機能の増進に関する特別措置法	公衆の保健の用に供することが相当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施業等の促進を図る。	-	-	
		分収林特別措置法	分収方式による造林及び育林を促進し、適切な森林整備を一層推進	-	-	
		林業種苗法	優良種苗の供給を確保するために優良な採取源の指定、生産事業者の登録、種苗表示の適正化を図る。	-	-	
		国有林野の管理経営に関する法律	国土の保全その他国有林野がもつ公益的機能の維持増進等を図る。	-	-	
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち森林整備関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-	
		林木育種戦略	林木の新品種の開発等を実施することにより、林木育種を推進	-	-	
		高性能林業機械化促進基本方針	健全な森林の整備を推進していくため、高性能林業機械の開発・改良や高性能林業機械作業システム構築等を推進	新たな高性能林業機械作業システムに必要な高性能林業機械の開発及び改良を実施して、その普及定着を図るとともに伐出及び育林作業の効率性の向上、省力化等を図る。	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		所得税	森林施業計画に基づいて立木を伐採又は譲渡した場合の所得税特別控除措置	-	-	
		法人税	森林施業計画に基づく造林経費の損金算入の特例措置	-	-	
		相続税	森林施業計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として相続税の延納等の特例措置	-	-	
	国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進	政府開発援助国際林業協力事業費補助金	熱帯林保全等に対処するための森林施業技術の開発等	海外における持続可能な森林経営への寄与度100%(毎年度)	363	
		国際林業協力事業費補助金	地球環境問題に対処するための森林施業技術の開発等		12	
		国際林業協力費	国際会議の開催を通じた途上国の技術向上等を推進		17	
		国際機関への拠出金のうちFAO拠出金	FAOへの資金拠出を通じた森林・林業分野の活動支援		60	
		ITTO拠出金(国際熱帯木材機関本部事務局設置経費、違法伐採木材の制御システムの実証事業)	ITTOへの資金拠出を通じた持続的森林経営に基づく木材貿易に関する活動支援		137	
	山地災害等の防止	治山事業	山崩れ、土石流等の山地災害の発生源となる荒廃地等の復旧整備	周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を5万2千集落にする。(平成20年度)	119,622	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	森林づくり交付金のうち 山地防災情報の周知	山地防災情報の周知、共有化を総合的に図る対策の推進	山地災害危険地区の住民への周知率の増加	3,695 の内数		
	山林施設災害復旧等事業費	被災した治山施設や災害により発生した荒廃山地等の早期復旧	-	3,331		
	保安林整備管理費	保安林の指定・解除、管理等(国有保安林関係繰入含む)	保安林制度により永続的に森林として維持されるべき面積1,216万ha (平成20年度末)	565		
	森林保全管理等に必要な経費	森林巡視、保護林等の保全・管理の実施		1,989		
	独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち山地災害等の防止関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,443 の内数		
	独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち山地災害等の防止関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		154 の内数		
	農林漁業金融公庫資金	保安林の指定により伐採が制限される利用伐期齢以上の立木の維持に必要な資金を貸付	-	貸付計画額 63,060 の内数		
	森林法(保安施設地区制度)	保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る	-	-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		森林法(保安林制度)	保安林の指定により、森林の有する水源かん養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の保安機能の確保を図る。	-	-	
		森林法(林地開発許可制度)	保安林以外の民有林における水源のかん養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る。	-	-	
		地すべり等防止法	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。	-	-	
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦(うち山地災害等の防止関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-	
		固定資産税	保安林に係る固定資産税については非課税	-	-	
		不動産取得税	保安林に係る不動産取得税については非課税	-	-	
		特別土地保有税	保安林に係る特別土地保有税については非課税	-	-	
		相続税	保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
森林病害虫等の被害の防止	法定森林病害虫等駆除費補助金	松くい虫をはじめとした森林病害虫の防除等	被害先端地域の保全松林における被害木の駆除率100%(目標年度:平成18年度)	751		
	森林害虫駆除事業委託費	松くい虫をはじめとした森林病害虫の防除等	大臣命令発動地域における被害木の駆除率100%(目標年度:平成18年度)	186		
	森林害虫駆除事業民間団体委託費	松くい虫をはじめとした森林病害虫の防除等	被害先端地域の保全松林における被害木の駆除率100%(目標年度:平成18年度)	46		
	森林害虫駆除損失補償金	松くい虫をはじめとした森林病害虫の防除等	大臣命令発動地域における被害木の駆除率100%(目標年度:平成18年度)	3		
	森林づくり交付金のうち森林資源の保護	・地域生活に密着した松林について、地域一体となった松林保全体制の整備等を実施 ・松くい虫被害の発生しにくい森林環境の整備を図るための、林内環境の改善、被害発生源管理等を実施	松くい虫被害対策事業推進計画における防除事業の進捗率の向上等	3,695 の内数		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち森林病害虫等の被害の防止関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,443 の内数	
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち森林病害虫等の被害の防止関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		154 の内数	
		森林病害虫等防除法	森林病害虫等防除法に基づく各種防除措置等の実施	-	-	
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち森林病害虫等の被害の防止関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-	
	国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進	緑化推進対策事業	森林の地球温暖化防止機能の普及啓発、森林ボランティア活動など広範な国民による森林づくり活動への支援、身近な緑化技術の開発・普及、高校生による森林整備活動への支援等	森林内で自発的に活動する団体数を増加させる。 (H15:1,165団体 H18:1,600団体)	150	
		森林環境教育活動の条件整備促進対策事業費補助金	森林環境教育全国シンポジウムの開催、普及啓発資料の作成、学校林の整備と木材の利用を一体的に行うモデル学校林の設定、学校林における森林ボランティア活動など、森林環境教育活動を推進していくための条件整備	子どもたちや親子等による森林体験活動の参加者数の増加等	37	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		森林づくり交付金のうち 森林の多様な利用・緑化 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業やボランティア団体等の森林づくりへの支援、学校林における歩道等の環境整備 ・子どもたちの様々な森林環境教育活動への支援、実習林・観察林、学習展示施設等の整備 ・里山林等を活用した健康づくりのための体制整備 	人口一人当たりの施設の利用による交流人口の増加、森林ボランティア活動への延べ参加者数等の増加等	3,695 の内数	
		森林空間総合利用等に 必要な経費	国有林野の総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進	公衆の保健のための国有林野の活用の推進(レクリエーションの森の利用者数)	191	
	山村地域の活性化	林業生産流通振興事業 費補助金のうち 森業・山業創出支援総合 対策事業	異業種連携等によるツーリズム、特産物の開発など新たなビジネス(森業・山業)の創出のため、ビジネスプランの選定、実証事業運営等を実施	事業を採択した地区において新たな産業が創出され、それらが起業から5年後までに単年度収支がプラスになる割合100% (目標年度:平成26年度)	135	
		林業生産流通振興事業 費補助金のうち 山村力誘発モデル事業	山村と都市とが連携して行う、意欲的で先導的な取組を選定・支援してモデルを構築する。併せて山村地域の活性化のための新たな方策の調査等や地域情報の発信等を一元的に実施。	事業実施山村における都市との交流人口が当該事業実施山村の住民数以上であることとし、かつ、前年度の交流人口増加率を維持・向上させること。	125	
		森林づくり交付金のうち 森林地域環境の整備	山村活性化のための都市との交流基盤施設、地域の活動基盤施設等の整備	人口1人当たりの新規定住者数が事業実施前を上回ること等	3,695 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち山村地域活性化関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,443 の内数	
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち山村地域活性化関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		154 の内数	
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち山村地域活性化関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-	

政策評価結果書（案）

平成 年 月 日

実績評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：林野庁企画課 関 係 課：林野庁経営課、木材産業課、木材利用課、計画課、整備課、研究・保全課、業務課	
政策分野の全体 の目指すべき姿	林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る。	
重点的に取り組むべき課題(課題ごとに目指すべき姿)	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ
1. 林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する。	望ましい林業構造の確立 指標(ア)：効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体 ^{注1} ・事業体 ^{注2} による事業量のシェアを増加させる。 目標年次：平成27年度 目標値：素材生産量の6割、造林・保育面積の7割 (素材生産量 基準：平成17年度：48% 目標：平成27年度：60%) (造林・保育面積 基準：平成17年度：58% 目標：平成27年度：70%) 指標(イ)：効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる。 目標年次：平成27年度 目標値：2,600 (基準：平成17年度：2,200 目標：平成27年度：2,600)	統計調査 農林業センサス 平成18年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、以下の指標を用いて総合的な判定を行うこととする。 (指標) 指標(1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量(用材)の推移 指標(2) 高性能林業機械の普及状況 指標(3) 森林組合に占める中核組合 ^{注3} の割合 指標(4) 森林組合による経営・施業の受託状況
2. 消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義（森林による二酸化炭素の吸収・貯	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進 指標：地域材の供給・利用量を拡大する。	統計調査（木材統計調査等） 木材統計調査等を基に林野庁が集計公表

蔵の促進による地球温暖化防止への貢献等)について広く国民の理解を得ることなどにより、地域材の供給・利用を拡大する。

目標年次：平成27年
目標値：23,000千m³
(基準:平成16年:17,333千m³ 目標:平成27年:23,000千m³)

している木材需給表より国産材需給量を集計

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画	森林・林業基本計画
(関係箇所)	第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標
目標年度	平成27年
目標値	木材の供給・利用目標：2,300万m ³

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくためには、林業の持続的かつ健全な発展を図ることが重要である。このため、林業の担い手確保、望ましい林業構造の確立、国民の需要に即した林産物の供給及び利用等に関する施策を行う必要がある。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

政策分野の全体の目指すべき姿としては、森林・林業基本法の第3条を基に、「林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進により、林産物の供給及び利用の確保を図る。」とする。

目標については、法第4章の「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」、第5章の「林産物の供給及び利用の確保に関する施策」に掲げられた基本的施策を基に設定する。

目標 望ましい林業構造の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立が必要であることから、「望ましい林業構造の確立」を目標とする。

また、この成果を把握するため、森林・林業基本計画を踏まえ、
平成27年における

- (ア) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを素材生産量の6割、造林・保育面積の7割とすること
(イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を2,600とすることを数値目標とした。

なお、この数値は農林業センサスにより把握可能であるが、平成18年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、参考指標を用いて総合的な判定を行うこととする。

目標 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

森林の有する多面的機能の発揮のため、森林の適正な整備が行われることを通じて木材が生産される中で、この木材の適切な供給・利用により、伐採、植栽、保育等のサイクルが円滑に循環し、林業の持続的かつ健全な発展が図られる。

このため、木材の供給については、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要である。

また、木材の利用については、地域材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要

の開拓などにより、木材需要が増進されることが重要である。

これらのことから、「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画における平成27年度の木材供給・利用量の目標を数値目標として設定した。

なお、この木材供給・利用量は、

森林の有する多面的機能の発揮や木材の供給の確保のため重点的に取り組むべき事項が適切に実施されることにより各般の課題が解決され、かつ、「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」の区分にふさわしい森林の施業^{注4}が実施された場合

今後の需要動向を見通しつつ森林の整備を進める中で供給される木材の適切な利用を図るため重点的に取り組むべき事項が適切に実施されることにより各般の課題が解決された場合において実現可能なものと位置づけている。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 望ましい林業構造の確立

基準値及び算出方法

・基準値：

- (ア) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体^{注1}・事業体^{注2}による事業量のシェア
・素材生産量のシェア：48%（平成17年度）
・造林・保育面積のシェア：58%（平成17年度）
(イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数：2,200（平成17年度）

・算出方法：

平成27年度において効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・林業事業体による事業量のシェアを素材生産量の6割、造林・保育面積の7割とすることを目指すとともに、これらの担い手数を2,600とすることを数値目標とする。

達成状況の判定方法

平成27年の望ましい林業構造においては、今後、施業等の集約化をはじめとする各種施策により生産性の向上や経営規模の拡大を図り、目標値を達成することを目指していることから、生産性、経営規模、集約化に関連する指標(1)～(4)を用いて、総合的に有効性を判定する。

指標(1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量（用材）の推移：労働生産性が向上すること。
「素材生産費等調査」、「木材需給表（林野庁）」により把握。

指標(2) 高性能林業機械の普及状況：高性能林業機械の普及台数が増加すること。
「林野庁業務資料」により把握。

指標(3) 森林組合に占める中核組合^{注3}の割合：森林組合に占める中核組合の割合が増加すること。
「森林組合統計（林野庁）」により把握。

指標(4) 森林組合による経営・施業の受託状況：森林組合による長期経営・施業受託面積（私有林）
が増加すること。
「森林組合統計（林野庁）」により把握。

目標 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

基準値及び算出方法

・基準値：17,333千m³（平成16年）

・算出方法：

「森林・林業基本計画」においては、平成27年の木材の供給・利用量（目標）は23,000千m³となっていることから、過去10カ年間のトレンドが平成27年に23,000千m³に到達するよう、年を変数とする二次曲線を作成し、各年の目標値を計算する。

達成状況の判定方法

毎年の目標値を上回った場合をA、すう勢値を下回った場合又は前年度の実績の90%未満の場合をC、それ以外をBとする。

目標の実績値を計測する統計の種類及び時期

林野庁「木材（用材）需給見通しの見直し」の需給見通し数値。

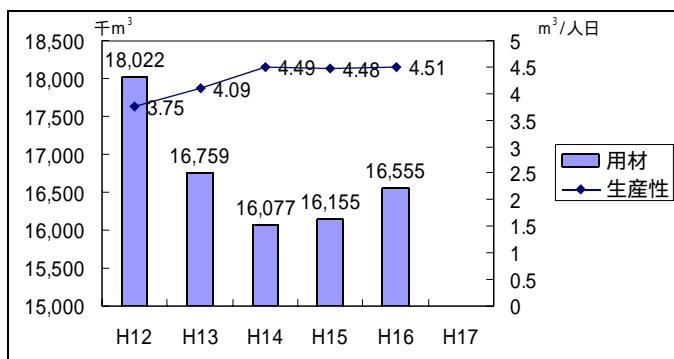
すう勢値は、従前のとおりの政策を進めていった場合の木材の供給・利用量を示している。

実績評価（目標値と実績値の推移）

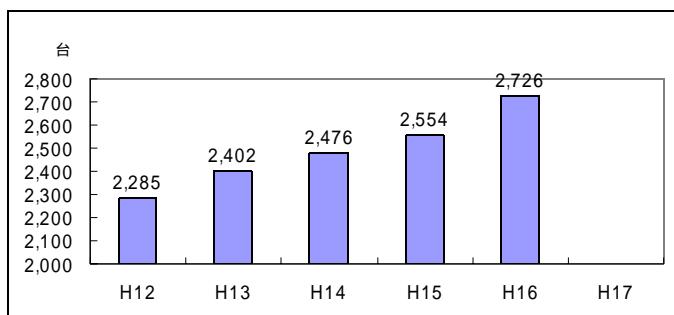
目標

望ましい林業構造の確立

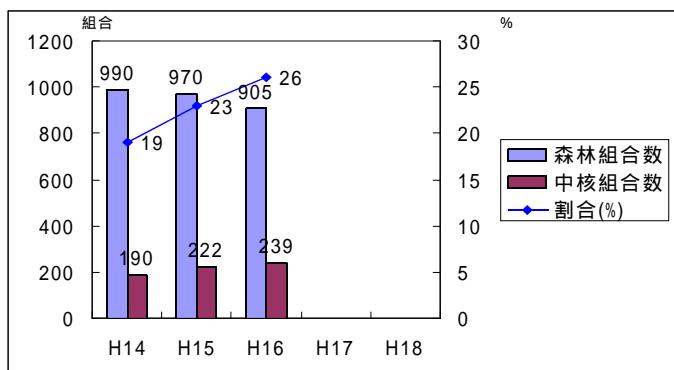
指標(1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量（用材）の推移



指標(2) 高性能林業機械の普及状況

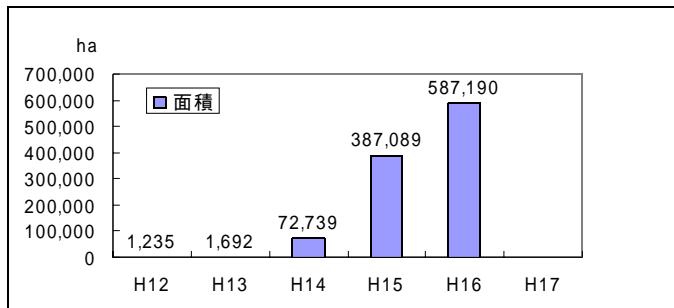


指標(3)森林組合に占める中核組合の割合



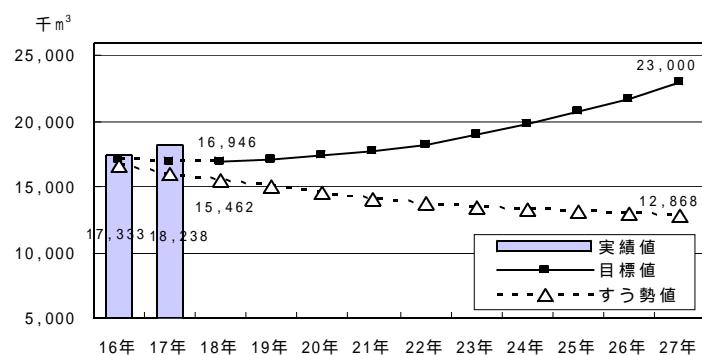
指標(4) 森林組合による経営・施業の受託状況

(森林組合による長期経営・施業受託面積 (私有林))



目標 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

地域材の供給・利用量



すう勢値は、従前のとおりの政策を進めていった場合の木材の供給・利用量を示している。

【参考データ】

目標 望ましい林業構造の確立

林業経営改善計画の新規認定者（個人・会社等）数

	12	13	14	15	16	17	18
認定者数	28	59	43	28	27	(22)	

出典：林野庁業務資料

きのこ類の生産量

（単位：万t）

	12	13	14	15	16	17	18
生産量	36.8	37.1	36.7	39.5	40.6	41.7	

出典：林野庁業務資料

目標 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

国産材の供給・利用量

（単位：千m³）

	12	13	14	15	16	17	18	19
用材	18,022	16,759	16,077	16,155	16,555			
製材用材	12,798	11,766	11,142	11,214	11,469			
パルプ・チップ用材	4,749	4,509	4,370	4,293	4,249			
合板用材	138	182	279	360	546			
その他	337	302	286	288	291			
薪炭材	233	213	190	181	169			
しいたけ原木	803	718	653	634	610			
合計	19,058	17,690	16,920	16,970	17,333			

出典：林野庁「木材需給表」ほか。

注：1) H18は見込値であり、用材については、「平成19年木材（用材）需給見通し」（平成 年 月 日公表）薪炭材及びしいたけ原木については、H17の実績と同様に推移するものと仮定。

2) 数値の合計値は、四捨五入のため一致しない場合がある。

3) 用材の「その他」は、構造用集成材、再生木材等である。

製材工場規模別素材入荷量推移

(単位:千m³、%)

	12	13	14	15	16	17	18	19
7.5~150kw	10,502	9,271	8,263	7,780	7,267			
150~300kw	5,154	4,452	4,099	3,967	3,859			
300kw以上	10,870	10,156	9,959	10,110	10,579			
合 計	26,526	23,879	22,321	21,857	21,705			
300以上割合	41.0	42.5	44.6	46.3	48.7			

平成12年~平成17年については木材需給報告書、平成18年については製材基礎統計および平成16年から平成17年のトレンドによる。

製材工場規模別従業員数

(単位:人)

	12	13	14	15	16	17	18	19
7.5~150kw	48,363	43,712	40,239	37,657	34,709			
150~300kw	12,020	10,807	10,159	9,128	8,768			
300kw以上	13,242	12,493	11,974	11,808	11,641			
合 計	73,625	67,012	62,372	58,593	55,118			

平成12年~平成17年については木材需給報告書、平成18年については製材基礎統計および平成16年から平成17年のトレンドによる。

製材工場規模別生産性推移(素材入荷量 ÷ 従業員数)

(単位:m³/人年)

	12	13	14	15	16	17	18	19
7.5~150kw	217	212	205	207	209	(206)		
150~300kw	429	412	403	435	440	(433)		
300kw以上	821	813	832	856	909	(937)		
全 体	360	356	358	373	394	(404)		

建築用製材品の人工乾燥材生産の割合

(単位:%)

	12	13	14	15	16	17	18	19
乾燥材割合	13.7	14.5	16.7	19.6	21.5	(23.3)		

出典:林野庁業務資料

集成材・合板用素材の地域材利用量

(単位:千m³)

	12	13	14	15	16	17	18	19
地域材利用量	501	535	667	793	1,029	1,341		

出典:林野庁業務資料

国有林の収穫量

(単位:万m³)

	16	17	18	19	20
収 穫 量	407	(520)			

出典:林野庁業務資料

技術開発成果の活用状況

(単位 : 課題数)

	14年度終了課題				15年度終了課題			16年度終了課題		17年度終了課題	
	15	16	17	18	16	17	18	17	18	18	
実用化されているもの	9	19			3						
実用化するための実証展示の段階のもの	10	5			3						
実用化するための予備試験を実施中のもの	12	7			2						
実質的な活用なし											
合 計	31	31			8						

出典 : 林野庁業務資料

()の数字は見込値。

[その他参考データ]

主要学会誌等掲載論文数 (林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進関連部門)

	16	17	18	19	20	21	22
論 文 数	247	205					

「掲載論文数」は、(独)森林総合研究所における掲載数を計上。

出典 : 林野庁業務資料

用語解説

- 注 1 林業経営体 林地の所有、借入などにより森林施業を行う権限を有する世帯、会社等
- 注 2 林業事業体 他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者等
- 注 3 中核組合 健全な財務基盤と的確な経営判断のできる体制が整備され、森林所有者の負託に応える自立的経営を実現できる森林組合として都道府県知事から認定を受けた組合
- 注 4 森林施業 目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 価 結 果
目標 望ましい林業構造の確立	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">目標値、実績値、達成状況</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">政策目標を達成するための政策手段の有効性</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">改善・見直しの方向</div>
目標 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">目標値、実績値、達成状況</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">本年度の目標値 16,946千m³ 本年度の実績値 千m³ 達成状況 達成ランク 基準値 17,333千m³(平成16年)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">政策目標を達成するための政策手段の有効性</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">改善・見直しの方向</div>
総合的な所見 (各局政策評価担当課長)	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】

実績評価(政策手段シート)

政策分野	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進
------	----------------------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
望ましい林業構造の確立	望ましい林業構造の確立	林業生産流通振興事業費補助金	・新規林業就業者の確保・育成 ・施業等の集約化の推進により経営規模の拡大に取り組む林業事業体等の育成・確保	・効率的かつ安定的な林業経営体を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアの増加 目標:素材生産量の60%造林・保育面積の70%(平成27年度)	7,763	
	強い林業・木材産業づくり交付金のうち 望ましい林業構造の確立		作業道の整備と高性能林業機械の導入など林業の生産性の向上に資する施設整備	・効率的かつ安定的な林業経営体を担い得る林業経営体・事業体の数の増加 目標:2,600(平成27年度)	6,990 の内数	
	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金のうち 林業就業促進資金造成費		新たに林業に就業しようとする者に対する資金の貸付		18	
	林業生産流通振興民間団体事業費補助金 (うち多面的機能高度発揮総合利用システム開発事業費、林業後継者活動支援事業費、吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業費を除く)		森林組合等の経営の健全化のための経営改善支援活動の推進	・中核組合数の増加(H16:239組合)	95	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林業振興対策調査等委託費のうち 林業労働災害防止フロンティア事業費	林業労働災害防止機械器具等の開発改良	労働災害件数の減少 第10次労災防止計画期間(H15~19)の労働災害件数の9次の総件数に対する減少率 目標:20%減	37	
		強い林業・木材産業づくり交付金のうち 林業担い手等の育成確保	・リーダーとなる林業就業者の育成 ・林業労働災害防止のためのセミナー等の実施		6,990 の内数	
		林業生産流通総合対策事業推進費補助金のうち 特用林産物消費・流通総合支援対策事業費	・特用林産物の需要拡大を図るための全国規模でのPR活動や大消費地でのフェアの開催等の実施	きのこ類の生産量の増加 目標:42.5万トン(平成27年度)	59	
		強い林業・木材産業づくり交付金のうち 特用林産の振興	・特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設整備		6,990 の内数	
		林業普及指導事業交付金	森林法第195条第1項に基づく、都道府県に対する林業普及指導事業交付金の交付	指導林家一人当たりの年平均活動日数 目標:7日(平成15年度) 10日(平成20年度)	520	
		林業生産流通振興民間団体事業費補助金のうち 林業後継者活動支援事業費、吸收源対策森林施業推進活動緊急支援事業費	林業後継者の育成・確保を図るための活動等の推進		161	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち林業経営関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,443 の内数	
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち林業経営関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		154 の内数	
		農林漁業金融公庫資金	林業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利な資金の貸付 特用林産物の生産等施設の取得にかかる資金の貸付	-	貸付計画額 63,060 の内数	
		林業・木材産業改善資金	林業・木材産業経営の改善及び林業従事者の福祉向上のための中・短期の無利子資金の貸付 ()	-	貸付枠 10,000 の内数	
		農林漁業信用基金出資金のうち 木材産業等高度化推進資金(林業経営基盤強化法)	木材の生産又は流通を担う事業者が行う事業の合理化及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金を低利で融通する措置 ()	-	融資枠 126,800	
		森林保険特別会計 森林保険費等歳出費	森林所有者等からの保険料によって運営されている森林国営保険において、被災した契約森林に対して保険金等を支払う。	-	5,530	
		林業経営基盤の強化等 の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	・都道府県知事による林業経営改善計画の認定 ・森林の所有権の移転や施業等のあっせん等	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	入会林野又は旧慣使用林野である土地に係る権利関係の近代化を助長し、農林業上の利用の増進を図る。	-	-	
		森林法(普及指導事業制度)	都道府県に林業普及指導員を置き、これらの者が、森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う事業	-	-	
		林業・木材産業改善資金助成法	林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進 ()	-	-	
		森林組合法	森林所有者の協同組織の発展を促進し、森林所有者の経済的・社会的地位の向上並びに森林の保続・培養及び森林生産力の増進を図る。	-	-	
		林業労働力の確保の促進に関する法律	・国による林業労働力の確保の促進に関する基本方針の策定 ・都道府県による林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定 ・林業労働力確保支援センターによる高性能林業機械の貸付等	-	-	
		森林国営保険法	森林国営保険法に基づく森林国営保険の適切な運用を通じた災害による損失の合理的な補てんを行う。	-	-	
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち林業経営関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	不動産取得税の特例	林業経営基盤強化法に基づくあっせんにより林地を取得した者に対する課税標準の特例	-	-		
木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進	強い林業・木材産業づくり交付金のうち木材利用及び木材産業体制の整備推進	・木材加工流通施設、公共施設、エネルギー利用施設等の整備 ・川上川下の連携の構築等	地域材の供給・利用量の増加 木材(国産材)の供給・利用量 2,300万m ³ (平成27年目標)	6,990 の内数		
	林業生産流通振興民間団体事業費補助金のうち林業生産流通総合対策事業推進費補助金	・生産・加工・流通の合理化に係る設備導入、技術開発、普及啓発等を促進 ・民間団体が行う木材利用の推進に関する技術開発及び普及啓発等に対する支援			636	
	林業生産流通総合対策事業推進費補助金のうち持続可能な開発対策事業費	・地域材が幅広い層からの実需に結びつくようキャンペーン活動、フェアの開催、木質ペレットの規格化等を実施			201	
	林業信用保証事業交付金	農林漁業信用基金の林業信用保証事業の円滑な実施	平成15年10月から平成19年3月までの決算を通じての林業信用保証勘定の収支の均衡(損益ベース)	584		
	林業信用保証事業費補助金	農林漁業信用基金の林業信用保証事業の円滑な実施			345	
	販売事業に必要な経費	木材等林産物の販売	木材(国産材)の供給・利用量2,300万m ³ (平成27年目標)	1,053		
	生産事業に必要な経費	素材(丸太)の生産			5,175	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林業生産流通総合対策事業推進費補助金のうち木材新規用途開発促進事業費	新たな木材利用の技術開発の推進	リグノフェノールを1kg当たり3千5百円で製造するシステムを平成20年度末に開発する。	95	
		林業生産流通振興事業費補助金のうち林業生産流通総合対策事業推進費補助金	合法性等が証明された木材・木製品の円滑な供給が可能となるよう業界団体による自主的取組を支援	木材(国産材)の供給・利用量2,300万m ³ (平成27年目標)	120	
		独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち木材関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,443 の内数	
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち木材関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		154 の内数	
		木材の安定供給の確保に関する特別措置法	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画、木材安定供給確保支援法人による支援等特別な措置を講ずることにより、木材の安定供給の確保を図る	-	-	
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち木材関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	所得税・法人税共通 所得税(新住宅ローン減税による減税)	租税特別措置法 第10条の2,第42条の5,第68条の10 第11条の9,第44条の9,第68条の10 建設発生木材等をチップ化し、木質 ボード等に再資源化する廃木材・破碎 再生処理装置や乾燥材の生産割合を 高めるための木くず焚ボイラーの導入を 促進 租税特別措置法第41条 住宅取得の初期負担の軽減により、住 宅建設が促進し、住宅建築分野におい て木材需給量の増大を促進	-	-	-	
		固定資産税 固定資産税(新築住宅に 対する固定資産税の特例 措置)	地方税法附則 第15条第14項 第15条第21項 建設発生木材等をチップ化し、 木質ボード等に再資源化する廃木材・ 破碎再生処理装置や乾燥材の生産割 合を高めるための木くず焚ボイラーの導 入を促進。 地方税法附則第16条第1項、第2項 住宅取得の初期負担の軽減により、住 宅建設が促進し、住宅建築分野におい て木材需給量の増大を促進	-	-	
	不動産取得税	地方税法附則第11条第1項 木材産業の健全な発展等に資するため 木材処理加工施設等の整備を促進	-	-	-	

政策評価結果書（案）

平成 年 月 日

実績評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	水産物の安定供給の確保	
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：水産庁管理課 関 係 課：水産庁沿岸沖合課、遠洋課、国際課、研究指導課、漁場資源課、栽培養殖課、計画課、整備課	
政策分野の全体 の目指す姿	国民に対し、新鮮で良質な水産物を安定的に供給するため、限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用を確保する。	
重点的に取り組むべき課題 (課題ごとに目指すべき姿)	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ
限りある水産資源の適切な管理と持続的利用を図るため、以下の課題に対し重点的に取り組む。	<p>主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保</p> <p>目標年次：平成18年度</p> <p>目標値：2,016千トン</p> <p>基準値：平成13年度1,904千トン</p> <p>平成18年度目標 ；2,016千トン</p>	漁業・養殖業生産統計年報
1. 水産基本計画に定められた自給率達成のため、消費者にとって関心の高い魚種のふ化・放流を国、地方及び漁業者の役割分担を明確にしつつ、積極的に行うとともに、計画的で環境と調和した養殖業を推進し、平成18年度には、関係漁業生産量2,016千トンを確保する。	資源回復計画 ¹ の着実な実施（漁獲努力量 ² 削減実施計画の早期策定）	水産庁調査（業務資料）
2. 資源回復計画の確実な実施を図るため、漁業者を始めとする関係者が行うべき具体的な実施計画が確実に実施されているかを検証する。	<p>目標年次：毎年度</p> <p>目標値：100%確保</p> <p>1,2については、“実績評価（目標値と実績値の推移）シート”に用語説明を記載</p>	
3. 公海の水産資源・まぐろ類等の回遊性の高い水産資源等について、関係国が協力してその管理を行っていることから、水産資源の持続的利用を図るために、地域漁業管理機関による資源管理措置の推進を図るとともに、関係国との漁業協定を通じ我が国漁業の漁場の維持及び開発を図る。	<p>国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大</p> <p>目標年次：毎年度</p> <p>目標値：75魚種 49協定</p>	水産庁調査（業務資料）

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	水産基本計画 第1の1 水産物の安定供給の確保 第2の1の(1) 水産物自給率目標の意義、(2) 水産物の自給率目標の定め方、 2の(2) 我が国漁業の持続的生産目標 第3の(2) 排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理 (3) 排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理 (7) 排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発 (9) 国際協力の推進
目標年度	平成24年度
目標値	食用魚介類自給率 65%

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

水産物は、健全な食生活をはじめ健康で充実した生活の基盤として重要なものであることから、国民に対し、将来にわたって、安全で良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

水産資源は、海洋、河川等の水中の生態系を構成する生物である。自然の力による再生産が可能であるものの、その許容限度を超えた利用が行われる場合には枯渇する恐れのある資源であることから、水産物の供給に当たっては、その特性を十分踏まえ、持続的な利用を確保することが不可欠である。

このように天然資源を利用するという漁業の特性を踏まえれば、闇雲にその増大を追求するのではなく、あくまでも水産資源の持続的な利用が確保される範囲内で最大限の生産を目指すことが必要である。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

平成14年3月に定められた水産基本計画の中で、平成24年度の食用魚介類の自給率目標が65%とされ、自給率の計算上重要な要素である持続的生産目標は682万トンとなっている。この持続的生産目標を達成する上で、可能な人的管理は、種苗のふ化・放流による資源の増大及び養殖業等による計画的生産、適切な資源管理による水産資源の適切な利用と考えられる。

このため、水産物の安定供給の確保という政策課題に対し、適切に施策が機能しているかを評価する場合の指標としては、以下を目標とすることにより、水産物の安定供給の確保という政策課題に対する一定の評価が出来ると考える。

水産資源の持続的な利用を確保しつつ生産増大を目指すためには、自然変動による影響、生態系への影響に配慮したふ化・放流の推進、養殖漁場の改善を目指した漁場改善計画による適正な養殖管理に留意しつつ、つくり育てる漁業を推進することが適切であり、漁業生産量の約30%を占める「主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量」を指標とする。

平成16年度までの当課題における目標は「資源回復計画の対象魚種数」を指標とし、平成16年度までに累計で50種程度で資源回復計画を作成することとしていた。最終的には76魚種で資源回復計画が策定され、当初想定されていた緊急に資源の回復が必要な50種程度を大幅に上回る結果となった。これは資源回復計画の意義が漁業者の間に浸透したため等と考えられ、資源回復計画の普及という当初の目標は達成されたものと思われる。

このため平成17年度からは、策定された資源回復計画が確実に実施されているかをもって判断することとするが、同計画の実施は同計画に基づき、漁獲圧力を下げるための適切かつ具体的な手段を漁業者自身が定める漁獲努力量削減実施計画が早期(半年以内)に策定されることによって担保される。したがって、資源回復計画の着実な実施(漁獲努力量削減実施計画の早期策定)」を指標とする。

公海の水産資源・まぐろ類等の回遊性の高い水産資源等については、関係国が協力して、漁獲能力の管理やIUU(違法・無報告・無規制)漁船対策を積極的に進め、取組の強化を通じて、まぐろ類等の水産資源等の持続的な利用の確保に努めることが肝要であることから、国際的な管理を要する水産資

源の適切な保存及び管理が図られるよう「国際漁業機関による管理対象魚種の維持・増大」を、また、我が国漁業の漁場の維持及び開発が図られるよう「漁業協定数の維持・増大」を指標とする。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保

・現状値及び算出方法

水産基本計画による平成24年度の自給率目標値から関係漁業生産量の平成18年度の自給率目標値を推計し、これを平成18年度の政策目標値とした。

達成状況の計算方法

$$\text{達成率} = (\text{3年間 (H16、17、18) の実績値の平均値} - \text{H13基準値}) \div (\text{H18目標値} - \text{H13基準値}) \times 100 (\%)$$

つくり育てる漁業の関係漁業生産量については、自然条件や価格形成等の外部的要因に左右されやすく、年ごとの増減幅が大きすぎることから、関係漁業生産量の実績値については、3ヶ年平均値を用いている。

H13基準値：1,904千トン（H13速報値）

目標 資源回復計画の着実な実施（漁獲努力量削減実施計画の早期策定）

・現状値及び算出方法

- ・当該年度（1～12月）に策定された資源回復計画数及び
 - ・当該年度（1～12月）に策定された資源回復計画に基づく漁獲努力量削減実施計画数（但し、資源回復計画策定後、半年以内に策定された漁獲努力量削減実施計画に限る）
- から算出する。

達成状況の計算方法

$$\text{漁獲努力量削減実施計画の早期策定 (半年以内) 達成率} = B / A \times 100$$

A：その年の（1～12月）に策定された資源回復計画数

B：Aに基づき策定された漁獲努力量削減実施計画数（但し、資源回復計画策定後、半年以内に策定された漁獲努力量削減実施計画に限る）

目標 国際機関による管理対象魚種および漁業協定数の維持・増大

・現状値及び算出方法

国際漁業機関による資源管理対象魚種数については、平成17年度の現状値75魚種を、漁業協定数については、平成17年度の現状値49協定を、それぞれ目標とする。

我が国が締結している多国間漁業協定の数 15協定

ICCAT（大西洋まぐろ類保存国際条約）、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類条約）等。

我が国が締結している二国間漁業協定の数 34協定

政府間協定：ロシア、中国、韓国、キリバス等。

民間協定：ロシア、ミクロネシア連邦、フィジー等。

計 49協定

上記の49協定の枠組みにより、漁獲可能量、操業水域及び操業期間等の資源管理措置を実施し、管理を行っている対象魚種の数。

具体的には、スケトウダラ、クロマグロ、ミナミマグロ、シロナガスクジラ、シロザケ、ベニザケ等。

75魚種

達成状況の判定方法：目標値を上回るときは達成、その他のときは未達成とする。

実績評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

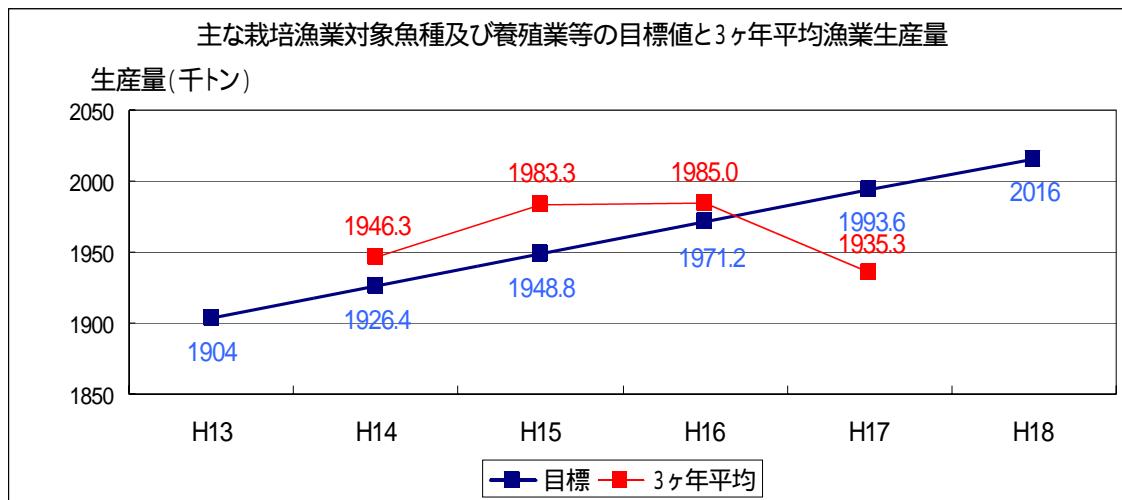
目標値 主な栽培漁業対象魚種および養殖業等の生産量の確保

(単位:千トン)

		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年 (概数値)	平成17年 (速報値)	平成18年	平成18年 (目標値)
海面養殖業		1,256	1,333	1,251	1,215	1,211		1,289
海面漁業	サケ・マス類	221	235	287	259	246		238
	ヒラメ	7	7	6	6	6		8
	マダイ	15	16	15	15	15		16
	クルマエビ	1	1	1	1	1		2
	ガザミ類	4	3	3	3	3		3
	アワビ類	2	2	2	2	2		3
	ホタテガイ	291	307	344	314	287		325
	小計	541	571	658	600	560		595
計		1,797	1,904	1,909	1,815	1,771		1,884
内水面養殖業		56	51	50	46	42		60
内水面漁業		62	61	60	60	54		72
計		118	112	110	106	96		132
合計		1,915	2,016	2,019	1,920	1,867		2,016

資料:漁業・養殖業生産統計年報

- 注1) 内水面養殖業及び内水面漁業については、平成13年以降、調査の対象が養殖業では全魚種から主要4魚種へ、漁業では全河川・湖沼から主要148河川・28湖沼へ、それぞれ削減（ただし、漁業センサス年次は、全数調査を実施）されており、平成12年以前とのデータの連続性はない。
- 注2) 海面漁業における漁場造成（増殖場造成等）による増産効果については、魚種毎の増産数量を算出することが困難なことから目標値に含めていない



資料:漁業・養殖業生産統計年報より

目標値 資源回復計画の着実な実施（漁獲努力量削減実施計画の早期策定）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
A: その年(1月~12月)に策定された資源回復計画数	4	9	

B : Aに基づき策定された漁獲努力量削減実施計画数
(資源回復計画策定後、半年以内に策定された漁獲努力量削減実施計画数)

3

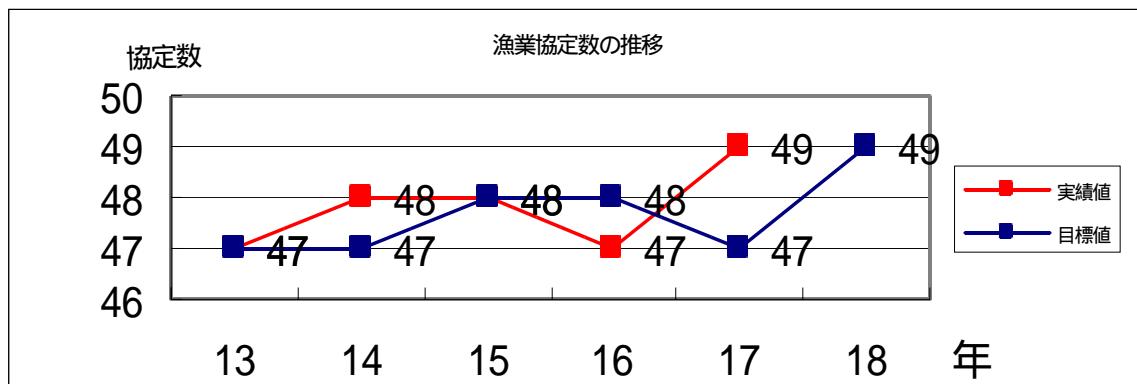
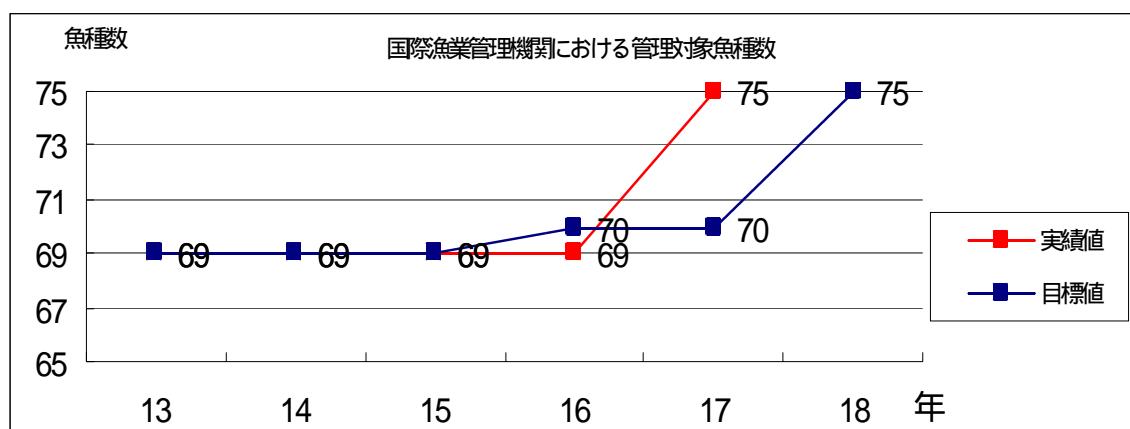
6

(用語説明)

資料：水産庁調べ

1. 資源回復計画：我が国周辺水域において、緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種について減船・休漁等を含む漁獲努力量の削減等の資源回復措置を、期間を定めて講じることにより、資源の早急な回復を図る計画
2. 漁獲努力量：海洋生物資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量（操業日数、漁船隻数、漁具数など）

目標値　　国際漁業機関による管理対象魚種および漁業協定数の維持・増大



資料：水産庁調べ

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 価 結 果
目標 主な栽培漁業対象魚種および養殖業等の生産量の確保	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 本年度の目標値 2,016千トン 本年度の実績値 達成状況 達成ランク 基準値 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 改善・見直しの方向 </div>
目標 資源回復計画の着実な実施（漁獲努力量削減実施計画の早期策定）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 本年度の目標値 100% 本年度の実績値 達成状況 達成ランク 基準値 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 改善・見直しの方向 </div>
目標 國際機関による管理対象魚種および漁業協定数の維持・増大	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 本年度の目標値 75魚種、49協定 本年度の実績値 達成状況 達成ランク 基準値 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 改善・見直しの方向 </div>

改善・見直しの方向

総合的な所見
(各局政策評価
担当課長)

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】

実績評価(政策手段シート)

政策分野	水産物の安定供給の確保
------	-------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
主な栽培漁業対象魚種および養殖業等の生産量の確保	漁業資源調査等委託費のうち 有明海環境改善技術開発事業費	水産物の安定供給の確保を図るために、漁業者等からの意見を聞いた上で二枚貝資源の生産回復に資する海域環境改善技術の現地実証を実施。	有明海の特性に対応し、二枚貝資源の生産回復に資する海域環境改善技術の開発	-	400	
	藻場資源調査等推進事業費	現在の藻場資源の状態を資源量として把握するとともに、我が国漁業資源の回復に資する藻場資源を適正に維持・管理していくために必要な藻場資源評価手法の検証を実施。	-	-	150	
	大型クラゲ発生源水域における国際共同調査費	中国・韓国と連係した国際枠組みの中で、大型クラゲの発生源及び隣接水域の共同調査、科学者による国際シンポジウムの開催、科学的な発生源の特定と発生・出現過程の解明を通じて、大型クラゲの早期対策技術の確立と徹底・普及を図る。	-	-	300	
	水産業振興事業委託費のうち 生育環境が厳しい条件下における増養殖技術開発事業費	水産物の安定供給の確保を図るために、沖ノ鳥島において、水産動植物の生育環境となっているサンゴ礁の調査を実施、サンゴの増養殖技術を開発。	-	-	300	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		漁場環境保全調査等委託費	水産物の安定供給を図るため、漁場環境における化学物質や重金属等の魚介類への蓄積実態や影響をより詳細に把握するための調査・研究を実施し、消費者及び生産者にわかりやすい情報の提供 等。	有害物質の魚介類への蓄積状況の把握	311	
		漁場環境保全調査研究等事業費	水産物の安定供給を図るため、赤潮等による漁業被害防止対策、漁場環境保全方針の策定等を実施 等。	・漁業被害の防止・軽減、 ・漁業資源量及び生産量の増加等による良好な漁場環境の保全 等	222	
		漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業費	水産物の安定供給の確保を図るため、漁場環境の改善、水産資源の持続的利用に係る技術開発を実施。実用化、実事業への反映。	漁場環境の改善や資源の持続的利用を図るための行政課題に対応した新技術の開発	184	
		内水面漁業振興対策事業	食料の安定供給のため、近年、内水面漁業で生態系に悪影響を及ぼしているブルーギル等の外来魚の繁殖抑制技術やカワウによる稚魚放流の捕食防止技術の開発等。	・外来魚による漁業への影響の軽減 ・カワウによる漁業対象種に対する食害の軽減	72	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		水産業振興事業地方公共団体委託費	水産物の安定供給を図るため、赤潮による漁業被害防止対策を実施 等。	・漁業被害の防止・軽減、 ・漁業資源量及び生産量の増加等による良好な漁場環境の保全	39	
		水産業振興事業民間団体委託費のうち 増養殖機能等実証調査事業費	貝殻等水産系副産物のリサイクルの推進を図るため、貝殻の増養殖場の造成への活用について技術開発や実証試験を行うとともに、水産資源の回復を図るため、漁港施設が有する生物育成機能を向上させる改良手法等について調査検討を行い、ガイドラインを作成。	・貝殻を有効活用したつくり育てる漁業の推進による持続的な水産業の発展 ・漁港施設を資源回復に有効活用することで持続的な水産業の発展に貢献	62	
		内水面漁業振興対策事業	食料の安定供給のため、近年、内水面漁業で生態系に悪影響を及ぼしているブルーギル等の外来魚の繁殖抑制技術やカワウによる稚魚放流の捕食防止技術の開発等。	・外来魚による漁業への影響の軽減 ・カワウによる漁業対象種に対する食害の軽減	36	
		ブランド水産物確立総合対策事業費	食料の安定供給のため、ナリ色落ちなどにより利用されていない養殖海藻類の再利用技術の開発。	色落ちのりの飼料等有効利用の拡大	30	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		有明海等漁業関連情報提供事業費	主な栽培漁業対象種及び養殖業等の生産量の確保を図るため、有明海・八代海に設置されている既存ブイのネットワーク化等を推進し、有明海等における広域漁場環境監視システムの構築、海域情報を含めた漁業関連情報の収集・解析とデータベースの拡充、漁業者等に対する漁業関連情報の提供、より正確なデータベースを構築するため海域環境等に関する補完調査を実施。	-	27	
		漁場環境保全調査等委託費	栽培漁業対象魚種等の生産力確保のため、これら魚種の幼稚魚育成場・産卵場であるアマモ場の維持・造成のための調査等の実施等。	生物多様性に配慮したアマモ造成ガイドラインの作成	160	
		水産業振興事業費補助金のうち ノリ養殖業高度化促進事業費	・食料の安定供給のため、生産から出荷・流通に至るノリ養殖システムを改革し、コスト削減や付加価値向上に資する新しい技術・システムを開発、普及。 ・食料の安定供給のため、諸外国に対する我が国のノリ養殖業の品質面、技術面での競争力を確固とする基礎となる、優良な特性を有する株の選定、利用の促進。	-	120	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		水産業振興民間団体事業費補助金のうち 水産増養殖等振興対策費	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の安定供給のため、地域の特性に即した養殖水産物のブランド化を促進するため、啓発普及対策の実施及び養殖生産の省力化・合理化の技術開発。 ・食料の安定供給のため、国産ウナギのブランド化の推進や日本、中国、台湾のウナギ生産者の交流を促進する取り組み等を実施。 ・食料の安定供給のため、内水面漁業・養殖業の被害防止に向けた緊急的・広域的なカワウ・外来魚の防除対策を実施 ・食料の安定供給のため、栽培漁業対象魚種の海域レベルでの適地種苗放流や効率的ななさけ・ます資源の造成を推進する取組を実施 	水産基本計画に基づく海面漁業等の生産量の増加	1,095	
		漁場環境保全対策等事業費	水産物の安定供給を図るため、原因者不明の油濁被害対策、流域環境保全活動等を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業被害の防止・軽減 ・漁業資源量及び生産量の増加等による良好な漁場環境の保全 	126	
		漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業費	水産物の安定供給の確保を図るため、漁場環境の改善、水産資源の持続的利用に係る各種技術開発を行い、実海域等における適合可能性や効果等を検証する実証事業の実施。	産学官の連携によって行政課題に対応した新技术の開発	170	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	強い水産業づくり交付金のうち 資源増養殖目標	食料の安定供給のため、資源回復計画の対象種等の種苗生産に必要な施設、サケ・マス資源の効率的な造成等に必要な施設及び内水面における生物生息環境の改善、水産資源の増養殖に必要な施設等の整備。		水産基本計画に基づく海面漁業等の生産量の増加	11,823の内数	
	資源増養殖目標	新潟県中越地震により被災した錦鯉生産地における養殖業の振興を図るために、飼育状況等指導調査、生産設備等緊急対策及び生産体制再構築等の推進の実施を支援		水産基本計画に基づく海面漁業等の生産量の増加	11,823の内数	
	(独)水産総合センター試験研究・技術開発勘定運営費交付金	水産物の安定供給と水産資源の持続的な利用の確保を図るため、農林水産大臣から示された「中期目標」に対する「中期計画」の達成と、水産に関する総合的な試験・研究等及び技術の向上を実施。		中期目標の達成	14,481	
	(独)水産総合センター海洋水産資源開発勘定運営費交付金	水産物の安定供給と水産資源の持続的な利用の確保を図るため、農林水産大臣から示された「中期目標」に対する「中期計画」の達成と、水産に関する総合的な試験・研究等及び技術の向上を実施。		中期目標の達成	2,916	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		(独)水産総合研究センター施設整備費補助金	水産物の安定供給と水産資源の持続的な利用の確保を図るため、農林水産大臣から示された「中期目標」に対する「中期計画」の達成と、水産に関する総合的な試験・研究等及び技術の向上を実施。	中期目標の達成	1,607	
		水産基盤整備調査費 (水産基盤整備調査費補助を含む。)	栽培漁業対象魚種、養殖魚種等の生産力確保のため、藻場・干潟の効率的かつ効果的な造成、漁港区域内の環境の改善に資する調査を実施。	概ね10年後を目途に、漁業生産量を概ね37万トン増産させること、生産流通の機能の高度化を実現	823	
		水産物供給基盤整備事業費補助(直轄特定漁港漁場整備事業費を含む。)	国民に対して良質な水産物を安定的に供給するため、安全で効率的な水産基盤の拠点整備や漁場の整備を実施。	概ね10年後を目途に、漁業生産量を概ね37万トン増産させること、生産流通の機能の高度化を実現	125,083	
		水産資源環境整備事業補助	資源の回復を図るため、水産資源の生息環境となる漁場等の積極的な保全・創造を実施。	概ね10年後を目途に、漁業生産量を概ね37万トン増産させること	3,593	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		水産資源保護法	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたつて維持することを目的。	-	-	
		持続的養殖生産確保法	漁協等による養殖漁場の改善を促進及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることを目的。	-	-	
		漁業法	漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図るため、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者等を主体とする漁業調整機構の運用によって、水面を総合的に利用する。	-	-	
		沿岸漁場整備開発法	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずることを目的。	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		海洋水産資源開発促進法	漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資するため、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進する。	-	-	
		漁港漁場整備法	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図る。	-	-	
		(独)水産総合研究センター法	独立行政法人水産総合研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	-	-	
		水産研究・技術開発戦略	水産試験研究・技術開発の重点化方向及びこれらを強力に推進するための推進方策を明示。	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		所得税・法人税	栽培基金等に対する負担金の損金算入	-	-	
資源回復計画の着実な実施(漁獲努力量削減実施計画の早期策定)	漁業調整委員会等交付金	資源回復計画の着実な実施のため、漁業調整委員会等の運営に必要な経費を交付。	水面の総合的な利用、水産資源の保護培養等の水産資源の適切な管理	-	192	
	事務費うち 指導監督及び取締費	水産資源の適切な保存及び管理措置の実効を確保するため、外国漁船等に対する漁業取締を実施し、違法な操業及び漁具の設置・流出を抑制。	-	-	10,090	
	漁業資源調査等委託費のうち 我が国周辺水域資源調査等推進事業費	水産物の安定供給を図るため、水産資源の動向を的確に把握し、科学的知見に基づく資源評価を実施。	-	-	1,707	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		資源管理体制・機能強化等総合対策費	安定供給確保のため、TAC報告及びTAE報告に係る機器整備及びTACの中期的な管理方針を策定するための調査を実施。	資源回復計画の着実な実施(漁獲努力量削減実施計画の早期策定)	280	
		強い水産業づくり交付金のうち 資源管理目標	安定供給確保のため、沿岸水域の海洋調査、資源回復計画の策定等に必要な漁業者協議会の運営及び質・コストの改善への取組を実施し、都道府県計画の作成及び漁業調整委員会等による実態調査等への支援を実施。	資源回復計画の着実な実施(漁獲努力量削減実施計画の早期策定)	11,823の内 数	
		水産業振興事業費補助金のうち 資源回復等推進支援事業費補助金	漁獲努力量削減実施計画等に基づく当該年度の漁獲努力量等の削減を確実に実施するため、減船・休漁等に対する支援を実施。	資源回復計画に基づく当該年度の漁獲努力量削減実施計画達成率等 100%	1,538	
		資源管理体制・機能強化総合対策費	安定供給確保のため、漁業者協議会の運営、漁獲可能量の適切な管理のための調査、資源回復計画の普及・啓発等への取組を支援。	資源回復計画の着実な実施(漁獲努力量削減実施計画の早期策定)	49	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	水産業振興民間団体事業費補助金のうち 水産情報提供の整備 推進事業費	水産資源の持続的利用の確保を図るため、精度の高い水産資源情報を迅速に提供する体制を整備する	-	-	36	
	海洋生物資源の保存および管理に関する法律	排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、漁業の発展と水産物の供給の安定を目的とする。	-	-		
	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律	排他的経済水域における、外国人の漁業等に関する主権的権利の行使等を行う。	-	-		
	外国人漁業の規制に関する法律	外国人が漁業に関してする我が国の水域の使用の規制について必要な措置を定める。	-	-		
	漁船法	漁業の合理的発展のため、漁船を許可制度及び登録制度により管理し、かつ、漁船に関して、検査及び試験を行い漁船の性能の向上を図る。	-	-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		漁業法	漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図るため、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者等を主体とする漁業調整機構の運用によって、水面を総合的に利用する。	-	-	
		海洋水産資源開発促進法	漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資するため、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進する。	-	-	
		(独)水産総合研究センター法	独立行政法人水産総合研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	-	-	
		水産研究・技術開発戦略	水産試験研究・技術開発の重点化方向及びこれらを強力に推進するための推進方策を明示。	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大	漁業協定等実施費補助金	水産物の安定供給を図るため、我が国漁船の漁場の確保を図る必要があり、このために必要な海外漁場に関する国や機関の漁業情報の収集・分析等を行うとともに、韓国・中国等との間の民間協定等の締結等に対し支援。	・国際漁業機関による資源管理対象魚種数の維持・増大 ・漁業協定数の維持増大	87		
	政府開発援助国際漁業振興協力事業委託費	水産物の安定供給のため、我が国漁船の漁場を確保する必要があり、このために必要な途上国における水産協力に関する調査等を実施。	漁業協定数の維持・増大	44		
	政府開発援助国際漁業振興協力事業費補助金	水産物の安定供給のため、我が国漁船の漁場を確保する必要があり、このために必要な途上国における水産技術協力等を実施。	漁業協定数の維持・増大	1,273		
	政府開発援助国際連合食糧農業機関等拠出金(国際部計上)	水産物の安定供給を図るため、各国際漁業機関へ資金を拠出することにより、国際資源的な水産資源の管理を推進。	・国際漁業機関による資源管理対象魚種数の維持・増大 ・漁業協定数の維持・増大	377		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		国際捕鯨委員会等分担金	水産物の安定供給を図るため、国際捕鯨委員会など各種国際機関への分担金拠出により、国際的な水産資源の管理、海外漁場の確保を推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際漁業機関による資源管理対象魚種数の維持・増大 ・漁業協定数の維持増大 	357	
		漁場資源調査等委託費のうち 責任ある国際漁業推進事業費	国民に対し、良質な水産物を安定的に供給するため、適切な資源管理の実現に必要な科学的知見の収集や、IUU(違法・無報告・無規制)漁業排除のため強力な対策を総合的に実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際漁業機関による資源管理対象魚種数の維持・増大 ・漁業協定数の維持・増大 	728	
		国際資源対策推進事業費	水産物の安定供給を図るため、公海等で漁獲される国際漁業資源の調査等を実施し、国際的な資源管理体制の確立を推進。	-	1,029	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		海洋水産資源開発費補助金	限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用を確保するため、適切な鯨類資源管理方式の開発に資するため、鯨類捕獲調査を通じて必要な科学的情報の収集を行い、商業捕鯨の早期再開を目指す。	商業捕鯨モラトリアムの撤回による商業捕鯨の再開及び適切な鯨類資源管理の実施	541	
		責任あるまぐろ漁業実践推進調査費	国民に対し、良質な水産物を安定的に供給するため、輸入まぐろの実態調査等を行い、IUU(違法・無報告・無規制)便宜置籍漁船の廃絶を推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際漁業機関による資源管理対象魚種数の維持・増大 ・漁業協定数の維持・増大 	16	
		水産業振興民間団体事業費補助金のうち 責任あるまぐろ漁業実践推進事業費	国民に対し、良質な水産物を安定的に供給するため、IUU(違法・無報告・無規制)漁業対策の推進及び海亀等の混獲回避操業形態のモデル化・普及、環境調和型まぐろ漁業の普及啓発。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際漁業機関による資源管理対象魚種数の維持・増大 ・漁業協定数の維持・増大 	23	

政策評価結果書（案）

平成 年 月 日

実績評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	水産業の健全な発展		
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：水産庁企画課 関 係 課：水産庁水産経営課、加工流通課、漁業保険管理官、沿岸沖合課、遠洋課、研究指導課、計画課、防災漁村課		
政策分野の全体 の目指す姿	国民に対する水産物の安定供給の観点から、水産業全体を食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図っていく。		
重点的に取り組むべき課題 (課題ごとに目指すべき姿)	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ	
水産業の健全な発展を図る上で重要な要素としては、主に漁業の健全な発展と漁村の振興であり、その中で、以下の課題に対し、重点的に取り組む。	<p>新規漁業就業者数の確保 目標年次：毎年度 目 標 値：1,500人</p> <p>漁業経営改善計画の認定者数の確保 目標年次：平成18年度 目 標 値：375経営体</p> <p>消費地と産地の価格差の縮減 目 標 値：4.00倍以内確保 目標年次：毎年度</p>	<p>大日本水産会調べ</p> <p>水産庁調査（業務資料）</p> <p>水産庁調査（業務資料）、小売物価統計年報及び家計調査年報</p>	
1. 厳しい漁業経営を反映し、就業者が減少傾向を示している現状に歯止めをかける観点から、担い手対策の重点的な課題として、新規就業者の確保を図る。	<p>新規漁業就業者数の確保 目標年次：毎年度 目 標 値：1,500人</p> <p>漁業経営改善計画の認定者数の確保 目標年次：平成18年度 目 標 値：375経営体</p> <p>基準：平成14年度67経営体</p> <p>目標：平成18年度375経営体</p>		
2. 国民の需要に即した事業活動が行われ、将来にわたって収益が安定し、継続的に漁業活動を行い得る漁業経営体の育成を図る必要があることから、平成18年度までに、漁業経営改善制度による漁業経営改善計画の認定者数375経営体を目指す。	<p>新規漁業就業者数の確保 目標年次：毎年度 目 標 値：1,500人</p> <p>漁業経営改善計画の認定者数の確保 目標年次：平成18年度 目 標 値：375経営体</p> <p>基準：平成14年度67経営体</p> <p>目標：平成18年度375経営体</p>		
3. 漁業者は、再生産が可能となる魚価を望み、消費者は、新鮮でかつ安価な魚を望んでおり、この相反する課題に対応するため、中間コストを削減するなどにより、産地と消費地の価格差の縮減を図る。	<p>新規漁業就業者数の確保 目標年次：毎年度 目 標 値：1,500人</p> <p>漁業経営改善計画の認定者数の確保 目標年次：平成18年度 目 標 値：375経営体</p> <p>基準：平成14年度67経営体</p> <p>目標：平成18年度375経営体</p>		

4. 条件不利地に立地する漁村の生活環境の改善を図るため、平成18年度までに汚水処理人口普及率を小都市並の40%とするとともに、高潮等の自然災害からの防災機能を高めるため、平成19年度までに安全性が確保されていない漁村の面積を5千haに削減することにより、漁業の生産基盤でもある漁村の振興を図る。

汚水処理人口普及率
目標値：40%
目標年次：平成18年度

水産庁調査（業務資料）

基準：平成11年度18%
目標：平成18年度40%

津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減

目標値：5千haに削減
目標年次：平成19年度

平成18年度目標値：5.2千haに削減

基準：平成14年度約6千ha
目標：平成19年度5千ha

水産庁調査（業務資料）

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	水産基本計画 第1の2 水産業の健全な発展 第3の2 (1) 効率的かつ安定的な漁業経営の育成 （3）人材の育成及び確保 （5）水産加工業及び水産流通業の健全な発展 （10）漁村の総合的な振興
目標年度	平成24年度
目標値	食用魚介類自給率 65%

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

国民に対する水産物の安定供給の観点からは、漁業はもちろんのこと水産加工業等を含む水産業全体を国民に対し、水産物を供給することを使命とする食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図っていかなければならない。

また、漁村は、漁業者を含めた地域住民の生活の場であり、水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たしている。それが将来にわたって十全に發揮されることが確保されるよう、漁村の振興が図られなければならない。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

水産業の健全な発展にとって重要な要素としては、主に漁業の健全な発展と漁村の振興が重要であり、その中で、重点的に取り組むべき課題としては、効率的かつ安定的な漁業経営の育成や担い手の確保、適正な魚価の確保、生活環境等の確保がある。

このような背景の中で、水産業の健全な発展という政策課題に対し、適切に施策が機能しているかを評価する場合の指標として、

全国的に漁業就業者の高齢化が進むとともに、若い漁業者が減少しており、国民に対する水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図るために、将来の漁業を担うに足りる能力を備えた人材の効率的かつ安定的な確保が重要である。

水産基本計画では、漁業就業者全体の約9割を占める沿岸漁業就業者数の展望について、すう勢では平成12年の沿岸漁業漁業就業者数は22.1万人に対し、平成24年は10.7万人まで減少するが、政策努力により8千人増加し11.5万人を確保するとしている。

従って、漁業就業者の減少に歯止めをかける観点から、新規就業者の確保については、平成12年の新規就業者が1,370人であることを勘案して「新規漁業就業者数1.5千人／年の確保」

効率的かつ安定的な漁業経営の育成については、国・都道府県の助言等の下に、漁業者が、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることを目的として漁業経営改善計画が策定されることから、「漁業経営改善計画の認定者数の確保」

魚価の面から見れば、漁業者は高く、消費者は安くという相反することが求められている。この課題に対応するためには、零細な産地市場の統廃合による取扱い単位の増大や、消費地市場を経由しない流通を行うこと等により、中間コストを削減し、産地価格と小売価格の差を縮める必要があることから、「消費地と産地の価格差を4倍以内の確保」

漁業活動の基盤である漁村の総合的な振興の観点から、小都市（10万人規模）と比べ立ち後れている生活環境の向上を図るために、平成18年度までに「汚水処理人口普及率40%」

厳しい自然環境に立地している漁村の防災機能の向上を図るため、平成19年度までに「津波高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積を5千haに削減」

を目標にすることにより、水産業の健全な発展という政策課題に対する一定の評価ができると考える。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 新規漁業就業者数の確保目標

・現状値及び算出方法

新規就業等に関する近年（平成8年以降）の環境について整理すると、以下のとおりとなっている。

我が国の人囗の推移については、平成13年の総人囗は平成8年度対比で101.1%であるのに対し、15歳～19歳階級は89.2%、20歳～24歳階級は83.6%となっており、これら新規就業者の母体となる階級が減少している。

中学高校の卒業者数及び就業者数については、平成8年以降、減少傾向が続いている。更に就職率は平成8年の12.4%に対し、平成13年は9.5%となっている。

産業種類別の就業者数については、総数が微減傾向で推移している中、構成比を見るとサービス業が増加しており、農林業は減少傾向、漁業は横ばいとなっている。

全世帯の所得が減少傾向にある中、新規就業者の受け皿となる漁家の所得については、平成11年で農家対比で78.8%、全国勤労者対比で96.7%となっている。

一方、水産基本計画策定の際に検討し取りまとめた「沿岸漁業の生産構造の展望について」においては、沿岸漁業就業者数について平成12年の22.1万人が平成24年にはすう勢値で10.7万人、政策努力による展望値で11.5万人と推計しており、平成24年までに、展望値の就業者を確保するためには、新規就業者の増加と青年層の離職者の減少を図る必要がある。

このように、新規就業者の母体となる人口の減少、中学・高校の卒業生及び就業者の減少といった新規就業者確保の前提条件の悪化、産業別就業者数に占めるサービス業の割合の高まり、他産業に比べて低い漁家所得の水準等、漁業への新規就業者を確保する上では厳しい環境の下、新規就業者の目標値については、平成10年からの新規就業者数の動向（下表参照）を踏まえ、現状の1,370人の約1割増の1,500人を平成14年度以降確保することとする。

	平10	平11	平12	平13
新規漁業就業者数（人）	1,210	1,280	1,370	1,370
内訳 a 新規学卒就業者	630	640	595	585
b 離職転入者	580	640	775	785
a + b のうち 新規参入者	190	130	230	190

農林水産情報（新規参入者とは新たに漁業経営を開始した経営の責任者、

平成13年は平成12年6月から13年5月までの間の値：農林水産省）

達成状況の計算方法

$$\text{達成率} = \text{当該年度の新規就業者数} \div \text{目標値 (1,500)} \times 100 \%$$

目標 漁業経営改善計画の認定者数

・現状値及び算出方法

平成14年度新規認定者数 ・・・ 67経営体

平成15年度以降の新規認定者数については、67経営体の15%増を見込んで、年間の認定件数目標を67経営体 + (67経営体 × 15%) = 77経営体に設定する。

これにより、平成17年度の目標値は298経営体、平成18年度の目標値は375経営体とする。

達成状況の計算方法

$$\text{達成率} = \frac{\text{当該年度の漁業経営改善計画の新規認定経営対数(累計)}}{\text{目標値}} \times 100 \%$$

目標 消費地と産地の価格差の縮減

・現状値及び算出方法

- ・対象とした魚種は、消費量が多く、かつ産地及び小売ともに比較するデータが収集可能なメバチ、マアジ、マイワシ、カツオ、マガレイ、マサバ、サンマ、マダイ、ブリ、スルメイカの10種類。
- ・産地価格については、魚種毎に鮮魚用、加工用、餌料用の用途別に産地市場における取引価格を調査し、このうち小売価格との比較として妥当な鮮魚用価格を使用（水産庁委託調査）。
- ・消費地価格については、小売物価統計年報より、産地から離れておりかつ最も大きな消費地である東京都区部での小売価格を使用。対象とした魚種のうち、メバチ、カツオ、ブリ、イカの小売価格は切り身のものであるため、食品成分分析表を参考に各魚種の利用率（イカは75%、その他は60%）で補正。他の6魚種は漁獲されたままの魚の価格であるため、補正せず使用。
- ・魚種毎に小売価格 / 産地価格を算出し、各魚種の価格差を魚種毎の東京都区部での購入量（家計調査年報）で加重平均し、水産物全体の消費地と産地の価格差とした。

・このような手法で算定した近年の価格差は以下のとおりとなる。

価格差	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
単年	4.31	4.60	4.17	4.33	5.37	3.61	4.24
直近3ヵ年平均			4.36	4.36	4.62	4.44	4.41

- ・価格差は、需給の影響により産地価格が比較的大きく変動するため、目標値を単年度の値で設定することは適当でないため、各年度毎に直近3ヵ年の平均値を実績値として評価することとする。
- ・消費地価格と産地価格との差は、本来は付加価値でありその一部に中間流通コストが含まれていると認識すべきであるが、コスト自体を全国的な実態について網羅的かつ継続的に算定することは現実には困難であり、また、多くの流通関係事業者は販売収入に占める利潤の割合はわずかであり価格差の縮減をもってコストが縮減されたと考えられることから、価格差で代替して評価を行うこととした。
- ・また、価格差を「小売価格 - 産地価格」の絶対値で算定した場合は、高付加価値化による絶対値の拡大を否定的に評価することとなり、これを避けるため、「小売価格 / 産地価格」の相対値で算定することにより、高付加価値化が進む過程でも中間流通コストが小売価格の中で相対的に縮減されたかどうかの評価を可能としている。
- ・算定に必要なデータが入手できる平成11年以降では、平成16年の単年度のみが4倍を下回っていることから、当面は4倍を安定的に下回ることが現実的な目標と考えられるため、直近3ヵ年平均で算定された平成17年の実績値4.41倍に対し、目標値は4.00倍以内確保（毎年度）とする。
- ・流通・小売関係者によれば、零細な産地市場の統廃合による取扱い単位の増大や、消費地市場を経由しない流通を行うことにより、個々の事業者の範囲では明らかに中間流通コストは縮減するとのことであり、このような流通改善が全国に波及するような支援策を講じることにより、価格差を縮減させることは可能と考えられる。

達成状況の判定方法

目標値を下回るときは達成、その他のときは未達成とする。

目標 漁業集落排水施設による汚水処理人口普及率の向上

・現状値及び算出方法

平成14年3月に策定された漁港漁場整備長期計画の目標（平成23年度までに汚水処理人口普及率を小都市並みの概ね6割にする）に基づき、平成14年度において27%であった漁業集落排水施設による汚水処理普及率を、概ね6割に至る過程として、平成18年度までに40%程度とする。

汚水処理普及率 = 漁業集落排水施設による処理人口 ÷ 漁業集落排水施設での整備予定箇所人口

達成状況の判定方法

達成率 = 当該年度の実績値 ÷ 当該年度の目標値 × 100 (%)

目標 津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減

・現状値及び算出方法

平成15年10月に策定された社会資本整備重点計画の指標（津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積を約15万ha(H14) 約10万ha (H19) にする）を参考に、漁村においても平成19年度までに約1,000ha削減して約5,000haとする。

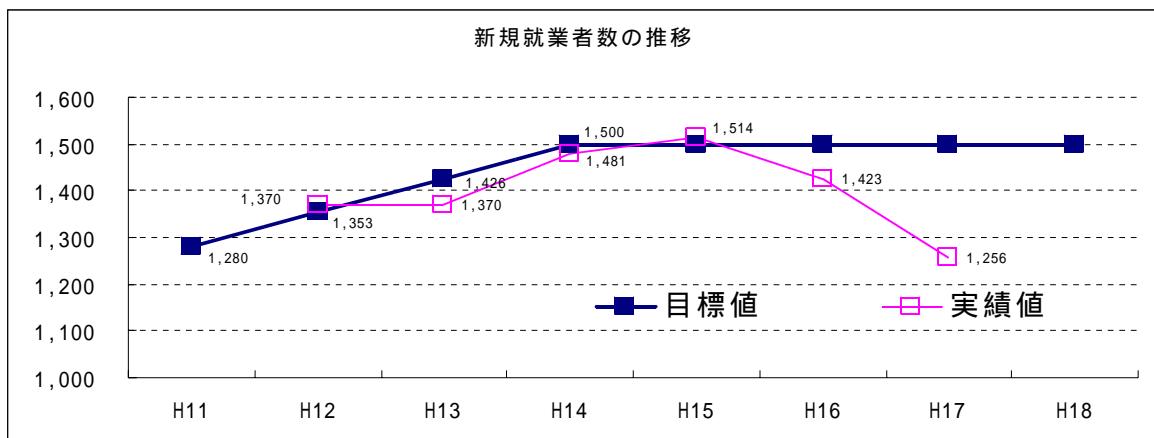
達成状況の判定方法

達成度 = (基準値 - 今年度実績値) ÷ (基準値 - 今年度目標値) × 100 %

実績評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

目標値 新規就業者数の推移

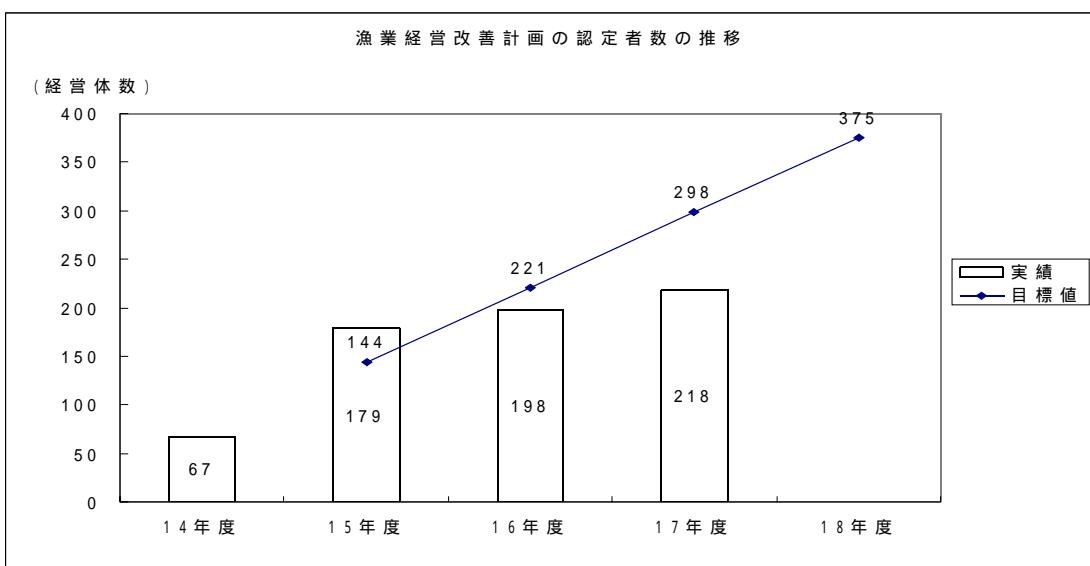


資料：農林水産省「農林漁業への新規就業者に関する情報収集」(H13)

農林水産省「新規就業者調査結果」(H14～15)、水産庁調べ (H16)、大日本水産会調べ (H17)

目標値

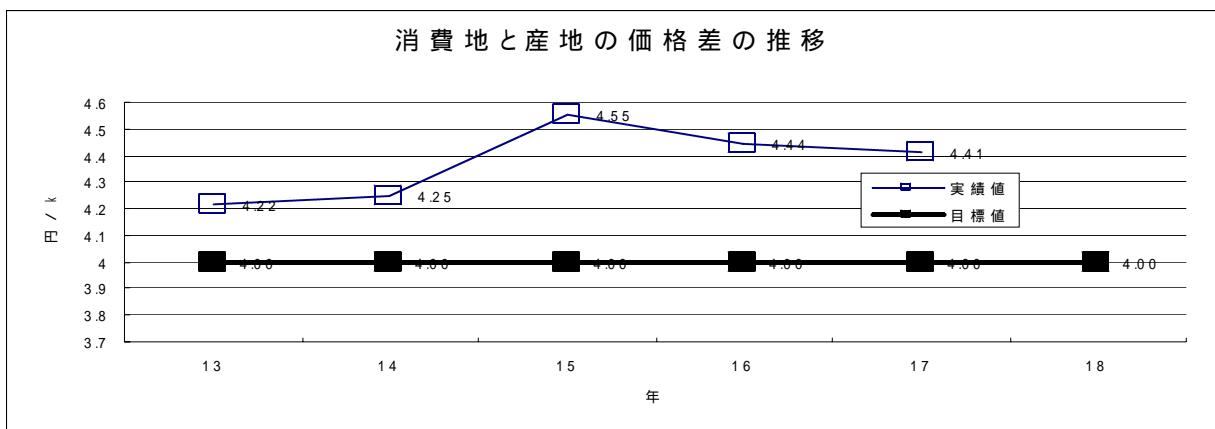
漁業経営改善計画の認定者数の確保



資料：水産庁調べ

目標値

消費地と産地の価格差の縮減



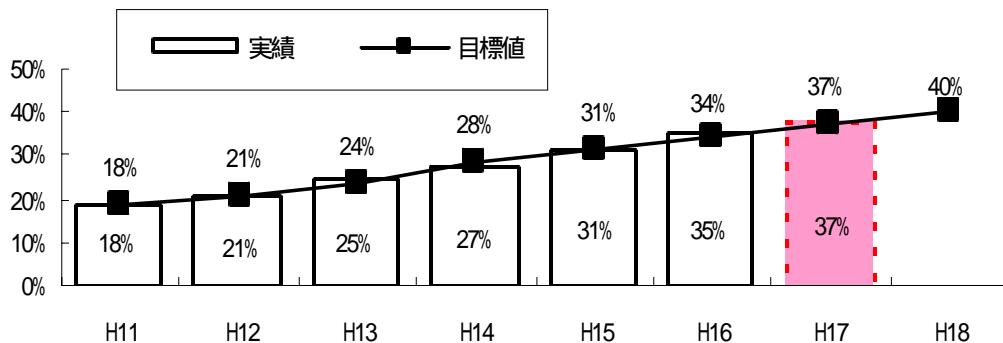
実績値は各年度ごとに3ヵ年平均値を用いて算出している

資料：水産庁調べ

目標値

汚水処理人口普及率

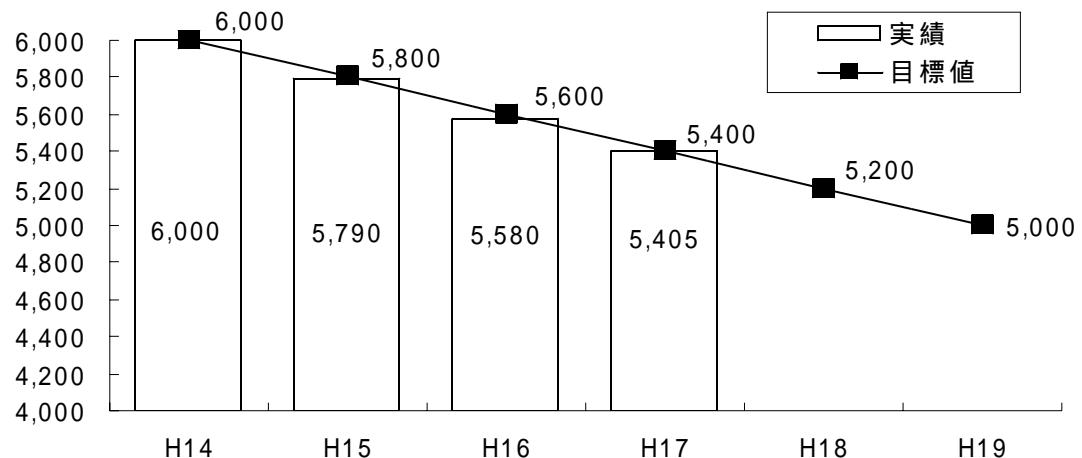
汚水処理人口普及率の推移



資料：水産庁調べ

目標値

津波・高潮等災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村面積の削減



資料：水産庁調べ

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 価 結 果
目標 新規就業者数の確保	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 1,500人</p> <p>本年度の実績値</p> <p>達成状況 達成ランク</p> <p>基準値</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>改善・見直しの方向</p> </div>
目標 漁業経営改善計画の認定者数の確保	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 累計375経営体（基準年からの通算）</p> <p>本年度の実績値</p> <p>達成状況 達成ランク</p> <p>基準値</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>改善・見直しの方向</p> </div>
目標 消費地と産地の価格差の縮減	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 4.00倍以内</p> <p>本年度の実績値</p> <p>達成状況 達成ランク</p> <p>基準値</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>改善・見直しの方向</p> </div>

	<p>改善・見直しの方向</p>
目標 汚水処理 人口普及率	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 40%</p> <p>本年度の実績値</p> <p>達成状況 達成ランク</p> <p>基準値</p> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p>
	<p>改善・見直しの方向</p>
目標 津波・高潮による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 5.2haに削減</p> <p>本年度の実績値</p> <p>達成状況 達成ランク</p> <p>基準値</p> <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p>
	<p>改善・見直しの方向</p>

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】

実績評価(政策手段シート)

政策分野	水産業の健全な発展
------	-----------

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)				
新規漁業就業者数の確保	水産業振興事業委託費のうち 水産業振興型技術開発事業費	水産業の健全な発展に資するため、未利用資源の利用、漁船への地球温暖化対策技術の導入、ノリの遺伝子解析による品種改良のための技術開発等の実施。	水産業の競争力強化に資する研究、技術の開発	-	97	
	非係留型浮魚礁活用 省エネ総合試験事業費	水産業の健全な発展に資する省エネ・省コストに向けた漁業者の取組みを支援するため、小型漁船にも搭載可能な非係留型浮魚礁の開発及び我が国周辺水域における非係留型浮魚礁を用いたグループ操業を試験的に行う。	-	-	14	
	水産業振興事業民間団体委託費のうち 環境調和型漁船等創造 対策事業費	水産業の健在な発展に資するため、漁船漁業による環境負荷を低減するための漁具・漁法の開発及び漁船設計指針策定、漁船の安全性確保のための工学的なモデル解析及び操業安全指針策定等を実施。	-	-	33	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		水産業振興事業費補助金のうち 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業費	人材の育成及び確保等を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、全国漁業就業者確保育成センターの活動支援、福祉対策の推進、漁業者に対する研修、情報提供等、協業体・漁村女性等が行う経営改善の取組等への支援を実施。	新規就業者数 1,500人 / 年以上の確保	757	
		省エネルギー技術導入 促進事業費	省エネルギー技術を漁船に導入し、当該技術の実証・普及を短期集中的に行うとともに、衛星データと漁船からの実測データ等を用いた漁場探索効率化のための技術開発を実施。	-	1,023	
		沿岸漁業改善資金造成費補助金	沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)に基づき、都道府県が行う無利子貸付事業に必要な資金の造成に対し、政府が助成するものであり、当該無利子資金を沿岸漁業従事者等に融通することにより、担い手の育成及び確保等を推進。	沿岸漁業改善資金の貸付けについて、 経営等改善資金のうち、環境高度対応機関の導入348機 生活改善資金のうち 衛生施設の整備40件 青年漁業者等養成確保資金のうち、漁業経営開始資金 55件 を目標(H14年度貸付実績べ -ス)。	10	
		水産業振興民間団体事業費補助金のうち 水産業振興型技術開発事業	青色発光ダイオード集魚灯によるイカ釣り漁業のコスト削減の推進や漁獲物のブランド化等に関する技術開発。	水産業の競争力強化に資する研究、技術の開発	91	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		水産業改良普及事業交付金	沿岸漁業等の生産性の向上、漁家経営の改善等のため、水産業改良普及事業の安定的な実施を支援。	新規就業者数 1,500人 / 年以上の確保	91	
		(独)水産大学校運営費交付金	水産業の健全な発展とそれを担う人材の育成を着実に図るため、農林水産大臣から示された「中期目標」に対する「中期計画」の達成と、水産に関する学理及び技術の教授及び研究等を実施。	中期目標の達成	2,182	
		(独)水産大学校施設整備費補助金	水産業の健全な発展とそれを担う人材の育成を着実に図るため、農林水産大臣から示された「中期目標」に対する「中期計画」の達成と、水産に関する学理及び技術の教授及び研究等を実施。	中期目標の達成	637	
		(独)水産大学校船舶建造費補助金	水産業の健全な発展とそれを担う人材の育成を着実に図るため、農林水産大臣から示された「中期目標」に対する「中期計画」の達成と、水産に関する学理及び技術の教授及び研究等を実施。	中期目標の達成	2,059	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		沿岸漁業改善資金助成法	沿岸漁業従事者等が自主的に経営の改善等を図ることを促進するため、都道府県が行う無利子貸付事業に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展等に資することを目的とする。	-	-	
		(独)水産大学校法	独立行政法人水産大学校の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	-	-	
		(独)水産総合研究センター法	独立行政法人水産総合研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	-	-	
		水産研究・技術開発戦略	水産試験研究・技術開発の重点化方向及びこれらを強力に推進するための推進方策を明示。	-	-	
	漁業経営改善計画の認定者数の確保	水産業振興事業費補助金のうち 担い手代船取得支援 リース事業	中小漁業者の代船取得を支援するため、漁業者団体が実施する漁船リースについてリース料の一部を助成。	・借受者の漁業経営改善計画の目標達成率100% ・リース期間終了後の代船取得経費の自己信用力による調達率100%	355	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		中小漁業経営支援事業費	中小漁業経営の再生を図るため、経営のプロによる漁業経営改善・再建計画の策定指導等を実施する経営支援協議会運営に要する経費を助成。	・年間約200経営体の相談を受け付け、経営指導等を実施 ・うち漁業経営改善計画策定者の計画の目標達成率を100%	40	
		水産業振興民間団体事業費補助金のうち 中小漁業融資保証健全化対策費	役職員の資質向上のための全国研修会、不良債権解消のための協議会等を実施するため、その費用に対し助成を実施。	基金協会の長期延滞債権の減少 (18年度:55件、224,217千円)	32	
		漁協系統組織・事業改革促進事業費	組織再編と事業改革による事業基盤の拡充・強化を推進するとともに、漁協の機能を高度化するため、漁協系統が実施する取組を支援。	認定漁協数120漁協	91	
		強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	水産業生産基盤としての共同利用施設等を整備。	水産業の経営構造の改善(費用対効果の高い共同利用施設の整備等)	11,823の内数	
		中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金のうち 中小漁業関連資金融通円滑化事業費	無担保・無保証人に対する保証のリスクを軽減するため、基金協会が代位弁済を行った際の引当金等の積立てを国・県等で助成。	基金協会の保証引受額増加 (18年度:1,452億円の保証引受)	67	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		認定漁協資金融通円滑化事業費補助金	漁協が長期運転資金の融資を受ける際に必要となる、漁業信用基金協会の保証に対し国・県等で助成。	-	90	
		漁業経営維持安定資金利子補給等補助金	漁業者の経営の再建を図るため、融資機関が貸し付けた漁業経営維持安定資金等について都道府県等が行う利子補給に要する経費を助成。	融資枠(H17要求:80億円)の維持	18	
		漁業信用保険事業交付金	漁業者の保証料負担を軽減するため、(独)農林漁業信用基金に対して、漁業保証保険収支が均衡するよう必要な経費を交付。	対象となる漁業資金の融資円滑化(17年度:789億円分の保証引受の確保)	555	
		漁業近代化資金利子補給金	漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化を図るため、国による利子補給の措置。	融資枠(H17要求:20億円)の維持	2	
		漁業共済事業実施費補助金	事業の健全かつ円滑な運営を図り、漁業経営の安定に資するため、漁業共済組合の人件費を補助。	-	374	
		漁業共済事業業務費補助金	制度の健全な発展と地域経済の活性化を図るため、加入率の向上や漁業共済団体の合併に係る経費を補助。	漁業共済の加入率を平成20年度までに53%	182	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		漁業共済再共済金支払資金借入金利子交付金	漁業者に対する共済金支払いの遅延を防止するため、保険金の未受領額に相当する借入金に係る利子相当額を交付。	-	129	
		漁船保険中央会交付金	事業の健全かつ円滑な運営に資するため、加入者への純保険料補助と国に納入される保険料相当額との差額を交付。	法に基づいた漁船保険制度の適切かつ円滑な運営	6,162	
		漁業共済組合連合会交付金	事業の健全かつ円滑な運営に資するため、加入者への掛金補助額と国に納入される保険料相当額との差額を交付。	漁業共済の加入率を平成20年度までに53%	4,885	
		漁業協同組合事務費交付金	義務加入漁船に係る保険料の収集等を行った漁協に対し保険組合が支払う事務費を一部補助。	漁船保険制度の適切かつ円滑な運営	587	
		漁船保険振興事業費補助金	経営基盤の弱い保険組合に対する経費等を補助。	漁船保険制度の適切かつ円滑な運営	3	
		漁業災害補償制度等調査委託費のうち 漁業共済事業管理システム事業委託費	漁業共済事業の事業実績を月別・年計ごとに集計するため、漁業共済事業に関するデータを一元的に処理している全国漁業共済組合連合会に対して集計業務を委託。	漁業共済事業の事業実績に係る集計分析及び集計結果作成プログラムの開発等	26	
		漁船船主責任保険実績集計委託費	引受、事故等の分析が可能となる概況表、統計表を作成するため、事業に関する資料を一元的に処理する漁船保険中央会に対して集計業務を委託。	漁船船主責任保険の事業実績に係る集計分析	7	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		水産業振興対策推進指導費補助金のうち ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業	漁協等によるノリ養殖業の構造改革計画の策定、及び同計画に基づいて漁業者や漁協等が取り組む生産性の低い自動乾燥機等の廃棄を支援	-	680	
		漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	漁業経営の改善等のための資金の融通円滑化、漁業整備の推進等の措置を講じることにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする。	-	-	
		漁業近代化資金金融通法	漁協系統資金の活用により漁業者等の資本装備の高度化・経営の近代化を目的として、国が利子補給措置を講じる。	-	-	
		中小漁業融資保証法	中小漁業者等に対する信用補完の措置を講じることにより、中小漁業の振興を図ることを目的とする。	-	-	
		漁船損害等補償法	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		漁船乗組員給与保険法	漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払を保障し、もつて、漁船の乗組員の生産意欲を保持し、あわせて、漁業経営の安定に資することを目的とする。	-	-	
		漁業災害補償法	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に、漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。	-	-	
		漁業協同組合合併促進法	適正な事業経営を行うことのできる漁業協同組合を広範に育成して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併の促進を図る。	-	-	
		水産業協同組合法	漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もってその経済的地位の向上と水産業の生産力の増進を図り、国民経済の発展を期す。	-	-	
		(独)水産大学校法	独立行政法人水産大学校の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		(独)水産総合研究センター法	独立行政法人水産総合研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	-	-	
		水産研究・技術開発戦略	水産試験研究・技術開発の重点化方向及びこれらを強力に推進するための推進方策を明示。	-	-	
		北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づく低利融資制度	北方協会に造成した10億円の基金から、北方地域旧漁業権者等に対して事業・生活資金を低利融資する。	-	-	
		所得税・法人税	漁業協同組合合併促進法に基づく合併について、企業再編税制における適格合併の適用 等。	-	-	
		固定資産税	漁業協同組合等が取得する農林漁業者の共同利用に供する機械・装置に係る固定資産税について、取得後3年間に限り、当該機械等の価格の1/2に軽減 等。	-	-	
		不動産取得税	水産業協同組合が国の補助を受けて共同利用施設を取得した場合、当該補助を受けた一定額が価格から控除等。	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		石油税	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税の免税、農林漁業用国産A重油の石油石炭税相当額の還付	-	-	
消費地と産地の価格差の縮減	水産物流通対策事業費補助金		産地及び消費地を通じた水産物価格の安定を図るため、漁業者団体等が水揚集中時に対象魚種を買取、保管し、放送出する取組を実施した際及び漁業者団体等が量販店、加工業者等の最終実需者との間で直接取引契約を締結し、最終実需者が求める種類、規格の水産物を買取、一定価格で安定的に供給する取組を実施した際、これに必要な買取代金の金利及び保管経費等の助成を行うのに必要な資金を(財)漁価安定基金に造成。 また、漁業者団体等と食品産業、小売業とが連携した、国産水産物の新たな需要の創出につながる取組等に対して支援。	主要水産物の産地価格の安定	1,837	
				-	79	
	水産業振興事業民間団体委託費のうち 水産物流通加工対策等委託費		世界的な水産物流通のグローバル化の進行を踏まえ、国内主要水産物の需給動向や諸外国の貿易措置に関連した各種調査・分析を実施 等	-		
	水産業振興民間団体事業費補助金のうち 水産物品質管理対策推進支援事業費のうち 水産物消費改善事業費		水産物の消費改善を図るため、消費動向調査、ふれあい学習講習会、料理コンクールを実施。	-	32	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農林漁業用揮発油税財 源身替漁港関連道整備 事業費	漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化のため、漁港と幹線道路等を結ぶアクセス道路の整備。	安全・安心な水産物が国民へ安定的・効率的に供給されるように、生産流通の機能の高度化を実現	1,016	
		漁港漁場整備法	水産業の健全発展及びこれによる水産物の供給の安定を図る。	-	-	
		水産加工業施設改良資 金融通臨時措置法	食用水産加工品の安定供給を図るために、水産加工施設の改良等に必要な資金の融通を行う。	-	-	
		(独)水産総合研究センター 法	独立行政法人水産総合研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	-	-	
		水産研究・技術開発戦 略	水産試験研究・技術開発の重点化方向及びこれらを強力に推進するための推進方策を明示。	-	-	
		不動産取得税	融資により設置した共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置	-	-	
		所得税・法人税	ジュール加熱装置を取得した場合の特別償却 等	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
汚水処理人口普及率	漁村総合整備事業費補助	漁港の環境向上に必要な施設の整備、漁港の背後の漁業集落等における生活環境の改善、離島・辺地等の条件不利地域に立地する漁村地域における活力ある漁村の形成、地域の既存ストックの有効活用を通じた生産基盤と生活環境基盤の効率的な整備。	概ね10年後の平成23年度において、漁村における汚水処理人口普及率を小都市並みの約60%まで引き上げ	- 16,387	11,823の内 数	
	直轄災害事業費	北海道内における、3種、4種漁港の公共土木施設の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保。	-			
	漁港施設災害復旧事業費補助	公共土木施設における災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保。	-			
	漁港施設災害関連事業費補助	・再度災害の防止 ・漁業集落環境施設の災害復旧 ・海岸に漂着した流木等の緊急的な処理を実施。	-			
	強い水産業づくり交付金のうち 漁村地域の活性化目標	漁港利用の高度化に対応した施設整備及び都市と農山漁村が共生・対流する活力ある社会を実現するための交流基盤施設等の施設整備の推進。	漁村地域の活性化(費用対効果の高い施設の整備)			

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		水産業振興民間団体事業費補助金のうち 遊漁船業等適正化対策推進事業費	漁村地域の活性化を図るため、遊漁船業者やプレジャー・ボート利用者等への安全管理、適正な漁場利用の啓発及び遊漁者への水産資源・漁場環境保護意識の啓発等を行い、また、遊漁船等の海難事故防止及び漁業と遊漁間等のトラブルの減少を図り、健全な遊漁(レクリエーション)の場の提供により、都市と漁村の交流を促進。	-	19	
		水産業振興事業民間団体委託費のうち 都市漁村交流促進事業費	交流促進方策の検討、子どもたちの体験活動等の普及啓発活動等。	都市漁村交流活動事例数1,000(18年度末)	53	
		水産業・漁業の多面的機能普及啓発推進事業費	水産業・漁村の多面的機能への国民的理解の促進及び国民的コンセンサスの形成を推進するため、シンポジウムの開催、ポスター、パンフレットの作成・配布による普及・啓発活動、多面的機能の定量的評価手法の確立と評価等を実施。	水産業・漁村の有する多面的機能の国民的理解度の深度	23	
		離島漁業再生支援交付金	多面的機能を発揮する離島漁業の再生を図るため、漁場の生産力向上の取組等を支援。	全国の漁業生産額に占める離島の漁業生産額の割合の維持10.0%	1,725	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		水産業振興事業委託費のうち 環境・生態系保全活動支援調査事業費	環境・生態系保全活動の全国における事例の調査を行うとともに、そうした活動の検証・評価を基に活動について具体的な規範(最低限取り組むべき内容)の案を作成し、支援手法について調査・検討を行う。	-	70	
		遊漁船業の適正化に関する法律	遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。	-		
		水産研究・技術開発戦略	水産試験研究・技術開発の重点化方向及びこれらを強力に推進するための推進方策を明示。	-		
	津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減	水産業振興事業委託費のうち 漁港漁場管理と利用の効率化事業費	国民に対する水産物安定供給の観点から、漁港漁場の安全機能向上と効率的な利用を図るため、高度管理システムを開発し、ガイドラインを策定。	漁港漁場管理システムによる漁港漁場の管理業務の効率化・省力化	76	
		災害に備えた放置艇の適正な収容推進事業費	放置艇等による被災時での二次災害を未然に防ぐため、規制措置導入手法や係留保管施設の整備方策等を検討する。	-	25	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		海岸保全施設整備事業費補助	国民経済上、および民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るため、又は貴重な国土を海岸侵食から守るため、海岸保全施設の新設や改良、補修。	成果指標:津波・高潮災害から一定の水準の安全性が確保されていない漁村の面積 現状値:約6,000ha (平成14年度末) 目標値:約5,000ha(平成19年度末)	6,271	
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費補助	津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進。	同上	940	
		海岸環境整備事業費補助	国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行い、快適な海浜利用の向上及び背後地の生活環境の保護に資するもの。	同上	1,101	
		海岸調査費	海岸事業に係る調査の実施。	同上	32	
		海岸法	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。	-	-	

政策評価結果書（案）

平成 年 月 日

実績評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	食料・農業・農村に関する国際協力の推進		
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：大臣官房国際部国際協力課 関 係 課：大臣官房環境政策課、大臣官房統計部統計企画課、 大臣官房国際部国際政策課、国際経済課 総合食料局食料企画課、食糧貿易課 消費・安全局動物衛生課、植物防疫課、国際基準課 生産局総務課生産政策室、種苗課 経営局協同組織課、普及・女性課 農村振興局設計課、農村政策課、水利整備課 農林水産技術会議事務局国際研究課		
政策分野の全体 の目指すべき姿	食料・農業・農村に関する国際協力の推進を通じて、世界の食料需給の安定に貢献する。		
重点的に取り組むべき課題（課題ごとに目指すべき姿）	目標 （政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点）		判断に用いる指標 ・データ
飢餓・貧困の削減や地球環境保全及び国際農業交渉等の円滑化等に貢献することを目的として、食料・農業・農村に関する国際協力を推進する。	飢餓・貧困の削減への貢献 ・農業の生産性・生産力の向上 ・農業所得、農村生活環境の向上 ・食料備蓄の確保 等 指標：アンケート調査 目標年次：各年度 目標値：100%	相手国の関係者等を対象にしたアンケート調査	
	地球環境保全への貢献 ・砂漠化の防止 ・持続的な水資源の保全・利用 ・地球環境保全型農業の推進 等 指標：アンケート調査 目標年次：各年度 目標値：100%	相手国の関係者等を対象にしたアンケート調査	
	我が国の農業政策への理解の促進 ・農業の多面的機能への理解の促進 ・国際農業交渉等の円滑化 等 指標：アンケート調査 目標年次：各年度 目標値：100%	相手国の関係者等を対象にしたアンケート調査	
	突発的・大規模な問題への適切な対応 ・自然災害、紛争等からの復興 ・越境性疾病の防疫 等 指標：アンケート調査 目標年次：各年度 目標値：100%	相手国の関係者等を対象にしたアンケート調査	

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	食料・農業・農村基本計画 第3の1の(7)国際協力の推進
目標年度	
目標値	

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

世界には約8億5千万人（2000-2002年）の栄養不足人口が存在し、その96%が開発途上国に集中している。このような中、国際的にも飢餓・貧困の撲滅が開発目標としてクローズアップされている。1996年の世界食料サミットにおいて、世界の食料安全保障の達成と栄養不足人口の2015年までの半減を目指すことが宣言された。さらに、2002年に開催された世界食料サミット5年後会合においては、世界食料サミットにおいて定められた目標の達成状況が不十分であるとして、世界の栄養不足人口の半減に向け、各国による取組の一層の強化が求められているところである。また、2000年に開催された国際ミレニアムサミットにおいては、2015年までに極度の貧困状態にある人口を半減することを目指すことが、ミレニアム開発目標として首脳レベルで確認された。開発途上国においては、農林水産業が主要産業となっていることから、飢餓・貧困削減について、農林水産分野への支援は重要である。

また、非伝統的な焼畑農業等による森林の減少・劣化や過放牧等による砂漠化の進行等の地球的規模の環境問題が顕在化している中で、開発途上国の荒廃しつつある農地、草地等の回復・保全に積極的に取り組むとともに、持続的で生産性の高い農業を普及・発展させることも重要である。

さらに、ODA（政府開発援助）の実施に当たっては、我が国の外交政策や国内政策との整合性を図っていくこともこれまで以上に求められるようになっている。近年、WTO・EPA交渉等の国際交渉において、途上国が重要なプレーヤーとなってきていることから、我が国の立場を反映した合意形成を目指していく中で、我が国の主張を開発途上国に浸透させるとともに交渉の円滑化を図るなど、我が国の農業政策への理解の促進に資することも重要である。

自然災害や人畜共通越境性疾病等の突発的かつ大規模な問題への適切な対応も重要である。

こうしたことから、我が国としては、飢餓・貧困の削減や地球環境の保全に資するため、ひいては世界の食料需給の将来にわたる安定に貢献するため、開発途上国の実情やニーズに即して、食料・農業・農村分野の技術協力や食料援助を進めるなど、食料・農業・農村に関する国際協力を積極的に推進していく必要がある。

さらに、「政府開発援助大綱（平成15年8月29日閣議決定）」においても、貧困削減や地球的規模の問題への取組等が重点課題として設定されており、農林水産省としても専門的知見や技術を生かし、これに資する取組を実施する必要がある。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

食料・農業・農村に関する国際協力は、開発途上国の実情やニーズに即して、飢餓・貧困の削減や地球環境の保全等に貢献するとともに、こうした取組を通じて、我が国の農業政策への理解を促進することを目的に実施しているが、その効果を把握するに際して、

- ・発現するまでには、一定期間を要することに加え、
- ・気象条件や社会制度の変革、JICA（（独）国際協力機構）やJICA（国際協力銀行）他の援助国及び開発途上国自らの取組等の種々の要因の影響も大きいこと等の特質を踏まえる必要がある。

このため、本政策分野については、以下の4項目を目標として設定し、各事業ごとに相手国の関係者等を対象としたアンケート調査を実施して、各事業の事業目標の達成度等について評価を行ってもらい、それを集約することにより評価する。

飢餓・貧困の削減への貢献

地球環境保全への貢献

我が国の農業政策への理解の促進

突発的・大規模な問題への適切な対応

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 飢餓・貧困の削減への貢献

目標 地球環境保全への貢献

目標 我が国の農業政策への理解の促進
目標 突発的・大規模な問題への適切な対応

算出方法

各事業の目的を、上記の目標～のいずれかに分類した上で、各事業ごとに、相手国の関係者等（政府関係者、国際機関関係者、国際協力NGO職員、研修参加者等）を対象に、（1）に示すような事業目標を設定し、当該事業目標及び、上記～の目標について（2）に示すデータが得られるような項目を盛り込んだアンケート調査を実施する。アンケート調査実施時期については、研修・セミナーは各年度ごと、通年で行う基礎調査等については成果が出た年度に実施する等事業の性格をかんがみ適正な時期に実施することとする。

（1）事業目標（例）

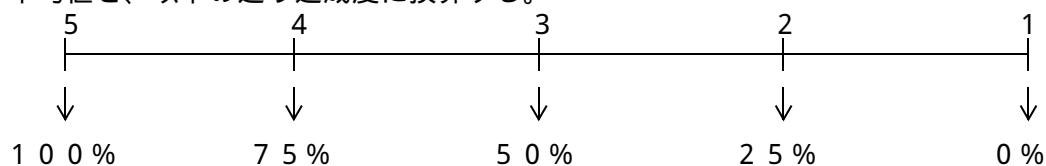
- ・持続的な営農体系の確立・普及
- ・水利用効率の高い節水型の水稻栽培技術の開発・普及
- ・持続的な水稻生産による農業所得の向上

（2）評価の視点

- ・妥当性
対象国の実情やニーズに合致した事業内容となっていたか。
- ・有効性
想定された事業目標が達成できたか。
- ・効率性
事業成果を達成する上で、適切かつ効率的な事業内容となっていたか。
- ・インパクト
事業成果は、上記の目標の達成に貢献するか。
- ・自立発展性
事業成果は、事業終了後も継続的・発展的に活用されていくと見込まれるか。

それぞれの項目ごとに、1（低）～5（高）の5段階で評価を行ってもらい、それらの結果を目標～ごとに集計し平均値を算出する。

平均値を、以下の通り達成度に換算する。



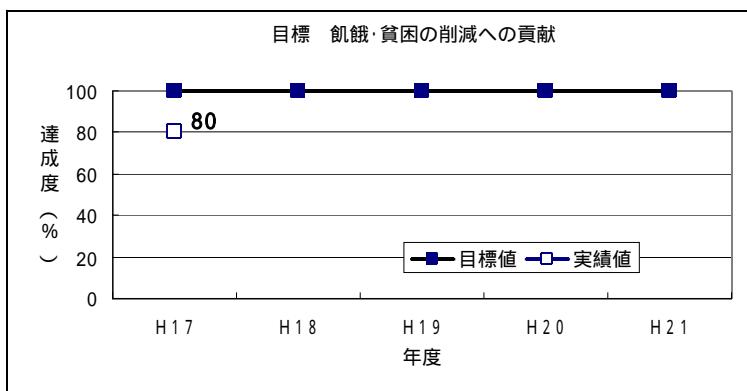
（評価の目安）

5：強くそう思う（Excellent） 4：そう思う（Good） 3：どちらともいえない（Fair）
2：そう思わない（Slight） 1：全くそう思わない（Poor）

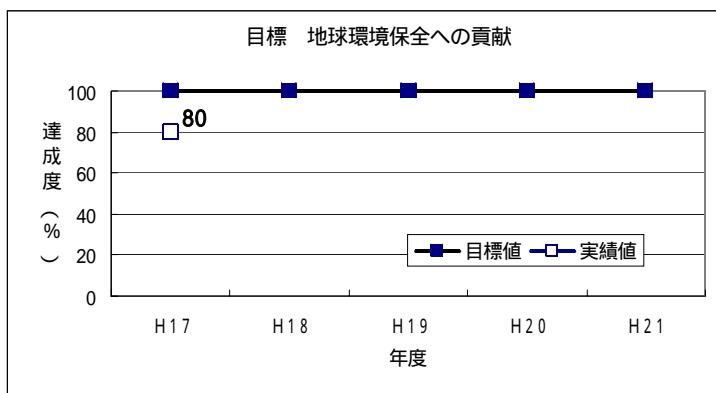
実績評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

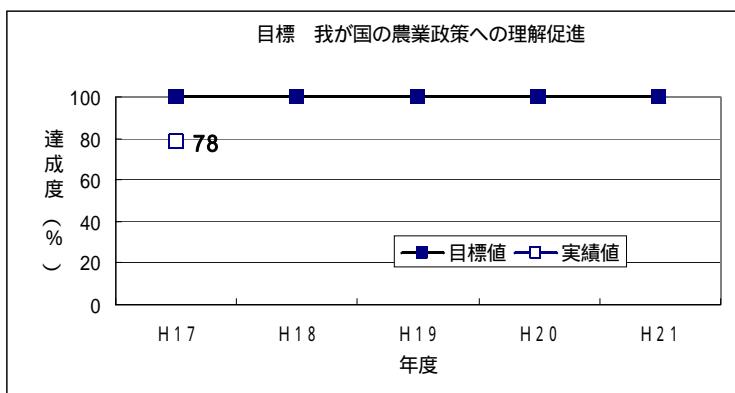
目標 飢餓・貧困の削減への貢献



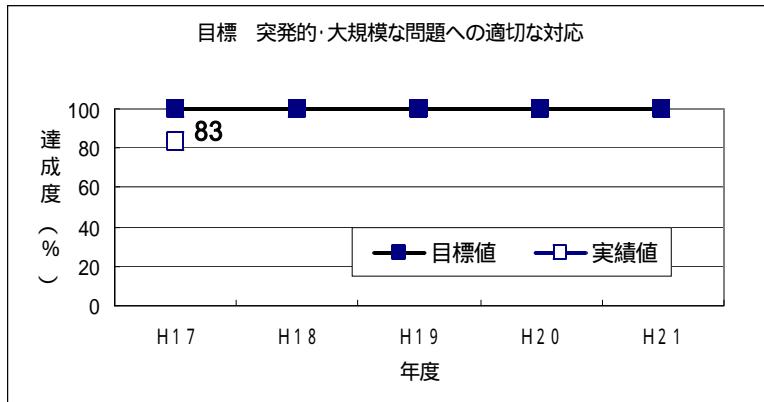
目標 地球環境保全への貢献



目標 我が国の農業政策への理解の促進



目標 突発的・大規模な問題への適切な対応



実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 価 結 果
目標 飢餓・貧困の削減への貢献	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本年度の目標値 100% (各年度) 本年度の実績値 % 達成状況 % 達成ランク </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改善・見直しの方向 </div>
目標 地球環境保全への貢献	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本年度の目標値 100% (各年度) 本年度の実績値 % 達成状況 % 達成ランク </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改善・見直しの方向 </div>
目標 我が国の農業政策への理解の促進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本年度の目標値 100% (各年度) 本年度の実績値 % 達成状況 % 達成ランク </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改善・見直しの方向 </div>
目標 突発的・大規模な問題への適切な対応	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 目標値、実績値、達成状況 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 本年度の目標値 100% (各年度) 本年度の実績値 % 達成状況 % 達成ランク </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 政策目標を達成するための政策手段の有効性 </div>

	<p>改善・見直しの方向</p>
総合的な所見 (各局政策評価 担当課長)	

<p>【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】</p>

<p>【評価会委員の意見】</p>

実績評価(政策手段シート)

政策分野	食料・農業・農村に関する国際協力の推進
------	---------------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
飢餓・貧困の削減への貢献	開発途上国(農業統計)人材能力改善プログラム作成事業	ASEAN地域後発開発途上国にとって最適な人材育成開発プログラム(研修基本計画、研修プログラム等)の開発	-	6		
	途上国支援のための基礎的情報整備費	サブサハラ・アフリカやアセアン後発国において、効果的・効率的な農林業協力をを行うための基礎的な情報の収集・分析を行い、その成果を国際協力専門家に提供()	-	66		
	効率的な農林業経済協力に関する調査事業	ODA予算の効率的な執行に資する為、社会経済状況、既存灌漑施設の機能診断や管理体制等の調査を行い、計画的な補修等による施設の長寿命化を図る予防保全対策を途上国で実施できるためのマニュアル策定の資する調査を行う	-	34		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	人口問題が農業・農村環境に与える影響に関する基礎調査	人口増加に伴う諸問題と農業・農村環境が互いに与える影響を調査するとともに、その結果の分析・研究し、効果的な援助実施方針を検討()		調査成果の国別援助計画への反映:100%	11	
	アフリカ地域における食糧の持続的生産技術普及支援調査	アフリカ諸国の貧困と栄養不足の解消に向けた自助努力を支援するための政策的方向性を探る基礎資料として、現地営農実態についての調査、既存の優れた栽培技術の把握、その内容、実効性、普及可能性を分析・検証		-	17	
	水資源開発戦略構築調査委託費	アジアモンスーン地域での低成本で水効率の良い末端水利施設の整備手法及び住民参加型末端水管理手法の検討		低成本で水効率の良い末端水利施設整備手法及び参加型末端水管理手法マニュアルの策定	63	
	参加型農業農村復興支援対策調査	各国において高い汎用性がある参加型農業農村復興支援技術の開発()		-	50	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		地域資源利活用農業農村開発基礎調査費	農業農村状況、地域資源の状況等を踏まえ、種々の技術の発展の可能性・汎用化の検討に係る基礎的な調査	農業農村の状況及び地域資源の状況を踏まえた地域資源を利活用した技術に関する報告書の作成	25	
		プロジェクト事前調査費	現地タスクフォースとの意見交換等を通じたODA案件形成手法の調査・検討	-	28	
		農業農村開発戦略検討調査費	開発途上国に必要な情報収集・意見交換及び国際機関等技術者とのセミナー・ワークショップの実施	-	11	
		多様な主体の参画による連携手法検討調査費	各国の社会状況に適合した農業農村開発協力にかかる国内外の多様な主体との連携・活用手法を検討、マニュアルを作成	-	18	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		食料・農業協力啓発促進事業	国際ワークショップの開催等を通じ、我が国の取組や食料情勢等について広く国民に普及啓発を行うとともに、関係者間の幅広いネットワークを構築する()	-	30	
		開発途上国農民組織化推進事業	農民組織の育成・強化を通じ、農業農村の発展・活性化を図るための研修を実施()	-	22	
		海外農林業協力NGO等活動促進事業	NGOの農林業分野における協力活動を技術的な観点から支援するため、NGOが自ら行うことが困難な、人材養成・研修、分野別ワークショップや現地技術交流会での国内外の相互の情報交換、専門家の派遣への支援等を実施。	-	46	
		アジア地域における持続的農業・食品産業確立支援事業	アジア地域の持続的な農業や食品産業の確立に関する研修、専門家派遣を実施	-	14	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		日アセアン地域技術交流事業	アセアン地域の的確な協力ニーズを把握し、開発援助を効果的・効率的なものとするため、農業政策に関するセミナー等を実施()	相手国ニーズへの適応度及び我が国の農業政策に対する理解度:100%	27	
		ASEAN諸国等農林水産物の市場多様化のためのキャパシティー・ビルディング支援事業	ASEAN諸国等開発途上国の農林水産物の輸出促進を図るために主要先進国等の市場状況などを調査し、セミナーを開催()	-	18	
		アジア農業青年人材育成事業	アジア地域の農業・農村の近代化を担う農業青年の人材育成を図るため、アジア各国からの我が国農家への受け入れ 専門家等の派遣による帰国研修生のフォローアップの実施	この事業の相手国政府 関係者へのアンケート調査による 相手国ニーズへの適応度:100% 我が国の農業政策に対する理解度:100%	60	
		海外農業農村開発技術センター等事業費	開発途上国の実情に適した技術マニュアルの作成、セミナー等を通じた技術交流の実施	-	61	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		ICID技術交流費	かんがい排水等に係る技術の研究、開発、普及のための調査・研究及び情報交換の支援	-	23	
		準専門家派遣拠出金 (FAO拠出金)	将来、国際農林業開発協力活動に従事しうる人材の養成するため、当省職員をFAOに準専門家として派遣	-	33	
		アジア食料安全保障情報化推進事業 (FAO、ASEAN拠出金)	精度の高い農業データの収集、食糧需給予測モデルの開発、栄養不足の諸要因の分析及びこれら情報をアジア地域で共有するための情報ネットワークを構築	-	84	
		市民社会参加型農村開発支援事業 (FAO拠出金)	我が国NGOの強化を通じた国際機関が行う国際協力への市民社会の参加を促進するため、NGOに対し、参加可能なプロジェクトの情報収集、研修、ワークショップを実施	-	30	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		アジア地域の農業分野における復興支援事業(FAO拠出金)	政治情勢、紛争、災害等により損害を被った開発途上国に対し、中長期の経済復興支援、特に産業の基盤となる農業・水産業の復興に繋がる農村開発支援を実施()	復興が求められている地域の食料自給の達成	151	
		アジア水田・水環境システム分析評価調査(FAO、MRC拠出金)	水田農業及び農業用水のもつ多面的な役割を適正に維持推進する政策提案、それを踏まえた水利用のモデル計画を策定。	事業対象国政府関係者等の本調査結果の理解度及び計画案への反映度が100%	63	
		開発途上国人材養成協力事業(FAO拠出金)	開発途上国の開発プロジェクト担当者の資質向上を図るため、FAOプロジェクトに研修参加させる	-	11	
		国際食品規格策定・整備事業(FAO拠出金)	コーデックス委員会事務局に専門家を派遣するとともに、コーデックス規格作成に資するための専門家会合を実施	我が国の国内事情を踏まえた国際食品規格を1規格以上作成	20	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	途上国の生産能力向上等のための南々協力促進事業(FAO、ASEAN拠出金)	農林水産分野における先発途上国のノウハウや日本の協力成果、これまでに先発途上国において培ってきた開発に関する知見、ノウハウをLDC諸国に移転するための南南協力による人材育成を実施()	-	134		
	アフリカにおける稻作等普及事業(WFP拠出金)	西アフリカ地域において、WFPが実施するFFW(フード・フォー・ワーク)により、水田開発を実施()	-	316		
	アジア農業生産性向上後発開発途上国(LDC)等支援事業(APO拠出金)	各国生産性本部(NPO)強化を図るため、パイロット事業やスタッフの強化研修等を実施	-	22		
	節水条件下における水稻栽培技術の開発(IRRI拠出金)	節水型栽培に適した稻育種素材の育成及び節水条件下における土壤・作物管理技術の開発	-	28		
	赤かび抵抗性麦類の開発(CIMMYT拠出金)	バイオテクノロジーを活用した赤かび病抵抗性麦類の開発	-	64		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		日アセアン・パートナーシップ強化事業 (ICA, ASEAN拠出金)	・日アセアン間及びアセアン地域内等における、民間レベル・地域レベルを中心とした協力・交流活動 ・農林水産品の品質改善、地域特産品づくり、農漁民組織の活動能力向上等に関する研修、専門家派遣 ・我が国及びアセアン諸国との情報ネットワークの構築()	-	350	
		アジア地域食料安全保障強化支援事業 (ASEAN拠出金)	東アジア地域の食料安全保障の強化等を目的とした米備蓄システムのパイロット・プロジェクトの実施を通じ、恒久的なスキームとして実施するためのメリット・デメリットを検証。()	-	85	
		牛海綿状脳症国際貢献事業 (OIE拠出金)	アジア地域における牛海綿状脳症に関する知識の啓発・関係技術者を対象とした研修を実施()	-	23	
		効率的水資源・かんがい管理技術普及調査費 (IWMI拠出金)	アジアでの水管理の知見をアフリカ地域へ適用するための効率的な水資源・かんがい管理手法を検討		12	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		アジア・アフリカ農村開発機構分担金	我が国がアジア・アフリカ地域の農村復興について国際協力の責務を果たすため、アジア・アフリカ農村開発機構の活動支援の一環として、当機構の運営に必要な分担金を拠出	関係者(相手国政府関係者等)へのアンケートについて 相手国ニーズへの適応度:100% 我が国の農業政策に対する理解度:100%	14	
地球環境保全への貢献	アジア環境保全型農業パートナーシップ構築支援事業		地球温暖化対策の推進を通じた持続可能な農業の展開に向けて、アジア各国との政策対話の基盤を構築	ワークショップ出席者に対し、理解度についてのアンケート調査を行い、80%の理解度を目指す(平成19年度)	13	
	途上国支援のための基礎的情報整備費		サブサハラ・アフリカやアセアン後発国において、効果的・効率的な農林業協力をを行うための基礎的な情報の収集・分析を行い、その成果を国際協力専門家に提供()	-	66	
	人口問題が農業・農村環境に与える影響に関する基礎調査		人口増加に伴う諸問題と農業・農村環境が互いに与える影響を調査するとともに、その結果の分析・研究し、効果的な援助実施方針を検討()	調査成果の国別援助計画への反映:100%	11	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	地球的規模の問題に対する食料・農業・農村分野の貢献手法に関する検討調査	実施した援助効果を検証し、地球的規模の問題に対してどのような貢献ができる、一方でどのような技術が必要とされているか検討。その上で地域特性や社会経済の発展に応じ、環境等にも配慮した効果的な援助実施方針を検討	調査成果の国別援助計画への反映: 100%	20		
	持続可能な農業と関連環境問題に関する調査・技術交流事業	持続可能な農業を通した地球環境問題に関する政策的・技術的課題、今後の対応策等についての途上国関係者との議論、技術交流	調査成果の国別援助計画への反映: 100%	11		
	地域資源利活用型砂漠化防止対策調査費	エチオピア国天水農業地帯における地域資源利活用型の砂漠化防止対策の確立	地域資源を利用した土壤保全システムの技術指針の作成	114		
	自立支援型黄砂発生源対策検討調査費	黄砂発生源対策に関する技術的問題を解決するための実証調査	農業農村の状態及び現地の技術を踏まえた土地利用、営農計画及び農業農村開発計画のモデル策定	37		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農地・土壤浸食防止対策調査費	パラグアイ国の緩傾斜部及び平野部における貧困削減に資する土壤浸食防止技術の開発	深化・汎用化した土壤浸食防止対策の技術指針の作成	50	
		資源利活用型地球温暖化防止対策検討調査費	地域資源を利活用した住民参加型のCDM事業を形成するための基礎、検討調査を実施	-	80	
		効率的水資源・かんがい管理技術普及調査費(IWMI拠出金)	アジアでの水管理の知見をアフリカ地域へ適用するための効率的な水資源・かんがい管理手法を検討		12	
	我が国の農業政策への理解の促進	ODAと農産物貿易に関する政策一貫性に関する基礎調査	ODAが我が国の食料や農業に対して与えている影響について調査・分析し、ODAと国内政策との整合、連携を図り政策一貫性について検討・提言	調査成果の国別援助計画への反映:100%	13	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		日アセアン地域技術交流事業	アセアン地域の的確な協力ニーズを把握し、開発援助を効果的・効率的なものとするため、農業政策に関するセミナー等を実施()	相手国ニーズへの適応度及び我が国の農業政策に対する理解度:100%	27	
		受入機関における研修等の実態を踏まえた効果的な外国人研修・技能実習の推進のための調査委託	農林水産分野における外国人研修制度、技能実習制度のより効果的な実施の推進	受入機関における研修等の実態を踏まえた効果的な外国人研修・技能研修の推進のための農林水産政策分野の研修に係る問題・課題等に対する対応策のとりまとめ	10	
		国際農業連携活性化特別対策事業	我が国及び中南米諸国等の日系農業者との連携を通じ、技術開発、普及交流等による、日系農業者の経営近代化、農協連携を核としたアグリビジネスの創出の支援	-	139	
		アジアモンスーン地域連携世界水フォーラムローカルアクション委託	・国際水田・水環境ネットワークシンポジウム・ワークショップの開催支援 ・バーチャルミーティングの実施 ・水田かんがい技術に関するドラフト作成	-	15	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	途上国支援のための基礎的情報整備費	サブサハラ・アフリカやアセアン後発国において、効果的・効率的な農林業協力をを行うための基礎的な情報の収集・分析を行い、その成果を国際協力専門家に提供()	-	66		
	開発途上国農民組織化推進事業	農民組織の育成・強化を通じ、農業農村の発展・活性化を図るための研修を実施()	-	22		
	ASEAN諸国等農林水産物の市場多様化のためのキャパシティー・ビルディング支援事業	ASEAN諸国等開発途上国の農林水産物の輸出促進を図るために主要先進国等の市場状況などを調査し、セミナーを開催()	-	18		
	食料・農業協力啓発促進事業	国際ワークショップの開催等を通じ、我が国の取組や食料情勢等について広く国民に普及啓発を行うとともに、関係者間の幅広いネットワークを構築する()	-	30		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		アジア地域植物品種保護制度整備推進事業 (UPOV拠出金)	アジア諸国の植物品種保護制度の整備を促進するため、地域会合、普及・確立支援活動を実施	-	16	
		途上国の生産能力向上等のための南々協力促進事業(FAO、ASEAN拠出金)	農林水産分野における先発途上国のノウハウや日本の協力成果、これまでに先発途上国において培ってきた開発に関する知見、ノウハウをLDC諸国に移転するための南南協力による人材育成を実施()	-	134	
		日アセアン・パートナーシップ強化事業 (ICA、ASEAN拠出金)	・日アセアン間及びアセアン地域内等における、民間レベル・地域レベルを中心とした協力・交流活動 ・農林水産品の品質改善、地域特産品づくり、農漁民組織の活動能力向上等に関する研修、専門家派遣 ・我が国及びアセアン諸国との情報ネットワークの構築()	-	350	
		アフリカにおける稻作等普及事業(WFP拠出金)	西アフリカ地域において、WFPが実施するFFW(フード・フォー・ワーク)により、水田開発を実施()	-	316	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
突発的・大規模な問題への適切な対応	参加型農業農村復興支援対策調査	各国において高い汎用性がある参加型農業農村復興支援技術の開発()	-	50		
	アジア地域の農業分野における復興支援事業(FAO拠出金)	政治情勢、紛争、災害等により損害を被った開発途上国に対し、中長期の経済復興支援、特に産業の基盤となる農業・水産業の復興に繋がる農村開発支援を実施()	復興が求められている地域の食料自給の達成	151		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		アジアにおける食品安全・動植物検疫関連支援事業 (FAO、OIE拠出金)	動植物検疫及び食品の安全性に関する能力向上を図るため、ワークショップの開催、専門家の派遣等を実施	事業対象国における政策への反映度:100%	153	
		アジア地域食料安全保障強化支援事業 (ASEAN拠出金)	東アジア地域の食料安全保障の強化等を目的とした米備蓄システムのパイロット・プロジェクトの実施を通じ、恒久的なスキームとして実施するためのメリット・デメリットを検証。()	-	85	
		牛海綿状脳症国際貢献事業 (OIE拠出金)	アジア地域における牛海綿状脳症に関する知識の啓発・関係技術者を対象とした研修を実施()	-	23	
その他	政府米の貸付による緊急食糧支援	緊急食糧支援事業	インドネシア及び北朝鮮に対する食糧支援に関し、将来、発生することが見込まれる財政的損失を平準化するための資金の積み立ての実施	-	5,908	

政策評価結果書(案)

平成 年 月 日

実績評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	農林水産物・食品の輸出の促進	
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：大臣官房国際部国際経済課輸出促進室 関 係 課：	
政策分野の全体 の目指すべき姿	農林水産業・食品産業の活性化に資するため、民間の取組に対し総合的な支援策を実施し、国産農林水産物・食品の輸出を促進する。	
重点的に取り組むべき課題(課題ごとに目指すべき姿)	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ
世界的な日本食のブームやアジア諸国の所得水準の向上等を好機ととらえ、農林漁業者の経営発展等に寄与するため、海外での日本食・日本産品の普及、販路創出・拡大や国内外での輸出環境整備等を行い、農林水産物・食品の輸出拡大を図る。	<p>攻めの農政の一環として、平成16年から5年間で農林水産物・食品の輸出額を倍増させるとの取組をさらに加速させ、平成25年までに輸出額1兆円規模をめざす。</p> <p>目標年次：目標値 平成16年 2,954億円 平成21年 6,000億円 平成25年 1兆円</p>	<p>財務省公表の貿易統計による農林水産物・食品の輸出額</p> <p>その他に、販路創出・拡大のためのマーケティングの支援の状況輸出先の検疫制度などの輸出阻害要因の是正状況商標の管理や品種の権利侵害の防止など知的財産権・ブランドの保護状況等</p>

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画	食料・農業・農村基本計画
(関係箇所)	第3の2の(5)のウ 輸出促進に向けた総合的な取組の推進
目標年度	平成25年
目標値	農林水産物・食品の輸出額を倍増（平成16年2,954億円 平成21年6,000億円 平成25年1兆円）

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

農林水産物・食品の輸出の拡大は、農林水産業や食品産業、さらには各地域経済の拡大効果をもたらすものである。今般の世界的な日本食のブームやアジア諸国の経済発展を輸出拡大の好機として捉え、国内では輸出に取り組む生産者等が増加しているところである。

このような動きを推進するため、食料・農業・農村政策推進本部において、輸出額を5年で倍増する目標が設定されたところであるが、この取組をさらに加速させ、平成25年までに輸出額1兆円規模をめざす。

この目標を達成するため、生産者・民間事業者等の輸出へ向けた取組を強力に推進し、海外での日本食・日本產品の普及、販路創出・拡大や国内外での輸出環境整備等を行う。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

農林水産物・食品の輸出の促進は、農林水産業・食品産業の活性化に資するため、民間の取組に対し、販路創出・拡大への支援や産地づくり、検疫条件整備、知的財産権対策等を総合的に支援し、国産農林水産物・食品の輸出の拡大を図ることを目的としている。そのため、平成17年4月には幅広い関係者からなる「農林水産物等輸出促進全国協議会」を設置し、「農林水産物等輸出倍増計画」を定め、民と官が一体なった取組を行うこととしている。

これに対する政策評価にあたっては、各々の取組を通じてどれくらい輸出が拡大したかを把握することが最も適当であるとともに、政府として5年で倍増との輸出拡大目標を設定したところであるが、この取組をさらに加速させ、平成25年までに輸出額1兆円規模をめざすこととしており、これをもって輸出額を目標値として設定する。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 農林水産物・食品の輸出倍増対策をさらに加速する

平成16年 2,954億円

平成21年 6,000億円

平成25年 1兆円

農林水産物・食品の輸出額は財務省公表の貿易統計による。

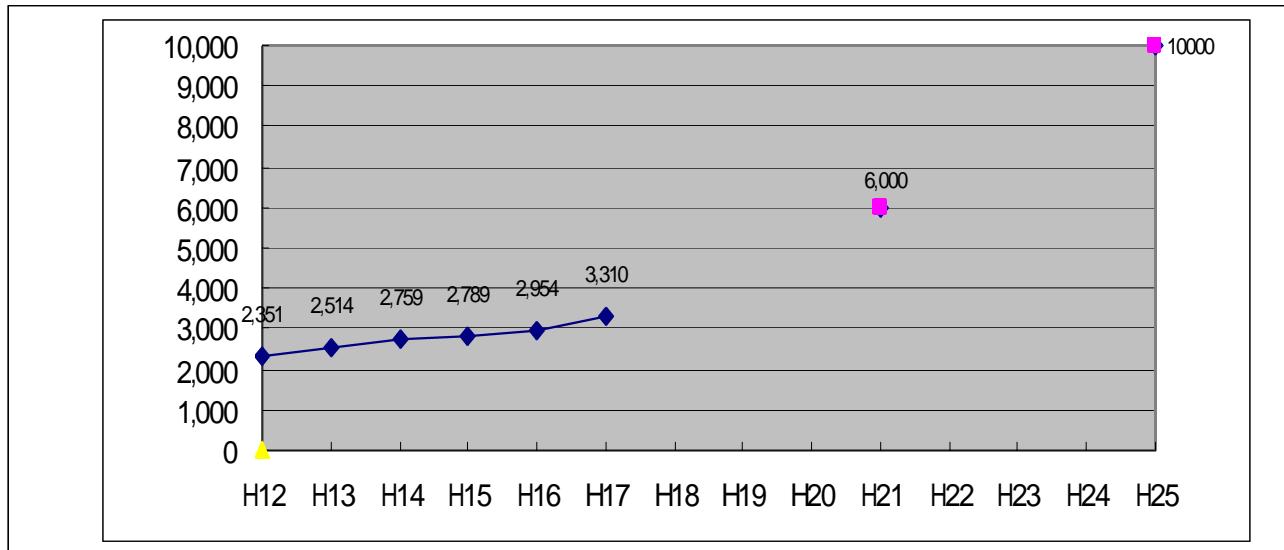
上記の指標を基本にしつつ下記の分析を踏まえて総合的に判定する。

- ・我が国の農林水産物・食品の輸出品目の中で、主な品目の輸出額の増減の要因分析、輸出実績が増加している国・地域の傾向分析
- ・販路創出・拡大のためのマーケティングの支援の状況
輸出先の検疫制度などの輸出阻害要因の是正状況
商標の管理や品種の権利侵害の防止など知的財産権・ブランドの保護状況
等の分析を通じて、民間が輸出に取り組みやすい環境づくりに政策が貢献しているか を総合的な観点からの分析

実績評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

農林水産物・食品の輸出額の推移（平成17年まで）及び平成25年の目標値



【参考データ】

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 価 結 果
目標	<p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>平成25年の目標値 1兆円 平成21年の目標値 6,000億円 平成18年の実績値 億円 達成状況</p>
	<p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p>
	<p>改善・見直しの方向</p>
総合的な所見 (各局政策評価 担当課長)	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

【評価会委員の意見】